

⑪ 大阪控訴院管内における陪審裁判

——実証的研究のための資料探究——(1)大阪編・下

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修

共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

三阪佳弘・矢野達雄(アイウエオ順)

目次

- 一 はじめに
- 二 大阪における陪審公判一覧表
- 三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判
- 四 陪審説示集・問書集による事件の紹介
 - 1 問書・答申
 - 2 説示・問書
- 五 刑事判決書
- 六 新聞報道に見る陪審公判
 - 1 陪審法の実施に関する報道(以上、「修道法学」第三七卷第一号)
 - 2 陪審公判に関する報道(以下、「修道法学」第三七卷第二号)
- 七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

- 1 判検事の感想
 - 2 弁護士の感想
- 八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴
- 1 判事の閲歴
 - 2 検事の閲歴
 - 3 弁護士の閲歴
- 九 おわりに

六 新聞報道に見る陪審公判

2 陪審公判に関する報道

①殺人被告事件昭和三年一月二十九日判決

- 1 「大阪毎日」昭和三年一月三十一日

大阪で開かれる陪審の初物

模範青年の叔父殺し

殺人か―傷害致死か

来る十五日大阪地方裁判所で開かれる、大阪〇条の三人斬り港区〇条〇丁目左官職HM辰蔵(三三)の殺人並に殺人未遂事件は、陪審裁判準備手続きの最初になってゐるが、卅日突

如大阪市住吉区□□小□町□□鍛冶職YN奈良三(三三)の殺人罪が差し込まれ、十三日公判準備手続きが開かれることに決定し、弁護士白須賀弁護士の許に通知があった。

被告は模範青年であるが、亡母の義弟MN竹松が常に飲酒、賭博、争論を事として、親族や近所の人々に迷惑をかけてゐるのを知り憤慨してゐたが、九月廿二日午後六時半頃被告方へ来ていろく侮辱し喧嘩を売ったので、憤怒のあまり殺意を起し、たま／＼現場にあった鉄槌で竹松の頭部、顔面を乱打殺害し、自首したもので、予審調べは殺意を否認してをり、事件が無頼漢同様の叔父を殺したものだけに、陪審判決は殺人か傷害致死か興味あるものである。

2 「大阪朝日」昭和三年一月二二日

いよく開かれる初の陪審事件

義理の叔父殺し

引つゞき三件ある

大阪地方裁判所における陪審裁判は、十月一日実施後、未だ一件も公判を開くにいたらないが、その後法定陪審事件が続々予審終結して公判に付せられたため、現在法定陪審事件は七件となり、うち陪審公判の前提となるべき公判準備手続の期日を指定したのは五件、そのイの一番は、来る十三日開かれる大阪住吉区□□小□町鍛冶職YN奈良三の義理の叔父殺し事件で、二番目は、既報大阪□条の三人殺傷事件のHM辰蔵で、これは十五日に準備手続が行はれる。第三番目は、二十二日開かれる、大阪粉浜の嫁殺しの旧土佐藩士M

S繁蔵(七十九)の事件で、第四番目は、天王寺の先妻殺し犯人□□町KH七左衛門で、

これらの被告人は、いづれも陪審を希望してゐるさうであるから、公判準備手続で陪審を辞退するやうなことはないから、陪審係も漸く多忙となつてきた。しかして、YN奈良三のは、多分本月二十六、七日ごろに陪審裁判が開かれる。

3 「大阪朝日」昭和三年一月一四日

大阪初の陪審公判廿七日に開廷

準尊属を殺した

住吉区の模範青年

大阪最初の陪審事件たる、大阪住吉区□□小□町鍛冶職YN奈良三(三三)の義理の叔父殺し事件の準備公判は、十三日午前十時から大阪地方裁判所の新陪審法廷で、池内裁判長のかゝり、西堀検事立会、白須賀弁護士列席の上、非公開のまま行はれた結果、来る二十七日午前十時から、いよく民間から選ばれた十二名の陪審員列席の上開廷されることに決定した。

事件の内容は、被告人は亡母もとの義弟MN竹松(四十二)が飲む、打つ、喧嘩するで、親族や近所の者に迷惑をかけてゐることを憤慨してゐる折柄、去る九月二十二日竹松が被告方へ来て被告を侮辱し喧嘩を挑んだので、憤怒のあまり有合せの鉄槌をもって松竹の頭や顔面を乱打して即死させ、すぐに自首した準尊属殺しといふ重大な犯行である。

被告人は十七歳で父に、十八で母に死に別れた、家計が豊かでないのに、弟妹が三人も

あるので、昼はあるゴム会社の職工となり、夜は鍛冶屋をしながら弟妹を養ひ、亡父の残した五百円の借銭も二百円返済したことがあるので、模範青年として時の中川大阪府知事から表彰されたことがある。

なお、被告人は徴兵検査に合格し、今年に入営することになっているが、この事件のため入営は出来ぬ。

4 「大阪毎日」昭和三年一月一四日

大阪の初陪審

無頼の叔父を殺した模範青年の兇行事件

廿七日開廷ときまる

大阪における最初の陪審公判準備手続きが、十三日午前十時から、大阪地方裁判所の陪審法廷で池内裁判長、阪東、吉村両陪席判事係、西堀検事、川上書記列席の上開かれた。当日は大阪における最初の陪審公判への第一歩であるだけに、裁判所側からは谷田院長、荒井所長、検事局側からは大田黒検事長、金山検事正らが特に傍聴したほか、牧野大審院長、小原司法次官、小山検事総長の姿も見えた。なほ、弁護士には白須賀芳彦氏が選ばれた。

事件は、大阪市住吉□□小町□□鍛冶職Y N奈良三三三といふ近所で評判の模範青年の叔父殺し事件で、

公判準備手続きは、すべて非公開のうちに行はれたが、聞くところによれば、被告Y N

は裁判長の訊問に対し、予審通り殺意をあくまで否認し陪審を希望したので、こゝにいよいよ事件は正式に陪審公判に付せらるゝことに決定した。期日は来る廿七日で、当日は証人として事件の取調べにあたった警察官二名、被告の弟および近所の者一名を召喚取調することとなった。

なほ、裁判所では直に卅六名の陪審員候補者に通知を發したが、事件が一人の模範青年が無頼漢同様の叔父を殺したといふので、陪審判決の結果に興味がつかれてゐる。

5 「時事新報」昭和三年一月一四日

大阪で初めての陪審準備公判

模範青年の傷害致死事件

けふ控訴院（注、正しくは、地方裁判所）にて

大阪で最初の陪審裁判に廻される事件——大阪市住吉区□□小町□□鍛冶職Y N奈良三三三に係る殺人事件は、予て審理中の処、十三日大阪陪審院（注、正しくは大阪地方裁判所）七号法廷で、西堀検事立合、池内裁判長の係りで、その準備公判が行はれた。席には大阪控訴院長、検事長の外、御大礼に参列した東京牧野大審院長、小山検事総長、小原司法次官等が列した。

準備公判は、午前十時から約二時間非公開の裡に行はれ、いよいよ大阪最初の陪審裁判として、白須賀弁護士が弁護に立ち、来る二十七日公判が開かれる事になった。

事件の内容は、被告はかつて模範青年として表彰され、尚本年帝国軍人として入営する

ことになり、大いに期待されてゐたものである。被告は、十七の時に父に死なれ、十八の時第一人妹三人を残して母が死んだ。四人を抱へた奈良三は、父の借財五百余円を背負ひ、昼は附近の工場に務め、午後五時工場が退けると青調所の夜学に通ひ、尚父の得意先を廻つて鍛冶をやり、からくも生計を立てゝゐたのを、附近の人は感じ、どん／＼仕事を持つて来て呉れるので生活も楽になり、父の借財も大体払つてしまつた。この間に、持て余しものゝ亡母の義弟MN竹松が、常に奈良三に無心をふっかけ、有金をさらつて行つた。竹松は飲酒、賭博、争論を事として、怠け暮してゐたもので、奈良三の温順なのにつけ込み益々我意を振ひ、本年九月廿二日例の如く酔ばらつて押しかけ、めしを喰わさんとの誤解から、いきなり奈良三をなぐりつけたので、同人は防衛上手にしてゐた鍛冶用のハンマーで応戦した、遂に竹松は其の場に昏倒、致死せしめたものである。

6 「大阪朝日」昭和三年一月二七日

関西最初の陪審裁判いよく／＼けふ開廷

陪審員卅六名へ呼出状

傍聴券は発行しない

大阪住吉区□□小町鍛冶屋YN奈良三(三十二)の義理の叔父殺し事件は、大阪控訴院管下始めての陪審公判で、今二十七日午前九時より、大阪地方裁判所の陪審法廷で、池内裁判長、西堀検事立会、白須賀弁護士列席の下に、開廷されることになり、裁判所はすでに三十六名の陪審員に呼出状を發した。

関西地方始めての陪審公判であるから、当日大阪控訴院管下の各地方裁判所長、検事正及び陪審裁判に關係せる法官多数傍聴するはずであり、一般民衆の傍聴者も多い予想であるが、裁判所では別に傍聴券など發行せず、四、五十名位しか入廷出来まいと、多分一日で審理は終了するだらうと。

7 「時事新報」昭和三年一月二七日

悲しい人生

心なき無頼の叔父を殴り殺した模範青年

法律の轍はどう駈ける

けふ開かれる大阪の初陪審

全国に於ける第三番目、大阪最初の陪審裁判は、既報の如く、今二十七日午前九時から、大阪陪審院(注、正しくは、大阪地方裁判所)第八号法廷で、西堀検事立会、池内裁判長係りで開廷される。公判に附せらる事件は、

大阪市住吉区□□小町□□鍛冶職YN奈良三(三十二)は、亡母の義弟、被告には叔父に当る同村無職MN竹松(四十)を、一時の感情の激動から手にしてゐた自転車修繕用ハンマーで殴り殺したと云ふ事件――

被告は、村内切つての褒めもの、嘗ては知事や郡長から表彰された事のある模範青年である。被害者の叔父竹松は、また村内切つての嫌はれ者の無頼漢とされてゐる男である。前途を囑目され、本年末甲種合格で入営する事になつて、村人から多大の期待を抱かれて

ある青年が、何故にこの恐るべき罪を犯すに至ったか、被告奈良三は十七の時父に死なれ、越えて十八の時に頼む一人の母も死んだ。

彼の手に残されたものは、父の負債五百余円と弟一人、妹三人であった。腕白盛りの年頃である彼は、其の日から頑是ない四人の弟妹には、父となり母となつて、一家を背負つて立たねばならなかつた。奈良三は健気にも奮ひ立つた。其の働き振りには、心なき村人にまで涙を絞らしめた。親譲りの鍛冶職では、当時一家を支へる事が出来なかつた。昼は工場に通ひ、夜は青年訓練所に夜学に励んだ。だが、工場から得る僅かな日給では、四人の弟妹を養へぬ。五時に工場を退けて青調所に通う間の骨を休むべき僅かの一、二時間を側目もふらずに、親ゆずりの鍛冶屋をやつた。この雄々しい働きに、翕然として村人の同情は彼の上を集つた。仕事は日を遂つて忙しくなつた。遂に夫を専門に働いても尚人手を要する位になつた。父の負債も大半は返す事が出来た。五人の孤児の上にも、最近漸く恵みと希望の光に充される日が来やうとしてゐたのであつた。

一方、被害者の竹松は、飲酒、賭博、争論を事として、常に村人から毛虫の様に爪弾きされ、無頼漢よと嫌はれても、しかし頼るべき孤児の被告等には、なつかしい叔父であつた。陰になり陽になり、かばつて来たのであつたが、竹松は事毎に被告一家に辛かつた。母の病が重り入院せねばならぬ様になり、漸く調達して来た入院費を母の枕辺に置いて喜んだのも束の間、例の如く酒に酔ひ痴れて這入つて来た竹松は、被告が「お母さんの入院費です、どうぞこれだけは——」と泣いて拒むのも聞かばこそ、「何を泣ごと——」と云ひさま、持ち去つた事もある。母の死後も、殆んど被告等は隠忍の日を続けた。

事件の起つた本年九月二十二日、例の如く竹松は朝から酔つぱらつて押しかけ、夕方まで寝つゞけた。午後六時頃奈良三は外から帰つて来たが、恰度其時弟が「叔父さんがお菜が出来てゐないから少し待つて下さい」と云ふのを聞かず、竹松が「早く飯を喰はせる——」と怒鳴つてゐる処であつた。そんな事を知らぬ奈良三は、自転車が破損したので修繕してゐると、どう感違つたか、竹松が表に飛び出し、「飯を喰はせるのが惜しいのか、カン／＼当てこすりをさらして——」と、いきなり奈良三の頭を殴りつけた。さつぱり様子の判らぬ奈良三は、また病気が出た——と思ひ、「おちさんどうしたんです」と云はせも果てず、二度三度続けさまに殴りつけたので、遂に奈良三は「おちさんあんまりひどい——」と不幸、ハンマーを手にしてゐる事をも忘れて応戦したと云ふのである。竹松の昏倒したのを見て仰天し、早くお医者を／＼と叫びつゝ村人に頼んで、己れは附近の交番へと走つた。真青になり涙を流しつゝ飛込んだので、巡査は「奈良三また叔父から殴られたか——」「いゝゝゝ、大変な事になりました、私叔父を殺しました」と其の場に泣き崩れて了つた。この陪審裁判の結果がどうなるか、社会の耳目は聳てられてゐる。準備公判は、既に去る十三日非公開裡に済まされた。同時に、府下の陪審員有資格者のうちから抽選で三十六名の陪審候補者が定められ、それ／＼召集状が發せられてある。

大阪初陪審のイの一番に誰が陪審員になるか？。それは裁判が開かれる一時間前までは、立会検事と雖も、又被告の弁護に立つ弁護士にも判らない事である。

8 「大阪朝日」昭和三年一月二八日

懲らすか殺すか謎の言葉に陪審員席に緊張の色

模範青年の叔父殺し事件

大阪最初の陪審公判開く

近畿地方最初の陪審事件である、大阪住吉区□□小□町鍛冶職YN奈良三(三十)の「義理の叔父殺し」事件の陪審公判は、二十七日午前十一時五分から、大阪地方裁判所の陪審法廷で、池内裁判長、西堀検事立会、民間から選ばれた重大な責務を担ふた十二名の陪審員列席の上開廷された。

この日はじめて陪審員に選ばれて呼出をうけた、前大阪府消防課長福原金吉、東区高麗橋詰町湯川忠三郎氏ら三十六名は、緊張した面持に不安の色をないませず、午前八時ごろからぼつ／＼出頭し、廷丁の案内で陪審員控室に入った。一方、池内裁判長は、書記廷丁を指揮して法廷の整理を急ぎ、九時前に一切の開廷準備が整ふや、非公開裡に陪審員の構成に移った。この間に、始めての陪審公判を傍聴せんと押しよせた人々は、法廷に通ずる廊下におびたゞしく殺到したが、天満署の法廷取締警官総出で喰ひとめ、先着の八十名のみを人延せしめた。

十時四十分サット法廷が開く、正面には池内裁判長、左手には西堀検事毅然と着席、右側には前記三十六名中から選ばれた陪審員の此花区上福島北三丁目商人中村金次郎(四十六)ら十二名が六名づゝ二列に着席し、左手、弁護士席には白須賀弁護士が威儀を正して着席、弁護士席前のボックスには、審理をうける当の被告が大島の恰の対重ねでうづくまつてゐる。裁判長の後方には、荒井大阪地方裁判所長、大田黒検事長、金山検事正、田中控訴院次席検事が、また一般傍聴席の東半分の特別傍聴席には、戌亥次席検事その他多数の法官が居ならば、右手の一般傍聴席には、選に洩れた二十四名の陪審員が傍聴人に早変わりして

開廷を待ち、法廷は森厳そのものゝやう、やがて裁判長は透徹した音調で、

「本日は大阪で初めての陪審公判が開かれるにつき、諸君が陪審員に当選されたことは、甚だ名譽のことである。どうか公判をよく聞いて重大な責務を完全に果されるやう御願いする……」。くだけた態度で、陪審員の心得と、公判の順序と説明し、満廷起立裡に、陪審員に対する宣誓書「良心ニ従ヒ誠実ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ誓フ」を朗読、一々署名捺印する。

審問に移る

詳細に公訴事実陳述

かくていよく審判に移り、立会西堀検事は、「陪審員諸君のため、平たく詳細に申し上げます」と冒頭して、「被告は、本年二十一歳の模範青年で、十七のとき父に、十八のとき母に死別し、本年十八になる弟と十六、十五、十二になる三人の妹を残されたのでありました。当時まだ小学校に通ふてゐた四人の弟妹を、今は亡き両親に代って育てねばならなかったのでありますが、健気にも昼はゴム工場に、夜は自宅で親譲りの鍛冶職を励んで、父の残した五百円の借金のうち二百円まで返済して、近所近隣の褒め者となつてゐました。やがて工場をやめ、鍛冶職を専門にし、弟は織物工場に、二人の妹は女中奉公に出るやうになつたのであります。かうした推奨すべき青年が、世にも恐るべき殺人罪を犯したのであります。それには次のやうな事情があります。被害者で被告の義理の叔父に当るMN竹松(四十二)は『茨の竹』と自称する放蕩無頼の男で、ゆすり賭博に日を送り、世間からは

蛇蝎のやうに嫌はれてみました」と、被告、被害者双方の性行を一わたり述べてから、兇行当日九月二十二日の模様を、従来とは違つて綿密な公訴事実の陳述を終つた。この間二十分。

次に、裁判長は、検事の陳述を要約して聞かせてから、被告に向つて「何かいふことがあるか？」と第一問を發する。奈良三は、「私は竹松を殺さうとは思ひませんでした。その他のことは、相違ありません」と、太い声できっぱり殺意を否認し、傷害致死？殺人？の謎が提示される。「陪審員諸君！被告に殺意があつたか、どうかをよくお聞きとり下さい」と、まづ注意を与えてから、いよく事実調べに入った。

暴虐な振舞の数々を述ぶ

「涙を吞んで忍んだ」

被告は、「竹松は無頼漢でありました」と一言に評し去つてから、母が死んだ時、病院で使つた布団を持ち去つたり、妹が奉公に出る話がきまつた時には、「一日二十銭出せ」と強迫し、或は雨の日に、泥土の足で上つていやがらせをするなど、傍若無人の振舞の数々にも、涙を吞んで逆らはなかつた口惜しさを述べる。

兇行当日には、朝の十時ごろから竹松は押しかけて、いつもの通り愚図つき始めたが、相手にされぬので、表三畳の間に寝込んでしまつた。被告は、仕事を終つてから、修繕物を得意先に届け、午後六時ごろ帰宅し、自家用の自転車を手直してゐたところ、竹松はムツクリ起き上つて、「飯でも食はうか」と八畳の間の縁に腰をかけて食ひ始めたの

で、「誰もまだ喰はぬのだから、一緒に食べてはどうか？」と注意したところ、「他人に物を食はずのが惜しいのか？」と、被告につかみかゝり強く殴りつけたので、堪忍袋の緒を切つた被告は、手にした金槌で乱打し、その足で住江交番所に自首した。

いきさつの取調べをはつて、裁判長は「予審でお前は、犠牲になつて殺したといつてゐるが？」と事件のポイントを押へると、「竹松は屹度復讐に来るが、その時は甘んじて身体に疵を受けやうという意味です、懲してやつたと申しましたのを、書記さんが聞き違へて書いたのでせう。」「こらす？こらすか？」、陪審席にはサツト緊張の色が漲る。裁判長は、先の尖つたハンマーを示して、「これで殴つたら死ぬとは思はなかつたか」、「そんな事は考へませんでした」と、被告はどきまでも殺意を否認した、

次で、美しかつた被告の過去が繰り上げられる。裁判長に「今回のことをどう思ふ？」と聞かれ、「何んとも申し訳ありません」と深くうなだれた。弁護士から一、二質問があつてから、裁判長は「何か聞いておくことはありませんか？」と陪審員に問ふたが、刹那ハツト我にかへつた陪審員連は、軽いざわめきを見せただけで、口を開く者なく、正午十分すぎ休憩となつた。

証人調べ

休憩後再開

午後一時半再開、裁判官が入廷する刹那、廷丁は一声高く「起立」と叫び、満廷総起立して法官に敬意を表した。これは始めてのことで、陪審の新しい味である。審理は、証人調

べに入り、被告の実弟豊(十八)は罪の兄のために起ったが、頗る寡言で、被害者竹松の人となりについて「ぶらく遊んでゐた、何んとも思はなかつた」とのべ、兇行当日の模様について「叔父は朝からうちへ来て寝てゐた」——それだけのことをいふにも、並大抵ではなかつたが、裁判長からいろ／＼と問はれて、竹松が飯を食ふことから、被告といさかふた結果、「おれに食はずのが惜しいのかとて、兄(被告)の方へ喧嘩に行つた。兄は俯向いて自転車を直してゐた。叔父は、後ろから兄の厚司でも引張つたのでせう」と頗るたよりない。ついで、本件を調べた住吉署の橋本司法主任と被告所管の駐在巡査筒井一誠、隣家のNN卯之助ら三証人の訊問に移つた。

9 「大阪毎日」昭和三年一月二十八日

「懲す」「殺す」が殺人と傷害致死の境？

大阪で開かれた初陪審

模範青年の叔父殺し事件

「茨の竹」と嫌はれてゐる無頼の義理の叔父MN竹松(四二)を、九月廿二日、大阪市住吉区□□小□町の自宅で殺害した、YN奈良三(三三)の叔父殺し事件が、大阪における最初の陪審裁判として、廿七日午前十時から、大阪地方裁判所池内裁判長係で開かれた。

十月一日同法実施されて六度目の陪審公判であるが、第一回の大分は殺人未遂が傷害致死となり、第二回の水戸は放火が無罪、第三回の名古屋は起訴通りの殺人未遂、第四回の新潟の放火は無罪、第五回の大分だけは裁判所が陪審員の評議を採択せず更改されたが、

その他は、いづれも陪審員は、その所信を披瀝して、陪審裁判に対する国民の司法参与の公権の実をあげて、相当の効果を収めている。そのあとをうけての大阪では、最初の陪審公判なのである。

大阪の裁判所は、廿六名の陪審員中廿名までを大阪市部から、堺と岸和田から各一名の都会生活者を選任し、その他は郡部で、最高齢者は三島郡の森川忠次郎氏の六十二歳、最年少者は、これも三島郡の好田長二氏卅歳で、午前十時廿分、非公開の陪審員構成手続きを行ひ、左の十二名の陪審員を選任した。

陪審員 此花区商業中村金次郎(四六)▽東区公吏福村貞一(五二)▽西区商業稻垣善治(三六)▽西淀川区商業上出吉藏(四一)▽東成区同中谷仲雄(三八)▽同運輸業吉村茂(三八)▽三島郡雑業藤岡正雄(三七)▽同煙草商山本辰三郎(三七)▽同西成区資産家羽田忠久(五三)▽三島郡商業好田長二(三〇)▽同農樋口多一郎(五三)▽同農牧淺次郎(四一)

大概血気盛んな中年揃ひなので、補充陪審員は一名も選任を見なかつた。

かくて、同十時五十分公開し、傍聴者をいれて、審理は初められたが、先づ池内裁判長は、陪審員に諭告を述べ、大阪における初回の陪審裁判に列席の榮譽をになはれたことを慶賀し、公判手続きの大略を説明し、「審理を終つて後、一通り事件の概略を説示して、評議をもとめるが、裁判所は、罪を犯した責任の有無についての意見を述べることは、法律上禁じられているから、たゞ事実関係、証拠の説明に留めるから、それにより公正な判断をされ、罪なきものを罪ありとし、罪あるものを逃すことなく、裁判所を誤らさぬやう答申ありたい」と希望し、「誠実に職務を行ふ」との宣誓の後、西堀検事の公訴事実に移る。

「被告は、十七歳で父、十八歳で母を失ひ、当時小学校に通ふ一弟三妹と、両親の残した借財あり、貧しい一家を背負つて立ち、昼はゴム会社に、夜は鍛冶職で骨身を惜まらず働き、一年ならず借財を返し、独立の鍛冶職となり、模範青年（時の中川大阪府知事から表彰された）と推称された」と被告の美点を先づあげて、その境遇の一端から説き起こし、

「被害者MN竹松は、被告の義理の叔父であるが、被告と反対にうつ、呑む、買ふの三拍子揃つた無頼漢で、妻も四、五回も娶つたが、何れも愛想をつかして逃げ出し、世の人から毛虫のやうに嫌はれていた。兇行の九月廿二日も、早朝から被告方に来て寝そべり、被告の弟妹より先きに夕食を食べようとするのを、被告が止めた処、怒つて被告の頬を殴つたので、辛抱しきれず、殺意を起し犠牲となる決心で、金槌で頭部を二回殴打し、倒るゝのを見て、さらに面部を数回殴打し、骨まで砕く傷を負はせ、即死させて自首した」と平易に事件の梗概を説明して審理を求め、

裁判長は、繰返して検事の起訴内容を陪審員に説明し、いよく事実関係の審理に入つた。陪審員は、何れも熱心に聞き耳を立て、鉛筆をとつて筆記せんとするものもあつた。今年の壮丁検査に合格したほどの立派な体格の持主の被告は、言語も明晰に、裁判長の問はれるまゝに、ハッキリとその立場を明かにし、

「妹を下女にやるなら、一円二十銭の酒代をよこせとか、母の死んだ日、病院から母の着てゐた蒲団を剥ぐなど、散々虐げられた、親類はいつも無心を吹きかけられて迷惑し、応じないと泥足で座敷に上るなど乱暴を働き、犯行の日も先方から無体なことをされ、口では「殺してやる」といったが懲らすためで、将来彼から「小倅、青二才」などといはれたくないため威力を示した。殴つた箇所などは、気が顛倒し、逆上して判らぬ」と答へ、

裁判長から「予審や、準備手続きでは、もつとはつきり犠牲になる決心をした旨答へてゐるではないか、殺意があつたわけではないか」とたゞみかけたが、

「その犠牲云々は、復讐に対する覚悟の意味で、調べる方で「懲らす」を「殺す」と聞き違へたものであらう、当時弟豊（十八）に抱きついて止められ、妹の後事を隣家の中西某に託して、直ぐ自首したが、叔父が即死したことや、幾回も弟が止めたとは、予審で初めて知つた、自首した際には、巡査から反対にどこを殴られたかと問はれ、医者を呼んでくれと頼んだ」と弁明に努め、あくまで殺意を否認する。

そこで、裁判長は血のついた重い手槌の証拠品を示し、「これで殴れば死ぬと思はなかつたか」と例の殺人罪構成の死を予期して云々の点を確認したが、「考へなかつた」と答へ、家計については、

「自分の働く八十円と、弟豊の織物工場で儲ける二十円で生計を立て、二人の妹は女中奉公してゐるが、結婚費に貯金し、末の妹の通学費用は私等が出し、父母の病気で出来た借財五百円のうち二百円は支払ひ、府と郡から表彰された」と答へ、約五十分で事実調べを終り、白須賀弁護士からの質問で、竹松が夜学まで自分の後を追ひ来り「鍛冶屋の小倅がみぬか」と暴れ込み、駐在所に引かれたのを、謝つてけりをつけたことがあると答へ、

裁判長から陪審員に対し、「質問があれば」と促したが、誰一人質問するものなく、午後零時十分休憩。午後一時再開、自首した駐在所の筒井巡査、自首調書をとつた住吉署の橋本警部補、被告隣人のNN卯之助、被害者の弟YN豊の四名の証人調べに入った。

大阪で初めての陪審裁判開かる

鍛冶職の模範青年が無頼の叔父を

ハンマーで殺した事件

大阪で最初の陪審裁判は、二十七日、大阪地方裁判所の新陪審法廷で開かれた。事件は、親類中に厄介をかける無頼の叔父をハンマーで殴り殺した、大阪市住吉区□□小□町□□□鍛冶職YN奈良三(二十)この殺人事件で、被告は模範青年であつて殺意を否認して居る。初めての陪審を見やうと云ふので、傍聴者は早くから殺到し、陪審法廷の入口は、天満署の警官三名が声をからして整理して居る。九時頃、呼び出された陪審員候補者三十六名全部が、ぞろ／＼出頭して陪審控室に入る。十時から、非公開で陪審構成手続が行はれ、その結果、別項の十二人が、名誉ある最初の陪審員として法廷に列する事になった。

裁判長より

陪審員へ説示

十時五十分、法廷は初めて公開された。正面に池内裁判長、両側に陪審の吉村、阪東両判事が控へて居る。左に西堀検事、弁護士席に白須賀弁護士、右には今中、川上両書記、陪審員席には選ばれたる陪審員、会社員らしい洋服が三人、商人らしいのや、お百姓さんらしい和服が十二人、厳然として居る。大田黒検事長、荒井所長、金山検事正、田中控訴院次席検事等判事席後に、又傍聴席の特別椅子には、齋藤監督判事を始め判検事多数が息を凝らして傍聴して居る。被告はと見ると、弁護士席下の金柵の被告席に銘仙大島を着て別にやつれた風も見えぬ。満廷水を打った様に鎮まった光景誠に荘厳である。裁判長は、おもむろに口を切つた。

「諸君が、この一番始めの陪審員に当選なされた事は、大変名誉な事である。これから数時間に亘つて、お役目を果される事は、又大変お気の毒の様でもある。然し、この名誉に比べれば、止むを得ない事でありませぬ、……最初に、その手続について一応の説明を致します……」とて、懇切に公判の順序と陪審員の心得を説明し、

「陪審員の職務は重大であるから、先づ公明である宣誓をしなければならぬ、又濫りに外と通じたり席を外したりしてはならない、又諸員達の答申に依つて裁判を決するのであるから、若しその答申が間違つて居ると云ふ事になると、誤つた裁判をする様な結果にもなるから、充分に責任を感じて、公平誠実に職務を遂行して貰はねばならない……」と述べ、全員起立の裡に宣誓を行ふ。

西堀検事より

公訴事実を陳ぶ

終つて、十一時五分、西堀検事は、公訴事実の陳述に立った。平常とはスツカリ趣きを変へ、優しい口調である。

「この公訴事実は、勿論予審決定に基くものである。陪審員諸員に判る様に、平たく述べます。被告は、今年二十一歳の青年である。十七歳の時父に、十八の時母に別れた。今

年十八になる弟と、その下に三人の小学校に行く妹がある。被告は、これ等を養って行かねばならない。その上貧しく、父の借財さへもあつた。然し、被告は、健気にも昼も夜も働いて、漸く独立して鍛冶職を開き、父の借財も幾分返還さへもして居る。附近では、模範青年として誉めて居る。この青年が、殺人事件を起すに至つたのには、こんな事情がある。大体、被告の家には女の子計りであつたので、母の義弟である被害者MN竹松を養子に貰つた。而し、竹松は放蕩無頼な男で、人は「いばらの竹松」と呼んだ、常に金品を強奪に来る、被告は、ほとく閉口をして居た。兇行の九月二十二日も、朝から竹松はやつて来て、何やかとぐづく文句を云つて居た。被告は、それには取り合はず、商売に精を出した。夕方、被告が家に帰ると、寝転んで居た竹松は起き上つて、「めし」を食ひ出した。被告は、未だ弟や妹等にも食事をさしてないので、「今少し待つて」と云ふと、竹松は矢庭に怒つて、被告に拳を以て殴りかゝつて来た。被告は、此処に於て、堪忍袋の緒を切らし、金槌を以て殴りつけ、竹松はその場に倒れ、病院に担ぎ込まれる前に死亡した。被告は、覚悟を決めて、最寄の交番に自首して出た……と、公訴事実の陳述を終る。

俺は「いばらの竹」と自分で云つてゐた

誰にでもひつかゝる意味です

裁判長は、被告を立たせ、公訴事実について訊問を始める、

被告「事実はその通りであるが、ただ私は殺そうと云ふ考へではありませんでした……」と答へる。

裁判長（陪審員席に向ひ）「被告は今、殴つて竹松が死んだ事は認めるが、殺そうと云ふ意思はないと弁解をして居ります。これから、その果して殺そうと云ふ意思があつたか、なかつたかと云ふ点が問題であるから、充分の御注意を願ひます……」と説明し、訊問は続いて被告に向けられる。

被告「竹松は、自分で俺は「いばらの竹」だと云つて居た、それは誰れにでもひつかゝると云ふ意味です。常に家にやつて来て、金を強要に來ました。自分も度々金を取られました。母の著て居た夜具も、持つて行きました。蚊帳も持ち出しました。皆賭博に費つてなくしました。又妹を奉公に出すなら、自分に一日に二十錢宛出せと云ひ自分も最初暫く二十錢宛払うて居りました。……本年九月二十二日にも、朝十時頃やつて來ました。來た時には、親類の留松が田舎で果物店を出して居るのに、未だ祝つてないから祝ひに行かうと云つて居ました。その時に、金を出せば良かったのであつたが、渡せば使つてしまふに定つて居るから、明朝一緒に祝ひに行かうと約束をして、十一時頃注文物が出來たので持つて行きました。その足で、MNと云ふ叔父の家に寄り、祝ひ物の相談をして、六時頃帰つて來ました。歸つて、自転車を通して居ると、竹松は、三疊の間に寝て居たのが、ムツクリ起き上つて、めしを食ひ出した。自分は、妹等が未だであるから、食事をするなら待つてと云ふと、生意気など云つて、背中に掴みかゝつた。自分は、これを外すと、竹松は後に倒れた。竹松は、「小倅、手向かいをしたなッ」と云つて起き上り様、拳で顔を殴つた。自分は、これ迄と思ひ、持つて居たハンマーを持つて殴りつけました……」。

裁判長「どう云つて殴つたか……」。

被告（涙声になつて）「もう堪忍袋の緒が切れた、お前の様な奴は殺してやる、と云つて

殴りました……。」。陪審員、「殺してやる」の一語に、異状の緊張をして居る様だ。

裁判長「何回叩いたか」。

被告「何回か覚えませんが、たゞ一切夢中でありました。竹松は、後に倒れました」。

裁判長「それから又、倒れて居る竹松を殴ったか……」。

被告「それから又、殴った様でもあったが、自分は逆上して居ったから覚えぬ……」。

事実調べ終る

陪審員の質問なし

裁判長「殺す積りで、予審でも犠牲になると云って居るがどうか……」。

被告「殺す積りは毛頭なく、懲す積りであった。犠牲になると云ったのは、あとで又復讐をされるに決って居るから、この事を指して云ったのです。殴るのを止めたのは、弟の豊に取められて、初めて我に帰って止めたのです。それから、交番に行つたのです。表へ出たら、近所の人が沢山居ました。懇意な中西と云ふのが居ましたから、医者呼んで来て呉れる様頼みました。自分はそのまゝ、住吉署に引かれました……」。

裁判長は、その時、証拠品の大きなハンマーを示す、「殺す気はなくても、こんな大きなもので殴れば、死ぬとは思はなかつたか……」。陪審員は、大きなハンマーを見て、驚き顔である。

被告「別に死ぬとも、その時は考へませんでした……」と答へる。この時、事実の訊問を終り、「自分は鍛冶屋で月に八十円程稼ぎます。妹等の奉公賃が二十円程、合計百円程で

暮らして居ります。父の借金は、最初五百円でしたが、二百円程返しました。模範青年として、一度表彰された事があります。学校は尋常六年を出ました。今度の事件については、誠に済まん事をしたと思つて居ります……」と、これで全く事実調べを終つた。

白須賀弁護士は二、三質問があつた後、陪審員に質問がないかとうながしたが、誰れも訊ねるものが居ない。回答は総てハッキリして居て、非常に成績良く運ばれて居る。裁判長は、証拠調べは午後にするとして、一先づ休憩を宣する、時に十二時十分。証人は、この朝呼び出されて居て控室に居る、隣家のNN卯之助(六十二)、被告の弟YN豊(十八)、住吉署筒井巡查、同司法主任橋本警部補である。

証人調べで、弟口を利かず

とう／＼その儘退廷

陪審員は、法廷裏の控室に入って昼餐をとつた。この食堂も、今日が初使用。かくて、午後一時半再開、裁判長以下を始め、陪審員もズラリと並ぶ。

証人調べから始まり、被告の実弟YN豊(十八)を呼び出す、豊は被告姿の実兄を見て、両者暗然として顔を曇らす。この頃から、陪審員も法廷の空気に慣れて、いづれも分別顔で緊張し、両人を見下してゐる。豊は、兄の身を思うてか、裁判長の訊問に対し、蚊の鳴くやうな低声で答へると、裁判長は「もう少し大きな声で、陪審員諸氏にも聞えるやうに……」と注意する。

証人「竹松は、ちよい／＼家に来て無心を吹っかけます。その日も、竹松は朝からやつ

て来て、三畳の間に寝ていましたが、夕飯頃になって兄と口論をしました。竹松は怒ったのか、兄の着物を引っ張ったやうです」と、こゝまでどうにかかうにか、ポツリくと杜切ながら答へていたが、そのあととは返事をせずに、ただ頭をうな垂れるのみである。裁判長は、いろ／＼となだめ、気を落ちつけるやうにと、温かい言葉で励ますが、豊はどうしても返事しない。やむなく、被告の奈良三を立たせ、

裁判長「弟はどうしてゐるのか」と尋ねる。

被告「どうもしてもゐませんが、こんな場所へ出て来たことがないので、ものが云へぬのでせう」と弟の身を案じながら答へる。

裁判長「兄もあゝ云つてゐるのであるから、見た通り云つたらどうか、それとも返事をせぬ気なら、それでもよろしい、どちらにするか」と訊す。陪審員は、この珍問答に耳をそばだてる。

立会検事「それでは、予審にのべてゐることはどうか」と質問する。

然し、証人はそれにも返事せず、遂に何も云はずじまひで退廷。

決定した陪審員

左記十二氏

始めて選ばれた、光栄ある陪審員は、当日出頭した三十六名中より抽籤にて、左の十二氏に決定した。

▲大阪市此花区上福島北三丁目一三三商業中村金次郎（五十六）▲東区宰相山町一五三公
 吏福村貞一（五十二）▲西区新町北通一丁目三五商業稲垣善治（四十一）▲西淀川区大仁
 本町一ノ三三商業上出吉藏（四十一）▲東成区西今里町二三商業中谷仲雄（三八）▲府下
 三島郡高槻町大字高槻九〇六資産家羽田忠夫（五十三）▲同郡高田町二五一八商業好田長
 二（三十二）▲同郡如是村大字芝生八三三農業樋口多一郎（五十四）▲同郡五領村大字上
 枚三三八三ノ五農業牧淺次郎（四十二）▲泉北郡高石町北立一〇ノ一二運送業吉村茂（三十
 八）▲西成区田端通二丁目六雑業藤岡正雄（三十七）▲堺市戒之町東六丁目三五煙草店山
 本辰三郎（三十七）

11 「大阪朝日」昭和三年一月二十八日

傷害致死との答申採用さる

検事懲役二年（執行猶予）を求む

大阪最初の陪審公判

夕刊所報、二十七日、大阪地方裁判所における初陪審公判―大阪市住吉区□□小□町 Y
 N 奈良三の叔父（MN 竹松）殺し事件は、被告奈良三が「懲らした」といったのを警官が
 「殺した」と聞き誤ったのだと意外な申立をなし、陪審員の耳を聳てさせたが、最後の証
 人の住吉署司法主任橋本警部補は、「やつつけるの意味を聞いた時、被告は大に煩悶し、懲
 らすではなく殺して犠牲になるつもりといひました」と不利な証言をした。白須賀弁護士
 は、「犠牲」の意味につき二、三反問して、証人調を終り、裁判長は、陪審員に質問の有無
 をただしたが、「なし」とのことに、直に証拠調に入り、午後三時半事実調べを終った。

かくて、西堀検事の意見の陳述に入り、「検事と被告との間の主張の相違点は、被告に殺意ありしや否やの点で、検事は殺意ありたりと主張するものである。被告は、自首当時及び予審でも、終始一貫して殺すつもりで殺したとて、殴った理由までつけてある。然るに、突然供述を変更し、本日の公判廷でも、同様の申立をしたので、陪審事件となったわけである」とて、被告の弁解は子供騙しで、殺意があったものと断じ、

「ついで、白須賀弁護士は、「犯行の直前、竹松に飯を一緒に食はうといった位の穏かな態度が、急に殺意に一変するだらうか、またハンマーは、他にモット殺すに適当な刃物があるにも拘らず、手許にあったから掴んだので、却って傷害致死の証拠になる」と弁駁し、最後に「被告には、再び事実調べは許されないので、何卒違ひなき真相の判断を」と結び、午後五時半再び休憩となった。

午後六時二十分、三度び開廷、裁判長の説示に移り、裁判長は、陪審員に向ひ、本件の事実関係、証拠関係の要領を、くはしく説明し、最後に陪審員の最大責務たる評議すべき事項、即ち

主問 被告人は自宅でMN竹松を殺意をもって殴打し同人を殺害したる事実ありや
補問 被告人は竹松を殴打して傷害し因つて同人を死に致したる事実ありや

の問書の抄本を各陪審員に交付し、評議について陪審員の注意を長々と囁んでふくめるやうに説明し、陪審員は評決のため退廷せんとするや、一陪審員（藤岡正雄氏、西成区田端通二丁目商人）は、裁判長に質問ありとて起立し、

一 被害者の年齢、二 抵抗力の有無、三 被告人の性格短気にあらざるか、兇器は常用のものか、四 かつて殴打または争ひをしたことがあるか…

と、相当穿った質問に、傍聴せる多数の法官も目をみはった。裁判長が、それ／＼質問に答へると、また一陪審員（中谷仲雄氏、東成区西今里町商人）が、問書の「事実ありや」の字句の意味につき、商賈人らしい口調で熱心にきく。かくて、陪審員一同は答申のため評議室へ退き、評議は一時間で終了。四度開廷、陪審員長中村金次郎氏から、問書を裁判長に提出、

主問 然らず

補問 然り

検事の主張する殺人を、傷害致死と認めた答申を、今中書記が満廷緊張裡に朗読、かくて陪審員は任務ををはり、一同傍聴席に退いた。

裁判長は、この答申を採用、西堀検事は、実刑を求めぬとて、懲役二年、相当期間の執行猶予を興へられたしと、涙ある論告をするや、被告人の顔は、喜びのためサツと紅潮した。白須賀弁護士の簡単な執行猶予論のあとを受け、裁判長は「判決は来る二十九日午後一時にする」と宣して、大阪における初陪審公判は、開廷より十二時間、午後九時ごろ閉廷となった。

12 「大阪毎日」昭和三年一月二八日

夜に入って陪審員、傷害致死の評決

検事も執行猶予を求む

大阪の初陪審公判（夕刊つゞき）

夕刊所報、大阪市住吉区□□小□町YN奈良三(三三)が、義理の叔父MN竹松(四二)を殺した事件は、廿七日大阪での初陪審に附せられたが、午後一時卅分、被告の弟YN豊(十八)を入廷せしめ、兇行当日の模様、被害者の人となり等について、証言を求めた。

豊は、「名は竹松だが、叔父さんと呼び、商売はなく遊び人で、親類などをゆすり廻り、兄の家へも来たが、別に迷惑をかけたことはない、いやなおっさんとは思わぬ」と、兄の被告と全然反対の発言をし、「兇行の九月廿二日には、叔父の竹松は朝から来て、表三畳の間に寝そべり、お昼前一時外出し、一時過ぎ再び来て、夕方近くまで眠ってをった」と、兄のやうにハキ／＼せず、陪審員は身体を乗り出して、裁判傍聴の面倒さを痛感する……。「知らぬことまで、聞かうといふのではない、何処か身体が悪いのか」と、言葉やさしく、裁判長は発言を促したが、なほ沈黙をつゞけるので、「兄の兇行の模様は、語り得ないのだらう」と聞くと、「それは、初めて法廷に立ったので、臆してゐるのだ」と答へる。そこで、調書を読みあげて証言を求めたが、首を左右にふるのみで要領を得ず、つひに裁判長は、弟として兄の兇行の顛末を語り得ぬものと認め、同人の証人調べを中止し、

自首の直前、妹の後事を託された、隣人NN卯之助(六三)の訊問に入る。奈良三は、かけつけ「おっさん、えらいことをした」と、叔父竹松との争ひの顛末をざつとつけて、「私のふるった鉄槌があたって、こけてをります。駐在所へ行きますが、もし帰れぬときは、妹のことをたのむ」といつて立ち出でた、と発言した。

つゞいて、午後二時半、被告が自首した、杉江駐在所筒江巡查の証人調べに移り、同調査は、被告奈良三は、善行者である、自首した時、「いつてしまった」といつた、「いつてしまった」とは殺すといふことゝ解釈したと述べた。「いつてしまった」の、この字義如何

が、殺人、傷害致死の、いはゆる陪審裁判の評決の重要な基調となるので、陪審員もその評決の至難さに、責任の大きなことを自覚し、白須賀弁護士は、こゝぞとばかり、「自首報告書の殺意云々は、証人の独断か、それとも司法主任と談合の上か」と一本きめつけたが、「直ぐ身柄を上司に引き渡し、殺意云々を確める余裕も、責任もない」突き放し、

自首調書を認めた住吉署の高橋警部補の証言に移る。「犯行の直前、被告が被害者に浴せた言葉については聞かなかつたが、その気持ちは「犠牲になつてやつゝける」と聞いたので、被告も殺意を認めた」と不利の証言をなし、弁護士から犠牲の語義の説明を求め、「別に被告に確めなかつたが、叔父を殺して罰をうけると聞いた」と答へ、

陪審員は、その間「質問は」と促されたが、どの証人の証言にも質問を発せず、前後一時間半で証人調べを終り、三時五分から証拠調べとなり、闘争の凄惨を物語るボロ／＼の厚司、鉄槌や頭部に二つ、顔に九つの負傷ありとの佐野裁判医の鑑定書等を示し、午後三時半、西堀検事の第一次の論告(事実関係)に進み、検事は、約一時間の長口舌を振り、「虫の息で無抵抗の被害者を、なほ数回なぐることは、殺意ある証拠で、これを法廷で否認するは、被告人心理である」と力説し、少憩。裁判長の説示となつた、時に午後五時五十分。

途轍もない質問に、判官ふき出す

「問書の文句を、訂正してほしい」

説示に入って、裁判長は、証拠の大体を説明して、ねんごろに答申の方法を陪審員に教へ、

主問「被告人奈良三がMN竹松を殺意を以て撲り同人に傷を負はせ、死に至らしめた事実ありや否や」

補問「傷を負はせた為に同人を死に至らしめた事実ありや否や」
を出し、「評議の内容は絶対秘密であるから、安心して公平無心に評議されたい」と述べ、問書を渡した。

すると、陪審員藤岡正雄氏は、おくれればせに質問し、「被告は短気なりや否や、ハンマーは四百廿匁もあつて、被告の使いなれたものか否や」と尤もな質問をしたが、同中谷仲雄氏は、「問書の字句を訂正されませんか」と、とつ拍子もない質問をなし、さすがの判官連も驚いて、その理由を訊したところ、「事実ありや」は余ほど確りした文句で、「神様でない以上はわからない」とすこぶる大真面目なので、裁判長も苦笑してまたもや休憩。

八時廿五分再開、陪審長中村金次郎氏からの答申書を、裁判長に提出せば、今中書記は起立して、主問「殺人の意思ありや」は然らず、補問「傷害の意思ありや」は「然り」と答申を讀上げ、傷害致死の評決を下した。

裁判長は、こゝに陪審員の職務終れるを告げて解任し、裁判長は進行上の打合せのため、会議室に入り休憩。間もなく開廷、検事の求刑論告に移り、人の生命を奪つた事件は、殺意の有無に拘らず重大な犯罪である。しかし、被害者は「いばらの竹」といふ無頼漢であり、社会に存在の価値なき人物で、これを殺すのは「いばら」を取除くやうなもので、公の秩序を維持する法の本質によつても厳罰に処するには及ばぬ、被告の前途を考へ、実刑は希望せぬとて、傷害致死罪で懲役二年、相当期間執行猶予ありたいと述べ、白須賀弁護士の執行猶予論があり、午後九時四十五分閉廷。判決言渡は、廿九日。

13 「時事新報」昭和三年一月二十九日

大阪最初の陪審、美事な実を結ぶ

熱心な質問もあつて、模範青年の叔父殺しは

「傷害」と答申す

二十七日、大阪地方裁判所に於て、初めて開かれた陪審裁判は、被告が模範青年である上に、殺された被害者が無頼の叔父であると云ふ、陪審には打つてつけの事件であり、陪審員が又非常な熱心さで、問書の「殺したるや」は神様でなければ答弁が出来ない等、デリケートな質疑があり、進行も順序良く、答申は遂に殺人にあらざと決定し、検事も自ら執行猶予を請求する等、終始如何にも陪審裁判らしく、大成功を収めて、前後十二時間に亘る公判の幕を閉じた。

二十七日開かれた、大阪の初陪審——YN奈良三にかゝる殺人事件の陪審裁判は、午後引続き、証人調べに入り、弟豊に次いで、隣家の八百屋NN卯之助(六十二)、筒井巡查、橋本住吉署司法主任の証言があり、

○有利な証言

筒井巡查は、「奈良三は、部内の者で、実直に働いて、悪い評判もありません。被害者の竹松は、グズ竹松等と呼ばれて無頼のもの、再三説諭をした事があります。その日夕方、六時半頃、奈良三が真青になって駐在所へやって来、えらい事をした、槌で竹松を殴つて、竹松はへたばつて居る……と云ふので、奈良三を連れて現場に行きましたが、その道で、

竹松が種々グズツた上、殴りかゝるので「やっつけてしまへ」と槌で殴つたと話しました……」と、いずれも大体被告に有利な証言をした。

陪審員は、次ぎ／＼と現はれる、いろ／＼の証言に、非常に注意深く、緊張して耳を傾けて居る。次に、証拠調べをなし、大きなハンマーやボロ／＼になつた厚司が示される。陪審員は、終始「だんまり」で通したが、懇切な裁判長の調べ振りに、充分の満足をして居る様である。

午後三時半、検事の第一次の論告に入る前に、裁判長は「これから、まだ大分長くなるが、便所等に行きたい人は今の中に……」と注意をすると、十二人の陪審員は、いづれも相当疲れ頃とて、皆便所に立つた。

○西堀検事論告

五分間程して、愈々西堀検事の論告に入った。法廷のシャンデリヤに灯が入って、陪審員は蘇へつたやうに熱心に聞き入る。この検事の論告は、犯罪事実の論争で、つまり傷害か殺人かを論じ、刑の量定には触れない。西堀検事は、丁寧な口調の中にも検事らしい鋭さを入れて、「本件に於ける被害者竹松が、賭博、飲酒、争論を事として四隣に毛虫の如く嫌はれてゐた事実、本年九月廿二日、竹松が乱暴した事実、それによつて被告が腹を立て、竹松を乱打死に至らしめた事実について、検事と被告の陳述に相違はないが、肝腎本件の最も重要な、殺意が有つたか否かの点に於て、大なる相違を来している。被告は殺すつもりでなく、こらすつもりと云ふが、自首して警察以来予審廷に於ても、終始一貫した「殺すつもり」の意思を、この裁判の準備公判廷から、全然否認して来たので、陪審事件として、陪審員諸君を勞して、公平な判断を行ふ事となつた」とて、約一時間余に亘つて、被

告が法廷に於ける陳述を弁駁し、四百二十刃もある大鉄槌で竹松を乱打した点等をあげ、何れの点よりするも、被告に殺意のあつた事は十分であると論じた。検事の此論告に対し、

○弁護士熱弁

白須賀弁護士は、約一時間に亘り、滔滔と熱弁を揮つて、悉く反駁する。「陪審員諸君もお疲れであらうが、被告が殺人罪になるか傷害罪になるか、一生の別れ目であるから、充分に聞いて貰ひたい……」と、陪審裁判でなければ聞かれない釘をさし、問題の殺意の有無の点について、とても明快な反駁を試み、

▲今の今迄、暖い気持ちで交際つたものが、一時に殺意等と云ふ恐しい気持ちになれるものであらうか、カツとなつて続けられた夢中の動作に、途中で殺意等起る余裕があらうか。

▲兇器がハンマーであると云ふ事が、如何にも大業であるが、鍛冶屋の事であるから、若し殺意があれば、刃物はいくらでもある筈である、ただあり合せのものを持つたと云ふ丈けに過ぎない。

▲一度倒れたのを、追ひかけて殴つたのが問題の様であるが、人間怒りの感情程、止め難いものはない、倒れたから直ぐ怒りが止まる訳がない。

▲要するに、殺意があると云ふのは、当人の自白だけであるが、この自白の「殺さう」と思つたと云ふ点は「懲さう」と思つたと云ふ文句の訛り伝へであるとして、この事実を挙げ、最後に十人の善人を作るより、一人の罪人を作るなかれ、人を罪する場合には、余程の確かな証拠を必要とすると結ぶ。

○裁判長の説示

次いで少憩の後、廷丁をして問書の写しを配らせ、裁判長は、その最も重大な仕事であ

る説示に入った。池内裁判長は、飽く迄懇切丁寧に、この事件の事実関係、争ひの点、法律上の説明として殺人罪と傷害致死罪の区別、証拠の要領、犯罪の動機、当時の態度について、約一時間に亘って説明する。

この間、満廷の注目は、陪審員に集中された。被告は、もう足を震はして居る。陪審員は、いづれも熱心に耳を傾け、或ものは頻に筆記をして居る。説示が終ると、愈愈問書を渡した。廷丁は、これを陪審員席へ一番に運ぶ。問書には、

主問 被告人奈良三はMN竹松を殺意を以て殴打して同人を殺した事実ありや

補問 被告人奈良三はMN竹松を殴って傷を負はせその結果死に至らしめたりや……

とある。裁判長、尚評議心得を説明す。

○陪審員の質問

この時、陪審員の藤岡正雄氏が立って質問をなし、「被害者の年齢体力、被告は平常短気な様ではなかったか、兇器のハンマーは毎時也用ゐられて居たものかどうか……」等の非常に気の利いた問をする。裁判長は懇切にこれに答へ、短気如何の点は被告本人に質す、被告は「自分では短気な様には思はぬ」と答へ、裁判長は、その他の事は公判廷の被告の態度で観察されたいと教へ、

次に、同じく陪審員中谷仲雄氏は、「問書の最後の字句「殺したる事ありや」は非常にキツパリと示してあるが、こんな判断は神様でない以上出来ない」と、初めての陪審員には尤もな、而も非常に熱心な質問をなし、裁判長は、「裁判はどちらかに決めねばならぬから、普通人間としての判断で結構で良く評議をなさい……」と、陪審法廷でなければ見られない回答をする。

此処で、陪審員は評議に退廷した、時に七時二十分。陪審員は、評議室に引取って、約一時間に亘り熱心な評議をした。

○陪審員の答申

結果、陪審長中村金次郎氏から、裁判長に答申を提出する。書記は高らかに答申を朗読し、主問に対しては「然らず」、補問に対しては「然り」とあった。即ち、この殺人事件は、殺人にあらずとの答申である。満場万歳を叫びたい晴れやかさである。陪審員は、此日一時間に亘る職務を完全に了へ、裁判長は労をねぎらふ言葉を与へて退席さす。被告は、嬉し泣きに泣いて居る。

西堀検事立って第二次の論告に移り、これ亦陪審裁判でなければ見られない美しい態度で、「答申が傷害となったから、それに依る刑の量定について論ずる」と冒頭し、被告の性格境遇に同情し、道義観念を以て律する事の出来ない被害者の死のために、この模範青年を刑余の人たらしめるに忍びないとして、懲役二年に尚執行猶予の考慮を請求し、満廷を感激せしめた。

白須賀弁護士は、検事のこの同情に感謝し、「被告が親代りとなつて、弟妹を扶護しなければならぬ事情、これ迄の美行、この春入営しなければならぬこと等を挙げ、必ず忠良なる兵士となるであらう、被告を刑余の人たらしめない様」熱弁を揮つた、時に九時十分前。

裁判長は、判決は来る廿九日と宣して、大成功裡にこの大阪最初の陪審裁判の幕を閉じた。

○弁護士連感想

この初陪審を傍聴した、刑事弁護士后感想談を聞くに、

足立進三郎氏 私は裁判長の説示の所から聞いたのであるが、総てに誠に親切丁寧、法廷の整理もよく、第一次の陪審裁判としては、誠に結構な事であった。然し、次第に回数を重ねるにつれて、今少し簡潔にすべきであらう。裁判長の審理振りも、申し分なく結構であったが、説示の中の証拠調べに、手にハンマーをかゝげて見せた事は、少し考へものであると思ふ。然し、陪審員の質問は非常に良く、二十数年来弁護士をやつて居る自分等も、裸足の気の利いた質問であった。兎も角、初陪審としては大成功である。

岩田豊行氏 あの陪審員が問書を見て、神様でなければ判断が出来ないと云つたのは、非常に参考になった。熱心な陪審員としては、あの通りの悩みがあるであらう。問書の方式について、全く良い参考である。

14 「大阪朝日」昭和三年一月三〇日

やさしい言葉で、執行猶予を言渡す

模範青年の叔父殺し

関西最初の陪審公判判決

二十七日、大阪地方裁判所で開廷された、関西地方における最初の陪審公判は、「模範青年の義理の叔父殺し」といふ好個のテーマではあり、裁判長の懇切丁寧、陪審員の用意周密、検事の涙ある論告と相まって、予想外の好成绩をおさめたが、十二時間にわたる長審理の結果、被告Y N奈良三(三二)の所為が、傷害致死と答申されたことは、既報の如くである。

ある。

二十九日午後一時二十分、被告は、同時に宣告を受ける他の一人の青年と一緒に入廷した。思ひなしか元氣さうに見える。法廷のひな壇に、陪審員の姿が見えぬのは、公判当日にくらべて物足りぬ淋しさだが、傍聴席は満員で、中には陪審員として前日出席した人の姿も見える。やがて裁判長が入廷、厳かに、「被告を懲役二年に処す、但し三年間刑の執行を猶予す、陪審費用を除きその他の費用は被告人の負担とす」と、主文を読みをはつてから、「前日、陪審員は、お前が殺意をもって竹松を殺したのではなく、たゞ傷つけて死に至らしたものだ」と答申したが、裁判所もそれを不当と思はぬので、傷害致死罪と認めて刑を言渡したが、お前の素行が好いのを斟酌して執行猶予にしたのだ、不服なら上告もできる。聞けば来年の一月に入営するとか、よく御奉公しなさい、また待ちわびてゐる四人の弟妹も、今までのやうによく可愛がつてやりなさい」と諭し、約五分間で、意義深き初陪審裁判は全く終結し、奈良三は喜色を面に浮かべつゝ退廷した。

15 「大阪毎日」昭和三年一月三〇日

叔父殺しの青年に、果して猶予の恩典

「入営して国家に尽せ」と

温い裁判長の説諭

民衆関与の効果の実を挙げた、大阪最初の陪審裁判―義理の叔父殺し、大阪市住吉区□小□町Y N奈良三(三二)の殺人事件は、既報の如く、傷害致死と評決され、廿九日午後一

時半から、大阪地方裁判所池内裁判長から、その罪科の裁断を仰ぐことゝなった。国家代表の検事さへ、実刑を希望せぬ模範青年の被告だけに、同情が集まり、知れ切った判決を聞くべく、傍聴席は満員の盛況で、弁護士席の白須賀弁護人の顔にもほがらかさがかゞはれる。

一時廿分、被告は大島銘仙の対で出廷、池内裁判長は「懲役二年、但し三年間刑の執行猶予、陪審費用を除く訴訟費用は被告の負担とす、証拠の鉄槌は押収す」と厳かに宣告し、判決理由は平易に砕いて言葉やさしく、

「一昨日の陪審答申で、殺意は認められず、傷をつけて死に至したものとされたから、裁判所もこれを不当と認めず、刑法第二百五条の傷害致死罪を適用して、以上の罪を定める。無頼とはいへ、叔父の生命を奪ったのであるから、懲役二年は相当である。しかし、被害者の竹松が他人にいろいろ迷惑をかけ、兇行も先方から売込んだ喧嘩からかつたものであるし、被告は模範青年で素行もよし、旁々執行猶予にした、来年一月は入営するさうだから、国家に御奉公をつくし、家にゐる弟や妹をいたはって精出さねばならない」と、将来を戒告した。被告は、思はぬ涙ある名判決に喜び、涙さへ出ず、三拝九拝して刑務所へ引き下った。

上告期間は五日間あるが、勿論検事も被告も上訴権を放棄するから、この名裁判は確定し、本日中に拘禁は解かれて、家に待つ弟妹と抱きあつて、聖代の有難きに感泣するであらう。

殺人罪が至当、しかし刑期に関係はない

金山検事正談

検事求刑通りの判決があつたので、別段意見はないが、事件自体は殺人で、たしかに陪審員に法律上の知識がないので、傷害致死と誤って判断したものである。しかし、罪名が変わつても、刑期その他に違ひがないので、民意をいれて傷害致死の判決が出来たものと思ふ、裁判所として恐らく同意見であらふ。

私も検事正と同一意見

荒井所長の話

私は、まだ記録を見ないが、傍聴した模様から、今度の陪審員の傷害致死の評決に対しては、検事正と同一意見である。裁判長が、どういふ意見をもつてゐるかは知らぬが、確かに、陪審員は傍聴なれず、形に囚はれて軽く見たのではなからうかと思ふ。被告人が、模範青年で、被害者が叔父とはいへ無頼の徒であつたゝめに、殺人と見なかつたのであらうが、事件は殺人である。しかし、陪審員の態度は、実に熱心で、真面目に職務を遂行したことは、多大の感謝を払つてゐる。

「温い空気が法廷に漲つた、検事の態度も極めて立派」

白須賀主任弁護士の話

執行猶予の判決に重荷をおろした、白須賀主任弁護士は、欣然として語る、

弁護士も多少危惧した事件であったが、陪審員の傷害致死の判決によって、恐ろしい叔父殺しの汚名を着ず、明春入営することの出来る被告の喜びを思ふ時、私は衷心より陪審員の名断と裁判官諸公の英断に敬服する外はない。実に名判決である。警察、予審の調書は立派に殺人の自白になってをり、裁判長の説示中「殺人でも執行猶予が出来る云々」と説明された時、傍聴席では「裁判長は殺人のつもりだな」と早合点してゐたが、さすが国民の司法参与の公権に対し、公平無私の立場から「傷害致死」の答申が出来、敬虔な態度で陪審長が裁判長に提出した処など、涙のこぼれる程厳粛味があり、最初の陪審裁判から、国民の信頼すべきものとのよき感じを与へた。弁護士としても、入営の際は三十七聯隊長に面会し、事件の真相、裁判の経過を述べて、本人にも模範兵として君国奉公の実をあげるやう後援努力する覚悟である。陪審裁判の法廷は、温かい空気が感ぜられ、裁判長は謹厳なうちに慈愛のこもった莊重な句調で淳々と調べ、検事も厭味のない態度で、弁護士と対等の立場で、攻撃防衛の地位で、陰惨になり易い法廷を明るくし、全く法廷の民衆化を現実にみせられて、人権擁護の弁護士として、思ふまゝに職分を果されたことを喜ぶものである。

「陪審嫌ひから、陪審党になった」

足立弁護士の賛辞

陪審嫌ひで通つてゐた、大阪の刑事専門の足立弁護士は語る。

大阪における初陪審の裁判が、実を結んで、叔父殺しの大罪が傷害致死と認められ、執行猶予となったことは、国民司法参与の実が挙げられたもので、誠にお目出度い。池内裁判長の説示は、傷害致死と殺人、科刑の情状まで論及したので心配してゐたが、一人の陪審員は、「殺意を以て殺人となした事実ありや否や」の問書に対し、どちらを賛成するかという意味なれば述べられるが、「事実ありや否やハッキリ答へることは、神でなければ出来ぬ」といったその正直さと、裁判中に兇器である鉄槌の持ち方などの訊問がなかったところ、一人の陪審員が「兇器は被告の職業的常用のものか」との質問を發し、使ひ馴れてゐれば四百二十匁の重い鉄槌もやすく」と揮はれる点を確めた、周到な注意には嬉しかった。恐らく、殺人の証拠の多いこの事件に、傷害致死と決定したのは、この一点で解決がついたものとして、国民の常識裁判は信頼することが出来る——大の陪審党となった、

と弁護士室の火鉢を囲み、公判の模様を同僚によく説明して大喜び。
傍らにあった、東京の今村弁護士は、「それは結構、大分のやうに裁判長の意見と異なるからとて、陪審員を更改するなどは面白くなからう。語弊があるかも知れぬが、更改の法文は憲法違反の一種のいひ抜けだ、裁判所と意見が一致せなければいかぬなら、初めから陪審裁判等やらなくてもよいわけである。司法官は、疑はしきは罰せずの精神でありたいものだ」と、やはり陪審裁判に大いな期待をもつてゐる。

16 「時事新報」昭和三年一月三〇日

大阪の初陪審に附された、叔父殺しは執行猶予

陪審員の答申通り

傷害罪として判決

大阪最初の陪審裁判——大阪市住吉区□□小□町□□鍛冶職YN奈良三(三十一)の無頼の叔父殺し事件は、去る二十七日の公判で、陪審員が「殺人にあらず」との答申をなし、裁判長はこれを採用し、立会西堀検事も陪審裁判でなければ見られぬ美しい態度で、自ら執行猶予の請求をなす等、非常の成功をしたが、二十九日午後一時半、池内裁判長は判決を下し、奈良三に懲役二年、三年間執行猶予の言い渡しをなした。

裁判長は、その際被告に対し懇々と説諭をなし、「陪審の答申を採用して、傷害罪として処分をするが、被告もよくこの裁判の精神を心して、将来一層謹んで仕事に励む様に……」と戒め、被告は嬉し泣きに泣いて退廷した。これによって、今日中には釈放されるであらう。

誠に名判決

白須賀弁護士談

この事件の弁護士である、白須賀弁護士は語る、「まことに名判決と云ふ一語につきる。傷害致死の答申をされた陪審員の判断、これを採用された裁判官の英断、全く敬服の外はない。殊に法廷の気分は、普通の裁判に見られない暖かさがあつた……兎に角、最初の陪審裁判として、これだけの成功をした事は、非常に嬉しい……」と。

17 「法律新聞」昭和三年二月八日

大阪の陪審裁判

大阪住吉区□□小□町鍛冶職YN奈良三(三十一)の「義理の叔父殺し」事件の陪審公判は、去月二十七日午前十一時五分から、大阪地方裁判所の陪審法廷で、池内裁判長、西堀検事立会、民間から選ばれた重大な責務を担ふた十二名の陪審員列席の上開廷。陪審員に選ばれて呼出をうけた、前大阪府消防課長福原金吉、東区高麗橋詰町湯川忠三郎氏等三十六名は、午前八時頃からぼつ／＼出頭し、十時廿分非公開の陪審員構成手続きを行ひ、左の十二名の陪審員を選任した。

此花区商業中村金次郎(四六)、東区公吏福村貞一(五二)、西区商業稻垣善治(三六)、西淀川区商業上出吉藏(四一)、東成区同中谷仲雄(三八)、同運輸業吉村茂(三八)、三島郡雑業藤岡正雄(三七)、同煙草商山本辰三郎(三七)、同西成区資産家羽田忠久(五三)、三島郡商業好川長二(三〇)、同農樋口多一郎(五三)、同農牧浅次郎(四一)

左手、弁護士席には白須賀弁護士着席、弁護士席前のボックスには被告が大島の袖の対重ねでうづくまつてゐる。裁判長の後方には、荒井大阪地方裁判所長、大田黒検事長、金山検事正、田中控訴院次席検事が、また一般傍聴席の東半分の特別傍聴席には戌亥次席検事その他多数の法官が居ならば、右手の一般傍聴席には選に洩れた二十四名の陪審員が傍聴人に早変わりして開廷を待ち、法廷は森厳そのものゝやう、廳がて裁判長は透徹した音調で、「本日は大阪で初めての陪審公判が開かれるにつき、諸君が陪審員に当選されたことは甚だ名誉のことである、どうか公判をよく聞いて重大な責務を完全に果されるやう御願ひ

する：、「砕だけた態度で陪審員の心得と、公判の順序と説明し、満廷起立裡に陪審員に対する宣誓書「良心ニ従ヒ誠実ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ誓フ」を朗読、一々署名捺印する。

立会西堀検事は、「陪審員諸君のため、平たく詳細に申し上げます」と冒頭して、被告は本年二十一歳の模範青年で、十七のとき父に、十八のとき母に死別し、本年十八になる弟と十六、十五、十二になる三人の妹を残されたのでありました、当時まだ小学校に通ふて居た四人の弟妹を、今は亡き両親に代って育てねばならなかったのでありますが、健気にも昼はゴム工場に、夜は自宅で親譲りの鍛冶職を励んで、父の残した五百円の借金のうち二百円まで返済して、近所近隣の褒め者となつてゐました。やがて、工場をやめ鍛冶職を専門にし、弟は織物工場に、二人の妹は女中奉公に出るやうになつたのであります。かうした推奨すべき青年が、世にも恐るべき殺人罪を犯したのでありますが、それには次のやうな事情があります。被害者で被告の義理の叔父に当るMN竹松(四十二)は、「茨の竹」と自称する放蕩無頼の男で、ゆすり、賭博に日を送り、世間からは蛇蝎のやうに嫌はれてゐました、と被告被害者双方の性行を一わたり述べてから、兇行当日九月二十二日の模様を、従来とは違つて、綿密な公訴事実の陳述を終つた、この間二十分。

次に、裁判長は、検事の陳述を要約して聞かせてから、被告に向つて「何かいふことがあるか？」と第一問を發する。奈良三は、「私は竹松を殺さうとは思ひませんでした。その他のことは相違ありません」と、太い声できつぱり殺意を否認し、傷害致死？殺人？の謎が提示される。「陪審員諸君！被告に殺意があつたか、否かをよくお聞きとり下さい」と、まづ注意を与へてから、愈々事實調べに入つた。

被告は、「竹松は無頼漢でありました」と一言に評し去つてから、母が死んだ時、病院で使つた蒲団を持ち去つたり、妹が奉公に出る話が始まつた時には、「一日二十銭出せ」と強迫し、或は雨の日に、泥土の足で上つていやがらせをするなど、傍若無人の振舞の数々に涙を呑んで逆らはなかつた口惜しさを述べる。兇行当日には、朝の十時頃ろから竹松は押しかけて、いつもの通り愚図つき始めたが、相手にされぬので表三畳の間に寝込んでしまつた。被告は、仕事を終つてから、修繕物を得意先に届け、午後六時頃ろ帰宅し、自家用の自転車をハンマーで直して居たところ、竹松はムックリ起き上つて、「飯でも食はうか」と八畳の間の縁に腰をかけて食ひ始めたので、「誰もまだ喰はぬのだから、一緒に食べてはどうか？」と注意したところ、「他人に物を食はずのが惜しいのか？」と被告につかみかゝり、強く殴りつけたので、堪忍袋の緒を切つた被告は、手にした金槌で乱打し、その足で住江交番所に自首したいきさつを取調べを終はつて、裁判長は「予審でお前は、犠牲になつて、殺したといつて居るが？」と、事件のポイントを押へると、「竹松は屹度復讐に来るが、その時は甘んじて身体に疵も受けやうといふ意味です。懲してやつたと申しましたのを、書記さんが聞き違へて書いたのでせう。」「こらす？こらす？か」、陪審席にはサツト緊張の色が漲る。裁判長は、先の尖つたハンマーを示して、「これで殴つたら、死ぬとは思はなかつたか」、「そんな事は考へませんでした」と、被告はどこまでも殺意を否認した。次で、美しかった被告の過去が繰り上げられる。裁判長に「今回のことをどう思ふ？」と聞かれ、「何んとも申し訳ありません」と深くうなだれた。弁護士から一、二質問があつてから、裁判長は「何か聞いておく事はありませんか？」と、陪審員に問ふたが、利那ハット我にかへつた陪審員連は、軽いざわめきを見せただけで、口を開く者なく、正午十分すぎ

休憩。

午後一時再び証人調べがあり、三時五分から証拠調べがあり、午後三時半西堀検事の第一次の論告(事実関係)に進み、六時頃裁判長の説示に入り、八時廿五分三度開廷、陪審員長中村金次郎氏から、答申書を裁判長に提示、主問「殺人の意思ありや」「然らず」、補問「傷害の意思ありや」「然り」、と答申を読み上げ、傷害致死の評決をくだした。かくて、
(注、答申が採択され、西堀検事は第二次の論告において) 傷害致死として、懲役二年、相当期間執行猶予されたいと述べ、午後八時四十分閉廷。

廿九日午後一時、池内裁判長は「懲役二年、但し三年間刑の執行猶予、陪審費用を除く訴訟費用は被告の負担とす、証拠の鉄槌は押収す」と宣告し、判決理由は、言葉やさしく、陪審答申で殺意は認められず、傷をつけて死に致したもとなつたから、裁判所もこれを不当と認めず、刑法第二百五条の傷害致死罪を適用して、以上の罪を定める。無頼とはいへ、叔父の生命を奪つたのであるから、懲役二年は相当である、併かし被害者の竹松が他人にいろく迷惑をかけ、兇行も先方から売込んだ喧嘩からかつとなつたものであるし、被告は模範青年で素行もよし、旁々執行猶予にした、來年一月は入営するさうだから国家に御奉公をつくし、家にゐる弟や妹をいたはつて、精出さねばならない、と将来を戒告した。被告は涙ある名判決に喜び、涙さへ出ず三拜九拜して刑務所へ引き下つた。直に拘禁は解かれて、家に待つ弟妹と抱きあつて聖代の有難さに感泣せり。

金山検事正談 検事求刑通りの判決があつたので別段意見はないが、事件自体は殺人で、たしかに陪審員に法律上の知識がないので、傷害致死と誤つて判断したものである。しかし、罪名が変わっても刑期その他に違ひがないので、民意を容れて傷害致死の判決が出来たものと思ふ。

執行猶予の判決に重荷をおろした、白須賀主任弁護士は欣然として語る。陪審員の傷害致死の判決によって、恐ろしい叔父殺しの汚名を着ず、明春入営することの出来る被告の喜びを思ふ時、私は衷心より陪審員の名断と裁判官諸公の英断に敬服する外はない。実にも名判決である。警察予審の調書は、立派に殺人の自由になつてをり、裁判長の説示中「殺人でも執行猶予が出来る云々」と説明された時、傍聴席では「裁判長は殺人のつもりだな」と早合点して居たが、さすが国民の司法参与の公権に対し、公平無私の立場から「傷害致死」の答申書が出来、敬虔な態度で陪審長が裁判長に提出した処など、涙のこぼれる程厳粛味があり、最初の陪審裁判から国民の信頼すべきものとのよき感じを与へた。弁護士としても、入営の際は三十七聯隊長に面会し、事件の真相、裁判の経過を述べて、本人にも模範兵として君国奉公の実をあげるやう、後援努力する覚悟である。陪審裁判の法廷は、温かい空気が感ぜられ、裁判長は謹厳なうちに慈愛のこもつた、莊重な句調で淳々と調べ、検事も厭味のない態度で、弁護士と対等の立場で、攻撃防禦の地位で、陰惨になり易い法廷を明るくし、全く法廷の民衆化を現実にもみせられて、人権擁護の弁護士として思ふまゝに職分を果されたことを喜ぶものである。

陪審嫌ひで通つて居た、大阪の刑事専門の足立弁護士は語る。大阪における初陪審の裁判が実を結んで、叔父殺しの大罪が傷害致死と認められ、執行猶予となつたことは、国民司法参与の実が挙げられたもので、誠にお目出度い。池内裁判長の説示は、傷害致死と殺人、科刑の情状まで論及したので心配して居たが、一人の陪審員は「殺意を以て殺人をした事実ありや否や」の問書に対し、どちらを賛成するかの見解ならば述べられるが、「事

実ありや否やハッキリ答へることは、神でなければ出来ぬ」といったその正直さと、裁判中に兇器である鉄槌の持ち方などの訊問がなかったところ、一人の陪審員が「兇器は被告の職業的常用のものか」との質問を發し、使ひ馴れて居れば四百二十匁の重い鉄槌もやす／＼と揮はれる点を確認した、周到な注意には嬉しかった。恐らく殺人の証拠の多いこの事件に、傷害致死と決定したのは、この一点で解決ついたものとして、国民の常識裁判は信頼することが出来る——大の陪審党となった。

②殺人未遂被告事件昭和三年二月一五日判決

1 「時事新報」昭和三年一〇月二七日

法定陪審、準備手続き

香具師の殺人未遂事件

殺人未遂犯香具師MT西松(四十二)は、大阪地方裁判所予審部で、この程予審終結有罪の決定をしたが、法定陪審として、近く準備手続きが開かれる。同人は、本年九月十五日午後十時頃、大阪市西成区□□条□の□□KT昇次郎方香具師IG龜之助方に押し入り、龜之助の内縁の妻KMりゑ(三十三)に、五寸余りの短刀で腹部二箇所を突き刺し重症を負はせた。被害者りゑは、MTと先に内縁関係があったのを、MTが酒癖が悪いので愛想をつかして別れ、其後龜之助の許へ行ったので、MTが立腹し、この凶行に及んだ。予審では、殺人の犯意を極力否認して居るので、これが大阪での理想的陪審裁判になるであらう。

2 「大阪朝日」昭和三年二月二日

大阪の第二陪審公判は

先妻を斬った事件

来る十一日に開かる

大阪の第二回目の陪審公判は、来る十一日に開かれる。

被告人は、東京生まれのMT西松(四十三)で、若き燕と大阪へ逃げて来た先妻KMりゑ(三十五)を、さる九月十五日の夜、大阪西成区□□条□丁目KT正次郎方二階で斬りつけ、女が逃げたので殺害の目的を遂げなかつた殺人未遂事件で、弁護士を頼む資力がないうつので、裁判所は弁護士馬場次郎氏に官選弁護人を任命し、一日午後公判準備を開いた結果、被告は殺意を否認するので、法定陪審事件として、開廷と決定したわけで、事件のいきさつには、かはった点がある。

被告は、大正十二年の春四月、りゑと正式に結婚し、東京の浅草附近に住み、女には針糸の行商をさせ、自分も同じく行商をしてゐたが、被告は酒くせが悪いので夫婦喧嘩がたえず、いつしか女はIG龜之助といふ男と心安くなったので、一悶着起つたが、結局下谷署の人事相談所できれいに別れ、女は龜之助と正式に同棲したが、女に未練のある被告はつきまとふので、りゑ、龜之助が今夏来阪したのを、被告は後を追つて来阪し、一時は龜之助との間柄も円満になっていたが、九月十五日の夜、被告は戸籍謄本などをもって女をたづね、女の行為を難詰したところ、りゑが「悪いとは思はぬ」といったので、カツと斬りつけたが、女はすぐ逃げ出したので、あとで被告は自分の腹を斬り、苦悶中をとら

へられたものである。

3 「大阪毎日」昭和三年二月二日
二度目の陪審、準備手続き開かる

未練の先妻斬り事件

犯人は殺意を否認

法定陪審の準備手続きが、一日、大阪地方裁判所で、池内裁判長係り、西堀検事立会ひ、非公開で行はれた。大阪市西成区□□条□丁目□□MT西松(四三三)の先妻殺し未遂事件で、第二回目の陪審裁判と決定し、来る十一日開廷されることとなった。弁護士は、官選の馬場弁護士が選任された。

被害者KMりゑ(三三三)は、大正十二年四月、被告と結婚し、女は「針糸通し」行商をしてゐたが、東京浅草で現在の夫IG龜之助といんぎんを通じ、しばく家出するので、西松は東京下谷署に説諭願を出し、返つて警察から夫婦別れをせよとされ、女はそれ以来IGと晴れて夫婦関係を結んだ。兇行の九月十五日の前日、梅田駅で偶然被告は、IG夫婦と会ひ、新世界の盛り場などを散歩して、三人仲よく酒をくみかはしなどしたが、被告に思慕の情が加つて、女を自宅につれ戻り、反省を促したが、愛想づかしをいはれたので、腹を立てナイフで胸部その他を刺し、重症を負はしたもので、

現場には戸籍謄本、写真、被告の遺書などがあつたが、やはり殺意は否認し、陪審公判に附せられたものである。

4 「大阪朝日」昭和三年二月二日

中年男痴情の刃傷に、殺人未遂と答申、採用

機微に触れた陪審員の質問

きのふ大阪二回目の陪審公判

大阪で第二回の陪審公判は、十一日、大阪地方裁判所池内裁判長かかり、西堀検事立会、馬場次郎弁護士(官選)列席で開廷。

MT西松(四十三)といふ中老男が、元の内縁の妻KMりゑ(三三五)が、若い情夫と駆け落ちした跡を追うて来阪し、さる九月十五日夜、西成区□□条□丁目KT正二郎方の二階で、匕首を揮つてりゑを斬り、治療一ヶ月の傷を負はせ、自殺を計つたといふ痴情の果の刃傷沙汰である。

午前十時四十分、十三名の陪審員が、緊張し切った顔を並べ、裁判長から懇切な注意を与へて、審理に入った。検事の公訴事実の陳述がをはつてから、要領を裁判長が読み聞かせる時、被告は「殺す決心はしたが、その後思ひ止まった」と、東北弁丸出しで殺意を否認し、「その場になつても、殺さうかやめやうかと迷つてゐましたが、たゞ夢中だったので」と、答へて事件の焦点は、すっかりボカしてしまふ。

この時、九番の陪審員が起つて「(一)被告の酒量(二)兇行当時酒を飲んでゐたか(三)遺書は脅すつもりで出したのか」と、最もな質問を出せば、十二番の人も「(一)無言でりゑを突いたのか(二)りゑの跡を追ひかけたか」と機微にふれた問を発する。

酒量は五合、兇行の二時間前に二合ほど飲んでみた、遺書は別に脅すつもりで出したのではない、黙って突いた、跡は追はぬ、と裁判長を通じて被告は答へ、零時半事実調べを終わって、休憩となった。

午後二時再開、証人調べに入り、まづ当の被害者KMりゑが、「世間話をしてゐるとき、突然「覚悟をしる！」と私の両乳を突き刺し、側で「母ちゃんを堪忍して……」と泣き叫ぶ娘りさえ(六〇)の右手まで斬りました」と口をつむぐ。

代つて、現在の情夫IG龜之助は、「りゑに「お前はよいと思ふか悪いと思ふか」と怒鳴りながら、斬りつけたやうに思ひます」と、被告の陳述を裏書きする。

しばく仲裁役をつとめた、S貫一郎は兇器のナイフを示され、「兇行の前日の十四日に買ったのです」といふ、被告にとっては甚だ不利なことを述べる。

かくて、休憩後、午後五時、立会検事は「被告が逆上して夢中になるやうな事情はなく、始めから犯意があった」と断ずれば、弁護人は「傷害にすぎず」と応酬し、裁判長の説示があつて、午後七時評決に入った。

一時間後、主問―殺人未遂なりや？―に対する「然り」の答申は採択され、立会検事は、同情ある論告をして、懲役三年を求め、弁護士の酌情論あつて、午後八時四十分、第一回同様の成功を納めて閉廷した。判決は、十五日。

5 「大阪毎日」昭和三年一月二二日

かつとなつて思はず斬りつけた

大阪で第二回の陪審裁判

先妻斬りの公判

大阪の二度目の陪審裁判は、十一日午前十時から、大阪地方裁判所池内裁判長係りで開かれた。事件は、秋田県北秋田郡□□村□□又□□MT西松(四三)が、未練の先妻KMりゑ(三五)を斬付けた殺人未遂で、陪審員は此花区四貫島梅香町濱茂八氏ほか十一名と補充陪審員二反長音藏氏を選び、同十時四十分から公開。

事実調べに入り、宣誓、裁判長は陪審員への論告あり、初回のごとく証拠調べの後、西堀検事の公訴事実陳述に入り、

被害者である被告の内縁の妻KMりゑが、五年間も連れ添うた被告を捨て、露天商人IG龜之助と大阪西成区□□条□□丁目KT昇次郎方に同棲するを確め、去る九月十五日午後八時、反省を促したが、帰国しないので、かねて用意の遺書と、女の連子の戸籍謄本をつきつけて、短刀で胸部と乳部を刺し、治療一ヶ月を要する重傷を負はせ、自らも割腹して自殺を企て、阪南病院に手当てを受けた顛末を述べ、さらに裁判長は、予審決定書の大要を読み聞かせたが、被告は最初は殺意はあつたが、途中悪いとわかり犯意を翻し、カツとなつて夢中で斬付けたと述べ、

事実調べに移り、女の不行跡を盛んにならべて立て、兇行二日前は、天王寺公園のベンチで寝て、その間IGやりゑと共に新世界に活動見物に赴きなどしたが、やはり一人で東京へ戻ることが男として忍べず、りゑを殺し、自殺する決心で、りゑの父やわが娘に遺書を認めたと述べ、裁判長は、父にあてた遺書を読み上げその説明を求むれば、陪審員は一段と緊張し、裁判長と被告との一問一答に、その視線が動き、その心証をつかむ努力が見

られる。殺意断念については「兇行の現場K T方に赴く二時間前までは殺意はあり、兇器もそのつもりで買ひ、遺書も認めたが、「悪い」と思ったので、郵便局で宛書を認め切手を貼ったが出さなかった」といった。

評決の鍵となる、「怨む」の意味

適切な陪審員の質問

かくて被告は、兇行現場の模様については、「IGといろく世間話の末、夕食の終るのを待って「俺が悪いか、汝が悪いか」といろく反省を促したが、女は「帰国する」といはぬので、「怨む」といひ斬付けた」と口をすべらし、その怨むが殺人、傷害の評決の前の大きな問題となり、裁判長も弁護士も検事からも質問あり、「私には、先妻の子よしみ(二六)があり、りゑには、りさえ(六三)があり、子への愛情から夫婦関係をつづけやうといふため、その「怨む」といふことは、IGに捨てられ、怨むなどの意味だ」と、子煩悩を楯に弁解し、「りゑは、死んだと思つたから、後を追はず、自分も割腹し、翌日阪南病院のベッドで正氣づいた」と述べ、

陪審員九番の播磨谷虎太郎氏(浪速元町一丁目)は、「兇行当時の飲酒の量と、遺書の郵書をりゑの娘に託したのは何の意味か」、十番の濱茂八氏(此花区四貫島)は、「斬り付ける時、何と聞いたか」との尤もな質問をなし、午後零時廿分休憩。

午後一時半再開、証人調べに入り、

検事申請の被害者KMりゑ、IG龜之助、被告の依頼でりゑの行方を探したS貫一郎、馬場弁護士申請の現場を最初に検証した今宮署の巡查松元藤次郎の四名の証人調べに入った。

6 「大阪毎日」昭和三年一月一二日

被害者をも責めて、懲役三年を求む

大阪二度目の陪審公判

夕刊既報、大阪で二度目の陪審公判、MT西松(四三)にかゝる殺人未遂事件は、十一日午後二時再開。証人調べは、犯罪の遠因をつくつた被害者KMりゑから初まった。りゑは、恐ろしい当夜のことなど、人ごとのやうに酒々と証言。馬場弁護士と播磨谷陪審員から質問があつたのみで、IG龜之助(三五)が入廷、りゑと同棲したまでのいきさつと仲裁、刃傷当夜の有様を述べ、松元巡查の証言あり、証拠物を示して、西堀検事の第一次論告(事実関係)に進んだ。

西堀検事は、法廷の矛盾した被告の陳述をひき、警察以来一貫した殺意の自白が真実であるとして、殺人未遂論をなし、馬場弁護士は、傷害論を真つ向からふりかざし、検事の殺人未遂論を弁駁し、池内裁判長は殺人未遂と傷害の法律解釈、証拠の大体を説明し、

(主問) 被告人は殺意をもってKMりゑをあひくちで突刺したが逃走して目的を達せなかったものか否か

(補問) りゑを傷害の意思で突刺したるや否や

の二問を出し、前回陪審員の一人が、「事実ありや」は神様でなければ分らぬなど大変むつかしく考へられたので、今度は字句をかへたと述べ、七時廿分休憩。

陪審員は、評議のため評議室に入り、午後八時廿五分再開。今中書記は、播磨谷陪審長からの答申、主問「然り」、即ち検事の公訴通りの殺人未遂罪の評決を読みあげ、裁判所は合議の末、これを採択し、直に西堀検事の第二次の論告、即ち求刑論告に入り、

五年も連れ添った被害者が、単なる被告の酒癖が悪いのみで家出し、家庭悲劇を見たのは婦道にそむくものである、一方、被告は被害者の現在の夫IG龜之助には「女から仕向けたものである」として、何ら危害を及ぼさなかったのはよいが、女を憎んで暴力で解決をつけんとした、反社会的行為は大いに責むべきであるとして、懲役三年の涙ある求刑をなし、馬場弁護士は、執行猶予論を述べ、同八時五十分閉廷。判決は、十五日。

7 「時事新報」昭和三年一月二二日

被告の東北弁に陪審員は大弱り

…不倫の妻を刺した四十男の殺人未遂事件…

大阪で二度目の陪審裁判…◇

十一日、大阪地方裁判所陪審法廷で、大阪で第二回目の陪審裁判が開かれた——今度は、不倫の妻を刺した秋田県生れの四十男の殺人未遂事件である。公訴事実によると、被告は、秋田県北秋田郡□□村□□□MT西松(四十二)で、二十歳の時ある女と結婚したが性格が合はず、大正十二年十二月離縁した。其後今から五年前、被害者であるKMりゑ(三十五)と郷里で内縁関係を結んだ。然し、りゑが田舎の暮しを嫌ふので、大正十四年二月東京へ出て、りゑに露天商をやらせ、自分は労働をやって暮しを立て、居た処、りゑは西松の酒癖が悪

いのを嫌って、同業のIG龜之助といふ年下の男と家出をしてしまった。西松は、血眼になつて探し廻つたが、りゑはIGと携へて大阪に逃げた。西松も、残念で仕事を手につかず、本年二月あとを追つて大阪に来て捜すと、りゑが天満天神内で露店を出して居るのを見付けた。その時、S貫一郎と云ふ友人が仲に入って仲直りをし、西松はりゑを再び連れて東京へ帰る事になつたが、梅田駅前でりゑは髪を結つて来ると騙して、又復逃げてしまった。西松は、憤り乍らも、一度東京に帰つたが、どうしてもあきらめられず、本年九月十一日、再び大阪に来て調べると、りゑは相変わらずIGと夫婦となつて、西成区□条□丁目□□KT昇次郎方に暮らして居る事が判り、MTは憤懣やる方なく匕首を携へて、同月十五日、りゑ方に乗り込んでりゑを突き刺し、自分も返す刀で腹、咽喉等突き刺して自殺を企てたが、りゑは一箇月の傷、自分は間もなく回復したと云ふ事件である——。

この日午前十時から、陪審構成手続きをなし、十二人の陪審員の他に一人の補欠が選ばれて法廷に列した。池内裁判長に、立会西堀検事、弁護士は馬場弁護士である。被告は、髭あとの濃い頑丈な男で、浅黄色の囚人服を着て居る。裁判長の論告があつて後、検事の公訴事実の陳述があり、被告は、東北弁丸出しでいかにも武骨ものらしく、兇行迄の経緯を素直に認め、たゞ殺す気はなかつたと述べる。大阪人の陪審員には、被告の東北弁がサツパリ判らぬらしく、いづれも念入りに聴耳を立てる。法廷の空気は、総てに前回より一段と落ち付きが見え、陪審員も洋服が多く、いかにも都会人らしいのが揃つて居る。

陪審員から上々の質問

「その時飲酒していたか…」

被告の陳述に、「前夜迄は、自分の男が立たぬから殺してやらうと思っていた。然し、それは悪い事だと思つて、殺す気は一度止まりました。その日の夕方、戸籍謄本とりゑの父と連子に宛てた遺書二通を持つて出掛けた処、兩人共居らず、しばらく待つて居ると、八時頃帰つて来た。自分は、りゑにお前のやつて居る事は、悪い事だとは思はぬかと訊ねると、りゑは悪いと思ふと答へた。田舎へ帰る気はないかと云ふと、田舎へは絶対に帰らぬと云ふ。どんな事になつても恨まぬかと云ふと、どんな目に会つてもIGについて行くと答へるので、これ迄と思つて懐中から匕首を出し様、りゑの脇腹へ突き立てました。何度ついたか判りません。りゑは死んだものと思つて、自分も滅茶苦茶に腹や首を斬つて気がポーッとなりました。あとはどうなつたか判らず、翌日自分は病院に寝かされて居りました……」

裁判長は、突く時の気持を詳しく問ひたゞすと、結局「自分は突く迄、殺してやらうと思つたり、又思ひ止めて見たりして心が定まらず、突く時はたゞ夢中でした……」と答へる。

これで事実調べを終り、陪審員の播磨虎太郎氏は、「その時酒を呑んで居たかどうか、遺書を出す時どんな気持であつたか」と、又同じく濱茂八氏は、「突いた時に何か云つたか……」等、上々の質問をした。

正午過ぎ一先ず休憩し、二時再開した。証人りゑ当人、情夫IG、仲裁人S、今宮署の杉本巡查の四人が出廷した。

8 「時事新報」昭和三年二月一三日

「事実ありや」の強い句を書き改む

大阪第二回陪審に現れた新しい試み

【夕刊続】十一日、大阪地方裁判所池内裁判長係りで開かれた、大阪で第二回目の陪審裁判―秋田県生れMT西松(四十三)が不倫の妻を斬つた事件は、午後証人調べから、第一次弁論、裁判長の説示と進み、午後八時、問書が交付され約一時間評議の結果、主問「殺意はあつたか」に対し「然り」と答申し、裁判長はこれを採用して、西堀検事の論告に入り、「道義心の皆無な妻のために、かうした運命になつた被告に同情する」とて、懲役三年の軽い刑を求め、馬場弁護士は「五年も共に暮した被告の妻が、温情ある導きの代りに逃げ、他人の褥に走つた」とて、斬られた妻を責め、更に刑を減じて執行猶予にすべきであると論じ、判決は来る十五日と決定して、同九時閉廷した。

前回の陪審公判で、問書に「事実ありや……」と書かれた事について、陪審員から「事実ありや」等は神様でなければ判断出来ないと突き込まれた経験に鑑み、この日の問書には、主問補問共、ものなりや……」と改め書かれてあつた。

9 「大阪朝日」昭和三年二月一六日

前妻斬り三年

大阪二度目の陪審で判決

大阪における二度目の陪審事件、―他の男に走つた前妻を突刺した、MT西松(四十三)の

殺人未遂事件は、陪審員これに「然り」と同意の答申をして採用されたが、十五日、大阪地方裁判所池内裁判長から、検事の求刑通り懲役三年の判決があった。

10 「大阪毎日」昭和三年一月一六日

懲役三年を言渡された、先妻斬りから上告

けふ被告から弁護士へ申出づ

大阪で二度目の陪審裁判

大阪二度目の陪審裁判、秋田生れMT西松(四三)の先妻に対する殺人未遂事件判決は、十五日午後一時十分、大阪地方裁判所池内裁判長から、検事求刑通り懲役三年を言ひ渡した。右につき、被告MTは、上告手続きを官選弁護士馬場次郎氏に依頼したので、一両日中に正式に手続きをとることになった。

私自身でも上告する

馬場弁護士の話

殺人未遂で判決されれば、懲役三年はやむを得ないでせう。しかし、私は被告は被害者と共に活動写真を見、一緒に晩めしを食って、師団の見送りまで打合せをしたのに、わづかの間に殺意を起すなどは、どうしても信じ得ないとの堅き信念で、官選弁護を引受けたのです。旅の空で裁判を受ける被告の心事を思ひ、せめて執行猶予にと希望をもってゐま

したが、それも果敢なく、殺人未遂囚として知らぬ土地で懲役に服さすことには、しのびないので、弁護士自身にしても上告したい意見をもっております。

11 「時事新報」昭和三年一月一六日

不倫の女房斬り

懲役三年となる

大阪で二度目の陪審裁判―断ち難き愛情の絆から、他の男に走った不倫の妻を追って、はるか東京から大阪へと来り、どうしてもひるがへさず事が出来ない、女の変心にカツとなり、大阪市西成区□□条□丁目KT昇次郎方で(注、IG龜之助と同居中の内縁の妻KMりゑ(三十五)を斬った、秋田県生れMT西蔵(四十二)の殺人未遂事件の判決は、十五日、大阪地方裁判所池内裁判長から、求刑通り懲役三年の言渡しがあつた。

12 「時事新報」昭和三年一月一八日

陪審裁判の西松控訴(注、上告)す

弁護士も至当だといふ

大阪第二回の陪審裁判―大阪市西成区□□条□KT昇次郎方で、秋田県生れMT西松(四十二)が、不倫の妻KMりゑ(三十五)を突き刺し、殺人未遂として懲役三年の判決をうけたが、被告西松は不服として十七日上告した。

右につき、官選馬場弁護士は、「本人が上告しなくとも、僕としては当然上告する考へであった。裁判長の説示について、充分上告する理由がある。いよく本人が上告したのであるから、僕としては何処までも争ふつもりである」と語った。

13 「大阪朝日」昭和四年三月八日

陪審上告公判

妻殺し未遂

大阪地方裁判所の陪審裁判で懲役三年に処せられた、M T西松(四十四)にかゝる内妻殺し未遂事件は、上告されて、七日午前、大審院刑事二部で豊島裁判長、平井検事係で弁論が開かれたが、検事は上告の理由なしと意見を述べた、判決言渡は来る十四日(東京電話)。

14 「大阪毎日」昭和四年三月一五日

陪審上告棄却

大阪の殺人未遂

大阪地方裁判所所で陪審の結果、殺人未遂罪として懲役三年の言渡を受けた、M T西松の上告審は、大審院で副島裁判長係で審理中、十四日、理由なしとして上告棄却となった。

③殺人及殺人未遂被告事件昭和三年二月二〇日判決

1 「大阪朝日」昭和三年一月一四日

大阪最初の陪審裁判は、□条の三人斬り

カフェーで悪口をいはれて

刃物を揮った左官職

十月一日から実施された陪審法は、全国で名古屋と神戸の二地方裁判所に各一件陪審に附する事件があるだけで、それもまだ開廷に至らないが、去る十一日西川予審判事の手で予審終結した、大阪港区□□通□丁目左官職HM辰藏(三十二)の殺人及び殺人未遂事件は、罪質が法定陪審に附せられるものであり、しかも、被告は、予審中既に事実を否認してゐるさうであるから、大阪で始めての陪審に附せられる事件と目されている。

事件の内容は、辰藏は、本年八月十一日午後十時ごろ、知合のAY久吉の経営してゐる、大阪港区□□中通□丁目カフェー第二ZNVに行つた際、M佐平(三十五)が、M萬五郎(五十)こと、もに同カフェーに来て飲食しながら、代金の支払をせず、却つて女給を殴りつけ、また代金の支払を請求した主人の久吉をも殴打し、なほ辰藏や久吉の親分の悪口を吐いたので、被告辰藏は、佐平は自分らの親分一派に対して何か含むところがあつて、久吉の店を踏倒しに来たものと早合点し、佐平に詰問すると、佐平は「後から来るから、表を片付けて待つてをれ」といひ残して、萬五郎とともに立去つたので、きつと仕返しに来るだらうと思ひ、刃渡り五寸余の双刃の匕首を用意して、同カフェーの土間で待受けてゐると、翌十二日午前二時ごろ、佐平が実兄宇平(四十二)と前記萬五郎と一しよにやつて来たので、機先を制し佐平らを殺害しようと思ひ、矢庭に携へてゐた匕首で、宇平の左腋下部と、

萬五郎の腹部を、また佐平の右側背胸部を突刺し、佐平を即死せしめ、宇平、萬五郎に全治各一ヶ月の重傷を負はせたといふのである。

なほ、被告は予審中から、田村（堅）弁護士に事件を依頼してゐる。

2 「時事新報」昭和三年二月四日

次回の陪審裁判

カフェーでの殺傷事件

大阪市港区□□通□丁目左官職HM辰藏（三十二）が、本年八月十一日午後十時頃、同区□□中通□丁目第二ZNVで、お客のM佐平（三十五）、同萬五郎（五十二）、同宇平の三人と喧嘩の末、辰藏は、短刀で佐平を即死、宇平、萬五郎に重傷を負はした事件は、いよく陪審に附する事になり、来る十五日、大阪地方裁判所池内裁判長係り、西堀検事立会の上、公判が開かれる事になり、田村堅三弁護士が弁護に立つ事になった。

3 「大阪毎日」昭和三年二月五日

三度目の陪審

□条の三人斬を審理

十四五両日に亘って開廷さる

大阪の三度目の陪審裁判と決した、□条の三人斬り、港区□□通□の□□□前科四犯H

M辰藏（三十二）の殺人および殺人未遂事件は、十五日、大阪地方裁判所で公判開廷のはずであったが、傷害か殺人かにつき、十名の証人を喚問するので、到底一日では審理されないため、十四、五両日にわたって審理されることとなり、陪審員は、陪審奉仕の一夜を、裁判所に過ごすことになってゐる。

4 「大阪朝日」昭和三年二月二四日

左官やの殺人に、十名の証人

陪審員初の詰詰か

けふ三度目の陪審裁判

大阪における三度目の陪審裁判——港区□□通□丁目左官職HM辰藏（三十二）の殺人および殺人未遂事件は、けふ十四日、大阪地方裁判所池内裁判長のかゝり、田村（堅）弁護士列席のもとに開廷される。

この事件は、本年八月十一日の夜、被告が、知人の経営している附近のカフェー第二ZNVで一杯やっていると、相客のM佐平（三十五）とM萬五郎（五十二）の二人が、飲食代を払はぬのみか、督促する女給や主人を殴ったりして当り散らすので、見兼ねて被告が詰るや、「後から来るから用意しておけ」と捨台詞を残して立去ったので、双刃の匕首をしのばせて、仕返しに備へてゐたところ、果して夜更二時ごろに、二人は萬五郎（注、左平が正しい）の実兄宇平（四十二）まで伴ひ、蒸返しに来たので、被告は機先を制して飛かゝり、つひに佐平を即死させ、他の二人に重傷を負はしたといふので、「殺意如何？」といふ重大な疑点につき、陪

審員の判断の資料に供するため、生き残った二人の被害者や、現場に居合はせた人々、それに被告の妻ひさえ、死亡したM佐平の妻すえなど、十名の証人が出廷するはずで、従って、その日に結審することは至難で、或は翌日に延び、陪審員は、四階の宿舍で、関西における初の缶詰になりさうだが、かく夥しい証人が喚問されることは、今日までの陪審裁判でのレコードであるのみならず、普通事件においても稀有である。

5 「大阪朝日」昭和三年一月一五日

殆んど十四時間に及ぶ長時間の陪審公判

再評決の結果採用され

深夜十二時五分漸く閉廷

大阪港区□□通□丁目左官職HM辰藏(三十二)にかゝる陪審裁判は、十四日、大阪地方裁判所池内裁判長のかゝりで開廷。午前十時半、陪審員への諭告について、西堀検事は、「殺人および殺人未遂事件として公訴した」旨を開陳し、被告の訊問に入るや、辰藏は、とても早口で「私も死んだ佐平にはずゐぶん世話になった仲です、決して殺す気などなかったのです」とキツパリ否認して、その夜の光景を詳細に述べ、「その夜、知人のAY久吉が経営している第二ZNVで、一ぱいやつてゐる幼馴染のM佐平(三十五)とM萬五郎(五十二)が、金も払はぬのみか、女給や久吉に毒づいて殴り出し、はては私の親方の事まで罵るので、たまり兼ね取つちめたところ、佐平は「後から来るから、待っておれ」といって、帰って行きましたので、これはキツト店をつぶしに来るに相違ないと直感しましたが、案の定二

時ごろに、佐平ら二人が萬五郎(注、左平が正しい)の実兄宇平(四十二)まで連れて乗込み、懐に獲物をのんでゐる様子だったので逆上して、機先を制するつもりで、懐にしてゐた匕首を手にするなり、飛びかゝって三人を突きました。少しはひるむだらう位にしか考へませんでした」と、あくまで殺意を否定する。

かくて、事実調べを終り、正午休憩。午後一時二十分再開、証人調べに入り、最後に、被告の親方AD政吉は、「辰藏は、大の臆病者です」と、有利な一言を残し、十証人の調べを終り、証拠の読み聞けあつて、五時休憩。

六時半、第一次弁論に入り、西堀検事は、「被告には、「殺してやれ」といふ心があつたとはいはぬが、少なくとも「相手が死んでもかまふものか」といふ考へで突いたことは明白白で、殺人罪は立派に成立する」と、滔々一時間余にわたり縦横に論及すれば、田村弁護士は、「二人は死に、二人は重傷を負うたといふ、本件悲劇の一面のみを見て、直に被告に殺意ありと速断するなかれ」と冒頭し、検事以上の長口舌をふるって一々反駁を加へ、最後に裁判長の説示があつて、答申のため陪審員が評議室に退席したのは、夜十時をすぎた。これ、陪審員は危うく缶詰は免れた。

裁判長は、各別に、主問補問を提出し、評議一時間四十分のうちに、午後十二時五分前にやつと終り、陪審員長は、答申書を裁判長に提出するや、意外にも問書に不備の点あり、再評決を命ぜられ、陪審員は再び評議の上、左の答申書を差出した。

主問 被告は殺意を以て佐平を殺したるものなりや

答申 然り

主問 殺意を以て萬五郎を突刺したるも未遂に終りしや

答申 然り

主問 宇平（前同段）

答申 然らず

補問 宇平を突刺し傷害したるものなりや

答申 然り

すなはち、宇平の点は傷害と認定した。裁判長はこの答申を容れ、五分間のうち閉廷した。時に午後十二時をすぐる五分であったから、第二次弁論は、今十五日午前九時より続行することになり、前後殆ど十四時間を要し、わが国陪審裁判に空前の長時間記録をのこした。この日、谷田控訴院長はじめ大阪控訴院管下の各地方裁判長、検事正は、底冷のする法廷で最後まで熱心に傍聴してゐたが、公判がこんなに深更に及んだことは、大阪ではじめてで、事情を知らぬ陪審員の家族たちは、缶詰になりはせぬかと、ひっきりなしに電話で問合せをしてゐた。

6 「大阪毎日」昭和三年二月一五日

「相手が大勢なので、夢中で斬った」

大阪の第三回陪審公判

港区の三人殺害事件

大阪市港区□□通□丁目左官職前科五犯H M辰藏(三三)の殺人ならびに殺人未遂事件の陪審裁判は、十四日午前十時半から、大阪地方裁判所池内裁判長係、田村弁護士列席で開か

れた。大阪では三度目の陪審である。身分調べの後、西堀立会検事から、公訴事実を述べた。即ち、「被害者N S藤太郎の子分M佐平(三三)は、M万五郎(五二)と八月十一日夜、被告の兄弟分A Y久吉の経営している港区□□中通□丁目カフェー第二ZNVで無銭飲食の上、乱暴をなし「後刻来るから、店を片付けて待ってをれ」と捨てせりふを残して立ち去り、翌十二日午前二時、再びやって来たので、被告は、刃渡五寸の短刀で万五郎(注、左平が正しい)を殺し、同人実兄宇平(四二)、M佐平(注、万五郎が正しい)の脇腹を刺し、治療一ヶ月を要する重傷を負はせたものである」と述べ、

事実調べに入り、被告は、その当時、最初相手がなかく、凄いい見幕であつたので、夢中に斬りつけた、とあくまで殺意を否認し、また、「他の二人の男を斬つたのは、短刀を奪はれようとしたので、身の危難を免れるためで、私は親分に後事を託して自首した」と答へ、かくて一時間の訊問を終り、田村堅三弁護士に質問につき、最後に陪審員の質問を促した。が立ち上るものもなく、正午休憩。午後一時再開、証拠調べに移った。

7 「大阪毎日」昭和三年二月一五日

十二時前に漸く評決を終る

市外の陪審員は宿舎に一泊

第三回目の陪審公判

大阪地方裁判所における三度目の陪審裁判―H M辰藏(三三)の殺人並に殺人未遂事件公判は、夕刊所報に引続き、十四日午後、二人の被害者、被告の親分、加害者と被害者の妻、

コック等十名の証人調べがあったが、中にもこの事件で若後家となった(夕刊負傷とあるは誤り)亡M佐平の内妻MSすえ(三九)は、みずくしい大丸髷に薄化粧のあで姿で出廷して、法廷の情景を深め、白刃閃めく物凄い兇行の現場を目撃したことを、涙一つ見せず酒々と述べ立てて、しつかりとした姐御の気分を見せて引き下った。

被告の妻FDひさゑは、「夫が、あひくちなど見せたことは、絶対見たことがない」と夫を庇ひ、親分のADも、「被告は臆病者で、その日喧嘩をしてきたといったが、やってきたものとは聞かぬ」と、検事廷での証言をひるがへす。

かくて、五時証調をを終り、六時西堀検事は、第一次論告に入り、「男の面目をたてゝの犯行で、殺す必要はないまでも、被害者の死を希望したものである」と、一時間にわたって殺人論を述べ、田村弁護士は、被告は被害者の再度の暴挙を忍従した。前科は五犯あるが、傷害罪などで、被告の率直を表はすものである、と一時間半に亘り傷害論を試み、池内裁判長の説示があった後、問書を交付したが、被害者が三名あるため、個々について「殺意ありや」「傷害なりや」をたゞしたもので、十時半休憩。

陪審員は、評議室に入つて評議したが、かくて十二時五分前評決は終った。その答申は、死んだM佐平に対しては殺人と認め、M万五郎の傷害に対しては殺人未遂と認め、M宇平に対する傷害の答申は「然らず」(注、主問「殺人未遂」について)で傷害となり、裁判所は合議の結果これを採択し、零時五分閉廷。

十五日午前十一時から、検事の求刑、弁護士の弁論がある筈。なほ、裁判所は市外から来てゐる陪審員が帰宅が出来ないのでは、その希望によって、階上の宿舎を提供することになった。公判が深更におよぶとは、わが国にはじめてのことである。

8 「時事新報」昭和三年二月一日

陪審員も頭をひねる本格の陪審裁判

何処を突いたか夢中で覚えぬ

被告は前科五犯で陳弁中々たくみ

十四日、大阪地方裁判所で開かれた大阪第三回目の陪審公判は、被告が法廷に慣れた前科五犯の強かもので陳弁却々巧、その上証人が十人も呼び出され、陪審員の頭をひねらず、愈々本格の陪審裁判であった。事件は、本年八月、大阪□□中通り□丁目カフェー第二Z NVで行はれた、博徒同志の殺人事件。

被告は、□□通り□丁目左官職HM辰藏(三三)、本年八月十一日午後十時頃、知合のAY久吉の経営して居るカフェー第二Z NVに行った際、M佐平(三十五)、M萬五郎(五十二)の両人が、飲食し乍ら代金も払はず、女給や主人を殴りつけて居るので、辰藏は自分等一派に含む処があつて、店を踏倒しに來たと思ひ、詰問すると、「後から来るから、表を片付けて待つて居れ!」と言ひ残し立ち去った。辰藏は、きつと仕返しに來ると思つて、刃渡り五寸余の短刀を用意して待つて居ると、午前二時頃になつて、佐平が実兄宇平(四十二)を連れ、それに前記萬五郎の二人が押し掛けて來たので、矢庭に短刀で佐平の右側背胸部を刺して即死せしめ、宇平の左腕下部、萬五郎の腹部に一箇所の重傷を負はせた。

池田裁判長に西堀検事、弁護士は刑事専門の田村堅三弁護士である。午前十時から、陪審構成手続をなし、陪審員は、十二人の外に二人の補充員が列した。被告は、縞銘仙の上

下で、如何にも剽悍な骨格をして居る。訊問に対し、「殺意は全然ない……刃物は、前夜女房と喧嘩をした時に出したものを、しまひ忘れてそのまゝ持つて居たものである。最初は仲裁をしようと思つて、口を入れたのであつたが、二度目に先方から押掛けて来たので、無我夢中でドスを振り廻した、何処を突いたか勿論判らぬ……」と答へる。裁判長は「このドスカ」……と、五寸位の物凄い兇器を示して、その上「被告は兇行の直後、親分の許へ寄つて、この前は奴等にいかれたが、今日はこつちがやつて来たと言つたではないか……」と突き込むが、被告は飽く迄「そんな事を云つたかどうか覚えがない……」と答へる。

正午、一先づ休憩となり、午後は証人として、被害者を始め被告の妻、司法主任等十人が出廷した。陪審員は、この日大阪で初めての宿泊詰めの予定で、呼び出されて居るが、割合早く進行して居るので、本日中に審理が終る模様である。

9 「大阪朝日」昭和三年二月一六日

恩威併せた検事の論告

懲役十三年を求刑

三人殺傷の陪審公判

朝刊一部所報二前日の審理実十四時間に及び、我国陪審裁判における空前の長時間記録を作つた、大阪港区□□通□丁目左官HM辰藏(三十二)にかゝる殺人および殺人未遂事件は、陪審員が、被害者M佐平(即死)、M万五郎、同宇平(重傷)の三名中、宇平に対する「殺人未遂」の公訴罪名を却け「傷害」と答申し、裁判所またこれを容れたため、罪名は

一つ加はり、犯情は多少軽くなつたが、昨夜十二時五分、この答申あつて閉廷の後をうけ、十五日午前十一時四十分続行開廷。この日は、陪審員席に人なく、いさゝか寂寞の感を与える。直に第二次弁論に入り、西堀検事は、「本件は、博徒気分を丸出しにしたものであり、この博徒気分こそ世を毒すること甚大で、速に一掃しなければならぬ。たゞ、この兇行は、被害者の佐平が被告の友達のカフェーを荒したのが原因で、佐平が本件の種を蒔いたといひ得る。この点は、大いに同情すべきだが、蒸返しに暴れ込んで来たわけでもない彼等に対し、刃物三昧に及ぶ必要があらうか」と、恩威併せた論告のもとに、懲役十三年を求刑、田村弁護士は、酌情論をなし、タツタ二十分で閉廷となつた。判決は、二十日。

10 「大阪毎日」昭和三年二月一六日

親分子分論から、懲役十三年を求刑

陪審員の答申が採用された

□条三人殺傷事件公判

大阪三度目の陪審裁判―西区□□通□丁目HM辰藏(三十二)の殺人ならびに殺人未遂事件公判第二日は、十五日午前十時から、大阪地方裁判所で開廷。前日、深更までかゝつて、被害者M佐平、M万五郎に対する被告の行為は「殺意あり」、M宇平は「殺意なし、傷害」と陪審員の評決が採択されたため、西堀検事は「この答申にもとづいて論告求刑をなす」と冒頭し、

この事件は、男の意地からとはいへ、聖代には断じて許せぬ、命のとり合である。乱暴

な被害者が種を蒔いたとはいへ、殺人罪の法律制度は安寧秩序にあり、厳罰すべきものである。しかし、一面から見れば、親分の面目を思つてなしたもので、この立場を有利に考慮すべきものである、と主観、客観の二方面から条理をつくした論告をなし、懲役十三年を請求。これに対し、田村弁護士は、酌情論を述べて、零時十分閉廷した。判決言渡は、廿日午後一時。

11 「時事新報」昭和三年一月一六日

十三時間で審議漸く終る

陪審員らは宿舎で宿る

□条三人斬事件公判

【十四日夕刊続き】大阪第三回目の陪審裁判、HM辰藏の□条三人斬事件公判は、午後証人調に続き、夜に入つて検事、弁護士第一次の弁論に入り、

立会西堀検事は、博徒気分殺意の説明をなし、幡随院長兵衛や清水次郎長などを例に惹き、「知合のカフェーを荒しに来た三人の被害者を、被告は匕首で突いたのは、相手を殺す気が無くても、命を投げ出した博徒気分、相手が死んでもいゝと思つて突いたものである」と論じ、

田村弁護士は、(人殺し)といふ怖ろしい言葉に幻惑されてはいけない、同人は全く准防衛的に何心なく突き出したと、これに応じ、

裁判所の説示の後、被害者三人につき、三通の問書を交付し、午後十時、陪審員の評議

に入った。かくて、評議は二時間に亘り、十二時五分前漸く再開、答申を提出したが、不備の点があり、評議を遣りなほし、同十二時再び開廷、答申を提出した。

それによると、「即死したM佐平に対しては殺意あり」、「重傷M萬五郎に対しては殺人未遂」、「M宇平に対しては傷害」との答申で、裁判長はこれを採用して、弁論を十五日午前十一時より開廷の事を宣告し、十二時五分過ぎ、十三時間に亘る審議を漸くにして終つた。

尚ほ、当日出廷の陪審員の多数は郡部の人とて、同夜初めての陪審宿舎に宿泊した。

12 「時事新報」昭和三年一月一六日

HM辰藏に懲役十三年求刑

判決は来る二十日

昨夜十二時過ぎ迄評議を採んだ、HM辰藏の大阪□条三人斬り陪審事件は、十五日午前十一時半、再び大阪地方裁判所陪審法廷で続行。昨夜採用された、死んだ一人と重傷の一人には殺意あり、又同じく重傷の一人には殺意なしの答申に基き、立会西堀検事は、論告をなし、「動機については充分の同情をするが、今日男の意地で生命のやり取りをする如き、博徒の存在は世人を甚だしく脅かすものである…」とて、懲役十三年を求刑、

これに対して、田村弁護士は、「殺傷の罪は許し難いが、その動機がほんの偶発的のものに過ぎず、被告の無智が手段を誤らしめたものである、その上自首をして居る、被告の態度精神を充分に酌んで貰ひたい…」と情状論をなし、

結局判決は、来る二十日となつて、正午閉廷した。尚、この事件で、本年中の大阪の陪

審判決は終りとなる。

13 「大阪朝日」昭和三年一月二二日

審理十四時間、陪審の判決

答申採用されて、懲役十年に

審理実には十四時間におよび、長時間記録をのこした大阪の三度目の陪審公判―大阪港区□□通□丁目左官職HM辰藏(三十二)が、八月十一日の夜、附近のカフェー第二ZNVで、相客のM佐平(三十五)を殺し、M萬五郎(五十二)、M宇平(四十二)に重傷を負はせた事件は、佐平については殺人、萬五郎については殺人未遂、宇平については傷害との陪審員の答申が採用され、二十日、大阪地方裁判所池内裁判長から、懲役十年を言渡された。

14 「大阪毎日」昭和三年一月二二日

三人斬りは懲役十年

直ちに服罪

大阪三度目の陪審裁判、港区□□通□丁目左官職HM辰藏(三十二)の三人殺傷事件は、大阪地方裁判所で審理の末、廿日午後三時、池田裁判長から、懲役十年(求刑十三年)の判決言渡があり、被告は直に服罪することになった。

15 「時事新報」昭和三年一月二二日

□条の三人斬りに十年の判決

二十日地方裁判所で

大阪に於ける第三番目の陪審裁判「□条の三人斬」事件―大阪市港区□□通り□丁目左官職HM辰藏(三十二)が、同町のカフェー第二ZNVで無銭飲食した上あばれる同町のM佐平(三十五)を短刀にて斬殺し、M萬五郎(五十二)、同宇平(四十二)の兩人に重傷を負はした殺人及殺人未遂事件は、二十日午後三時、大阪地方裁判所池田裁判長から、懲役十年(求刑十三年)の判決言渡しがあつた。

④殺人被告事件昭和四年一月二二日判決

1 「大阪朝日」昭和三年一月二五日

四度目の陪審事件

殺意の有無

罵られて憤慨し、先妻を殺した魚商

本年八月十三日の白昼、大阪天王寺区□□通□丁目で、先妻を刺し殺した大阪□□町魚商KH七左衛門(五十)の事件は、法定陪審事件として、四日、大阪地方裁判所池内裁判長、西堀検事、伊藤(秀雄)官選弁護士列席、非公開で準備手続が開かれたが、その結果、来春早々陪審公判が開かれることになった。

被告は、明治四十三年二月、石川県生まれのMKきく(三十七)と結婚し、翌年長女かをる(十八)をあげたが、被告が商売で外出勝ちなので、きくはいっしょかOD某と愛し合ひ、ために家庭に風波のたえ間なくなり、その後きくの乱行はますます嵩じたので、被告は断然きくを思ひきり、娘かをるを引き取り、きくにはODとは同棲しないとの条件で別れたが、きくは、今年一月、□□通□丁目KK方の二階を借ってODと同棲し、しかもその後、かをるが被告の金五十円をもつて無断家出したので、被告は二度もきく方へ尋ねて行ったが、きくは知らぬと答へ、さらに「甲斐性なし」など、散々悪罵を浴びせかけ、「子供の守などせよ」とODとの間に生れた赤ん坊を突出したので、堪忍袋を爆發させ、所持の匕首できくの顔面その他を突き刺し、即死せしめたものである。

この事件は、事実の点は争ひなく、たゞ被告の殺意の有無が問題となっている、大阪では四度目の陪審事件である。

2 「時事新報」昭和三年一月五日

続々開かれる大阪の陪審裁判

未練の女房斬り、□條の三人斬り等

夢の姦婦斬りは来年一月

十一月二十七日、大阪に於ける初陪審があつてから、続々陪審裁判が開かれる―この十一日には、西成区の未練の男の女房斬り、十五日は□條の三人斬り、また今四日、準備公判をした天王寺区□□通りの夢の暗示を信じて、己を捨て、他の男に走つた姦婦斬りの陪

審公判は、一月早々開かれることになった。

この姦婦斬り殺人事件は、徳島県生まれ大阪市浪速区□町□ノ□□NGたみ方KH七左衛門(五十)が、女房MK菊(三十七)との仲にかほる(十)の子供もあり、円満に暮らして来たが、其の後菊がOD愛次郎と私通したので、被告KHは、大正十五年五月かほるを引き取り、菊と愛次郎とは同棲しないと云ふを条件で別れ、菊と愛次郎とは相変はらず関係を続け、本年一月十日頃、天王寺区□□通□ノ□□□KK清次郎方二階で一緒になつて居た。然るに、同年三月五日、かほるは被告の金五十円を持って家出して了つたので、被告は、之はてつきり菊との間に何等かの消息があるものと思ひ、度々菊方を尋ねたが判らない。その中八月十一日夜、被告はかほるが、お菊方に宿つてゐるとの夢を見て、翌々十三日、同家に乗込みたるに、かへつて菊から、一人娘をよう育てない様な甲斐性なしめと罵られ、かつとなつて、所持の短刀で、顔面他を突刺して、即死せしめた殺人事件である。

3 「大阪朝日」昭和四年一月九日

本年皮切の陪審公判

魚屋の先妻殺し

大阪地方裁判所における本年度の皮切り陪審事件公判は、十七日開かれる、被告人は大坂浪速区□□町魚商KH七左衛門(五十)で、昨年八月十三日の白昼、天王寺区□□通□丁目で、先妻を刺し殺したるものである。

なほ、十二日には、全国初めての請求陪審事件であるHK専務に対するホールド・アッ

プ強盗事件のSH國雄らの公判準備がある。

4 「大阪朝日」昭和四年一月一八日

殺人の答申

採用され懲役十年求刑

今春の初陪審先妻殺し

昭和四年の初陪審公判は、十七日、大阪地方裁判所池内裁判長かゝり、西堀検事立会で開廷した。事件は、大阪浪速区□□町KH七左衛門(五十二)が、昨年八月天王寺区□□通りKK方にODといふ男と同棲してゐた、先妻MK(三十七)を殺したといふのである。

立会検事は、公訴事実を陳べたのち、被告は殺意を否認し、興奮しきつて、手ぶり身まねで兇行の模様を説明して、満廷を苦笑させた。事実調べをはるや、陪審員席から五番、四番、九番が引きつづいて、「何故ODと別れることを、離婚の条件にしたのか？」などといまいな被告の陳述に、質問の矢を放つて、陪審員振りを見せた。

正午十分すぎ、一まず休憩、午後二時ODら五名の証人調べに入ったが「酒の借金で差押へを喰つた」など不利な証言があると、「飯より酒好き」と自称する被告は、「違ふく」と喚いて注意される。

午後六時過ぎ、検事の弁論が終らんとするころ、突然、第五番の陪審員(住吉区天王寺町古鳥徳太郎氏)が頭痛を訴へて退廷し、補充員が正になほつて、そのまゝ続行、同八時半、評議に入ったが、主問―殺人なりや―に対する、「然り」の答申は採用され、検事再び

立つて、懲役十年を求め、伊藤(秀)、田崎両弁護士の酌情論で、同十時半閉廷した。

5 「大阪毎日」昭和四年一月一八日

懐ろから落ちた短刀で夢中で斬る

不貞の妻を惨殺した行商人

今春大阪の初陪審

大阪における今春の初陪審裁判は、不貞の妻を惨殺した、大阪市浪速区□□町魚行商人KH七左衛門(五十二)の殺人事件で、十七日午前十時半より、大阪地方裁判所池内裁判長係、原田商事会社長原田龜太郎氏外十三名(内一名補充陪審員)列席で開かれた。

事件の荒筋は、か(十九)といふ娘まであるのに、被害者で被告の妻MK(三十七)が、隣人のOD愛次郎と不義を働き、四年前きれいに手は切つたにも拘らず、依然關係をつづけ、カフェーの女給を働く長女かをるの家出もきくの差金と思ひ、行方を捜しに行く、かへつて罵倒されたので腹を立て、昨年八月十三日、きくを惨殺したものである。

「立腹のあまり被告は、頬を打つと飛びかゝつて来たので、手におへず困つてゐる矢先、天王寺公園で拾つた短刀が懐ろからころげ落ち、これを手に無我夢中で振廻し、きくを不憚な目に遭はせました」と殺意を否認して、盛んにきくの力自慢を述べ、手振り身振り上手に立ち回りの実演をやる。法官傍聴席の谷田院長、荒井裁判所長は、兇器のふところから飛び出た顛末につき、周到な裁判長の訊問振に魅せられたか、態々件の短刀を取り寄せて、二人でいろいろ、抜いたりさしたりして研究してゐる。

正午事実調べの終はるを待ちかね、陪審員の原田龜太郎、小島徳次郎、伊藤莊五郎の諸氏、先きを争って質問し、零時半休憩。

午後一時再開、被害者きくの愛人OD愛次郎、兇行目撃者KY慶次、KKまく、SI政助、YT忠藏の五名の証人調べを行った。

6 「大阪毎日」昭和四年一月一八日

補充陪審員初めて役立つ

火のない冷え切った法廷

女房殺しに懲役十年を求む

夕刊所報、本年の大阪地方裁判所最初の陪審裁判―先妻殺しKH七左衛門(五十二)の殺人事件公判は、十七日午後五時、全部の証人調べを終はり、西堀検事の第一次論告に入り、「被害者刀傷から、被告の心の動きを洞察されたい」と、約一時間にわたり殺人の論告をなした。

かくて、裁判所のスチームは、陪審裁判にお構ひなく、退庁時の四時かぎり火を落され、法廷の温度はにはかに低くなったせみか、検事の論告中の六時十分頃、陪審員の一人古島徳太郎氏は、寒気を催し席にゐた、まらず退所を願ひ出で、補充陪審員がはじめてお役に立った。

それより、伊藤(秀)、田崎両弁護士の傷害致死論あり、裁判長の説示も一時間近くかかり、八時半漸く夕食休憩。

その間に、「殺意ありや否や」の主問と、傷害致死の補問につき、陪審員は別室で慎重に評議を重ね、主問に対し「然り」との殺人認定の答申をなし、裁判長はこれを採決し、最後に西堀検事は、刑の量定につき第二次論告をなし、結局懲役十年を請求し、両弁護士の酌量論があつて、十時半閉廷。

7 「時事新報」昭和四年一月一八日

「殺す気は―毛頭なかった」

夢の裁判「先妻殺し」の陪審公判開かれる

十九年間連れ添った女房に逃げられ、頼りにする一人娘はなけなしの金五十円を持って無断家出し、「女房が娘をも匿って居る」との夢を見て、憤懣やる方なく、昨年八月十三日夜、詰問に行くと、却ってこびどく罵られ、遂に懷中に忍ばしてゐた匕首で、無闇矢鱈と突き差して即死せしめた、夢がもとの殺人事件の陪審裁判―被告は当時大阪市浪速区□□町□の□NGたみ方KH七左衛門(五十二)、被害者は天王寺区□□通り□丁目□□KK清次郎方MKきく(三十八)で、十七日午前十時から、大阪地方裁判所池内裁判長係り、西堀検事立合、伊藤(秀)弁護士列席、正式陪審十二名補欠一名の着席席の上、公判が開かれた。西堀検事の公訴事実の陳述あつて、事実調べに入ったが、

被告は、娘かほる(十九)の所在を前の妻MKきくに尋ねた時、散々罵倒されたので、平手で生意気な頬を撲った所、勝気の子で飛びかゝって武者振つき、引っかけ、かみつきますので、大立廻りとなつた際、前日天王寺公園で拾った匕首が、懷中からおちさうになつ

たのに気がつき、無茶苦茶にふり廻したのであるが、殺す考えは毛頭なかった、とて極力殺意を否認した。

陪審員より二、三の質問があり、午後零時半一先づ休憩。午後一時半再開、証人調べに入った。

8 「時事新報」昭和四年一月一九日

補充陪審員で審理を続行した

夢の錯覚の女殺し

殺意を認め十年求刑

【夕刊続き】十七日、大阪地方裁判所で開かれた、夢の錯覚から女を殺した、大阪市浪速区□□町KH七左衛門の陪審裁判は、午後五人の証人調べの後、立合西堀検事、伊藤(秀)、田崎(昌)両弁護人の第一次弁論があり、午後八時半、説示を終って、陪審員の評議に入った。

その前、検事の弁論最中、陪審員の一人大阪市住吉区天王寺町古島徳太郎氏は、頭痛が激しいと申し出で、裁判長は退席をゆるし、法廷にあった一名の補充陪審員は、初めて役に立って、其のまゝ審理が続行された。こんな場合、退席の陪審員は、引続いて審理に干与出来ない事になって居るから、もし今日のように補充陪審員が用意されて居ない場合は、この裁判は中止をされ、又日を改めて、最初からやり直しをせねばならぬ訳であった。評議は、約一時間に亘って練られたが、遂に殺意ありとの答申をなし、裁判所はこれを

採用して、立合検事は懲役十年を求刑、田島、伊藤両弁護士の情状減刑論があつて、十時半閉廷した。

9 「時事新報」昭和四年一月二三日

KHは、懲役八年

大阪市浪速区□□町□丁目KH七左衛門(五十二)の殺人事件(陪審にかゝつたもの)は、二十二日、大阪地方裁判所池内裁判長から、懲役八年の判決言渡しがあつた。

10 「大阪毎日」昭和四年一月二三日

先妻殺し八年

陪審公判判決

嫉妬の先妻殺し、大阪市浪速区□□町KH七左衛門(五十二)は、さきの陪審公判で、陪審員から殺人の答申あり、検事から懲役十年を求刑されたが、廿二日、大阪地方裁判所池内裁判長より、懲役八年の判決をいひ渡された。

⑤殺人未遂被告事件昭和四年一月三一日判決

1 「大阪毎日」昭和四年一月二六日

審理十二時間に及び懲役一年半を求む

単なる傷害と評決

阪神博覧会の刃傷事件

甲子園の阪神大博覧会本館建築工事賃の勘定から起こった、工事請負人同士の刃傷事件公判が、廿五日朝十時から大阪地方裁判所池内裁判長係で陪審裁判として開かれた。

事件は、大阪市東成区□□町建築業T T兵治(五十)が、昨年五月兄分のNM辰藏から阪神大博覧会工事の下請をなし、同業のHD憲太郎と共同で工事をはじめ六月末竣工に近づいたころ、工賃の勘定のこととHDと意見衝突し、その際被告はひどくHDから罵倒されたのを憤り、夢中で懐中の匕首を抜きHDの左腕その他四ヶ所へ斬りつけ治療二ヶ月の傷を負はせたもので、

午後零時半事実調べを終り休憩、同二時再開、直に証人調べに入り、同四時半証人調べを終り休憩、同六時再開、西堀検事の殺人未遂論、道工弁護士傷害論、最後に池内裁判長の説示等各々一時間近くにわたって行はれ、いよ／＼陪審の評議に移ったが、主問「殺意ありや」に対しては「然らず」、補問「単なる傷害なりや」につき「然り」の答申あり、裁判所はこれを採用し、検事は被告に懲役一年六月の求刑、次いで弁護士の執行猶予論あり、午後十時半閉廷した。判決は来る卅一日。

2 「時事新報」昭和四年一月二十六日

建築師斬り殺人未遂事件

陪審公判開廷

大阪市東成区□□町建築業T T兵治(五十)の殺人未遂事件陪審裁判は、二十五日午前十時、大阪地方裁判所池内裁判長係りで開かれたが、同人は昨年夏同僚大阪市北区□□町HD憲太郎と共同で甲子園の阪神博覧会本館の建築にかゝったが、HDが兎角T Tを出し抜いて仕事をした上種々の悪口を云ふので、心よからず思つて居る処へ、昨年七月三日の事、HDが打つたらしい「あす甲子園へ来い」と云ふ電報が来り、T Tはいよ／＼侮辱をするに憤り、その夜HD方に乗り込んで「なぜあんな電報を打つか」と詰ると、矢庭に椅子を以て打つてかゝつて来たので、T Tはこれ迄と匕首を以てHDの左腕四、五箇所を斬りつけた。T Tは法廷で極力殺意を否認して居る。午後は七人の証人が調べられた。

3 「大阪朝日」昭和四年一月二十七日

電報一本の誘惑から罪へ

殺人未遂の陪審公判

陪審公判大阪東成区□□町建築業T T兵治(五十)の殺人未遂事件は、二十五日大阪地方裁判所池内裁判長かゝりて、陪審公判開廷、

被告は、甲子園の阪神博覧会の本館建築を、同業NM辰藏から復請負し、朋輩の北区□□町HD憲太郎と共同にやり、昨年七月三日竣工したので経費の計算をNM方でした時、七十円を二重取りされた上、散々罵倒されたので怒りの末、匕首でHDに二ヶ月の重傷を負はしたといふのである。

被告は、その夜すっかりあきらめて帰宅すると、『あす朝甲子園に來い』の電報が來てゐる、おびき寄せて金をとる魂胆と考へ、翌日は出かけるのは見合せてゐたが、残念でならぬNM方に出かけたところ、かへって罵られ『処置をつけて來い』といはれたので、押しかけたのですが、腕でも切つて懲らしてやるつもりだったと殺意を否認し、電報を示されると「それさへ來なかつたら…」とうなだれる。

午後七人の証人調べををり、最後に（一）殺意ありや（二）単なる傷害なりやの主問、補問が陪審員に提示され、評議の結果、補問の傷害をもつて律すべきものとの答申あり、裁判長またこれを容れ、西堀立会検事は懲役一年半を求刑、道工弁護士は執行猶予論があつて閉廷した、判決は三十一日。

4 「大阪毎日」昭和四年二月一日

陪審に附された刃傷請負師

一年半の判決

阪神博覧会本館建築にからみ、同業のHD憲太郎に恨みの刃を加へ殺人未遂に問はれた、大阪東成区□□町建築請負業TT兵治（五）は、大阪地方裁判所で陪審裁判に附され、陪審員より「傷害」の答申あり採用されたが、卅一日池内裁判長より懲役一年半の判決をいひ渡された。

⑥強盜傷人被告事件昭和四年二月一二日判決

1 「大阪朝日」昭和四年二月八日

裁判長と被告が

ユーモラスな酒問答

珍しい強盜の陪審裁判

陪審裁判といへば、東京の放火を除いて、殺人又はその未遂事件が通り相場だったが、七日、大阪地方裁判所池内裁判長かゝりて開かれた陪審公判は、珍らしく強盜傷人で、

滋賀県生れのセルロイド職工SM吉明（三十五）が、帰国の旅費ほしさに、昨年九月十七日夜、東成区□□町MM一雄方に強盜の目的で忍び入つたが、発見されたので居直り強盜となり、台所の采切包丁を持ち出し、一雄の左たなごゝろに一ヶ月の傷を負はせたといふのである。

被告は、「その夜八時ごろ、新婚の友人宅を出て西に歩き出し、広っぱで転んだきり、あとは一切意識不明、何せえらく酔つてゐたものだから、明け方ポツカリ目を覚ましたが、どうも様子が変なので、側の人に聞いたら、中本署の留置所との話、取調べの刑事さんに「何も知らぬ」といつたら、「こゝは、石の地蔵さんにさへ、物言はずところだ」と責められ、「知らぬことを述べました」と否認するや、裁判長は「いくら酒をのんだ？」と、謎をとくべく酒問答に移る。

被「この年になつて結婚もせず、親に孝行も出來ないと考へると妙に憂鬱になり、焼酎を二合呷り、友人宅で日本酒四合御馳走になりました」

裁「それ位で足はとられまい。友人の話では、お前は大酒呑みで、一升位平氣だといふが？」

被「中々もつて二、三合位です。友人は、私の自家宣伝を真にうけてゐるんです」
裁「お前達の呑む酒の値は？」

被「焼酎なら一合十五銭、日本酒なら十銭」
裁「ほう安いなあ！」

このあたり、酒神バックスが法服で現はれさうな、酒裁判のユーモラスな気分が漂ふ。
午後は、四人の証人調べに入った。

2 「大阪毎日」昭和四年二月八日

「私が強盗？飛んでもない」

夢遊病者のやうな陳述

東成区強盗の陪審公判

七日朝、大阪の陪審裁判で公判開廷された、滋賀県甲賀郡□□村S M吉明(三六)は、窃盗に押入り家人を傷つけたが、「その日、前後不覚になるまで泥酔してをり、犯行どころか、翌朝警察に留置されてゐることを驚いた位だ」と、夢遊病者のやうな奇怪な答弁をなした。しろうとの陪審員が、これに對しどう犯意を評決するかは、非常な興味がある。

まづ、西堀検事は、「被告S Mは、かつてセルロイド職人で、最近仕事にあぶれ、郷里に帰る旅費を得る目的で、昨年九月七日夜九時頃、大阪東成区□□町一□□M M一雄方、表三畳の間にあつた兵児帯を盗まうと家に忍び入り、家人に気づかれ、脅かして逃げんとして、傍にあつた菜切包丁を振り上げたが、主人のM Mが包丁の刃に手をかけ、掌に二寸

九分余、治療一ヶ月の重傷を負はしたもので、月並の犯行だ」と公訴事実を述べると、

被告杉本は、「そんなことは、自分に毛頭覚えもありません」、ムキになって否認し、「私は、その日何処へ行つても仕事が見つからぬのでヤケになり、憂鬱な気分を晴らさうと、近くの関東だき屋で焼酎一合余をあふり、次に仕事の世話を頼むため、同僚のY G作次郎方を訪ね、そこでまた四合余の日本酒のみ、その日は腹も空いてゐたことゝて、すっかり酔つてY Gを出たまでは知つてゐるが、それ以降はすこしも知らず、翌朝中本警察の留置所で目が覚め、「貴様は、とんでもないことをした」といはれビックリしました。そして、警官は「我々は、石地藏さんでも、物をいはず」といつて聞き入れず、いつそ公判廷で事実を述べようと、以来警察のいふがまゝにまかしました」と述べ、

なほ、裁判長に向ひ、「私は、罰をまぬがれたいため否認するものではありません、兵児帯一本ぐらゐとらずとも、大阪には親戚もあり、一円や二円の金ならすぐ貸してくれます。父は、郷里で神主をしてをりますが、私が強盗したなどいうたら、ビックリするでせう」と、頑として事実を否認したが、

午前中は、一応の事実調べを終り、午後より四人の証人調べに入った。

3 「時事新報」昭和四年二月八日

「石の地藏さんでも、物を云はせる」

酔払ひ強盗の陪審公判で

警察の拷問を仄す

酔払って何をしたか覚へぬのに、強盗傷人被告にすると聞へませぬと云ふ申し立て、滋賀県生れ当時住所不定セルロイド職人S M吉明(三十六)は、七日、大阪地方裁判所池内裁判長係りの陪審公判にかけられた。「酔払ひ犯罪」の陪審と云ふのは、恐らく日本で初め：、陪審員も、その真疑の判断に閉口して居る模様であった。

この男の公訴事実は、かうなつて居る。

被告は、セルロイド職人であるが、失職して生計にも困る処から悪心を起し、昨年九月七日、大阪市東成区□□町一□□MM一雄方へ押し入つて、表三畳の間にかけてあつた兵古帯一本を盗ふとしたが、主人に発見され追ひつめられた処から、台所にあつた采切包丁を振り上げ、主人の一雄がそれを止め様と腕を捕へ損ねて包丁を掴み、掌に二寸五分、治療十日間の傷を負はせた」と云ふにある。

然し、被告は法廷で、こんな風に否認した。

私は、滋賀県の神官の息子で、成る程仕事がなく困っていたが、大阪に親戚も沢山あるし、帯一本位盗らう等の心を起す筈がない。その日は、仕事を探しに朝めしも食はずに方々廻つたが、夕方の五時頃、東成区□□町で友人のY G作次郎に会つた。其処で、同人を訪れて仕事を頼もうと思つたが、食事の時間であるから遠慮をして、付近の居酒屋で焼酎を二合飲んだ。それから、七時過頃であつた、Y Gの家へ行くと又五合の酒をよばれた。何分その日は、めしを一粒も食つて居なかつたので、俄かに酔が出て来て、迷惑をかけてはいかぬと思つて、間もなくY Gの家を立ち出た。それから、何でも広つ場へ出て二、三度転んだ事は覚へて居るが、それから何をしたか全く判らず、朝四時、五時頃とも思はれる頃、フト目を覚ますと、暗い処に寝かされて居り、傍の男に尋ねると、中本警察である

と云ふ事であつた。それから朝になつて、刑事に呼ばれたが、此処は石の地藏さんにでもゝのを云はず処だ、強盗に入つて居て、何も知らんで通るかと思はれ、それから二十数日、毎日調べ上げられ、勝手にそんな調書を作り上げた。検事局へ送られる時、刑事が「お前は平常の行ひも良いから、何でもハイくと、検事に悪くまれん様にして居れば、起訴猶予と云ふものにして呉れる」と云ふ事で、その通りして居たら、今日かうして公判に立つ事になつたのです……と。

裁判長から、種々突込まれると、「酒は一升位飲むと云ふ自分の評判であるが、それは自分から酒飲みだと吹聴して居るので、皆そう思つて居るらしいが、実際は二、三合しか平時飲みません。その日は、すき腹の上に焼酎二合、冷酒五合も入れたので、全くの処、酔払つたのです。勿論、MMさんの処も、先方が訴へ出る程であるから、自分も入つたのが、ほんとうかも知れぬ。然し、全然記憶にない事であるのに、強盗傷人等と、はっきり調書になつて居るのが、何としても気に食はぬ……」と、巻き舌で理路整然と述べた。

午後、証人調べから、陪審員の評議に入るが、この酔払い強盗が、どんな答申になるか観ものである。

4 「大阪朝日」昭和四年二月八日

今午前一時過まで、十五時間の長審理

陪審員はたうとう詰り

酒論に賑はつた強盗傷人公判

夕刊所報―七日、大阪地方裁判所池内裁判長のかゝりで開かれた、強盗傷人犯人S M 吉明の陪審公判は、午後証人調べに入り、被害者は「その時は、酔うてゐたやうに見えるなかつた」と不利な証言をすれば、被告の実姉は「弟は酒癖が悪くて、他人の家に飛び込むことがあつた」と有利な陳述をし、弁論に入ったが、西堀検事は「犯行当時、被告は冷静だつた」と有罪を断じ、入江（義） 弁護士と検事の間、三時間にわたつて白熱した酒論が続けられたが、陪審員は一まづ夕食を済ませ、七つの石油ストーブを焚いた法廷で、午後十時再開し、裁判長が「時刻が時刻だから、説示は簡単にする」といふや、一陪審員立ち上つて「この事件は、ひどく複雑のやうだから、説示は十分にして戴きたい」と、頼母しい注文をして、裁判長をニッコリさせた。午後十一時半、答申に入らんとしたが、問書の構成について、検事、弁護士双方から不十分だとの陳述があり、意外の暗礁に乗り上げたので、合議に入り補問二つを追加した上、八日午前零時十分過ぎ、陪審員の評議に移つたが議纏まらず、午前一時、十五時間に及ぶ長審理に疲れた身体を、陪審員宿舎に缶詰されることになつた。陪審員の缶詰は、全国でこれが二度目である。なほ、八日午前十時続行のほす。

5 「大阪毎日」昭和四年二月八日

大阪で初めて、缶詰になつた陪審員

大波瀾を起して遂に夜に入った

「酔っぱらひ強盗」の公判

夕刊既報、公判廷で「私はその日酒に酔つてゐたので何にも知らぬ」と犯罪事実を否認した、滋賀県生れS M 吉明(三三)の強盗傷人事件公判(大阪地方裁判所)は、七日午後一時再開。証人審問に入ったが、被害者M M も、近所の者も、交通巡査も、みんな口を揃へて「この男に相違ない」といひ、被告の姉は「弟は酔ふと、よく他人の家に上り込む癖があります」と証言した。

続いて、西堀検事は、「采切包丁を持ち出した点など、誠に計画的で、酩酊の余りの行為とは思はれぬ」と、大審院の判例等を挙げて、有罪の論告をなし、入江（義） 弁護士は、「本件は、強盗傷人などの大事件ではなく、無罪でなければ、単なる住居侵入罪だ」と約二時間わたつて熱弁を揮ひ、さらに検事と弁護士の押問答の後、被告は起つて「検事が、陪審員に有罪の答申をするやうにいつたのは怪しからん」と食つてかゝり、大阪で陪審初まつて以来の大波瀾を見せ、午後九時廿分、夕食のために一先づ休憩した。

十時再開、陪審員の一人から「事実がまことに複雑だから、時間にかまはず、丁寧に説示してくれ」との希望があつたので、裁判長は約一時間にわたり説示をなし、いよゝく説問となつたが、その構成のことで検事、弁護士から異論続出して、暗礁に乗り上げ、裁判長一まづ合議の結果、設問を訂正して提出し、十二時、陪審員の評議に移つたが、陪審員の議は容易に決しさうもなく。遂にやむなく、当夜は、宿舎に陪審奉仕の一夜を送つて、答申は今日にすることとなつた。時に、八日午前一時。

嚴重な取締りに、外部と断たれて

ホテル気分で寝につく

疲れ切った陪審員たち

陪審員の宿泊は、大阪で最初であるが、陪審裁判所四階の宿舎には、電灯が点ぜられ、室の隅には赤々と電気ストーブもつけられ、十四個の寝台は行儀よく並べられてある。陪審員は、大阪市内各区、堺、岸和田方面から選ばれた人選であるが、九分通りまでは商人で、農業は僅二人しかない。「ベッドなんか眠られまっかいな」とロクにいなながらも、得意の色を顔に浮べ、十三人の陪審員は、十五時間といふ途方もない長時間の審理に、綿の様に疲れ切ったからだを、宿舎内に設けられた浴場で、一風呂あびてどてらに着かへ、すっかりホテル気分になつて、雑談にふけりながら寝についた。なほ、寢室の隣には、監視員二名が徹夜で見張りし、嚴重に戸締りを固めて、外部との一切を遮断して、一夜を詰のやうにしてしまった。

なほ、今八日午前十時から、公判を続行するはずであるが、少からぬ波瀾を生んだ事件だけに、陪審員の提出する答申には、少からず興味がそゞがれている。

6 「大阪朝日」昭和四年二月九日

主、補、別合はせて七問に対し、二問だけに「然り」

詰詰め陪審員やうやく答申

強盗傷人の罪は結局否認さる

朝刊つゞき前日の審理、実に十五時間、評議半ばにして、今晚一時やと閉廷の運び

にこぎつけた、滋賀県生れS M吉明 三十八にかゝる強盗傷人事件の陪審公判は、八日午前十一時から続行開廷され、大阪における最初の詰詰めを見た、各陪審員は、真新しい宿舎に憩ふた英気で晴々しい顔を並べる。

直に、前夜詰問の際一波瀾がもち上った、七問の答申如何にと、満廷片唾をのんで待たかまへたが、まだ評決に至らず、十二番の陪審員長は劈頭、「別問にある無意識とは、果たしてどの程度を指すのですか」とまたく反問した。一体本件は、被告が「グテ〜」に酔払つてゐて、何をしたのかサツパリ記憶がない」と、何もかも「泥酔」に片づけるので、「それほど酔つてゐたものか否か」といふデリケートな点が、断罪上の重大な争点となり、主問、補問合して六問の上に、更に全問を通じて「被告は、その当時酩酊により、無意識の状態にありしものなりや」といふ、別問まで加へられたほどであるが、この無意識の字義が、またもや問題となつたのである。池内裁判長は、「意識が丸つ切り絶無となつたといふのではなく、たとへば小便をしたことは覚えてゐても、どこでしたか記憶にないやうなのをいひます」。九番の陪審員重ねて例を挙げて質し、裁判長「とにかく、そのときの個々の行動について判断されたい」と諭し、弁護士との応答あつて、再び評議に入る。午後一時四十分漸く評決終り、左の答申をした。

主問 本件は強盗傷人なりや

答申 然らず

補問 (一) 強盗未遂にして逮捕を免れんため家人を脅迫したるものなりや

答申 然らず

(二) 甲、住居侵入罪か

答申 然り

乙、窃盗未遂か

答申 然らず

丙、脅迫したりや

答申 然り

丁、傷害したりや

答申 然らず

別問 無意識なりや

答申 補問の甲、丙の場合にはいづれも然らず

つまり、「本件は強盗傷人でも窃盗未遂でもなく、単なる住居侵入を家人に発見され脅迫したもので、その行為の際は無意識ではなかった」といふ答申である。これでやつと、陪審員は解放された。

裁判長、合議の結果これを容れ、第二次弁論に入り、西堀立合検事は「傷害の行為は認められなかったが、傷害の結果はあるから、そこを参酌して…」と懲役三月を求刑、入江弁護士酌量論があつて、午後二時半閉廷した。判決は十二日。

7 「大阪毎日」昭和四年二月九日

「強盗でなく住居侵入と脅迫」

陪審員の答申が採用された

「酔っぱらひ強盗」事件の公判

既報、公判の審理が意外に長びき、八日午前一時になつても、陪審員の評議遂に決せず、そのまゝ大阪陪審裁判所の宿舎に、最初の陪審奉仕の一夜を明かした、S M吉明(三六)の酔っぱらひ強盗傷人事件の陪審員十三名は、八月朝八時にベッドを出て、朝風呂に浴し、裁判所裏の仕出屋丸三からとりよせた、五十銭の朝食に腹を満たした。

主問一、補問五、別問一といふ、くろうとも迷ひさうな、難問を課せられてゐることゝ、朝食を終へると娯楽室ものぞかず、すぐ評議室に入り評議をはじめたが、午前十一時、解釈上、議論が出たものか、陪審長は公判の開廷を求め「無意識状態とはどんなものか」と質問を出した。裁判長から「よく酒に酔うて小便をするが、一たい、どこで自分がしてゐるのかわからぬ時のやうな状態をいふのだ」と説き聞かされ、一同再び評議室に入った。

かくて、午後一時半再開。前後五時間にわたる評議の結果、強盗傷人ではなく、住居侵入と脅迫なり、との答申があつたが、裁判長は、これを採用し、検事の論告に移り、懲役三ヶ月の求刑、入江茂(注、入江義之助が正し)弁護士執行猶予論あつて閉廷した。

8 「時事新報」昭和四年二月九日

意外の波瀾を起した、酔払ひ強盗の陪審公判

問書の改訂や陪審員初缶詰

審理本日に持ち越さる

七日、大阪地方裁判所池内裁判長係りで開かれた、「酔払ひ強盗」滋賀県生れS M吉明(三

十六の強盗傷人事件陪審公判は、午後意外の波瀾を起し、同夜十一時半、漸く説示を終り、問書を提示すると、検事、弁護士双方とも異議が起り、問書の訂正を申請、裁判所側は更に合議の上、深夜十二時十分に至って、主問一、補問五つ、別問一といふ、実に七問の問書を出し、陪審員はそれより慎重評議に入ったが、朝来十五時間に亘る審理で、陪審員も極度に疲労し、遂に評決不可能となり、午前一時に至って、陪審員自ら裁判長に請うて、評議中止、宿泊を願ひ出でた。問書の改訂、陪審員の宿泊申請等、いづれも我国陪審裁判空前の事で、問題となつた改訂の問書は、次の様なものである。最初提示されたものは、

【主問】強盗傷人の事実があるか

【補問】(一) 窃盗未遂で逮捕を免れる為に脅迫したものであるか

【同】(二) の甲 単に住居侵入したのか

【同】(三) 単に窃盗未遂のものであるか

【別問】全然心神喪失のものであるか

の五問であつて、これは不充分であると云ふ事になつて、補問(二)に、更に(一) 傷害の事実があるか、(二) 脅迫の事実があるかの二項を加へられたものである……

八日は、大阪で最初の「缶詰め」をやつた陪審員達は、新館三階ホテル式の宿泊室に、隣室二名の監視付きで一夜を明し、午前十時改めて開廷、裁判長から問書を再び提示した後、午前十一時二度目の熱心な評議に入った。

犯行の筋

この空前の紛糾を来した、「酔払強盗」事件と云ふのは、昨報の如く、滋賀県生れのセルロイド職人SM吉明(三十)が、失職で困り、昨年九月七日午後九時半頃、大阪市東成区□□町一□□市電運転手MM一雄方に押入り、表三畳の間にかけてあつた錦紗兵児帯を盗ふとしたが気付かれ、一雄に追ひ詰められ台所に逃げて、采切包丁を振り上げると、一雄はそれをもぎ取ろうとし、腕を捕へ損ねて、誤つて包丁を掴み、治療十日の傷を負ふたと云ふのであるが、被告は、その日は朝からめしを食はず歩き廻つた上、夕方焼酎二合、冷酒五合を飲んで前後不覚に酔ひしれ、友人の宅を出て、大本土地の広場で二、三度転倒した事は知つて居るが、その後の事は全然記憶にない。翌朝目を覚すと、中本署で、それから二十五日間調べ続けられ、止むなく心にもない自白をした事になった。自分は、或は先方の家へ入つたのかも知れぬが、若しそうだとしても、兵児帯一本盗む気等は起る筈もなく、どうしてそんな事になつたのか全然覚えぬ、と云ふ申し立てである。

強盗傷人を否定し「脅迫の答申」

裁判長は之を採用し

検事は懲役三月求刑

午前十一時、陪審員は評議に入ったが、非常な熱心さで、問書に更に疑義ありとて、再び開廷せしめ、裁判長に、別問の「無意識なりしや」の意義を問ひ、再び評議に入り、論を練る事実に二時間半、午後一時半に至り、答申を決定して再開。その結果、遂に強盗傷人にあらず、未だ意識ある中に住居侵入をして、単に脅迫行為を為したものである、との

答申を提出した。

即ち、問書、主問 強盗傷人は、然らず、補問(一) 窃盗未遂で脅迫は、然らず、(二) の(甲) 住居侵入は、然り、(乙) 窃盗未遂は、然らず、(丙) 傷害は、然らず、(丁) 脅迫は、然り、(別問) 無意識なりしやの中、住居侵入、脅迫の点だけ、然らず、の答申である。裁判長は、これを採用し、立合西堀検事はこれに基いて論告をなし、懲役三月を求刑、入江義之助弁護士は、更に減刑論をなした。かくして、さしも波瀾を巻き起した陪審裁判も、成功裡に幕を閉じた。

9 「大阪毎日」昭和四年二月一三日

酔払ひ強盗

懲役三月の判決

酔ばらった挙句、他人の家に忍び込み、発見されて、振上げた菜切包丁で家人にきずつけた、滋賀県甲賀郡□□村S M吉明(三六)の強盗傷人事件は、大阪地方裁判所の陪審公判で、陪審員の「住居侵入と脅迫」の答申が容れられ、検事から懲役三月を求刑されてゐたが、十二日、池内裁判長より求刑通りの判決があつた。

なほ、被告は、未決拘留日数八十九日を通算されたので、僅か一日を刑務所に送ればよいことになった。

10 「時事新報」昭和四年二月一三日

審理を揉んだ酔払ひ強盗は三月

未決通算八十九日で、只の一日這入ればよい

大阪で始めての陪審員宿泊迄して、審理を揉んだ「酔払ひ強盗」陪審裁判、滋賀県生れセルロイド職人S M吉明(三六)の昨年九月大阪市東成区□□町一□□□M M一雄方に押し入った強盗傷人事件は、遂に陪審員から住居侵入脅迫であるとの答申を得、立合検事から懲役三月を求刑されて居たが、十二日、大阪地方裁判所池内裁判長から求刑通り懲役三箇月、但し未決通算八十九日と云ふ判決を言ひ渡された。未決通算八十九日であるから、結局一日丈け服役すれば良く、強盗傷人で検挙された男が、刑務所へ一日といふ事になる。

⑦強盗及び恐喝被告事件昭和四年二月二六日判決

1 「時事新報」昭和四年一月一五日

H K、U D専務脅迫事件は請求陪審に

「恐喝」だが「強盗」で

ないと主張する両被告

昨夏白昼行はれたホールド・アップ事件、大阪北区□□町H K電鉄株式会社本社専務室で、同社専務U D寧氏にピストルをつきつけ、三十円を奪ったK B穂積(三六)、S H國雄(三九)の請求陪審は、愈々十五日、大阪地方裁判所池田裁判長、西堀検事係り、石川小市弁護士等列席で、陪審準備手続を行ふ。

被告等は、犯行は総て認めて居るが、たゞ強盗罪に問はれて居る点につき、当時つきつけたピストルは空銃で、装填し様にもちよいと出来ない仕組みのものになって居り、強盗にあらず、単に恐喝に過ぎないと云ふ主張をして居るものである。

2 「大阪朝日」昭和四年一月一六日

H K専務らも陪審法廷へ

ギロチン団の残党二人の

強盗脅迫事件の公判

わが国最初の請求陪審事件たる、兵庫県下□□町字□□S H國雄(二十六)、K B穂積(廿六)の強盗脅迫事件の公判の準備手続は、十五日午前十時より、大阪地方裁判所池内裁判長係、西堀検事立合、石川(小市)官選弁護士列席、非公開で審理があつた。被告兩名は、ギロチン団の残党で、一昨年末、共謀して大阪北区□□町のH K電鉄の事務所へ行き、同社調査課長O N孝介氏に対し、K Bは、登山用大型ナイフをズボンのポケットから出しさうな風を見せて脅かし、現金二百円を強奪、さらに兩名は、昨年八月二十三日の白昼、同会社専務室にU D専務を訪ね、実弾の入ったピストルをつきつけ、米国のホールドアップ式の強盗をまねて、金五百円の出金を迫り、結局庶務課長から三十円を強奪したものであるが、被告兩名は強盗の点を否認したので、陪審手続によることに決定、公判期日は追て指定されることになった。右公判日には、被害者のU D専務及びO N、Y Hの両課長が証人として法廷に立つはずである。

3 「時事新報」昭和四年一月一六日

最初の請求陪審

U D専務を恐喝した

K Bらの公判廿一日開廷

昨年八月二十三日白昼、大阪市北区□□町H K電鉄会社専務室にU D専務を襲ひ、ピストルをつきつけたホールドアップ事件の二人組K B穂積(二十六)、S H國雄(二十六)の請求陪審準備手続は、既報の如く十五日、大阪地方裁判所池内裁判長の係りで、非公開裡に行はれ、被告等は、ピストルが不発の仕組であつた理由で、強盗ではないと主張した模様で、愈々来月二十一日、陪審裁判にかけられる事になった。因に、請求陪審は、これが我国最初である。

4 「大阪朝日」昭和四年二月二二日

証言一つで運命がきまる

H K専務恐喝事件公判

関西最初の請求陪審

関西最初の請求陪審、一昨年十二月、H K、O N調査課長を恐喝して二百円、昨年八月、U D専務にピストルを突きつけY H庶務課長から三十円を奪つた、兵庫県□□町字□□温

泉、S H國雄(三十九)、鹿児島県生れK B穂積(三十)の公判は、二十一日、大阪地方裁判所で開廷。

S Hは、「我々の性格として、全然共謀などいふことはあり得ない、任意的に気分で動くのだから……」、「二百円の口は、O Nがうるさい位に思つて出したのだらう、U D専務にピストルを擬したのは、一応我々の話を聞いてくれといふ、言質をとるためでした」と述べ、K Bは「忘れました、覚えませんね。金でも沢山あったら、支那へでも流れて行く積りでした」と、言葉少く半ば自棄的にS Hに相槌をうってゐた。この事件は、相手が脅威を感じたか否かゞ運命を決する事件なので、午後証人として出廷する、U D専務、O N調査課長、Y H庶務課長の証言は、重大な鍵となるわけだ。

恐喝と強盗

陪審員の答申

午後二時再開。出廷した証人のうち「記憶ありません」一点張りのH K、O N調査課長は別として、U D専務もY H庶務課長も、いずれも「経験したことのない出来ごとが、突然起つたのですから、そりゃ恐ろしかった」と、被告に不利な証言をした。検事、弁護士弁論ありて、陪審員の討議に入り、午後九時五分再開したが、答申不備で更に再評議した上、「恐喝と強盗未遂なり」との答申が採択され、立合検事は、S Hに懲役七年、K Bに同六年を求刑した。

5 「大阪毎日」昭和四年二月二二日

話を早くするためピストルを出す

H K重役脅迫事件の

大阪で最初の請求陪審公判

H K電鉄U D専務にピストルをつきつけ、五百円を強要した、無政府主義者S H國雄(三十九)、K B穂積(三十)は、強盗、恐喝罪で予審終結したので、被告から陪審を請求し、廿一日午前十一時から、大阪地方裁判所池内裁判長係で公判が開かれた。大阪における最初の請求陪審で、しかも毛色の変つた被告なので、谷田控訴院長、荒井裁判長も熱心に傍聴した。

西堀検事は、公訴事実——昨年十二月一日、H K電鉄の本社でK Bが登山用のナイフを抜くと見せかけて、O N同調査課長から二百円恐喝した点と、昨年八月廿三日、U D専務に七連発のプロニーのピストルをつきつけて脅し、Y H庶務課長から卅円支払はさせた、二つの事実について説明を加へて述べたが、両被告とも起立して傾聴し、

事実審理に入り、強盗の犯意を否認し、U D専務には、犯行の二月前小切手で百円貰つたことがあり、面識の間柄であつたから、面会も請はず、だし抜けに専務室を訪問した。話を早くすゝめるため、三尺離れたところからピストルをつきつけたが、別段U D専務は驚いた模様はなく「穏やかでないぢやないか」と諭されたと答へ、裁判長は「U D氏は煙草を持つ手も慄へ、顔色も変つたほど驚いた訳でないか」と、たゞみかけたが、S Hは「いゝえ、悠然と煙草をくゆらしておられ、平気であつた。驚いたなら、直ぐ起つてベルを押し、Y H庶務課長を呼ぶ余裕は、常識判断でもないはずだ」と答へた。

陪審員を迷はす被告の答弁ぶり

恐喝を認む

念をいれたS H被告の周到な答弁ぶりと、「忘れた」「記憶がない」「調書通りだ」と、答弁を好まぬやうなK B被告の二様の態度は、裁判に素人の陪審員には、奇異に感じたやうに見えた。生活状態の調べで、両被告とも、「同志七名の上海行きの旅費」といひながら、その実は兩人とも生業なく、生活に困って銀行や会社をゆすり歩いて、煙草銭を集めてゐたもので、「HKに纏まった金の調達を迫った。そして、貰った金は二人で山分けした」と答へ、「ピストルや匕首を携へたのは、幾分先方を脅かす気はあった」と恐喝の点は認め、なほ無産主義者になった動機は、「官選石川小市弁護士から、同主義の宣伝になると止められてゐるから口外出来ぬ」と答へず。午後零時五十分休憩、午後二時再開、被害者のUD専務とON調査、YH庶務の両課長の証人調べに移った。

6 「時事新報」昭和四年二月二二日

HK専務恐喝事件の請求陪審公判

けふ開廷される

昨年八月二十三日、白昼而も大阪の真中の北区□□HK電車本社二階専務室で、専務UD寧氏の胸にピストルをつきつけ、庶務課長から三十円を強奪した、アメリカ式ホルド

・アップそのまゝの大胆な強盗事件、無政府主義者福岡県八幡市□□S H國雄(二十九)、同鹿児島県始良郡□□村字□□KB穂積(三十)の請求陪審裁判は、二十一日、大阪地方裁判所池内裁判長、西堀検事係り、石川小市弁護士列席で開かれた。事件が有名なのと、たった昨日、宝塚少女歌劇場でピストル騒ぎがあつた許りの折柄とて、陪審法廷は傍聴人が満員であつた。午前十時頃から、陪審構成手続きがあり、公開されたのは十一時になつたが、被告席のS Hは、五分蒴りの頭に赤銅縁の眼鏡をかけ紺の上下で、ほんの書生上りの姿、KBは、茶縞の綿入れに兵古帯をグル／＼巻きにし、頭のオールバックが延びて唐獅子の様な格好だ。

被告の申立ては、強盗ではなく、ピストルには弾丸が入って居なかつたし、単に恐喝の積りであつたと云ふ否認で、陳述は恐れる様もなくアッサリして居り、その上無政府主義を奉じて居るとふので、陪審員はいづれも呆れ顔である。

先づ、検事は、公訴事実を述べ「昭和二年十二月一日、兩人で同社HK本社にON調査課長を訪ひ、ナイフで喝して二百円を強奪した点と、昭和三年八月二十三日、再びUD専務を訪うてピストルをつきつけ、YH庶務課長から三十円強奪した点と、二つの事実である」。

先づSHから訊問始る

犯意を否認す

訊問は、SHから始まる。共謀の点を先づ否認し、「私共は、別にかれこれ相談をしませ

ん、然し心では相通じて居る訳です……」、又恐喝の点も犯意を否認し、「怖がって出したのではなく、うるさいから出したのだと思ふ。先方は慣れて居るから、恐れる筈はありません。その時の模様は、その二箇月程前に、UD専務から百円小切手で貰った、それは、新聞を発行するについて援助の意味で、UD氏は度々遊びに来給へ等と言つて居た。そんな仲であつたので、KBと兩人で上海へ行かうと云ふ相談をして、その旅費を作るためにHKへ行かうと云ふ事になって、一昨年十二月一日、会社へ行ったら、ON調査課長が会つた。それから談じ込むと、先方から百円程出そうかと云つた、それから百五十円になつた。そんな話をして煮へ切らぬ処から、KBが怒つて大型ナイフを抜いた様でした。それから二百円出す事になって、自分等は貰つて帰つた。金は、KBと半分分けにし、生活費や新聞を作る費用に当てました。昨年八月二十三日行つた時は、女房が妊娠八月であつたし、生活も困つて居るものであつたから、又KB君がHKへ行ふと云ひ出し、自分はピストルをポケットに入れて行きました。UD専務の部屋へ入つて行くと、葉巻をふかし脚を組んで、ソファに掛けて居たが、自分は入るなり、「昨年は種々御厄介になつた、今年もどうかよろしく、今度自分等七人が支那に行く事になつたから……」とやり出すと、HD氏はどうしてもいけないと云ひ、ベルを押してYH庶務課長を呼んで、YH氏と話をしろと云ふのであるが、このまゝ下つては何にもならぬので、金の事は兎も角、何等かひつかりを作つて置かねばならぬと思ひ、ピストルを取り出して机にピタリくっつけUD氏に向けました。左様左程驚いた様子でもなかつた、葉巻を矢張りふかしたままで、手が震えて居たかどうか気がつきません。結局、YH氏と相談したら、最後は自分が定めると云ふ言質を得たので、YH氏に従いて行くと、YH氏は自分の立場がないからと三十円呉れ、

明後日來れば五百円出すと約束して引揚げました。その歸りに、DK倶楽部に寄つて、ON調査課長に会ひましたが、この時KB君はピストルの弾丸を見せて、この金は通用せぬがどうか何とか云つて居た。然し、結局其処には金がない、本社へ来いと云ふ事で引揚げたのでした……」と述べる。又中学を四年迄行つたが、大正八年頃から無政府主義者になつた、今日迄各会社から金を取つては喰つて居ました。

気楽な答弁

次にKB訊問

次に、KBが立ち、ザンバラ髪を一度ふり上げ、「申上げる様な事はない、云はれませんか、覚えて居ません、忘れましたね」等と、自分から問題にしない、結局「矢張恐喝ですね！」と気楽に答弁をなす。大正十四、五年頃から主義者になり、黒旗連盟へ出入りして居た。中学は二年迄行つた。国には継母が居る等と答へた。

十二時半、事実調べを終つて一先づ休憩。午後、UD専務、ON調査課長、YH庶務課長の三人が、証人として立つた。(以下朝刊)

7 「大阪毎日」昭和四年二月二二日

社会安寧のため、両被告に厳刑を求む

痛烈な検事の論告

HK重役脅迫事件陪審公判

夕刊所報、大阪最初の請求陪審、HK電鉄UD専務をピストルで脅迫したSH國雄(二九)、KB穂積(二六)にかゝる強盗恐喝事件の陪審公判は、廿一日午後二時から、大阪地方裁判所で、午前に引つゞき証人調べがはじまり、被害者UD・HK専務等出廷。

ON同調査課長、専務UD寧氏の訊問があり、同五時半から、西堀検事が詳細な説明をなし、「陪審員の職責は、事実関係のみである」と加へ、後裁判長の説示に移り、問書を発したが、複雑な事件なので、主問二つ、補問三つを課し、陪審員の評議を求め、同八時休憩、陪審員は、評議室に入った。かくて、同九時五分再開。陪審長から答申ししたが、答申不備のため卅分にわたり評議のやり直しを行ひ、その結果、第一事実のHK電鉄の調査課長ON孝之助氏から二百円恐喝した主問は「然り」の答申で、SH、KB両被告の共同正犯と認め、第二の主問であるUD専務にピストルをつきつけて五百円を出せと脅迫し、同専務の命でYH庶務課長から卅円強取した点は「然らず」と答へ、補問のUD専務を脅迫し五百円を強取せんとて未遂に終った強盗未遂の点は「然り」と答申し、やはり両被告を共同正犯と認め、結局YH庶務課長が卅円を交付した点は、任意提供したものと認められた。裁判長は、右答申を採択、西堀検事の第二次求刑論告に入り、「反社会性の両被告に対しては、膺懲のためよりも、社会の安寧秩序のため厳刑の必要あり」と痛論し、SH被告は恐喝の前科あり、再犯者であるとして、SH國雄に懲役七年、KB穂積に同六年を請求し、石川弁護士酌情論あり、午後十時閉廷した。

8 「大阪朝日」昭和四年二月二七日

阪急重役恐喝

判決言渡し

関西最初の請求陪審——昨夏の「HDホールドアップ事件」の被告兵庫県□□町字□□温泉、SH國雄(二九)、KB穂積(二六)は、審理の結果「強盗未遂と恐喝なり」の答申が採用され、二十六日、大阪地方裁判所池内裁判長から、検事求刑通りSHは懲役七年、KBは同六年を言渡された。

9 「大阪毎日」昭和四年二月二七日

UD氏脅迫事件、けふ判決言渡し

いづれも求刑通り

関西最初の請求陪審である、例のHK電鉄重役UD寧氏をピストルで脅迫した、SH國雄(二九)、KB穂積(二六)の事件は、既報の如く、大阪地方裁判所で審理後、陪審員の評議に附し、その結果、強盗未遂と恐喝の答申あり、廿六日午後二時、池内裁判長からSH國雄に懲役七年、KB穂積に同六年(何れも求刑通り)の判決言渡しがあつた。

10 「時事新報」昭和四年二月二七日

求刑とおり、けふ判決言渡し

HK専務を恐喝したSH、KB兩名へ

大阪HK本社を襲ひUD専務にホールドアップをさせた、希代のピストル強盗事件、無政府主義者SH國雄(二十九)、KB穂積(二十六)の陪審裁判は、曩に陪審員から恐喝、強盗未遂の答申があり、立合西堀検事はSHに懲役七年、KBに同六年を求刑し、大阪地方裁判所池内裁判長係りで審理中であつたが、二十六日午後二時、兩名に左の判決言ひ渡しがあつた。

懲役七年 SH國雄(二十九)

同 六年 KB穂積(二十六)

⑧殺人未遂被告事件昭和四年三月一二日判決

1 「大阪朝日」昭和四年一月二二日

淫蕩な妻を斬つた

未練男の公判

遂に陪審に附せらる

女房の不貞を憤り、一旦は離縁状を叩きつけたものゝ未練が残り、つひに刃傷沙汰に及んだ男が、二十二日、大阪地方裁判所池内裁判長のかゝりで準備公判の結果、陪審裁判に附せられることに決定した。

この男は、大阪西淀川区□□南□丁目KZ久太郎方支那蕎麦行商人MO進(三十)で、一昨年九月、内縁の妻で此花区□□町カフェーSGの女給SD久子(二十)が、お客の同区□□町□丁目氷配達夫KM米藏(二十)と好い仲になつたのを激怒し、一旦は三下り半を投げつけたものゝ、さすがに久子を忘れ兼ね、同年十一月五日の午後、久子に復縁を迫り、はねつけられ憤怒の極、庖丁を揮つて女の頸を斬りつけ、その上下駄で蹴り飛ばし、重傷を負はしたといふのであるが、

予審では殺人未遂と決定したが、進はあくまで殺意を否認し、こゝに陪審に附せられることになつたもので、飯島弁護士が立会ふことになつた。

2 「大阪朝日」昭和四年三月八日

女房切り陪審公判

美文口調で公訴事実否認

大阪西淀川区□□町南□丁目MO進(二十七)が、未練から元内縁の妻を斬つた事件は、七日、大阪地方裁判所で陪審公判開廷。

「家計不如意から、カフェー働きに出た妻SD久子(二十)が、馴染客と同棲し、被告の許に帰らぬのを詰つたところ、「離縁状まで出しながら、干渉するな」とはねられた末の兇行で、「痴情型の殺人未遂だ」との検事の公訴事実を、被告は美文口調で否認し、

「久子は、嘗て不具の男と関係し、私を現在の支那蕎麦行商に転業させた、不しだら女です。この性質をなほすために、カフェーに出してから口論の末、離縁状類似のものを書きはしましたが、別れたのでありません。兇行の日、前回の過ちを死んで詫びるといった、彼女がまたしても犬畜生同様な不義を働いてゐるのを知つて責めたところ、かへつて衆人

環視の中で罵倒するので、苦痛を与へて懲してやる気になったのです。あの時、たゞ一言許して下さいと素直にいったら、私も考へ直したでせう」と、未練がましく申し立てた。

3 「大阪朝日」昭和四年三月八日

女房にほめられ、法廷でてる

未練男の妻斬り

陪審員は缶詰め

【夕刊所報】未練から元内縁の妻を斬った、M O進(三十七)の陪審公判は、七日午後二時、大阪地方裁判所で再開。元の妻S D久子(三十三)ら七名が証人として出廷。

久子は、被告とは大分相違する陳述をしてゐたが、「M Oは酒も吞まず、よく私を愛してくれた」と証言するので、被告はてれくささうに顔を伏せた、また被告と同行した巡査は、有利な証言をした。

五時半証人調べを終るや、早くも閉廷し、補充二名を加へた十四名の陪審員は、缶詰となつた。大阪では、缶詰はこれで二度目である。

4 「大阪毎日」昭和四年三月八日

女給になつたばかりに心変りした妻

それを半殺しにした夫

殺人未遂の陪審公判

カフェーをめぐる都会の誘惑から、恋女房を殺さうとした近代的の殺人事件——大阪西淀川区□□町□丁目□□支那そば行商人M O進(三十三)の殺人未遂事件は、陪審裁判として、七日午前十一時から、大阪地方裁判所池内裁判長係で開かれた。

被害者S D久子(三十三)は、郷里大分で被告と相思の仲となり、夫婦になつたもので、来阪後生活難から、久子は北区□□町カフェーS Gの女給となり、つひに田舎臭い進を嫌ひ出し、客のK M米藏(三十三)と同棲する。腹からあいそ尽かしをしたため、つひに久子に、白昼此花市場前で重傷を負はせ、福島署に自首したものである。

事実調べで殺意は否認し、午後一時事実調べをはつて休憩。二時再開、当の被害者久子、現在の夫K M米藏、正分巡査、家主、目撃者など七人の証人調べが終つたのは、午後五時半。検事論告、弁護士弁論などがつゞけば遅くなる見込みのため、八日午前九時半から続開し、末次検事の第一次論告、飯島弁護士の弁論の後、陪審員の評議を行うことゝし閉廷。陪審員は、裁判所に奉仕の一夜を過ごした。

5 「大阪朝日」昭和四年三月九日

傷害と答申

懲役三年を求刑

未練の女房斬

既報——陪審員を缶詰にした、大阪西淀川区□□町南□丁目M O進(三十七)の元内縁の妻

斬り事件は、八日午前九時続行開廷。立合末次検事、飯島弁護士の事実論の後、二時間半の長評議の末、「殺人未遂ではなく傷害なり」との答申があり、検事は懲役三年を求刑した。

6 「大阪毎日」昭和四年三月九日

愛妻斬に求刑三年

陪審の二日目

大阪で二度目の陪審員を泊らした、大阪市西淀川区□□南□丁目MO進(二七)に係る愛妻SD久子殺し未遂事件陪審裁判第二日目は、八日午前十時から、大阪地方裁判所で続開。末次検事と弁護士の実論では、兇器のたちきり包丁が殺人に不相当であったことや、被告が兇行後、瀕死の被害者に「ざま見ろ」との罵声を交はしたことが、殺人？傷害？の判断の大きな鍵となつてゐたが、裁判長の説示の後、

主問「殺意があつたか」、補問「傷害の意思で斬付けた」の問書を渡し、午後一時休憩、同三時半再開、主問「然らず」、補問「然り」で、単なる傷害罪の答申あり、末次検事は傷害罪として懲役三年を請求、四時過ぎ閉廷した。

(注)判決(昭和四年三月二日)は、懲役二年である(陪審公判始末簿「昭和四年」)

◎殺人及殺人未遂被告事件昭和四年三月二八日決定

1 「大阪朝日」昭和四年三月二八日

恋と貧から――

五人殺傷の公判

陪審に移されて開廷

悲恋の果、五人を殺傷した事件の公判が、二十七日、大阪地方裁判所柴田裁判長係陪審で開かれた。

大阪府泉南郡□□町KWD紡績元職工TZ克次郎(三十五)が、同棲中の同社社宅内、IG勸助の三女はま子(二十)との間を、生木を割くやうに割かれたのを憤り、女の母はや(五七)、姉とよの(二四)を即死させ、姉婿II種次郎(二十九)、隣家のMS林一(二十六)及び恋の相手はま子に重傷を負はせたのである。

「はま子は、私の先妻の病中、四人の子供を可愛がつてくれるので、妻の死後、齡は若い、はま子と夫婦になるのが、子供のためにもいゝので、約束をしたのです」といひ、「洗ふ如き貧故に、二人の仲が許されず、四百円の金を作るため和歌山へ行った」と述べ、

「連れ戻された女の跡を追うて、□□に帰り、どうしても許されぬなら、はま子を殺して自分も死ぬつもりで匕首を買ったが、兄の家に預けた十四の長男が、漁から帰る姿を見て思ひ止まり、女が厭といふなら、きれいに別れるつもりでIG方に行った」と答へ、裁判長から陪審員に注意あつて、休憩。

2 「時事新報」昭和四年三月二八日

狂言が誤つた……と殺意を否認す

□□の五人殺傷事件
けふ陪審公判開廷

昨年八月二十六日、岸和田市外□□KWD紡績社宅街路で演ぜられた、五人斬り事件の犯人同所職工TZ克次郎(三十五)の陪審裁判は、二十七日午前、大阪地方裁判所柴田裁判長、末次検事係りで開かれたが、被告は被害者の同職工IG貫助三女はま子(二十)と恋仲で、その心变りを怒り、七首で、同家二女竹子の夫II種次郎(二十九)と母親のはや(五十)を殺し、はま子と長女とよの(二十)四、隣家の松下林一(二十三)の三人に重傷を負はせ、自分はその場で割腹、大腸を露出したもので、法廷では殺意を全然否認し、

はま子とは、前からの恋仲で、情死を企てた事もあり、和歌山へ駆落ちした事もある。和歌山へ逃げた時に、種次郎がやって来て、話さへ判れば夫婦になれるのだからと云ふので、はま子は引戻された。その時、はま子はどうしても逃げ出して、再びお前の処へ来ると云ひ、又難しい時は、何か狂言でもやって呉れと云ひ残した。その言葉を頼りに又□□に戻り、狂言を演らうと七首を買求め様子を探ると、種次郎の言葉に、はま子本人が心变りをして駄目だと云ふ事に喫驚し、その本意を訊ねに乗り込んで、先方の応対に憤慨し、あの騒ぎになった。殺さう等の積りは毛頭なく、もとく狂言が誤ったのである……と。午後、近所の人たち七人が、証人に出廷する。

3 「大阪朝日」昭和四年三月二十八日
証人がビツクリ――

穿ちすぎた陪審員からの質問

五人殺傷事件の公判

夕刊つゞき――二十七日、大阪地方裁判所で開廷の大阪府泉南郡□□町KWD紡績元職工TZ克次郎の五人殺傷事件陪審公判は、休憩後、午後再開。

被告は、「女の家の者の冷かな仕打にのぼせ上り、女を殺して自殺し、あの世で添ふ決心をし、女の姉婿II種次郎は、死の道伴れにする積だった」と、二人については殺意を認め、その他は「無我夢中で」と否認し、六人の証人調べに入った。

IIの証言は悉く、被告の陳述と喰違ふので、不審を抱いたらしい三番の陪審員は、「証人とその女は痴情関係があったのぢやないか」と穿ちすぎた質問で、IIをビツクリさせ、現在は鹿児島島の片田舎で酌婦稼業をしてゐる恋の相手は、「夫婦約束はしなかった」、「家の者を皆殺すとTZはいった」と極めて不利な二語を述べたきりだが、友人二名からは、反対に極端に有利な証言があった。同五時半閉廷し、陪審員は宿舎に引取った。

4 「大阪朝日」昭和四年三月二十九日

二日間の審理も空しく、遂に陪審やり直し

「殺人」か「傷害致死」かの見解から

恋と貧の五人殺傷の公判

恋と貧から五人を殺傷した、大阪府泉南郡□□町、KWD紡績元職工TZ克次郎(三十五)

の陪審公判は、前日に引つゞき二十八日朝、大阪地方裁判所柴田裁判長のかゝりで開廷された。陪審員宿舎に一夜を明した陪審員一同着席、裁判長の説示ののち、検事の第一次論告に入った（注、裁判長の説示は、検事の論告、弁護人の弁論の後である。陪審法第七六条・第七七条参照）。

被告が、同棲せる相思の女——I G 勘助の三女はま子（二三）との間を割かれたのを憤り、女の母はや（五十一）、姉とよの（廿四）を即死させ、姉婿 I I 種次郎（廿九）及びはま子を斬りつけ重傷を負はせたことにつき、検事は、はや並にとよのの点は殺人、他の二名は殺人未遂なりと断じたが、梨岡（時之助）弁護士は、前者は傷害致死、後者は殺人未遂と弁論し、

午後一時すぎ（注、裁判長の説示の後、陪審員の評議に入った。午後三時四十分再開。はま子とその姉婿 I I については殺人未遂、母はや、姉とよのについては傷害致死との答申があったが、三十分にわたる合議の結果、裁判長は「この答申を不当と認め採用せず」とて、陪審やり直しを宣し、同四十分閉廷した。陪審のやり直しは、大阪ではこれが始めてで、全国では三番目である。

やり直しになった原因

右の陪審公判では、四つの主問と、一つの補問が出されたのであるが、答申が採用されなかったのは、主問の第三「被告人は I G はやを I I 種次郎なりと誤信し、殺意を以て七首にて同人を殺したるものなりや」に対し、「然らず」すなはち傷害致死と答申したため、被告が I I に対する殺意を認め、またはやを I I と誤信した事実をも肯定し、裁判長の「その時、人間であることがわかってゐたか」との念の入った質問に対しても、被告が「人間素人としては尤もな答申

素人としては尤もな答申

梨岡弁護士談

「私も不採択になったのは当然と思ひます。しかし、陪審員が、当時被告ははやを I I と誤信する、すなはち男女を識別することさへできぬ心的状態にあつたのだから、殺意はなかつたのだと、素人としてはもつともな判断を下したものと思はれる。」

5 「大阪毎日」昭和四年三月二十九日

大阪ではじめての陪審公判やり直し

紡績職工の殺傷事件

答申を不当と認められる

一部既報、恋人との仲をさかれた意識から、恋人の母と姉を即死させ、姉婿と恋人に重傷を負はせた、大阪府泉南郡 K W D 紡績職工 T Z 克次郎（三五）の殺傷事件の陪審公判は、廿七日から廿八日に引つゞき、大阪地方裁判所で開廷されてゐたが、

廿八日、検事の論告、弁護士の弁論、裁判長の説示について、陪審員は「恋人はま子お

よび姉婿種次郎に対するものは殺人未遂、母はや、姉とよのは傷害致死」との答申をした。柴田裁判長は「陪審員の答申は不当だ」とて、再陪審に附することを宣した。大阪ではじめての陪審やり直しである

6 「時事新報」昭和四年三月三〇日

大阪最初の陪審のやり直し

母親殺害の答申で

岸和田市の五人斬り事件

二日間に亘り大阪地方裁判所で開かれた、T Z克次郎(三十五)にかゝる岸和田市外□□の五人斬り事件陪審裁判は、二十八日午前、前日に引続いて開廷。

第一次弁論、説示等を終つて、陪審員は三時間に亘る評議の後、午後三時答申を提出した処、裁判所側は会議の結果、答申を不当と認め、柴田裁判長はこれを却下して、事件を他の陪審に附する旨を宣告した。陪審のやり直しは、大阪では最初、全国で第三回目の出来事である。

問題の答申は、被告が重傷を負はせた恋相手のはま子と姉婿種次郎の二問は「然り」、即ち殺意を以てやった行為であり、死んだ母親のはやと姉とよの二問は「然らず」、即ち殺人ではなく傷害致死であると云ふ風になつて居た。

その中、不当と認められたのは、第三問の母親はや殺害の殺意否定の一項で、この問書は、「被告人克次郎は、I GはやをI I種次郎であると誤信し、殺意を以て匕首にて同人を斬りつけ、同人を殺害したるものなりや……」と云ふので、被告は法廷でも種次郎は殺してやらうと思つて居たと明かに述べ、乱闘の際母親はやをその種次郎であると誤信して斬り殺した以上、殺人の責任充分にあるべきであつて、これを傷害致死とした答申は間違つて居ると認定されたものらしい。

——かくして、この事件は、改めて期日を指定され、スツカリやり直される訳であるが、七人の証人の中二人迄九州から出て来て居たりして、非常な手数である。

⑩殺人未遂被告事件昭和四年四月一三日判決

1 「大阪朝日」昭和四年四月一〇日

夢中で斬りつく

洋服職の殺人未遂陪審裁判

愛媛県生れ、当時大阪北区□□町□丁目T I方二階借り洋服裁縫職T U茂(三十五)が、助手H N群平(二十)の裏切りを恨んで、裁物庖丁で三週間の傷を負はせた殺人未遂事件が、大阪で十度目の陪審公判として、九日大阪地方裁判所池内裁判長かゝりて開廷された。

被告は、「子と別れて淋しい気持ちでゐる私を、H Nは邪魔物扱ひにするので、殺すも殺さぬもない夢中で斬りつけました」と殺意を否認した。被害者H Nの証人調べで休憩、午後さらに五人の証人調べがあつた。

かくて、陪審員は、主問「殺人未遂なりや」は「然らず」、補問は傷害と認むと答申、裁判長はこれを探択し、検事は懲役三年を求刑、午後十一時過ぎ閉廷した。

2 「大阪毎日」昭和四年四月一〇日
腹立ちまぎれに夢中で斬った

生活苦の刃傷事件

洋服屋の陪審公判

九日、大阪地方裁判所で開かれた陪審裁判——大阪市北区□□町□丁目SN正一方洋服裁縫職、TU茂(三五)の殺人未遂事件は、被告の雇ひ人である被害者HN群平(二二)の心ない処置を憤りて傷害した事件で、その半面には悲惨な被告の生活苦が流れてゐるので、裁判長は同情から事件の真相を誤らぬやう諄々と諭すところがあつた。

被告茂は、生活苦から、とみ江(二二)といふ長女までなした妻の今村りんと別れ、とみ江を伴つて数年前来阪し洋服商をはじめ、被害者HN群平(二二)と一緒に働いてゐたが、被告の偏屈な性質から将来をとにもすると堅い約束をした群平が、被告の型紙や帳簿をもつて被告の元を去り、その得意まで奪つたので、憤怒のあまり、庖丁で群平の頭部に斬付け、三週間の傷を負はせたものである。

事実調べに対し、「夢中で斬り付けた」と徹頭徹尾殺意を否認し、午後一時休憩、二時再開、被害者ら六名の証人調べを行った。

3 「時事新報」昭和四年四月一日

殺人未遂の洋服職人

傷害の答申で

懲役三年求刑

大阪市北区□□町□丁目SN方洋服裁縫職TU茂(三五)が、昨年十二月六日同僚のHN群平(二二)を斬つた、殺人未遂事件の陪審裁判は、九日朝から大阪地方裁判所池内裁判長係りで開かれた。

被告は、一所に働いた群平が約束を反古にして、得意先を奪つて逃げたのを憤り、庖丁で殺そうと思つて斬りつけたと云ふ公訴事実に対し、「腹立ち紛れに夢中で斬つたので、殺そうとは思つて居なかつた……」と極力殺意を否認し、陪審員は評議の結果、殺人にあらざ傷害であるとの答申をなし、立会西堀検事は懲役三年を求刑、本田弁護士は執行猶予論があつて、夜十時閉廷。

4 「大阪朝日」昭和四年四月一四日

籠抜け、放火、刃傷

罪のむくい

それ／＼判決言渡し

籠抜け、保険放火、刃傷など、十三日の大阪地方、区裁判所の判決一束——地方裁判所池内裁判長は、
△……自分の留守中に得意先を奪つた、もとの雇人に恨みの刃を浴びせ、陪審の結果、殺

人未遂から傷害になった、大阪北区□□町洋服裁縫職TU茂(三十五)に懲役三年、(注、本件)
△……親孝行したさに保険金詐欺を企て、神棚の灯明で放火したが、板塀二枚(三円)を
焼いたゞけと云ふ、港区□□町HGTSLI吉(三十五)に懲役二年、三年間執行猶予、(注、別
件)

△……母親を侮辱した男の足にピストルを見舞った、天王寺□□町赤蛙行商SU元治(二十八)
に懲役三年を言渡した。(注、別件)

△……大阪貿易語学校英語科を二番で出た前途ある身で、遊里に芽生えた恋と誤った覇気
から、母校校長の名を騙って、山口ビルで公債五千円の籠抜けを働いた、若いサラリーマ
ンME實篤(二十九)は、被害者に弁償がすんだのと、一家の支柱だといふ点を酌情されて、
岡林判事から懲役一年、三年間執行猶予といふ、情ある判決を受けた。(注、別件)

5 「大阪毎日」昭和四年四月一四日
判決三つ

十三日大阪地方裁判所で言渡された判決三つ――

▲大阪市港区□□町製材職工TSLI吉(三十五)の放火未遂事件は、懲役二年、三年間刑の執行
猶予、(注、別件)

▲大阪市北区□□町洋服屋TU茂(三〇)が、裏切り職工HN群平(三二)に斬りつけた、殺人
未遂事件は求刑通り懲役三年、(注、本件)

▲大阪市天王寺区南□□町HN三之助方でインチキ札の言がかりから、FK留吉をピスト

ルで射殺せんとして未遂に終ったSU元次(二六)の事件は懲役三年。(注、別件)

⑩放火被告事件昭和四年四月二三日判決

1 「大阪朝日」昭和四年四月一八日

三日掛りの放火陪審

キツパリ否認する被告

証人十八名、三日がかりの予定といふ、関西最初の長審理陪審公判が、十七日大阪地方
裁判所池内裁判長かゝりで開廷。

事件は、大阪西淀川区□□元町□□丁目洋家具商YN護一(四十四)が、三千円の保険金目当
に、床下に潜り込んで火をつけたといふのである。

仕事はない、妻は産褥、六十円しか金は入らぬのに、借金は四百円、質入れまでしたと
いふ、保険放火には附き物の貧乏生活が、まず法廷に繰り上げられたが、「借金は、得意先
を拡めるために出来たもので、儲けの多くなる見込があり、催促も急でなかった。咽喉を
突くほど煩悶の末、嘘の自白をした。怨まれる覚えはなし、子供の火遊びが原因かと思
ふ。自分でも不思議なくらゐだ」と、上等兵だった被告は、キツパリ否認する。午後は、
怪火の正体を究むべく、証人調べに入った。

2 「大阪毎日」昭和四年四月一八日

「警察で殴られ、心にもない自白」

放火をあくまで否認

大阪で陪審初ての難公判

大阪市西淀川区□□元町□丁目□□YN護一(四四)の放火事件が、十七日朝、大阪地方裁判所池内裁判長係、西堀検事、川崎弁護士列席の上、開かれた。被告は、中津警察署で自白を強要され自白したが、検事廷でも予審廷でも、その自白を翻し、犯行を否認してゐる事件だけに、証人も十八名出廷し、審理も二日ばかりで行はれ、大阪で陪審開始以来の困難な事件といはれてゐる。

この日検事は、「被告は、前住所でM末松所有の三戸建一軒長屋の北側の家を月卅円で借り、洋家具製造を営み、妻子とも四人暮しであったが、不景気のため借財に苦しみ、衣類の質入までなし、なほ家賃、木材代も支払へず、遂に三千円の動産火災保険あるのを幸ひ、昨年九月四日午前一時ごろ、自家の便所脇の床下で、かんな屑に火をつけ、柱一本を焼いたもので、この床下は被告方の畳を上げるか、便所脇をもぐらねばとどかぬところだ」と公訴事実を述べ、

これに対し、被告は、「あんなところから、火の出たことは、今でも不審に思つてゐる」と犯行を否認し、

裁判長や弁護士から、「なぜ警察で自白したか」と問はれ、「警察で殴られたり、蹴られたりして、自白を強ひられ、また身重の妻もきつい調べを受けてゐるのが、あまりにも可哀さうだった。自分は二日間も食ふもの食はず、のどをついて死なうと思つた。しかし、いひ方によつては、人を殺しても執行猶予で、直ぐ帰してやるといはれ、嘘の自白をした」

と述べ、正午、事実調べを終り、

午後一時から、近所の者や現場に駆けつけた警官ら、十二名の証人調べが行はれたが、各証人とも、大体被告に有利な証言を与へ、午後八時閉廷した。当日は、陪審員はそのまゝ裁判所に止宿となつたが、十八日午前十時より、さらに六名の証人調べが行はれるはず。

3 「大阪朝日」昭和四年四月一九日

青服の既決囚二人が不利な証言

「御苦勞ですがもう一晚」

放火犯の陪審公判(第二日)

大阪西淀川区□□元町□丁目洋家具商YN護一(四四)の放火陪審公判第二日は、十八日、大阪地方裁判所で開廷。この日も、六人の証人調べがあり、中津署で被告と一緒に留置されてゐた、二人の既決囚までが青服で法廷に立つて、頗る不利な証言をした。

立合西堀検事が、被告の有罪を断ずれば、川崎(齊)弁護士は、東京の初陪審寒子事件を引いて無罪論をなし、被告まで自己弁論をやつて法廷を賑はし、午後八時半終り、裁判長の「御苦勞ですが、もう一晚……」、と陪審員に対するいんぎんな挨拶で閉廷した。

4 「大阪毎日」昭和四年四月一九日

同房者は被告に不利な証言

陪審員は昨夜も泊る

放火事件の陪審裁判Ⅱ 第二日

無罪か有罪の岐路にある大阪市西淀川区□□元町□丁目、YN護一(四四)の保険詐欺放火事件の陪審公判第二日は、十八日午前十時から、大阪地方裁判所に開廷。

被告の自白を裏書する、中津警察署の留置場の同房囚であり、目下大阪刑務所服役中のID光次(三三)、FI栄次郎(三五)の二人が、浅黄の囚人服で証人として立ったが、この証人等も警察官に密告したわけではなく、警察が一つの証拠を握るために、同房者について被告の言動を観察させたもので、確に陪審裁判に対する新奇な証拠固めの一方法で、この事件では、「被告が自殺を計って咽喉を切り、保護室に入れられて、初めて証人等と面識となり、被告の妻子が警察に引かれ、責苦に遭ふのを見た辛さに、すべてを自白した」との述懐を聞いたと証言し、不利の一証を提供した。

なほ、午後二時から、西堀検事の論告、川崎弁護士は無罪論あり、池内裁判長は午後八時閉廷を宣し、同夜はそのまゝ陪審員は裁判所に泊り、引つゞき十九日午前九時から開廷することとなった。陪審員が、二日つゞけて泊ることは、関西で最初である。

5 「時事新報」昭和四年四月一九日

放火を否認

洋家具商の陪審公判

生活の困難から、保険金詐取の目的で、自宅中の間の押入床下に鉋屑を入れ、之に火を

つけた、大阪市西淀川区□□元町□の□□洋家具商YN護一(四十四)にかゝる放火事件の陪審公判は、十七日、大阪地方裁判所池田裁判長係り、永田検事、川崎弁護士列席のもとに開廷された。

「当時、私は四百円計りの負債がありましたが、之を返却する自信はありました。放火はいたしません。警察では、司法主任其の他の方が、お前の陳述は兎も角、裁判所に送られても、必ず罪のない様にしてやる、若し罪になる事があっても、執行猶予の恩恵に浴せしめるやうにしてやるからといはれ、心にもない事が書かれてあるのです」とて、放火の事実を全然否認した。

証人として、中津署の警官や近隣の人、同人の妻等、十八名が召喚してあるので、午後から明日にかけて、証人調べが続けられ、審理は三日間に亘る予定である。

6 「大阪朝日」昭和四年四月二〇日

陪審員の答申に懸けた望もムダ

放火犯人に三年求刑

三日がゝりの審理終る

大阪西淀川区□□元町□丁目、洋家具商YN護一(四十四)の放火陪審公判第三日は、十九日午前十時、大阪地方裁判所で開廷。池内裁判長の二時間にわたる懇切な説示がはって、評議に入り、午後三時再開後、「放火を認めた」の答申があつた。

立合西堀検事は、「被告は、思ひ余つて警察で咽喉を突いて自殺を企てるほど、改悛の情

は顕著だから、放火の最低刑は五年だが、三年を相当とする」と同情ある求刑をし、川崎（齊）弁護士は執行猶予論あつて、二晩の缶詰、三日がかりといふ長審理記録を残して閉廷した。

「然らず」の答申で、無罪の即決により直に釈放されて、法廷から吾が家に夫の帰へるやうにと、一縷の望みを抱きながら、公判始まって以来、毎日朝早く、二児を伴れて裁判所に姿を見せてゐた被告の妻は、「然り」の答申を廷外に漏れ聞いて、忍び泣きに泣いてゐたのはいかにも憐れであつた。

7 「大阪毎日」昭和四年四月二〇日

陪審員は放火を認む

懲役三年の求刑

大阪市西淀川区□□町□丁目YN護一（四四）の陪審公判第三日目は、十九日午前十時から、大阪地方裁判所に開廷。池内裁判長の二時間にわたる説示の後、陪審員の評議に移つた。「主問然り」で放火の答申あり、西堀検事は懲役三年を求刑し、三時半閉廷。判決は廿三日。

8 「時事新報」昭和四年四月二一日

陪審放火犯人懲役三年

検事の同情求刑

大阪市西淀川区□□元町□丁目□□YN護一（四十四）の放火陪審裁判は、証人を十八人も調べ、被告が否認している上に、物的証拠が殆どないので、十七日から三日間続いて、大阪での長い陪審の記録を作つたが、十九日午後一時前、漸く終結。

陪審員の評議に入り、午後三時、矢張、放火をしたものとの答申をなした。立合西堀検事は、「被告が否認をする気持ちも諒解出来る。自殺を企てた事実等から見、悔悟の状も認める……」と非常に同情ある論告をなし、懲役三年を求刑、川崎（齊）弁護士の弁論があつて、判決は来る二十三日と決定した。

この事件の公判事実は、被告が前記住所で洋家具製造を営み、妻子共四人暮しであつたが、不景気のため借財に苦しみ、三千円の動産火災保険に入つて居るのを奇貨とし、昨年九月四日午前一時、床下で鉋屑に火をつけ柱一本を焼いたと云ふ事になつて居り、被告は犯行を全然否認し、「あんな処から火が出たのは、今でも不審に思つてゐる……警察でありませめられるものだから、心にもない自白をした……」と云ひ、証人も、警察関係を除いては、被告に有利な証言になつて居るものであつた。

9 「大阪毎日」昭和四年四月二四日

放火犯へ三年

難陪審の判決

大阪で陪審初まつて以来の難公判とされ、審理実には三日におよび、結局陪審員から放火の事実を認められた、大阪市西淀川区□□元町□丁目□□YN護一（四四）は、廿三日、大阪

地方裁判所池内裁判長から、求刑通り懲役三年の判決を言渡された。

10 「時事新報」昭和四年四月二四日
放火に三年

大阪市西淀川区□□元町洋家具商YN護一(四十四)に係る放火陪審事件は、曩に大阪地方裁判所で、証人十八人を三日間に亘って召喚、審議した結果、放火したものと答申に基いて審理の後、廿三日、池内裁判長は、懲役三年の判決を言渡した。

⑫ 殺人及殺人未遂被告事件昭和四年四月二六日判決

1 「大阪朝日」昭和四年四月二三日

陪審員も答申をかへる

四人殺傷犯に死刑求刑

やり直しの陪審公判

大阪最初の陪審やり直しとなった、大阪府泉南郡□□町KWD紡績元職工TZ克次郎(卅五)の恋の四人殺傷事件の公判は、二十二日午前九時、大阪地方裁判所柴田裁判長かゝりで開廷。

被告は、IGはま子(三十)との仲を割かれたので、とんでもないことを仕出かしたが、恋人以外の者は殺す気はなかった、と前回公判廷での陳述をすっかり翻したが、陪審員は、

四つの主問に対して、悉く「然り」の答申をなし、従って、女の母と姉は前回傷害致死と認定されたのが、殺人とかはつた。

立合末次検事は、被害者の家庭は、働き手二名を奪はれて、貧のどん底に落ちてゐる。恋を容れられぬとて、棄鉢になるのは我まゝまといふもので、自己の醜い利己心が生んだ、人生の悲劇に対して、被告は責任を負ふべきだと痛論して、死刑を求刑し、午後十一時半閉廷した。

2 「大阪毎日」昭和四年四月二三日

男泣きに泣いて殺意を否認

陪審やり直しの

岸和田の五人殺傷事件

陪審員の評議答申が裁判所の意見と一致せなかつたため、陪審をやり直した岸和田の五人斬り、大阪府泉南郡□□町TZ克次郎(三十五)の殺人並びに殺人未遂事件は、廿二日午前十時から、大阪地方裁判所柴田裁判長係で開廷した。

陪審員は、新に選任されたが、証人喚問は、前回同様で同じ形式で審理が進められた。しかし、肝腎の被告の答弁が、前回の公判に認めた姉婿II種次郎に対する殺意をも否定するので、審理は頗る面倒となり、柴田裁判長は、別に「裁判所は押しつけるわけでは無いが」と前提し、「相思の女IG勘助の三女はま子(二十)との仲を割かれたので、はま子と無理心中をするため、恋の邪魔だてするIIを殺さうとて、人違ひしてはま子の母はや(五

○を殺したと認めたではないか」と鋭くつき込んだが、なほ否認するので、さらに準備手続きや前回の公判で認めた真意を問ふと、しまひには泣き出して「予審で傷の程度などで責められ、公判でもそれを維持した」と答へ、また姉とよの(三四)を即死させた点につき、「はま子が死んだと思ひ、自殺を図ったが、匕首が腹に通らず、一方二児に対し愛着が強くなり、兄TZ紋次郎に後事を託すべく行く途中、とよのを斬ったので、被害者は男とも女とも識別はつかなかった」と、これまた殺意を否認し、正午休憩。午後一時から、愛人被害者はま子、その他の証人調べが行はれた。

3 「時事新報」昭和四年四月二三日

□□の四人斬り

陪審再公判開廷

審理一層困難となる

殺人か、傷害致死かの見解違ひから、二日間の審理も空しく、大阪で最初のやり直しとなった陪審裁判——昨年九月、大阪府下泉南郡□□町で、一度は情死までしかけた相思の女、同町IG勘助の三女はま子(二七)との間を割かれたのを憤り、女の母親はや(五七)、姉とよの(三四)を即死せしめ、姉婿II種次郎(二九)及び恋女はま子に斬りつけ重傷を負はし、己も腹一文字に斬つて死なふとした、元KWD紡績の職工TZ克次郎(三五)の四人斬り事件は、二十二日、大阪地方裁判所柴田裁判長係り、立合末次検事、梨岡(時之助)弁護士、新に選ばれた十二名に二名の補欠陪審員著席の上、再び公判が開かれた。やり直しになった理由は、既報の如く、前回の陪審員が、女の母親はや(五七)を被告が殺さうと思つて居た種次郎と間違へて斬つたと陳述して居るのに、殺人と認めず傷害致死であると答申したのに依るのであるが、被告は今日は前回よりもっと強く否認し、前回に「種次郎は殺さうと思つた」と云つて居るのに、今度は殺さうと思つたのは、相手のはま子だけで、他は一切殺意がなかったと申し立て、審理は一層困難となつて居る。

4 「大阪毎日」昭和四年四月二三日

陪審員殺意を認め

検事死刑を求む

四人斬りやり直し公判

夕刊所報、陪審のやり直しとなつた岸和田の四人斬り、大阪府泉南郡□□町TZ克次郎(三三)の公判は、廿一日午後一時再開。証人調べの後、末次検事の論告、梨岡弁護士の弁論があつて、柴田裁判長は、「被告は検事廷、予審廷で、四人に殺意があつたことを認めたが、公判となつては、恋人はま子に対してのみ殺意を認め、他の三人には殺意を否認するもので、いづれが真か、公判廷に現れた証拠について判断されたい」と約一時間半にわたり慎重に説示した。このとき、陪審員の一人からは、朝十時からの長時間の審理に疲れを催したか、かすかないびきさへ洩れた。

問ひは、前回になかつた、被告の愛人はまの母親IGはやに対する傷害致死、はまと姉婿II種次郎に対する傷害を補問に加へ、合計八つが与へられ、約半時間の評議の結果、

前回「然らず」と答申された、母親はや、姉とよのに対する殺人を「然り」、はま子と種次郎に対する殺人未遂も「然り」と答申し、裁判長はこれを探択した。

かくて、末次検事は、「僅か一人の我まゝな恋から、かくも恐ろしい惨劇をみるに至ったのは悪むべきだ」と死刑を求刑し、梨岡弁護士の弁論あり、午後十一時十五分閉廷した。

5 「時事新報」昭和四年四月二四日

四人斬りに死刑を求む

遣直し陪審裁判

「夕刊続き」二十二日、大阪地方裁判所で開かれた、大阪で最初のやり直し陪審公判――昨年九月、岸和田市外□□の四人殺傷事件、元KWD紡績職工TZ克次郎(三十五)の殺人及び殺人未遂裁判は、午後六時に証人調べを了へ、十時頃から陪審員の評議に入った結果、前回五問であった問書が、今度は主問四つ、補問四つの合計八問になったに対し、十一時十分前、主問四ツ総て「然り」、即ち重傷の二人は殺人未遂、死んだ二人は殺人の答申をなし、裁判所は今度は採用して、立合末次検事は、死刑を求刑した。之に対し、梨岡弁護士は「当人は切腹をして、一度死んで居る、被害者も逃げてさへ呉れば、こんな大きな結果にならなかつた筈だ」と有期刑論をなし、被告も最後に「何も云ふ事はないが、たゞ残した子供のためと、腹を切つて死んだ筈の自分を、切角骨を折つて癒して呉れた医者 of 親切に對して、おめくくかうして生きて居ります……」と満廷を泣かす陳述をなし、裁判長は、判決を二十六日午前九時に言ひ渡すと宣して、十一時十五分閉廷となった。

6 「大阪朝日」昭和四年四月二七日

死刑から無期へ

長者老母殺しと四人殺傷の犯人

検事から死の極刑を求められた被告が二人、同時に法廷の宣告を待つ、珍らしい出来事だ――

大阪南区□□町の千万長者老婆殺しの東淀川区□□町大工TD新市(三十五)、貧故に恋をさかれた怨みから、女とその姉婿に重傷を負はせ、その母と姉を殺した悲恋の殺陣の主人公、大阪泉南郡□□町KWD紡績元職工、TZ克次郎(三十五)の二人で、

前者(注、別件)は、官選弁護人の「弁論の余地がありません」の一語で、はしなくも波乱を起したすゑ、弁論再開となり、秋田(旭)ら四弁護士が立つて義侠弁護を試み、後者(注、本件)は、大阪最初の陪審やり直しとなったといふ、問題の裁判であるが、二十六日午前十時、大阪地方裁判所柴田裁判長から、いづれも無期懲役を言渡された。

TDは強盗殺人、TZは殺人、同未遂ではあるが被害者が四名に上るので、いづれも死刑が妥当とされるが、大罪に至る動機をとくに酌まれたもので、死一等を減ぜられたのである。両名は、嬉し涙にくれながら退廷した。

7 「大阪毎日」昭和四年四月二七日

助かつた二つの命

死刑から無期へ、涙ある判決
悲恋の四人斬りと貧の殺人

大阪地方裁判所で死刑を請求されてみた二人の男が、廿六日揃って無期懲役の涙ある判決を受けた。その一人は、府下泉南郡□□町で悲恋の四人斬、TZ克次郎(三五)の殺人並に殺人未遂事件で、他は貧ゆゑに南区北□□町千万長者TN吉太郎氏の母ふさ(七三)を殺した、TD新市(三三)の強盗殺人事件である。前者は、陪審やり直し、後者は、官選弁護人の心ない行為に、少壮弁護士が奮起して弁論を再開したもので、柴田裁判長は判決言渡後、双方とも検事の起訴通り、TDは計画的の犯罪、TZは被害者四人共に殺意を認めて、検事の死刑求刑は至当であるが、犯罪の動機につき同情すべき余地ありとして、無期懲役の言渡をなした旨説明した。

8 「大阪毎日」昭和四年五月四日

いづれも上訴

死刑から無期になった、二つの裁判

大阪地方裁判所の第一審判決で、死刑の求刑が無期となった、陪審裁判の大阪府泉南郡□□町四人殺傷事件のTZ克次郎(三〇)と、南区北□□町千万長者TN吉太郎氏の母ふさ(七三)殺しのTD新市(三三)の強盗殺人事件は、前者は、被告が上告、後者は、被告が控訴権を放棄したが、検事の独立控訴で再審理されるはず。

⑬殺人未遂被告事件昭和四年五月一日判決

1 「大阪朝日」昭和四年五月八日

斬った女は意外にも恋人

けふ法廷に立った

今様お半長右衛門

今様お半長右衛門——十六娘に恋した中年男、大阪港区□川町□丁目料理人GK義典(三十八)の殺人未遂事件は、七日、大阪地方裁判所池内裁判長かゝりで陪審公判開廷。

被告が、近所の仕出屋FT半次郎方に一月ほど雇はれてゐるうちに、その長女きさえと、年の距りも忘れ親の目をぬすんで恋を囁いたが、知られたので暇を取り、その後も娘を呼び出しては逢瀬に酔うてゐた。ところが男の前科と親子ほどの年の差から、恋は破局となつて、娘は生駒へ舞妓見習にやられたので、御大典気分の濃い昨年十一月七日の夜明け、娘との仲を割いた娘の母と雇女を斬ったと思つたら、雇女は当の恋人だったのである。

被告は、「当日は酒を四合ものんだので、全く夢中でやったこと……」と練言まじりに、殺意を否認した。証拠品の恋文が長々と拵げられ、世話狂言気分たっぷりの法廷である。

今様お半は、十二、三にしか見えぬ、ほんのねんねい姿だが、「この男が蝮の義といはれる、わるい人とは知らず、うまいことをいはれて関係しました」とテキハキと、裁判長と愛欲問答を交してゐた。午後、ひきつゞき証人調べに入った。

2 「時事新報」昭和四年五月八日

陪審員が小娘に際どい質問

今様「お半長右衛門」

姫路三人斬の公判

七日、大阪地方裁判所池田裁判長係り、小西弁護士立合で開かれた陪審裁判は、今様「お半長右衛門」十六娘の恋に敗れた四十男の刃傷事件で、陪審員も興味をひかれたのか、証人に出た相手の娘に男と関係の詳しい処を頻に質問した。

被告は、姫路市□□前□番地現在大阪市浪速区□川□丁目□□料理人G K義典(三十八)で、奉公先の同町料理屋S H事F T半次郎方娘きさえ(十六)に恋慕し、関係迄出来たのに、きさえの両親に知られ、それを拒まれたのを恨みに思ひ、昨年十一月七日午前五時、出刃包丁を以て忍び入り、母親いそ(四十一)、同居人とめ(四十三)と当のきさえに、いずれも頭部を斬りつけ瀕死の重傷を負はせた……

被告は、顔中髭だらけ、前科五犯長右衛門張りの見るから物凄い男で、「私は殺そうとは露程も思つて居なかつた。娘は父親に叱られ通して可哀想であつたので、同情から恋になり、娘も自分を慕つて居た様で、夫婦約束したが、自分が前科がある処から、母親共は嫌つて仲を割かうとするので、腹立紛れにたゞえらい目に会してやらうと思つて斬りつけました」……と。

証人には、母親のいその次に、小柄だが可愛い、娘姿のきさえ当人が出廷、斬られた時は良く眠つて居て何も判らなかつた。この人とは昨年九月楽天地に連れ出されて、宿屋に

泊りました。それからもちよい／＼呼び出されましたが、お母さん達が、前科ものと一所になつてはいかぬと云つて厳しく叱るので、自分も男が怖くなり会はぬ様になりました。私は間もなく、生駒へ舞妓見習にやられました。生駒へも呼び出しに来ました……何故に斬られたのか、私も未だに理由が判りません……と。

その時、陪審員二、三人が質問に立ち、「その男と関係をする迄は処女であつたか!」とか、「関係をする時は無理はなかつたか!」とか、と念の入った奇問が続出した。十二時半一まず休憩。二時から又証人調べが続けられる。

3 「大阪朝日」昭和四年五月八日

殺人未遂を陪審で認む

七年求刑す、二人斬り事件

夕刊続き——七日、大阪地方裁判所池内裁判長かゝりで開かれた陪審公判——十六娘との恋を割かれて二人を斬つた、大阪浪速区□川□丁目料理人G K義典(三十八)の事件は、第一次弁論のち、陪審員の答申は、いずれも「然り」——殺人未遂——とあつて、立合西堀検事は「性に目ざめざる少女を誘拐したとも見られる事件で、しかも被告には前科五犯あり、同情の余地なし」とて、懲役七年を求め、小西弁護士の酌情論で、午後九時半閉廷した。

4 「大阪毎日」昭和四年五月八日

芝居がりの悲喜劇の公判

仕出し屋の娘斬り

陪審員から質問続出

七日、陪審公判として大阪地方裁判所池内裁判長係で審理された、大阪市浪速区□川□丁目仕出し屋SH亭事FT平次郎の妻いそ(四二)、娘きさえ(一七)殺し未遂の同家料理人GK義典(三八)の事件——被告義典は、主家の娘きさえと恋仲になったが、母いそなどが反対するので、昨年十一月七日、恋路の邪魔になる母いそと同居人IGつねを斬らうとして、間違えて恋しいきさえを傷つけ、びっくりして顔馴染の難波署乾刑事の自宅を訪れて、お縄頂戴したといふ、芝居がかりの悲喜劇。

事実調べに対し、被告は殺意を否認し、昨年六月、五度目の刑を終へて出所後、SH亭に雇はれたが、きさえのいたいな姿から、恋心を起し「親が厳しくて辛からう」との慰めの手紙を出したところ、返書が来てつひに関係するに至ったが、娘の両親にかんづかれ、居辛く、八月十九日同家を出て、翌日南地楽天地前で待ち合せ、活動写真を見、恵美須町の某旅館で七日間同宿し、二回目の時はきさえを、今宮中学横の関東煮屋に奉公させた、一条を詳述し、「その後、人を介し結婚を申込んだが結局纏まらず、きさえは生駒へ舞妓見習ひに出されて逢はせぬので、兇行の当夜酒の酔ひでカツとなり斬りつけた」と答へ、五名の陪審員からも珍しく質問あり、その中には「義父方から兇器を取り出した時の被告の心情、一円足らずの僅な金で食堂に酒を注文する習慣ありや否や」の適切な質問もあり、これより被害者母いそ、娘きさえの証人調べあり、いづれも恐ろしい当夜の模様を証言

し、小西(喜)弁護士、陪審員等からも質問あつて、午後零時四十分休憩。一時半再開、証人調べがつづけられた。

殺意があつた

と陪審員答申

陪審員評議の結果、「被害者一人に殺意をもって斬りつけた」との答申あり、西堀検事の第二次の求刑論告に移り、まだ春を知らぬ少女を誘拐したやうな犯罪で、被害者の親の身としては、大切な娘をきさえずものにされ、生命の危険を感じるやうな傷を負はせる等、実に世道人心の上から見て許し難い犯罪であると論断し、懲役七年を請求し、小西(喜)弁護士は、お半長右衛門の例を引き、恋に年齢の相違も上下の隔てもない、本件は純真な恋愛事件であると酌情論を述べ、同十時閉廷した。

5 「時事新報」昭和四年五月九日

今様長右衛門、懲役七年求刑さる

陪審員は殺意を認む

【夕刊続き】七日、大阪で開かれた、今様「お半長右衛門」の陪審裁判、大阪市浪速区□川□丁目□□料理人GK義典(三八)の殺人未遂事件は、証人調べを了へて、午後八時、陪審員の評議に入った。其の結果、斬られた母親のいそも相手の十六娘きさえに対し、い

づれも殺意を以てやったものであるとの答申をなし、立合西堀検事は懲役七年を求刑、小西弁護士は減刑論があつて、九時半閉廷。判決は、十一日午前十時言ひ渡しと決定した。

6 「大阪毎日」昭和四年五月二二日
今様長右衛門、懲役六年

大阪市浪速区□川□丁目仕出し屋SH亭ことFT平次郎方雇い人GK義典(三三)が、同家の娘きさえ(二七)と恋に落ち、結婚を申込み拒絶されて、その母と、きさえを斬った、今様お半長右衛門事件は、陪審裁判の結果、殺人未遂罪と認められ、十一日正午、池内裁判長は、求刑より一年軽い懲役六年の判決をいひ渡した。

7 「時事新報」昭和四年五月一二日
「今様長右衛門」に懲役六年
けふ判決言渡

十六娘との恋を妨げられたとて、娘の母親等三人に斬りつけた、姫路市生れ大阪市浪速区□川□丁目SH亭方元料理人(前科五犯)GK義典(三三)の「今様お半長右衛門」陪審公判は、曩に陪審員から殺人未遂の答申が出て居たが、十一日午前十時、大阪地方裁判所池内裁判長から懲役六年(検事求刑七年)の判決言ひ渡しがあつた。

⑭殺人及殺人未遂被告事件昭和四年八月二日判決

1 「大阪朝日」昭和四年三月一七日

通りすがりの小学生に、毒饅頭を届けさせた

怪死少年は同居人の身代り

母親は知らずに貰つて食はせた

既報——他殺か過失死か怪死をとげた、大阪此花区□□町□丁目裁縫師NJ藤次郎長男清(五〇)の死因については、所轄福島署で他殺との目星をつけ、極力同居人NJ末吉(四十五)の痴情関係につき捜査した結果、十六日夜にいたり、事件の真相が判明するに至つた。

すなはち、この犯人は同区□□町□丁目NM猪之助妻わさ(四十八)で、わさは、昨年夏ごろから、同じ講中の世話人をつとめてゐる、前記NJ末吉と関係をづけてゐたが、最近夫猪之助に感づかれ、一方わさが無断で末吉の着物を入質したことから、末吉のわさに対する態度が急に冷淡となり、かつ近々女房を貰ふといふ噂を聞き、嫉妬のあまり末吉を亡きものにして、自殺をしようとする決心をなし、かねて買置いた饅頭三個に猫いらずを入れ、贈りものゝやうに装ひ、十三日午後四時ごろ、NJ末吉方を訪ねる途中、通りすがりの小学生を認め、急に考へをかへて、見しらぬこの小学生に届けさせることを思ひつき、同人に依頼して持たしてやったものである。

末吉から、その饅頭をもらった清の母親はつが、さらに翌十四日午前十時より同十一時の間に、みすく我が子を殺す毒饅頭とは知らず清に与へ、この純真可憐な少年は、他人の愛欲の犠牲となつて、あたら蓄のうちに散つたものである。同署では、わさを取調べる

一方、わけを知らずに、毒饅頭を届けた小学生の行方についても、捜査をつづけている。

2 「大阪毎日」昭和四年三月一七日

他人の恋の怨みから、命をすてた清少年

同居人の情婦が、嫉妬から情人へ送った毒饅頭を食ふ

西〇〇の少年怪死事件真相

既報、大阪市此花区〇〇町〇丁目〇〇N J藤次郎長男清（五〇）が、奇怪な燐中毒で死亡した事件につき、所轄福島署では死因に疑ひを抱き、関係者を召喚し取調べ中のところ、十六日夜になって、此花区〇〇町〇〇伊之助妻NMわさ（四八）が、毒まんぢうを送ったことをつきとめ、同人を引致取調べた結果、つひに包みきれず、同夜十一時一切を自白した――。

わさは、死んだ清の父中N J藤次郎方の二階借同居人N J末吉（四五）と、夫の目を忍んで情交関係があつたが、最近にいたって末吉が、他の女と結婚話が持ち上り、わさに対する態度が冷淡になったのを怨み、かつ不義の關係の暴露を恐れて、末吉を毒殺して自殺するつもりで、去る十三日、此花区〇〇町〇〇NH屋菓子店ことTN豊次郎方から、まんぢう二個を買ひ、用意してゐた猫いらずをまぜて、同町附近の街路に遊んでゐた十四、五歳位の男の児に頼んで、末吉あて贈り物として届けさせたのを、末吉は階下の藤次郎に与へた。それを、藤次郎の妻はつが知らず、十四日の午前十一時、遊びから帰つて来た長男清に与へたのを、清は二つとも食つた結果、中毒死を遂げるにいたつたものである。

無尽から不義

毒まんぢうを作つたNMわさとNJ末吉との情交関係は、昨年夏ごろからで、兩人は無尽のことから知合ひになり、独身の末吉と夫の目を忍ぶ仲となつたものであるが、最近わさが末吉の衣類数点を持ち出して入質したこと、兩人の間柄が面白くなくなつた上、末吉には他の女との結婚話が持ち上つたので、浅はかな女心から同人を毒殺して、自分も自殺せんとしたものであると。

あきらめられぬ母親の悲しみ

「毒饅頭とは知らず」喜んで食べて死んだ

毒死した清の母はつは、涙ながらに、別に恨みも受けぬのに、燐中毒で死ぬなど考へられないのです。毒まんぢうなどは、少しも知らなかつた。それも、二階の末吉さん方へ、怪しい少年が持つて来たのを貰つて、清が喜んでたべたのです。それが四、五時間たつて、苦悶しはじめたのです。これが大人なら、猫いらずの臭ひも鼻につくのですが、子供のことでですから、何も知らずに食べたのでせう。全く夢に夢みてゐるやうですと、とぎれがちに語つた。

3 「大阪朝日」昭和四年六月二六日

恋の怨みから毒饅頭を送つた女

殺人と殺人未遂に

結審、公判に移さる

道ならぬ恋の恨みから、かねて関係せる男を毒饅頭で殺さうと、通りすがりの小学生を使ひとして、男の家へ毒饅頭を持って行かせたところ、当の男は食はずに、男の同居せる家の五つの小児が食べたため、憐れ無心の小児がその犠牲になったといふ変った殺人事件——大阪此花区□□町□丁目NMわさ(四十五)の事件は、さきほど大阪地方裁判所米田予審判事の手で結審、公判に付せられ、来月七日、池内裁判長かゝり(奥田福敏弁護士)で、準備公判が開かれる。

わさは、NM猪之助の妻であるが、昨年の夏ごろから、同じ講中の世話人をしてゐる、此花区□□町□丁目裁縫師NJ藤次郎方二階借NJ末吉と情を通じ、相当の金を入れあげたのに、末吉は、本年三月ごろからわさを嫌ひ出し、わさが勝手に衣類を持ち出し入質したことをとらへて、絶交を迫りかつ暴行を加へ、「盗人」とよばはり吹聴するので、わさはいろ／＼と言訳したが、肯容れないので、深く末吉を怨み、この上は末吉を毒殺しようと怖しい考へを起し、同月十三日角形饅頭の餡の中に、猫いらずを混入し、これを他の菓子とゞもに新聞紙に包み、お供物の下り物と称し、通りがかりの小学生に依頼して、末吉の同居してゐるNJ藤次郎方へ送らせたが、末吉は他の菓子はたべたが、毒入りの饅頭を、それとは知らずいゝものと思つて、同居主藤次郎の妻はつに与へ、はつはそれを長男清(五三)に与へたため、清は末吉の身代りとなり、同月十五日午前十一時ごろ、中毒によつて死亡したのである。

この事件は、法律上から見ると、わさは末吉には十分の殺意を有してゐたが、可憐な清に対しては勿論何ら殺意はもつてゐなかつた。それで、清殺害の点については、過失致死ではあるまいかと、本件勃発当時から問題となつてゐたが、この事件を取調べた検事は、わさが末吉を殺さうと小学生をして毒饅頭を末吉方に持参せしめ、同人の食用に供し得べき状態に置いたが、末吉がこれを食べなかつた点を殺人未遂、また清を毒殺した点を殺人と認め起訴したが、予審でも同様に認定された。

4 「大阪朝日」昭和四年七月三〇日

人を助けた私が

殺すななど、考へませうかと否認

毒饅頭事件の公判

恋の怨みの毒饅頭を裏切男に送つたところ、男の同居先の無心な子が食べて死んだので、殺人および同未遂の罪に問はれた、大阪此花区□□町NMわさ(四十八)の事件は、久しぶりの陪審公判として、二十九日、大阪地方裁判所柴田裁判長かゝりで開かれた。

「TNを殺すつもりだったのだね」と、劈頭裁判長が問へば、「十二のとき、人助けをした妻が殺す気になどなりませんかい、腹痛を起さしてやるつもりでした」と否認し、「子の親がうまく手当をしたら、この事件なんか起らなかつたのに」と狂気のやうに逆恨みを述べたが、不義の相手NJ末吉(四十五)は、「あまりしつこいので根負けして関係したが、この女は私から巻揚げにかゝつたのです」と散々にこき下して、醜悪な中年の恋をぶちまけ、午

後一時証人調べをへて休憩。

裁判長の説示のあとを受けて、陪審員の答申は「然り」——すなはち、殺人および同未遂——とあり、立合西堀検事は「人倫に叛く醜い不義が罪の動機である」と論告して懲役八年を求め、奥田（福）、小川両弁護士の見論で閉廷した。

5 「大阪毎日」昭和四年七月三〇日

「大きい饅頭は大人が食うと思つてゐた」と陳述

毒饅頭事件陪審裁判

女被告の最初の大阪陪審裁判——失恋の呪ひの毒饅頭事件——大阪府此花区□□町NM猪之助妻わさ（四八）の殺人ならびに殺人未遂の公判は、廿九日午前九時から大阪地方裁判所柴田裁判長係で開かれた。北市民館の社会研究婦人連など、婦人傍聴者多く、目白押の大混雑。

二男三女の母である被告わさが、昨年八月末から、夫の目を盗んでNJ末吉と関係し、その間に多少男に入れ上げたが、最後はお定りの経路を踏んで男に振られ、世帯が苦しさに男の衣類を入質し、泥棒だと吹聴された腹立ちから、稲荷さんのお下りだと毒入りの饅頭を贈つたが、何も知らぬ男の家の間貸主、NJ藤次郎の伴清（五三）が食つて死んだものである。

被告はくどくどと不純な二人の関係のいきさつを述べ、見知らぬ通行の少年NS喜清（二三）に、毒饅頭を頼んで持つて行つて貰つた一条から、殺意の有無の本論に入り、

私は、人を助けたことは二、三回ありますが、殺すなど恐ろしい考へは毛頭ありません、腹痛くらゐ起きさす考へでした、昼は来るなどのことでしたので、子供に頼んだのですが、末吉がゐると聞けば上つて一緒にお菓子を食べるため、毒入りと、ないのと二つ同じ菓子を用意しておきました、と女性犯罪特有の細い点まで心が配られていることを述べ、

裁判長の「毒入りを、他のものが食べるとは思はなかつたか」との問ひに対し、「一個三銭もするのですから、きつと大きいのは末吉が食べると思つてゐました」と答へ、猫いらずで人が死ぬことは新聞で見たが、多くは覚悟の自殺で、臭いあの饅頭を好んで食べるはずはないと思つた。しかし、犠牲となつた子供は不憫で、一本でも多く線香をたてゝやりたいと、金の差入れは全部お上へ預けてあります、としほらしいところを見せ、

証人調べに移り、末吉の従妹YMよね（四五）をはじめ、毒饅頭と知らずに使ひした少年NS喜清も出廷、さすがにおづく／＼するのを、裁判長は言葉やさしく、「学校と同じだから」と驚かぬやうにして、取調べを行った。少年は神様のお下りだと持つて行きました、先方は「どこの誰れから」と何度も問ふので頭を掻いて引き下つた。そこへ、おばさんが来て、お駄賃五銭を貰ひましたと証言。

一人よりない男の児を殺された、清の父NJ藤次郎も証人に出て、当時の涙ぐましい顛末を述べ、被告に対しては「最初から虫の好かぬ女でした」と答へた。

当のNJ末吉（四五）は、へうきんな男で、「万やむを得ず、関係が結ばれた」と満廷を笑はせ、実に怪しからぬ話で、女が金を貢いだ貢いだといひますが、私の金が一度わさの懐ろに入ると、わさの金となつて貸した貸したといひます、馬鹿にした話です、家を持つた四日目に、私の衣類を無断で入質したので腹が立ち、泥棒だと風呂屋の女主人やいとこに

いつてやりましたと答へ、零時半休憩。

6 「時事新報」昭和四年七月三〇日

無心の子供を犠牲にした、痴情の毒饅頭事件

極力殺意を否認す

けふ開かれた陪審裁判

道ならぬ「色情」の恨みから、毒饅頭を通り縊りの小学生に持たせて男に送った処、男が食はず、同居の五つの小児が食べて、無残の犠牲となった変った殺人——大阪市此花区□□町□丁目露天商NMわさ(四十五)の毒饅頭事件の陪審裁判は、二十九日午前九時、大阪地方裁判所柴田裁判長、西堀検事係り、奥田、小山両弁護士列席で開かれた。傍聴席は暑さにもめげず満員、其中女の傍聴人が大半を占めた。

わさはめくら縊の銘仙に蝶々髪、年以上に老けたしわくちや婆さんだ。検事は、「殺意を持つて毒饅頭を送った殺人未遂と小児がそれを食つて死ぬ様な状態に置いたと云ふ責任からの殺人……」の事実を論述し、終つて事実調べに入つた。

わさは、裁縫職與吉の妻で、頼母子講の世話人である此花区□□町□丁目裁縫師NJ藤次郎方二階借り石工NJ末吉(四十五)と、昨年八月頃から情を通じ、それから五十円許りも入れ上げたが、この三月末吉の衣類を入質した事から末吉は怒り、盗人だ盗人だと吹聴して、自分の弁明も聴かぬので腹が立ち、十三日猫いらずを饅頭に入れて送つた……と、又末吉の衣類を入質したのは、末吉の生活費のためにやつた事であるし、又猫いらずを入れ

た毒饅頭を送つたのは、何も殺そう等と思つた訳ではなく、腹痛でも起さして困らしてやらうと思つた計りです、子供が食べて死んだと云ふのは後で聞いて吃驚したが、子供の家には何の恨みもなし、勿論殺す気等はありません……と犯意を否認する。殺人か傷害かは、混入した猫いらずの量が問題である。

十時半事実調べを終り、直ぐ証人調べに入る。最初末吉の従妹のYMよねが立ち、末吉にはわさと合せて女が四人もある事や末吉とわさがこてく、喧嘩して居た事実を証言する。

次に、毒饅頭を持つて使ひにやられた小学生NS美清(十二)が、霜降りの小学生服で出廷、「このおばさんが、これを持つて行け、処を聞かれても云ふな……」と云はれ持つて行つたが、何度も「何処からか……」と聞かれ、頭をかいて逃げて来た。おばさんに、あとで五錢貰つた……と正直に答へる。

次に、相手の男NJ末吉が出る。耳が遠いと断つて、やたらに大きな声で、わさを無茶に悪く云ふ、「めっそうな……わさは盗人見たいな奴です……五十円出した等と、めっそうな……五十銭を二度程立て替へたわけです、その他に金を借りたのは、十円だけです。関係したのは、万止むを得ぬ事情で仕方なくやつたのです……この三月になつてからは、自分の着物を黙つて質に入れて横領しました……」と。裁判長がわさの陳述を聞かすと、「めっそうもない」を連発して笑はず。

又、死んだ子供の父親NJ藤次郎は、長男の清がその頃やたらに饅頭を好み、それを十四日一つ食べさせた処、午後三時頃になつて三度続けて吐き、それから医者をも三軒も廻つて、首藤病院に入ったが、入院料を持つて来ねばと云はれ、胃洗浄を頼んで置いて、金策して来たが、洗浄は遂々して貰へず、翌十五日死にました……」と、手当の点について、

稍被告に有利な陳述をする……正午過ぎ一度休憩、午後鑑定人が出廷する。

7 「大阪毎日」昭和四年七月三〇日

求刑八年

毒饅頭事件

夕刊所報、失恋が産んだ毒饅頭事件——大阪市此花区□□町NM猪之助妻わさ(四八)の陪審公判は、廿九日午後二時再開。

証拠調べに入り、大林徳三氏と佐野裁判医の鑑定書を読みあげ、西堀検事の第一次論告に移り、二、三の大審院判例を引き、殺人ならびに殺人未遂の有罪論をなし、奥田、小山両弁護士弁論について、裁判長の説示に入り、「被害者を殺す意思なくとも誰かを殺すことを目的とした行為によって被害者が死んだ場合、いはゆる法律上の打撃錯誤は、過失致死とならず殺人であり、また医者の手遅れ、致死量などは問題でない」とのべ、主問「殺害の意思ありや否や」、補問「傷害の意思ありや否や」を出し、僅に卅分の評議で、同六時四十分再開。陪審員は主問に「然り」と答申、西堀検事は第二次論告で懲役八年を請求、同七時閉廷。

8 「時事新報」昭和四年七月三一日

殺人であると答申

懲役八年を求刑さる

毒饅頭事件陪審公判

【夕刊続き】二十九日、大阪地方裁判所で開かれた、大阪市此花区□□町□丁目NM猪之助の妻わさ(四十五)の毒饅頭事件陪審裁判は、午後「猫いらず」の量についての鑑定人佐野裁判医が証人に立ち、「饅頭に入って居た猫いらずは、零・七グラム強で、大人の死亡分量の三グラム、幼児のその三分の一、のいづれにも足らぬ少量のものであった……」と、被告に極く有利な証言をなし、弁護士は「それを喰って子供が死んだのは、確に病院の手落ちからである……」と論じたが、午後六時半、陪審員は慎重評議の結果、やはり「殺意を以て毒饅頭を送り、そのために同居の少年を死に至らしめる結果になったものである」と殺人の答申をし、立会西堀検事は、これに依って懲役八年を求刑した。

9 「大阪朝日」昭和四年八月三日

懲役六年

「毒饅頭」の裁き

毒饅頭の裁き——大阪市此花区□□町□丁目NMわさ(四十八)が、裏切った情夫NJ末吉(四十五)に猫いらず入りの毒饅頭を送ったところ、同居先の無心な五つになる男の子が食べ、可憐な犠牲となった事件は、陪審公判の結果、殺人および同未遂と認められ、二日、大阪地方裁判所柴田裁判長から、懲役六年を言渡された。

10 「大阪毎日」昭和四年八月三日

毒饅頭事件の判決

痴情の人妻に懲役六年

大阪地方裁判所柴田裁判長係で審理中の例の毒饅頭事件は、廿九日の陪審公判で、「被告に殺意あり」との答申が容れられて、検事は懲役八年を求刑したが、二日午後一時、柴田裁判長より、被告大阪市此花区□□町NM猪之助妻わさ(四八)に懲役六年(未決日数卅日算入)の判決があった。わさは、傍聴人中にゐる、涙ぐんだ親戚知人達に対して、かすかな微笑をもつて挨拶を返してゐた。

11 「時事新報」昭和四年八月三日

毒饅頭事件

六年の処刑

大阪市此花区□□町□丁目□猪之助妻NMわさ(四八)が、人妻でありながら醜い爛れた愛欲の葛藤から、情夫のNJ末吉(四十六)を殺害せんとして、頑まない同居主の長男清(五二)を殺した、所謂毒饅頭事件は、殺意を否認し陪審裁判となったが、結局殺人及殺人未遂で、二日、大阪地方裁判所柴田裁判長から、懲役六年の判決言渡しがあった。

⑮殺人被告事件昭和四年九月二六日決定

1 「大阪朝日」昭和四年九月二五日

証人に立った少女が、捷と情の板挟み

殺人の父と兄の前に

結局「何もいはずに」

二十四日、大阪地方裁判所池内裁判長かゝかりで開廷の陪審公判——大阪港区□□通運送業NT組の助監督TD久一郎(四十九)が、さる一月五日、新年宴会の席上で、かねて勢力争ひから反目してゐた、同組の仲仕取締TO流馬派の若者に散々やられたので、深更再び襲うてきたUN吉信、KN勝馬を長男忠人(二十七)と配下のON重吉(三十二)とともに日本刀、ピストルで即死させた事件——いづれも「先方が兇器をもってきたので、やむにやまれず……」と正当防衛論的な殺意否認をした。

午後、被告の審理をはって、証人調べとなり、久一郎の妻の後を受けて、高等一年生の娘とよ(十三)が、桃色の洋服に白のストッキング、お下げといふ可憐な姿を現はし、裁判長から、「お前は久一郎の子なのだから、証言をしてもせんでもいゝのぢやがどうする」と問はれて、公民的な気持と肉親への情との間に板挟みとなり、小さな胸を痛めて十分ほど考へ込んだすゑ、「いはんことにします」と答へて退廷するや、被告席の父と兄は激しく泣いてゐた。この劇的シーンで閉廷し、陪審員は缶詰となった。

2 「大阪毎日」昭和四年九月二五日

被告席の父と兄の前で、答へにつまる少女

「答えんときます」と法廷を去る

涙のシーンの殺人事件陪審公判

「お前のお父さんと兄さんのことで、お前に訊ねたいのだが、血縁の人のことだから答へようと思へば答へてくれたらいいし、答へるのがいやなら答へなくてもいい、どっちにする？」と、さとすやうに裁判長に訊ねられて、十三になるお下げの女の子は、ちつとうなだれてゐたが、やがて「答えんときます」と返事して、とぼくと公判廷を去って行った。その小さい胸を悩ました、いぢらしい姿を見送って、被告席にゐる殺人事件の被告である父と兄とは、すゝり泣いてゐた。この情景に、なみゐる陪審員も思はず顔をそむけた。

その父は、大阪港区□□通□丁目TD久一郎(五〇)、その兄は、同人の伴忠人(三八)で、本年の新年宴会の席上ピストルで喧嘩相手を殺したので、廿四日、大阪地方裁判所池内裁判長かゝりで、陪審裁判に附せられたもので、娘のとよ子(二三)が証人として召喚されたのである。被告等は、いづれも殺意を否認してゐた。

この裁判は、なほ二、三日続行されるので、五時に一先づ閉廷する際、裁判長は「御迷惑でせうが、今晚は上の宿舎でお泊り願ひます」と、陪審員にかんづめの宣告をした。

3 「大阪朝日」昭和四年九月二十六日

「実直な男だった」と有利な証言

殺人犯人公判二日目

陪審員はまた缶詰

恐ろしい殺人の罪に問はれた父と兄、証人に呼ばれた妻と可憐なお下げ姿の娘とが、冷たい裁きの庭で一家対面といふ涙のシーンを見せた、大阪港区□□通□丁目運送業NT組の助監督、TD久一郎(四十九)、長男忠人(二十七)、配下のON重吉(三十三)にかゝる、二十五日開廷の陪審公判第二日――。

この日は、NT組の主人で大阪府議のNT庄之助氏が出廷し、沖仲仕社会の特殊な心理を説いたのち、「最近まで田舎で百姓をしてゐた久一郎は、実直な男だった」と有利な証言をした。

午後四時、証人調べをへてから、正当防衛論を中心に、立会西堀検事と刑事専門の足立、明石、緒方、毛利(与)の四弁護士らが、四時間にわたって弁論をやり、同人時閉廷し、陪審員は缶詰第二夜を明すことになった。被害者が刺身包丁を携へて乗り込んだ点に、幾分正当防衛的色彩ありといはれてゐるが、三日がかりで考へた陪審員が、どんな答申をするか注目されてゐる。

4 「大阪朝日」昭和四年九月二十七日

「正当防衛」不採用で、陪審やり直し

説示も評議も共に

長かったレコード

大阪港区□□通運送業NT組助監督TD久一郎(四十九)が、長男忠人(二十七)と配下のON重吉(三十三)とともに、二人の同業者を殺害した事件の陪審公判第三日は、二十六日午前九時半から開廷。裁判長は、四時間近いレコード破りの長説示のち、今まで全国にその例を見ない、十八といふ複雑きはまる問ひを発したが、法律専門家でさへ、その標準判断に苦しむ正当防衛の問題さへ絡んでゐるため、素人の陪審員は、よほど頭を痛めたらしく、四時間半の長評議(これも全国のレコードだらう)のち、「久一郎は、UNに対しては傷害致死、KNに対しては殺人、ONは双方とも傷害致死、忠人も同様だったが、但し正当防衛」といふ答申をした。

正当防衛の場合は、当然無罪となり、忠人は直に冷たい裁きの庭から吾が家へ帰れるわけなので、喜びを顔一つばいにして、裁判所の合議の間で父と何か囁き合ふてゐたが、正当防衛の点が不当とされたらしく、つひに答申不採用が宣せられ、大阪で二度目の陪審やり直しとなり、多くの点でレコードを残した三日間の審理も無駄となり、をはった。

5 「大阪毎日」昭和四年九月二七日

港区の二人殺し事件

陪審裁判やり直し

正当防衛の答申を不当と認めて

三日がりの陪審裁判——大阪港区□□通□丁目TD久一郎(四十八)、同人伴忠人(三十八)およびON重吉(三十三)の二人惨殺事件は、廿六日午前九時から、大阪地方裁判所池内裁判長係

で続開。

事件は、一月五日の新年宴会席上で、被告等を殴ったUN吉信、KN勝馬が、さらに被告方に押寄せて乱暴を働かうとしたのを、被告らがピストル、日本刀で殺したもので、被告等は正当防衛を主張するため、過重防衛、誤想防衛等の説明を加へ、三時間にわたり裁判長は説示を与へ、主問(殺人)、補問(傷害致死)、別問(正当防衛)の十八問を出し、陪審員は、前後四時間半慎重評議を遂げ、

被告TD忠人が、父久一郎の危急を見て発砲し、UN、KN兩名を狙撃した点は、傷害致死、正当防衛。久一郎に対しては、UNには傷害致死、KNに殺人。重吉に対しては、いづれも傷害致死の答申をなした。この答申では、忠人が正当防衛と認められ無罪となる重大な関係にあるため、裁判所は答申採択の合議に廿分あまりも要し、結局陪審員の答申不当と認め、裁判やり直しを宣し、同七時閉廷した。

⑩殺人未遂被告事件昭和四年一〇月一〇日判決

1 「大阪毎日」昭和四年一〇月九日

咽喉を絞めたのも妻子の行方知りたさ

捨てられた五十男が涙の告白

殺人未遂事件の陪審裁判

廿二年といふ長い間、連添ふ最愛の妻と可愛い一人息子に逃げられ、悶々の情に堪へずして、

◇…巡礼姿に身をやつし、五ヶ月間大阪全市を尋ねめぐんだ末、妻の妹を訪れ行方を教へてくれと泣きついたが、冷たい返事にカツとなり同人を扼殺しようとした、大阪住吉区□□町□□製粉業T N佐太郎(五〇)にかゝる殺人未遂の陪審裁判は、八日大阪地方裁判所池内裁判長係で開かれた。

被告は、大正十三年長男が死亡したので、次男秀雄を養子にやってみた被告の姉みつの嫁入先である、住吉区□□町MU龍藏方に至り、両家が仲よく同居をつゞけてゐるうち、みつが死亡し、その後妻と龍藏の仲がどうも怪しいと思つてゐる矢先き、昨年十一月十七日みつ(注、妻か?)は秀雄を連れて突然

◇…姿を消してしまった。待てど暮せど妻は帰らぬので、つひに仕事も休み、本年一月妻を捜し求めて歩いたが、どうしても知れず、思ひ余つて五月廿日妻の妹H Tます(三四)を訪ね、妻の行方を教へてくれと頼んだところ、却つてますに罵られたのでかつとなり、扼殺しようとしたが、大声を立てられて果さなかつたもので、

裁判長から、どうしてます方を訪ねたとか問はれ、「ますは必ず行方を知つてゐるに違ひないと思つて訪れたのですが、余りに馬鹿にせられたので、脅かして白状させるつもりで咽喉に手をあてたら、大声を立てたので外聞が悪く、つい手拭を口へ突込んだ次第です」と殺意を否認したが、陪審員も聴衆も、哀れな

◇…五十男の涙の物語りにホロリとさせられた。引きつづき証人として出廷したますは、被告に有利な証言をなし、正午休憩。

2 「時事新報」昭和四年一〇月九日

被害者の姉が有利な証言

製粉職人の殺人未遂事件

陪審公判開かる

奈良県生れ当時大阪市住吉区□□町製粉職人T N佐太郎(五十)の殺人未遂事件陪審公判は、八日、大阪地方裁判所池内裁判長係りで開かれた。

佐太郎の女房きみ(四十三)は、二十年も連れ添うて、子供二人もこさへた仲であるのに、昨年十一月、情夫と何処かに駆け落ちをしてしまった。佐太郎は、無念やる方なく、商売も投げやつて巡礼になつて、きみの行方を探したが判らず、きみの姉妹等も「ぐる」になつて居るのか、所在を知らさぬので憤り、本年五月二十日きみの姉なる大阪市此花区□□町H Tます(四十四)方に出刃を持って乗り込み、神経痛で寝込んで居るますを糺問したが、ますは知らぬ存ぜぬと素気なく取り合はず、あまつさへ「未だキョロく探して居るのか…」と罵るのでカツとなり、ますの上に馬乗りとなつて、手で咽喉を絞めつけた…、

法廷で佐太郎が云ふのでは、「殺す気等は更になく、何とかして白状させてやらうと、咽喉とも判らず押へつけてやった。すると、ますが大声を揚げたので、近所の人がやつて来て、自分は警察へひかれました。殺す積りだったら持つて行った出刃でやつて居る筈です、ほんのちよつと首を押へただけですよ…」と。

ますは証人として呼ばれて居たが、神経痛で足腰が利かず、廷丁に背負はれて入廷、「この人が首を絞めたが、私は死ぬかと思つて喫驚して大声立てました、その時爪痕が頤の辺につきましたが、直癒りました。佐太郎はそんな悪い人だとは思ひません…」と有利な

証言をして、正午過ぎ一先づ休憩となる。午後は、近所の人等が証人として調べられる。

3 「大阪毎日」昭和四年一〇月九日
傷害として罰金求刑

殺人未遂事件

既報、巡礼姿で妻を探しあぐみ、義妹に行方を問ひ、すげなくされたため扼殺せんとした、大阪住吉区□□町□□製粉業TN佐太郎(五〇)の殺人未遂事件陪審公判は、八日午後二時再開。

姉婿で恋敵のMM龍三(五三)ほか四人の証人調べがあつてから、陪審員は八時二十分「殺意なし、単なる傷害である」旨答申し、裁判長これを採用、西堀検事も傷害としては極く軽微なかなり傷程度のものであるからとて罰金三十円の軽い求刑をしたので、弁護人も「かく情理を尽くした御求刑があつた以上、重ねて申すことはございません」とのべ、八時半閉廷した。判決いひ渡は十日。

4 「大阪毎日」昭和四年一〇月一日
罰金卅円に

姉斬り陪審裁判

殺人未遂事件の陪審裁判が傷害の答申あつた、妻の姉斬り大阪市住吉区□□町□□製

粉業TN佐太郎(五〇)は、十日午後一時大阪地方裁判所池内裁判長から、陪審員の答申を採択し、傷害罪で求刑通り罰金卅円の判決言渡しあり、即日出所した。

5 「時事新報」昭和四年一〇月一日
殺人未遂が罰金三十円

陪審員も傷害と答申

二十二年の長い間連添ふた妻が、可愛い一人息子を連れて逃げたので、巡礼姿となつて五箇月間も大阪全市を尋ね廻つたが行方知れず、思ひあまつて本年五月二十日妻の妹HTます(二十四)を訪ね、妻の行方を教へて呉れと頼んだが、却つてはねつけられた所から、扼殺しやうとした、奈良県生れ大阪市住吉区□□町□□元製粉業TN佐太郎(五十)の殺人未遂事件は、妻子の行衛知りたい計りで、殺意はなかつたと否認し、陪審員も傷害と答申した位で、十日検事求刑通り、池内裁判長から罰金三十円の判決言渡しがあつた。

⑰殺人被告事件昭和四年一〇月二六日判決

1 「大阪朝日」昭和四年八月三〇日

頼まれての仕業か、自ら殺したか

愛妻殺しの準備公判

陪審員の裁きが見もの

愛妻殺しか、死の床に悶える妻の頼みで殺したか、謎の殺人事件の準備公判が、二十九日、大阪地方裁判所池内裁判長かゝりで開かれ、近く陪審に附せられることになった。

被告、大阪港区□□通□丁目仲仕S T萬太郎(二十九)は、さる四月七日夜、妊娠後病んでゐる内縁の妻Y Nりよ(三十)が、「夏蜜柑は喰べあいた、氷砂糖がほしい」と哀願するので、与へたところ、突然苦悶し出したので、「いけないといふのに、我を通すからだ」と腹立まぎれに殴つたところ、昏倒して意識を恢復せぬので、自殺の決心をし、女の首を紐で絞めさらに頭部を刺し、殺人として公判に附せられたのであるが、

「心中の片割れといはれる不面目嫌さに、殺したといふたが、実は妻に頼まれた」と否認してゐる。妻の妊娠後は、仕事まで休んで看病につとめた被告は、「二十八で私と結婚した年上の妻が、初婚で他に男がなかったといふ仲人の言葉通り、妻の貞操に絶対の信用をおき、いつもその世帯持ちのいゝことに感謝してゐた」と告白してゐるが、この愛妻物語に絡む事件を、陪審員がどうか裁くか興味を持たれてゐる。

2 「大阪朝日」昭和四年一〇月二三日

涙の愛妻殺し

きのふ陪審公判で申立てた

後追心中の悲しい場面

仲睦まじい夫婦の夫が、なぜ妻を殺した？——この謎を解くべく、大阪港区□□屋□□町仲仕S T萬太郎(二十九)の愛妻殺しの陪審公判は、二十二日、大阪地方裁判所池内裁判長

かゝりで開廷。

被告は、さる四月八日の真夜中、強度のつわりに悩む妻Y Nりよ(三十)のせがむままに与へた氷砂糖がもとで、妻は激しい腹痛を訴へたので、その我まゝを責めて鼻を撃つたところ、失心して意識を戻さぬので、頸を刺して殺したといふのであるが、「苦しい、殺してくれ、早やう、早やう……と手を合す悲しい姿に、わしも一緒に行く……と答へて一思ひに頸を突いたので」と主張してゐた。

妻の枕辺に逆さ屏風を廻し、遺書を認め終つて、我と我が口に猿轡をかませ、愛する者の血をすつたその短刀で咽喉を突き、次に脇腹へそのまゝ沈むやうな数時間の無意識状態のゝのち、往來の物音に覚めるや、再び咽喉を、脇腹を抉ぐつたが、死に切れなかつた……と後追ひ心中のシーンを涙で語る、被告の飾らぬ言葉に、満廷はうたれる。

血に汚れた遺書を示して、裁判長が「短気がもとで、大事を起した……とあるのはなぜだ」と問へば、「心中と物笑ひにされるのが厭で、偽りを書いたのです」と答へ、検事がさらにもこの点を追及しても、「真実を申さねば、私の精神が許しません」とキツパリいひ切り、問借先の妻も「大変仲のよい御夫婦でした」と有利な証言をした。

3 「大阪毎日」昭和四年一〇月二三日

死の願ひを容れて愛妻を殺した

遺書は世間態をつくらつたもの

女房殺しの陪審公判

大阪港区□□屋町〇Z政一方止宿人S T萬太郎にかゝる謎の女房殺しの陪審公判は、廿六日大阪地方裁判所池内裁判長係で開廷。

被告は、Y Nりよと昨年十二月廿日に結婚したが、本年三月廿五日ごろから、りよは妊娠したらしく引続き床についてゐたが、兇行のあった四月七日、被告は妻の求めるまゝに氷砂糖を買って食べさせたところ、俄に苦悶を初めたので、氷砂糖なんか食べるからだ二人で口論するうち、被告が妻の鼻を殴打すると、その場に昏倒したので驚き、腰紐で首をしめ、さらに短刀で頸部について殺害し、自分は遺書を残して、愛妻の後を追ったが、死に切れなかつたものである。

被告は、兇行当時の模様につき、りよが、苦しい／＼早く殺してくれ、と右手を首にあてたので、これは妻が殺してくれといふ意味だらうと察し、自分も後を追ふつもりで首を締めたと申立てたが、裁判長は便箋に書いた被告の遺書を読上げ、「これらの遺書には、大変なことをしたとか、取り返へしのつかぬことをしたから、殺して自分もあとを追ふと書いて、お前の陳述と違ふではないか」と訊され、

「それは、心中したといはれ、ば、世間をはじめ親兄弟に面目がないから、短気から殺したと偽りを書いたのです」と殺意を否認。次いで、〇Z政一の妻つのの被告に有利な証言あつて、正午休憩。

4 「時事新報」昭和四年一〇月二三日

遺書の内容を嘘だと否定

愛妻殺しか、自殺幫助か

殺人仲仕陪審公判

愛妻殺しか、妻に頼まれての自殺幫助か、大阪市港区□□屋□□町□丁目〇Z政一方二階借り仲仕S T萬太郎(三十九)の殺人事件の陪審公判は、二十二日、大阪地方裁判所池内裁判長係りで開かれた。

被告は、昨年十二月二十四日Y Nりよ(三十一)と結婚し、本年四月、妻りよは「つはり」で病んでゐたが、七日夜氷砂糖が食べたいと云ふので、買って来て与へると、一層苦悶し出したので、「いけないと云ふのに、我を通すからだ」と、腹立まぎれに鼻の所を殴った処、昏倒し意識を回復しないので、自殺の決心をなし、女の首を絞め、短刀で突刺して即死せしめ、自分も咽喉、両腹等突き刺し、人事不省に陥つたもので、遺書には「一寸した短気から、取返しつかない事をしたから、申訳に自分も死ぬる……」とあり、検事は之を唯一の公訴事実としてゐるが、被告は裁判長の訊問に対して、心中したと云はれるのが厭やさに、嘘のことは書いたものです、口論はしない、苦しいから首を絞めて殺して呉れと云ふから、それでは一緒に死なう、と云つて妻を殺し、自分も後始末して死にかけてのであると主張し、証人として〇Z政一及同人妻つの、M Zつる、I M亥一郎、〇D修一、N T篤郎等を喚問した。午後続行。

5 「大阪朝日」昭和四年一〇月二三日

精神が許さぬからと、愛妻殺しの悲しい懺悔

「生ける屍」に同情ある求刑

後追ひ心中青年の陪審公判

仲睦まじい夫婦の夫がなぜ妻を殺した？——この謎を解くべく、大阪港区□□屋□□町仲仕S T 萬太郎（二十九）の愛妻殺しの陪審公判は、二十二日、大阪地方裁判所池内裁判長により開廷。

被告は、さる四月八日の真夜中、強度のつわりに悩む妻Y N りよ（三十）のせがむままに与へた氷砂糖がもとで、妻は激しい腹痛を訴へたので、その我まゝを責めて鼻を撃つたところ、失心して意識を戻さぬので、頸を刺して殺したといふのであるが、「苦しい、殺してくれ、早やう、早やう……と手を合す悲しい姿に、わしも一緒に行く……と答へて、一思ひに頸を突いたので」と主張してゐた。

妻の枕辺に逆さ屏風を廻し、遺書を認め終つて、我と我が口に猿轡をかませ、愛する者の血をすったその短刀で咽喉を一突き、次に脇腹へそのまゝ沈むやうな、数時間の無意識状態のうちに、往來の物音に覚めるや、再び咽喉を、脇腹を抉ぐつたが、死に切れなかつた……と後追ひ心中のシーンを涙で語る、被告の飾らぬ言葉に満廷はうたれる。

血に汚れた遺書を示して、裁判長が「短気がもとで大事を起した……とあるのはなぜだ」と問へば、「心中と物笑ひにされるのが厭で、偽りを書いたのです」と答へ、検事がさらにこの点を追窮しても、「真実を申さねば私の精神が許しません」とキツパリいい切り、間借先の妻も「大変仲のよい御夫婦でした」と有利な証言をしたが、陪審員は被告の主張を認めず、単純殺人と答申したが、立会検事は「死ぬに死なれず、生ける屍として法廷に立つた被告は、同情に値する」として最低刑懲役三年を求め、渡部弁護士の弁論で閉廷した。

6 「大阪毎日」昭和四年一〇月二三日

謎の愛妻殺し

懲役三年求刑

夕刊所報、謎の愛妻殺し、港区□□屋□□町O Z 政一方止宿人S T 太郎（三九）にかゝる陪審公判は、大阪地方裁判所池内裁判長係りで、廿二日午後二時再開。

証人から被告に有利な証言があり、陪審員は殺人であると答申。裁判長これを採用し、ついで西堀検事より懲役三年を求刑、同八時閉廷。判決言渡しは、廿六日。

7 「時事新報」昭和四年一〇月二四日

愛妻殺し

懲役三年求刑

【昨夕刊続】大阪市港区□□屋□□町□丁目仲仕S T 萬太郎（二十九）にかゝる愛妻殺し事件の陪審公判は、池内裁判長係りで、午後続行。

証人として喚問された、同居人O Z 夫婦外三人は、「被告は、これまで夫婦仲も円満で、喧嘩口論等はしなかつた」と有利な証言をなした後、

裁判長は、主問「被告は殺意があつて妻を殺したか、補問「被告は妻から頼まれて殺したか、を陪審員に問ひ、陪審員は、主問に対して「然り」と答へ、

廳で論告に入り、立会の西堀検事は、懲役三年を求刑して、午後八時閉廷した。判決言
い渡しは、来る二十八日。

8 「大阪朝日」昭和四年一〇月二七日
愛妻殺し三年

きのふ判決言渡

大阪港区□□屋□□町仲仕S T萬太郎(二九九)の愛妻殺しの陪審事件の判決は、二十六日
正午、大阪地方裁判所で、検事の求刑通り懲役三年(未決九十日通算)の言渡があった。

9 「大阪毎日」昭和四年一〇月二七日
愛妻殺し

懲役三年の判決

謎の愛妻殺し、大阪市港区□□屋□□町仲仕S T萬太郎(二九九)は、殺人罪として、廿六日
午後一時、池田裁判長から懲役三年の判決いひ渡しがあった。

10 「時事新報」昭和四年一〇月二七日

妊娠の妻殺し

陪審員も認め

懲役三年

大阪市港区□□通り□□丁目仲仕S T萬太郎(二九九)は、内縁の妻Y Nりよ(三三七)が妊娠し
苦痛に堪へかね苦悶してゐるのを、腹立ち殴つた上首を絞め、短刀で突き殺した陪審裁判
は、二十六日、大阪地方裁判所池内裁判長かゝりで開廷。陪審員の答申を採用され、殺人
罪として懲役三年を宣告された。

⑱殺人被告事件昭和四年一月二二日判決

1 「大阪毎日」昭和四年一月一三日

正当防衛か

陪審裁判のやり直し

新年宴会の殺人事件

大阪港区□□通□□丁目仲仕T D久一郎(五五六)、長男忠人(三三八)、同家止宿人O N重吉ら
の殺人事件のやり直し陪審裁判は、十二日、大阪地方裁判所池内裁判長係で開廷。

被告は、大阪府会議員海運業N T庄之助氏の配下であるが、一月五日、港区□□橋東詰
料亭O屋でN T組の新年宴会の際、かねて反目中のT O組の子分とT D組の子分が争ひ、
その夜被告らは帰宅後、T O組が襲撃するものと思ひ、待ち構へてゐる所へ、T O組配下
U N吉信(三二二)、K N勝馬(三三八)がやって来たので、ピストルと日本刀で二人を殺害した事
件で、

前の陪審裁判では、久一郎、重吉の両名は殺人、忠人は正当防衛である、との陪審員の答申が採用されず、再び陪審を行ふことになったのであるが、この日被告三名は、何れも予め共同して殺すつもりはなく、襲撃に備へるため兇器は用意し、殺したときも全く身を防ぐつもりでやった、と正当防衛を主張し、正午休憩。

2 「時事新報」昭和四年一月一三日

三被告何れも正当防衛主張

返り討ち事件

三日間に亘る大阪最初の長審議をやって結局やり直しとなった、港区の殺人事件の陪審裁判——大阪市港区□□□通り□丁目NT組の配下TD久一郎(五十四)、同人長男忠人(二十九)、同人乾児ON重吉(四十九)の三人が、常から仲の悪かった同所のTO組の配下UN吉信(三十)、KN森造(三十)と新年宴会の席上の喧嘩が因で、TO組の兩人が乗込んで返り討ちとなった殺人事件は、十二日、大阪地方裁判所池内裁判長係りで、陪審公判が再開され、一審同様三人の被告は正当防衛を主張した。

3 「大阪朝日」昭和四年一月一五日

「三名ともに傷害致死」

闘争事件に陪審員の答申

今年の新年宴会席上での喧嘩から、自宅を襲って来たUN吉信、KN勝馬を、日本刀とピストルで即死せしめた、築港NT組の配下港区□□□通□丁目TD久一郎(五十四)、長男忠人(二十八)、同家部屋頭ON重吉(三十)三名にかゝる殺人被告事件は、大阪地方裁判所で陪審裁判に附せられ、陪審員は久一郎、重吉は殺人、忠人は正当防衛成立との答申があり、裁判長の容るゝ所とならず、去る十二日からやり直しの裁判が行はれてゐたが、十日午後、陪審員は三名とも傷害致死、正当防衛は成立せずと答申し、裁判長はこれを容れて、午後六時閉廷、次回は三十日午前十時。

4 「大阪毎日」昭和四年一月一五日

「殺意はない」と答申

陪審やり直しの新年宴会の殺人事件

既報、正月五日夜、大阪府議海運業NT庄之助氏方TO組配下UN信義(三三)、KN勝馬(三八)の両名を殺害した、同じくNT庄之助氏配下港区□□□通□の□TD久一郎(四九)、同人長男忠人(二八)、同家止宿人ON重吉(三三)の三名にかゝる陪審やり直し公判は、十四日、大阪地方裁判所池内裁判長係で開廷のところ、今回は、陪審員の「被告三名の行為は、何れも正当防衛とは認められないが、殺意はなく単なる傷害の意思をもって危害を加へ、つひに死に至らしめたものである」といふ答申を採用。次回は三十日。

5 「大阪毎日」昭和四年一月二二日

陪審やり直し

殺人事件判決

正月五日夜、勢力争ひから、同僚T O組の子分二人をピストルと日本刀で殺害した、大阪港区□□通□沖仲仕TD久太郎(五二)、長男忠人(二八)、同家止宿人ON重吉(三二)の三名にかゝる陪審やり直し裁判は、二十一日午後二時、大阪地方裁判所池内裁判長より、左の如く言渡しがあった。

懲役五年TD久一郎、同二年TD忠人、同二年ON重吉。

6 「時事新報」昭和四年一月二三日

陪審遣直し、返り討傷害

五年と二年の判決言渡し

本年一月五日、新年宴会での喧嘩が元で、大阪市港区□□通□丁目NT組の配下TD久一郎方へ乗込んだ、同所のTO組の配下UN吉信、KN森造の両人が、TD久一郎(四十九)、同人長男忠人(二十九)、同子分ON重吉(三十)の為に、返り討ちになった殺人事件は、陪審やり直しで傷害致死事件として、二十一日、大阪地方裁判所池内裁判長は、TDに懲役五年、忠人、ONに各懲役二年の判決言渡しがあった。

⑱殺人被告事件昭和四年二月一七日判決

1 「大阪毎日」昭和四年二月一三日

娘可愛さの婿殺し

老いたる父に猶予附の求刑

可愛い娘や孫の行末を案じ放蕩な婿養子を日本刀で刺し殺した老父、大阪東淀川区□□本通□の□YG富三郎(六六)の殺人事件陪審裁判は、十二日、大阪地方裁判所池内裁判長係で開廷、

被告は、老先短い余生を頼るために、長女たみ(三三)に迎へた婿養子小三郎(三〇)が、外に情婦をつくり乱暴の限りをつくすので、娘や孫可愛さから、去七月廿一日、日本刀で小三郎を殺害したもので、

被告は、老いの一徹から婿を殺した当時の模様を詳細に述べ、裁判長から「殺すつもりだったのか」と問はれ、「傷をつけおどかさ考へでした」と殺意を否認、正午休憩、午後一時再開、証人調べの後、裁判長は陪審員の殺人であるとの答申を採用、立会の西堀検事は懲役二年を求刑し、執行猶予の恩典を与へられたしと同情ある論告をなし、午後五時半閉廷。判決言渡しは来る十七日。

2 「大阪毎日」昭和四年二月一八日

婿養子殺しに

執行猶予の恩典

娘可愛さに婿養子を日本刀で刺し殺した、大阪東淀川区□□本通□の□YG富三郎(六六)の殺人事件は、十七日、大阪地方裁判所池内裁判長より懲役二年執行猶予二年間の判決言渡しがあつたが、被告はこの寛大な判決を聞くや老の眼に涙を浮かべ、裁判長を伏拝んで退廷した。

②殺人被告事件昭和四年二月一八日判決

1 「大阪毎日」昭和四年二月一四日

廿回目の陪審裁判

白昼街上の情婦殺しに求刑

大阪の陪審事件は、十三日大阪地方裁判所柴田裁判長係で開かれた、大阪浪速区□□町IDMや方雇人NT米松の殺人事件で廿回に達し、わが国陪審裁判のレコードである。

事件は、八月十日白昼、痴情関係から、情婦であつた千日前UIの仲居FMとみ(二九)を□□町一丁目の街路上で惨殺したもので、事件調べではあくまで殺意を否認し、不具者として一生を啜ってやるつもりでしたと述べ、陪審員も傷害致死と答申、採択され、立会の末次検事は懲役十年を求刑、判決は十八日。

2 「時事新報」昭和四年二月一四日

手足を斬り、不具にしてやる

仲居斬りの陪審公判

本年八月十四日午後二時と云ふ真昼間千日前で、内縁の妻元新世界UI料理店の仲居FMとみ(二九)の変心を怒って、出刃庖丁で背部、胸部、肩胛部等二十箇所を斬って即死せしめた、千日前IM屋の料理人NT米松(四十二)に係る殺人事件の陪審裁判は、十三日大阪地方裁判所柴田裁判長係りで公判が開かれた。

被告は、本年七月二十日不在中に、とみが家出しYM定次郎と私通して同棲してゐる事を後で知り、同棲を迫つたが、一度は他に男は持たぬと誓ひながら自分と同棲するを好まず、同じIM屋に働かせやうとしたが、連れて行く当日(八月十四日)になつてどうしても応じないので、女の心は一時の迷ひではない、こちらの誠意は通じないのだと観念して、こらす為めにやつた……と答へ、

裁判長が、「殺す考へでやつたのだらう——」と鋭く突込んだが、被告は殺す考へは毛頭ない、手を斬り足を斬つて不具者として一生笑つてやらうと思つた迄です……とぞつとする所を聞かせ、殺意のみは極力否認した。午後証人五人を喚問する事になつて、正午休憩した。

3 「大阪毎日」昭和四年二月一九日

仲居殺しに

懲役八年の判決

八月十四日午前二時ごろ大阪南区新世界UIの仲居FMとみ(二九)の変心を憤り惨殺した、

大阪市浪速区□□町のI M屋雇人N T米松(四二)の殺人事件は、十八日大阪地方裁判所柴田裁判長より懲役八年の判決言渡しがあった。

㊤殺人及殺人未遂被告事件昭和五年三月五日判決

1 「大阪朝日」昭和五年二月二七日

今年大阪で初の陪審公判

養父母殺し

大阪における本年最初の陪審公判——昨年十月十九日夜養父母H N吉太郎、T Nますを短刀で惨殺し、内縁の妻T Nはつ(当時十八)に重傷を負はせた、大阪港区□□中通□丁目H 耕太郎(三十三)の殺人及び殺人未遂事件の陪審公判は、二十六日午前九時から、大阪地方裁判所柴田裁判長かゝり、石井検事立会で開かれた。

公判廷には、はつが証人として喚問され、当時の模様を述べたが、「まだ」子供らしい様子に、傍聴人の涙をそゝり、裁判長から「今後耕太郎と添うて行く積りがあるか」と尋ねられて、はつきり「ありません」と答へたのも哀れであった。午後は、陪審員に対する審問に移った。

2 「大阪毎日」昭和五年二月二七日

兇行を認む

三人殺傷の陪審

本年最初の陪審裁判、復縁をはねられたのを憤り、妻の両親を殺害し妻を傷つけた、大阪港区□□中通□□□建築篤職H 耕太郎(三三)にかゝる殺人および殺人未遂事件の陪審公判は、廿五日午前十時大阪地方裁判所柴田裁判長係で開廷。

Hは、一昨年十一月同町無職H N由太郎(六七)同妻T Nます(五四)の娘はつ(二二)の婿養子となったが、生来の怠者なので昨年十月離縁となった。ところが、妻恋しさの余り、同月十九日養家へ戻り復縁を迫ったが、こばまれカツとなり、短刀で由太郎、ますの兩人を殺害した上、はつをも殺さうとして果さなかつたもので、被告は兇行事実を認めた。

はつ外一名の証人訊問の後、正午休憩。

3 「時事新報」昭和五年二月二七日

陪審始つて以来のスピード裁判

港区の三人殺傷事件

半日で論告まで

大阪市港区□□中通り□の□□H 耕太郎(三十三)の殺人及殺人未遂事件の、陪審裁判らしいくない陪審裁判が、二十六日、大阪地方裁判所柴田裁判長係りで公判が開かれた。

事件は、昨年十月十九日養父H N吉太郎(六十)、養母T Nます(五十三)を殺し、内縁の妻であったT Nはつ(二二)の首を絞め咽喉部其の他をついて重傷を負はしたのであるが、

被告は、昭和三年十一月同区□□元町のK Nまさへ(四十六)の世話で、同家の婿養子とな

って同棲したが、被告は怠け者で少しも仕事をしない所から、先づ母親ますと不和となり、遂に一時「男になるまで……」と云ふ事で家を出たが、昨年十月十九日犯行当夜帰宅し、部屋を持つから娘を貸せと云ひ、之を拒まれて、娘の首を絞って殺さんとしたので養父、母が「人殺し——」と呼んだことからカツとなり、短刀で養父母を一突きに突殺し、逃げんとする娘はつの髪をつかんで引倒して突き殺さんとして重傷を負はせたのであるが、

被告は、父の方は夢中で、母の方は「エー殺してやれ——」と思って、娘は両親がなくなり自分が懲役に行けば一人残って可愛想だ——」と思って殺す気になったと殺意を認め、証人として立った仲人KNますは被告に不利な証言をなし、内縁の妻であった娘のはつは冷たく、二度と一緒にいる気はありません、耕太郎は常日頃から嘘許り云つてゐて怠け者です……」と突はなし、当夜の模様を申立て、被告は証人の証言は違ふといきり立ち、陪審裁判も大スピードで、正午までに証拠調べが終り、午後検事の論告に入るが、陪審始まつての急テンポの裁判である。

4 「大阪朝日」昭和五年二月二七日

養父殺し被告に死刑を求む

本年初の陪審裁判

大阪における本年最初の陪審公判——港区□□中通□□丁目H耕太郎(三十三)が入婿となつて同棲した養父母と仲が悪く、生木を割かれたのを憤慨し、養父を殺害、妻にも重傷を負はせた事件の公判は、二十六日午前九時から大阪地方裁判所柴田裁判長かゝりて開廷、一

見子供のやうな妻TNはつ(十八)の証言などで、満廷の涙をしぼらせたが、

被告は、養父はどうして殺したか知らぬと殺意を否認し、養母と妻は殺すつもりだったと述べたに対し、陪審員から「被害者三名に対して殺意がありたり」と答申、石井立会検事は尊属殺人に准ずべきものだとして死刑を求刑し、毛利(官選)弁護士の弁論で、午後七時ごろ閉廷した。

本件の如き陪審公判が、かく早く終了したのは、レコード破りのスピード裁判といへる。来月五日、判決言渡。

5 「時事新報」昭和五年三月六日

養父母殺し

無期の判決

養父母を殺害し、内縁の妻に重傷を負はせた大阪市港区□□中通り□の□□H耕太郎(三十三)の殺人及殺人未遂事件は、殺意を否認したので陪審裁判となったが、結局殺意を認め、検事は死刑を求刑したが、五日大阪地方裁判所柴田裁判長から、無期懲役の判決言渡しがあった。

②殺人未遂被告事件昭和五年四月一五日判決

1 「大阪朝日」昭和五年四月九日

今年になつて、やつと三件

嫌はれる陪審公判

陪審裁判は、大阪で今年になって僅かに一件といふ香しからぬ成績で、早くも「嫌はれる陪審」としてその前途を悲観されてゐたが、四月になつてから十日と二十二日に大阪地方裁判所池内裁判長が、りで陪審公判が開かれる。

大阪西区□町通□丁目KK正太郎(四十八)は(注、㊸事件)、昨年十二月一日朝、道頓堀川SY橋上流の共同荷揚場近くで、発動機船SR丸の機関士SD豊太郎に対し日本刀を揮つたといふ殺人未遂事件で、当時KKと一緒にSDを斬つた男はすでに傷害罪で処分されてゐるので、被告の叫んだ「いはしてしまふ」なる一語の解釈如何が殺人未遂か、傷害かの分岐点とされてゐる。

他の一つは(注、㊸事件)、岡山県生れIB一男(二十九)の放火事件は、港区□町□丁目湯屋HMとく(四十五)なる大年増に裏切られた、若い燕の恋の怨みが原因とされてゐるが、発火場所は火気の激しい湯屋の釜場だけに、その有罪の有無は注目されてゐる。

2 「大阪毎日」昭和五年四月一日

珍らしや陪審公判

今年に入つて初めて開かる

大阪西区□町通□丁目KK正太郎(四十八)の殺人未遂陪審公判は、十日午前十時から大阪地方裁判所池内裁判長、石井検事のかゝりで開廷された。

陪審公判は本年に入つてこれが初めてで、正太郎は昨年十二月一日道頓堀川SY橋上手共同荷揚場近くで、船夫と機関士とが喧嘩したとき一方を助けるため、銃剣のようなもので一人に斬付けたもので、本人は徹頭徹尾殺意を否認してゐた。

3 「時事新報」昭和五年四月一日

機関士斬り

水夫の公判

昨年十二月十八日午後七時半頃、大阪市西区道頓堀川SY橋上流共同荷揚所で、繫船場の問題から口論の末、SR丸の機関士SD豊治郎(二十五)を突刺し瀕死の重傷を負はせた、MI組の船夫KK正太郎(四十八)に係る殺人未遂事件の陪審公判は、十日大阪地方裁判所池内裁判長係りで開廷された。

被告は殺意の点を極力否認し、一切夢中で何事も判へぬと突つ張り、正午休憩、午後一時より続行、証人調べに這入つた。

(注) KK正太郎に対する判決(昭和五年四月一日)は、懲役三年であつたが、判決罪名が殺人未遂か傷害かは不明である(「陪審公判始末簿」昭和五年)。

㊸ 放火被告事件昭和五年四月二十六日判決

1 「大阪朝日」昭和五年四月九日

今年になって、やっと三件

嫌はれる陪審公判

陪審裁判は、大阪で今年になって僅かに一件といふ香しからぬ成績で、早くも「嫌はれる陪審」としてその前途を悲観されてゐたが、四月になってから十日と二十二日に大阪地方裁判所池内裁判長が、りりで陪審公判が開かれる。

大阪西区□町通□丁目KKK正太郎(四十八)は(注、②事件)、昨年十二月一日朝、道頓堀川SY橋上流の共同荷揚場近で、発動機船SR丸の機関士SD豊太郎に対し日本刀を揮つたといふ殺人未遂事件で、当時KKと一緒にSDを斬つた男はすでに傷害罪で処分されてゐるので、被告の叫んだ「いはしてしまふ」なる一語の解釈如何が殺人未遂か、傷害かの分岐点とされてゐる。

他の一つは(注、③事件)、岡山県生れIB一男(二十九)の放火事件は、港区□町□丁目湯屋HMとく(四十五)なる大増に裏切られた、若い燕の恋の怨みが原因とされてゐるが、発火場所は火気の激しい湯屋の釜場だけに、その有罪の有無は注目されてゐる。

2 「大阪朝日」昭和五年四月二三日

法廷ニュース

放火か失火か

二十二日大阪地方裁判所で開かれた、陪審裁判の被告山口県生れ港区□町□丁目KS

湯HMとく(四十五)の内縁の夫IB一男(二十九)は、自分は百万長者の息子だの神戸高商を出たのと大法螺を吹いて、マンマととくの若い燕となつてゐながら、他の女と関係するため、とくの嫉妬を買つては痴話喧嘩をし、遂にとくが愛憎をつかして、昨年十二月一日夜姿を隠すと、一男は憤慨して同家に放火したが、一男は裁判長の問ひにもシャークとして色男ぶり、「御冗談でせう」などと述べ立て、放火を極力否認するので、とくやその他関係した女を証人として取調べた結果、陪審員は放火なりと答申、立会石井検事は懲役五年を求刑した。二十六日、判決言渡しあるはず。

3 「大阪毎日」昭和五年四月二三日

年増女の深情けから逃れるために放火

事実調べでは全然犯行を否認

久しぶりの陪審公判

愛に溺れた年増女の深情にこりて、自宅へ放火した男の陪審公判が、廿二日大阪地方裁判所池内裁判長、石井検事の係で開かれた。

この男は、大阪港区□町□丁目KS湯HMとく(四十五)の内縁の夫前科二犯IB一男(二九)で、大正三年十月ごろ、とくが西区□橋北詰で料亭KM支店を経営してゐる際、出前持に雇はれてとくと関係し、昨年五月KS湯を譲り受けて、二人はそれを経営してゐたが、一男の美男がもとで、二人の間には夫婦喧嘩が絶えず、同年七月ごろから浴客の一人で附近の女給MTふじ子と関係してからは、とくの嫉妬が一層深くなり、昨年十二月一日番台

の金が五十銭不足した時、女給に与へた与へぬで猛烈な夫婦喧嘩となり、隣家の人が仲裁に入つて、一男に手切金二百円を与へ別れ話が纏つたが、女は一男に未練があり金を出し渋つたので、一男はグツと癪にさへ、同夜外出先から帰り、釜場と台所を仕切つた襖に放火したものである。

一男は、事実調べに対し、全然犯行を否認し、「あほらしい、御冗談でせう」と陪審員たちを吹き出させた。正午休憩、午後二時再開、証人調べの後、陪審員は「放火なり」と答申し、立会検事は懲役五年を求刑、午後十時閉廷。判決は、来る廿六日。

4 「大阪朝日」昭和五年四月二七日
放火に三年判決

港区□□町□丁目KS湯HMとく(四十五)に大法螺を吹いて同人の若い燕となり同棲中、女が別れ話を持出したとて、昨年十二月一日同家に放火、陪審裁判に附せられたIB一男(二十九)に対し、二十六日大阪地方裁判所池内裁判長から、懲役三年の判決言渡しがあつた。

5 「大阪毎日」昭和五年四月二七日
手切金問題で 放火した男に
懲役三年の判決

年増女の深情に懲り、手切金問題で大阪港区□□町□丁目KS湯HMとく(四五)方へ放火

した、とくの内縁の夫IB一男(二十九)の陪審事件は、大阪地方裁判所で審理中のところ、廿六日池内裁判長から懲役三年(検事求刑五年)の判決があつた。

6 「時事新報」昭和五年四月二七日
放火に三年
大阪の陪審裁判

大阪市港区□□町□の□□KS湯事HMとく(四十五)が、西区□□橋北詰の料亭KM支店に出前持に雇つた山口県佐波郡□□町生れIB一男(二十九)は、百万長者の息子で神戸高商出だ——なんと大ぼら吹いて女主人のとくと関係し、内縁関係を結び料亭を売払つてKS湯を買ひ、風呂屋を始めたが、身持が悪く散々女ぐるひをする所から、夫婦別れ話を持ち上り、手切金百円の事から遂にKS湯に放火した事件は、

大阪地方裁判所池内裁判長係り——陪審裁判で審理中、陪審員も放火と認め、裁判長が之を採用して、二十六日池内裁判長から懲役三年の判決言渡があつた。

㉔ 放火被告事件昭和五年五月二七日判決

1 「大阪毎日」昭和五年五月二三日

焼棄(注、焼燬)の目的で放火したもの

と陪審が答申

被告の否認は通らぬ

大阪浪速区□町□ノ□□□(鍼力商)UD榮一(三〇)にかゝる放火未遂の陪審公判は、廿二日大阪地方裁判所池内裁判長のかゝりて開廷、

榮一は、実母ゆの(五十三)が附近簾商Y國次郎の妻ぬいと折合が悪く事毎に喧嘩するので、同人もぬいを憎み、三月十六日午前零時半ごろ、國次郎方を焼いて積年の恨みを霽らすべく、義之方の表の簾用の葎に放火したが直ぐ消し止められたもので、

裁判長の訊問に対し、「火をつけたが家を焼く意思なく、脅かすつもりであった」と述べ、陪審員の評議に入り、補問に対し「公共物を焼棄(注、焼燬)する目的で放火したるものなり」と答申し、これに基き立会の石井検事は懲役二年を求刑し、別城弁護士は執行猶予論をなし、午後九時閉廷した。判決は廿七日。

(注)UD榮一に対する判決(昭和五年五月二十七日)は、懲役一年六月であった(陪審公判始末簿「昭和五年」)。

㊤殺人及公務執行妨害・窃盗及準強盗被告事件

昭和五年六月一〇日判決

1 「大阪朝日」昭和四年一月一七日

SK春藏は全く巡查殺し真犯人

けふ午後中津署に護送して

石井巡查が首実検

既報〓十五日未明、京都府宇治署に逮捕され、大阪中津署井上巡查部長殺しの犯行を自白した、SK春藏(三十四)は、大阪府警察部中島強行班係長、森田部長、荻野京都府刑事課長、徳田同捜査主任らによって、十六日午前二時半まで嚴重な取調べを受け、同夜は安心したもの見え熟睡し、十六日午前九時前に起きたが、一切の取調べは大阪護送後に行き、ことゝなり、身柄は同日午後一時、中島係長、島田部長ほか二名の警官に護られ、大阪府差廻しの自動車で、捜査本部中津署に送られた。護送に際し、SKに捕縄をはめやうとすると、「捕縄をはめたら、俺は大阪に行っても自白はしない」と駄々をこね、係官を弱らしたが、午後二時半、中津署に到着。

兇行当時、井上巡查とともに現場にあつて、犯人を追跡した中津署石井巡查および犯人を見たといふ山本牛乳配達人等に首実検をさせ、各方面からえた捜査材料に照らし合せて、同人に対し嚴重な取調べを開始した。午後二時半、兇行当日の合番石井巡查が、早速首実検をした結果、井上巡查殺し犯人に相違なきことがいよく確実になった。

2 「時事新報」昭和四年一月一七日

淀大橋で捕った怪漢

中津の警官殺しを自白

◇…色めく宇治警察署

京都府宇治署では、年末警戒中の折柄、十四日午前三時三十分頃、淀大橋附近に於て、挙動不審の男を認め、誰何したところ、矢庭に逃走を企てたので追跡し、大橋上より木津

川に飛込まんとしたのを引捕へ、本署に連行し取調べたところ、此者は兵庫県神崎郡□□村字□□当時住所不定強盗前科二犯SK春藏(三十四)で、兵庫県に於ける強盗二件並に大阪中津署の井上巡査部長殺しを自白したが、果して同人が井上巡査部長殺しの真犯人であるか、それとも犯罪者の通有性たる虚栄心から、かゝる自供をしたものか未だ不明であるが、春藏は大阪府刑事課の指名犯人として、全国各署に手配中のものであるので、府刑事課から中島強力犯係長、戸川刑事、十五日夜急遽宇治署に出張、同署員と協力して井上巡査殺し真犯人なりや否やの点について、同人の供述と当時の模様を照合して、引続き嚴重取調中である。

3 「大阪朝日」昭和四年二月一七日

真犯人との見込がついた

井上巡査殺しのSK春藏

久しぶりに寛いだ警官連

十六日午後二時半、宇治署から大阪中津署に護送された井上巡査殺し犯人SK春藏については、兇行後犯人を追跡した井上巡査に首実検をさせ、大体の確証を握ったので、更に綿密な取調べを進めた結果、素直に兇行後の行動をも自白したので、大阪地方検事局から八木検事、府警察部より服部刑事課長も出張、午後十一時二十分、一先ず取調べを終り、真犯人に相違なき見込みをつけたので、中津署員及び捜査本部員一同は、四ヶ月振りに打ち寛いで慰労の宴を張った。

4 「大阪朝日」昭和四年二月一八日

グッスリ寝た巡査殺し犯人

早朝から取調

十六日、京都府宇治署から大阪中津署に護送された、井上巡査殺し犯人SK春藏は、服部刑事課長および大阪地方裁判所検事局八木検事から一応取調べを受けた後、午後十一時半ごろ同署留置所に入れられたが、極度に興奮してゐた同人も、留置場ではグッスリ寝込み、十七日午前九時ごろ目を醒ますと、与へられたもつそう飯を旨さうに食べ、再び同署楼上の一室に引き出され、扉を密閉して八木検事の取調べをうけた。

なほ、この日正午、故井上巡査部長の未亡人むら女は、同署を訪ね、芳谷署長その他に犯人逮捕につき厚く礼を述べた。

5 「時事新報」昭和四年二月一八日

固められる証拠、最早動かせぬ真犯人

更に人証物的方面を入念に取調べる

中津署の井上巡査部長殺し

大阪中津署井上巡査部長殺し事件の犯人容疑者SK春藏(三十四)は、十六日夜は既報の如く同署の留置場に一夜を明したが、総ての犯行を率直に自白して、肩の重荷を下したもの

か、留置場の第一夜はグッスリ大鼾をかい寝込み、元氣も余程回復してゐる。十七日も早朝から、大阪地方検事局八木検事が、同署楼上の一室に立籠り固く扉を閉して取調べに着手し、最早真犯人としての嫌疑は十中の九迄動かぬ処であるが、同検事は更に物的証拠以外の人証方面の立証を得べく、兇行当時の目撃者である同僚の石井巡查、自動車運転手 N G 幸雄を始め、本事件に最も有力な証人と称されてゐる、兇行現場を眼前に目撃した北区□□橋筋□丁目の Y M 牛乳店主等を再度招致し、取調べは進められてゐる。一方、物的証拠のうち「矢」やうの兇器については朝刊既報の如くであるが、兇行現場に遺留された犯人の鳥打帽は、兇行後数日を経たる九月十八日、船場署の捜査班が北区□□橋筋□丁目帽子店 N Y 三五郎方で、九月初旬和服姿の男に五十銭で売ったことが判明したが、人相、身長等は S K と酷似し、昨十六日夜取調べの際、該鳥打帽をかぶらせて見ると、インチも寸分違はず、捜査本部もいよく之れに力を得て、第三の自転車用の照明電灯の出所に就て活動を続けられてゐる。

6 「時事新報」昭和四年二月一八日

真犯人としての嫌疑いよく濃厚

中津署へ護送の S K

取調べに一安心の捜査課員

大阪中津署井上巡查部長殺し事件の有力な犯人容疑者として、大阪府警察部が去る十一月十八日全国各府県に手配りした、兵庫県神崎郡□□村字□□強窃盗前科二犯 S K 春藏(三

十四)は、夕刊既報の如く、十六日午後二時半、大阪府刑事課中島強力犯係長、三上、島田両部長らに護られ、京阪国道を大五号自動車にて、京都府宇治署より中津署に到着、同署前は早くも見物人で人山を築く中を、同署楼上に入ったが、S K は極度に興奮してゐるので暫らく休憩の後、捜査本部主任梅警部補の手で取調べが開始せられたが、夫と同時に中島強力犯係長は、打合せの為一旦自動車を駆って本部に赴き、直ちに同署に帰り、七時半には大阪地方検事局の八木検事、八時には服部刑事課長が、それく来署、取調べを続行、同夜は中津署留置場に留置されたが、真犯人としての嫌疑いよいよ濃厚を加へて来た模様で、刑事課長以下は、十二時取調べ終了後、北区多幸平で慰労の酒盃を重ねた。

事件の鍵を握る出刃包丁

兇行の前日盗んだと自白

物的証拠集めに苦心

取調の内容は主に兇行前後の行動に就て、極力捜査の歩を進めると共に、兇行に用ゐた物的証拠の蒐集に努めているが、兇行に用ゐたと云はれてゐる兇器は、去る九月十一日即ち兇行前日、大阪市東成区□□町一□□□牛肉店 T N 徳三郎方の牛肉切出刃包丁を盗み出し、兇行後現場を西方に逃走の途中新淀川に抛棄した旨を自白した模様であるが、果して事実か否かはその兇器の出現によって事件は解決するものと見られてゐるが、然し井上巡查の傷跡は、矢やうのものを以て突刺した痕跡で、出刃包丁の傷口とは符節してゐない点もあるので、これが疑点とされて居る。従つて取調もこれを中心として行われて居るが、

場合によっては前記の抛棄したという新淀川の捜査を行ふ筈である。

刃を折って研ぎ直した

包丁を盗まれた

牛肉店の話

兇行用の出刃包丁を盗まれたといふ、TN牛肉店を訪へば、主人徳三郎は語る、

私方の盗難にかゝった牛肉切出刃包丁は、長さ八寸位で巾約二寸位と思ひますが、一度刃を折らかしたので、研ぎ直した事もあります。然し、一突きに突けば、その傷跡は矢の傷口と見られないこともありません。当時嚴重に調査されました時は、刃物と傷口が符合してゐないといふことになってゐましたが、その後犯人が自白したとすれば、それに間違ひないと思ひます。

7 「大阪朝日」昭和五年五月三〇日

警官殺しは陪審公判

殺意を否認するSK春藏

大阪中津署巡查部長井上源與氏殺しの兵庫県神崎郡生れ前科二犯SK春藏(三十五)の公判準備手続は、二十九日午前、大阪地方裁判所池内裁判長、石井検事かゝり、奥田福敏弁護士列席、非公開で行はれたが、SKは予審以来殺意の点を否認し、また陪審を希望してゐ

るので、結局来月十二日陪審公判が開廷されることになった。

8 「大阪朝日」昭和五年六月一三日

手かけた警官に供膳

井上巡查殺し陪審公判で

SKが殊勝な陳述

大阪中津署の井上巡查殺し犯人SK春藏(三十五)の殺人公務執行妨害被告事件陪審公判は、同人の他の強窃盗事件と分離して、十二日午前九時から、大阪地方裁判所池内裁判長かゝりで開かれたが、早朝から押しかけた傍聴人は、陪審庁舎に溢れ庁舎の硝子窓を破るなどの大混雑を呈し、廷丁だけで整理しきれず、天満署の巡查まで繰出す騒ぎであつた。中津署の澁谷警部補以下署員二十数名、東区女教員会の十数名の先生たちが、特別傍聴人として人目をひいた。なほ、井上巡查が殺されたのは九月十二日、そのまる九ヶ月目の同じ十二日、公判の開かれるのも奇縁であつた。

春藏は、裁判長の問ひに対し、「父を早く失ひ、病の母を養ふため窃盗を働いて前科者となつてから自暴になり、強盗を働きました」と述べ、井上巡查殺しについて「たゞ逃げたさに夢中でやったのがほんとうだ」と極力殺意を否認し、「夕刊を見てはじめて、井上巡查が死んだことを知った」と陳述した。

かくて、事実調べを終り、「まことにすまぬことゝ思ひ、毎月十二日には、御飯を食べる前に必ず井上巡查に供へてゐる」と殊勝なところを見せた。

ついで、牛乳配達Y M小太郎の証人しらが有り、正午過ぎ一まづ休憩。午後一時から、更に証人として井上巡査と合番の石井巡査、交番のとなりの大工F I正一郎、春藏がT N組で働いていた当時の上役N U寅造らが出廷、訊問を受けた。

9 「大阪毎日」昭和五年六月一三日

「逃げたくて斬った」と頭から殺意を否認

命日には冥福を祈つてゐる」と陳述

巡査殺し陪審公判

大阪中津署巡査殺し事件として、世間を騒がした兵庫県神崎郡□□村字□□窃盜前科二犯S K春藏(三五)の殺人、公務執行妨害事件(強、窃盜は普通裁判に分離)の第一回陪審公判は、十二日、大阪地方裁判所池内裁判長係で開廷。傍聴人は早朝より物凄く押寄せ、天満署員が整理にあたるほど大騒ぎであった。

事件は、昨年九月十二日午前四時ごろ、被告は東成区□□町牛肉商T N徳三郎方へ窃盜に入り、同家より出刃包丁を盗み出し、中津署管内北長柄巡査派出所前に差しかゝった際、同派出所詰巡査井上源與氏(死後巡査部長)に誰何取調べを受けた際、逃走の目的で所持してゐた出刃で、同巡査の頭部、左胸部その他を突刺し死に至らしめたもので、被告が入廷するや「あれだく」と囁きとゞもに傍聴席はどよめく、

立会石井検事の公判事実の陳述に対し、裁判長はその通りかと問へば、「殺して逃げる考へはなかった」と最初から殺意を否認、ついで窃盜を仕事として暮して来た兇行当夜まで

の生活状態を述べたのち、惨劇当夜の模様について、「犬を追ふためにT N方より出刃を盗み出し、朝飯を食はうと長柄の共同宿泊所の方へ歩いてゐるうち、ひよっこり派出所の前に出たのです。すると巡査が立ってゐて、何処に行くかと問はれ、北扇町に行くといふや、そんな所はない待て!といはれ、交番に連れ込まれ、懐より懐中電灯をとり出され、何にするのだ、暗いから持つてゐる、外に何かないかなと押問答するうち、隙を狙つて逃げ出したが、直ぐ追つかけて、掴み合つてゐるうち、ふと右手に出刃が触れたので、無茶苦茶に力一杯二三度斬りつけたが、どこをどう斬ったか覚えませぬ。すると巡査がやりあがつたな!と叫ぶと同時に、手が緩んだので、そのまゝ逃げたのですと答へ、満廷異常に緊張する。

ついで、裁判長との間に、「どうして斬ったか」、「逃げようと思つてやっただのです」、「殺してでも逃げるつもりでやったのではないか」、「違ひます」、「予審ではさう答へてゐるではないか」、「いや逃げるつもりで夢中でしたのです」と押問答を続けた後、

巡査が死んだことは、翌日京都で新聞を見て、初めて知りました。今までは宗教を知らなかったが、この罪を犯してから初めて信仰を覚え、月の十二日には「どうか許して下さい」と御飯を巡査の靈に供へて祈つてゐると神妙に答へ、兇行の目撃者牛乳配達Y M小三郎の証人訊問があつて、正午一まづ休憩。

午後一時再開、当時井上巡査とゞもに同派出所に勤務してゐた石井巡査、交番隣の大工F D正郎他一名の証人調べがあつた。

10 「時事新報」昭和五年六月一三日

逃げねばならぬ巡査を斬ても――

同じ家を三度までも襲った

巡査殺し陪審公判

大阪中津署井上巡査部長殺しの兇賊S K春藏(三十)に係る殺人事件の陪審公判は、十二日午前十時、大阪地方裁判所池内裁判長係り、石井検事立会、弁護士奥田福敏弁護士、十三名の陪審員列席の許に開かれた。この日早朝から押しかけた傍聴者約三百名、法廷にはち切れて、法廷入口の廊下口から黒山の人で、押すなくの混雑、数名の警官がやっと整理の上、午前十時十分公判が開かれた。

石井検事は、「被告は昨年八月以来一定の職業なく、同月十日、阪神沿線芦屋のA K方に忍び込み、現金五円と金側懐中時計を窃取逃走したを始め、至る所で窃盗を働き、九月十一日頃、東成区□□町でT N牛肉店に忍び込み、金がないので刃渡七寸位の出刃包丁を窃取し、同夜即ち翌十二日午前三時頃、長柄派出所前で故井上巡査に誰何され、遂に同巡査を殺害して逃走したものである」と起訴事実を述べて、事実調に入る。

被告は、井上巡査を殺して逃走後、同月二十日夜、郷里に近い兵庫県朝来郡□□町に舞い込み、金持と聞いてゐた質商Y I純三方に目をつけ、同家に忍びこんでみると、同家の夫婦は何にも知らずに、「金庫を片付けても片付けなくても泥棒が入れば同じだ、命にはかへられぬ」と話してゐるのを聞きながら、寝静まるを待って、薪割斧を持っておどしつけ、現金二百五十円余入りの右金庫を奪って逃走し、其の後十一月十日、再び同家に忍び込み、こんどは出刃包丁でおどして、百六十余円を強奪し、また十二月二日夕方、凶々しくもお

客を装って悠然と表口から入り、「お宅は二度も強盗が入ったさうだが、捕まりましたか」など無駄口をたゞき、「実は自分はこの犯人と知り合の者で、犯人はK I廣市と云ふ男で、こんな風に金庫を持って逃げたんでせう」と云ひながら、夫婦の側にあつた七十余円入りの手提金庫を掲げた瞬間、脱兎の如く表へ飛出したといふ大胆な男である。

裁判長の訊問に対し、「私は前科二犯、最初は大正七年豊岡で窃盗で十月、続いて同九年強窃盗罪で懲役十年、恩赦減刑等で昨年五月頃、一時は左官の手伝をしてゐたが仕事がなくなり、仕事を探し廻るうちに金がなくなつたので窃盗し、それがくせで窃盗計りしてゐた」と述べ、

検事の起訴事実に対する巡査殺しに至つては、「T N肉店に忍び入つた時犬に吠えられ、それを追つ払う為に出刃を持ちそのまゝ逃げ、何処をどう歩いたか、ヒョッコリ出たのが長柄の交番所の前で、ハット思つた時、巡査から誰何されたので、本能的に逃げかけたがすぐ捕まり、懐中電灯燈を見つけ出されたりしたので、自分は之まで強窃盗の前科があり、殊に盗んだ出刃包丁を持ってゐるから、何処までも逃げねばならぬと思つて、一寸の隙に逃げかけたので、又復つかみあひひになつてゐるうち、腰にさしてあつた出刃が手にさはつたので、夢中でふりまはして逃げた。巡査の何処を斬つたか、どんな風に斬つたか一切知らぬ」と殺意を何処までも否認し、「逃げねばならぬ、巡査を斬つても……」と突張り、裁判長が、「予審廷では、被告は胸部其の他を数回突刺したと供述してゐるが」と突込むや、「それは新聞で見て、そんな風に云ふた……」と一切は夢中でやったことゝ頑張り、「井上巡査が死んだ事も、新聞記事を京都で読んで知つた位で、エライ事をしたと思つて胸の中がアツイ様になつた」と述べ立てた。

かくて、長柄派出所に当夜勤務の中津署の石井巡查、YM小二郎（牛乳配達）、交番隣りの大工さんFD正郎、犯人SKが働いてゐた所のTN組の監督NU寅造の四証人の取調べに這入った。

此の日、傍聴者席の八分通りは、中津署巡查及本部の刑事連で埋め、其の内一団北区女教員会から集英小学校の松田女教師外九名が、被告の口を突いて出る凄惨な陳述に、驚きの目を見張りつゝ熱心に聞き入つてゐたのは一際人目をひいた。

11 「大阪朝日」昭和五年六月一三日

殺人と決まる

無期懲役を求刑

巡查殺し陪審公判

夕刊既報Ⅱ井上巡查殺し犯人SK春藏の陪審公判は、午前引続き十二日午後二時から、最重要な証人とされる井上巡查の相番石井奎太郎（卅三）巡查他二名の証言があり、石井立会検事から、陪審員評議に先だち「井上巡查の左胸部刺傷は約五寸以上におよび、被告が弁解するやうにたまく手にふれた出刃が当たつたやうな傷ではない」と詳細に殺意のあつたことを力説、奥田弁護士は殺意なしと断じ、

午後六時半から、裁判長の説示に続いて、陪審員に対し「春藏は井上巡查の職務執行に当り殺意をもつて刺殺したか」との主問、「井上巡查に傷害を与へた結果殺したか」との補問を提示し、約二時間半にわたる評議の結果、主問然りと答申、ここに同人の罪名は公務

執行妨害殺人と決定し、石井検事より、「国家治安の第一線に立つ巡查に対し、自己の罪を逃れんために、この兇行をした罪は許すことが出来ぬ」と無期懲役を求刑、奥田弁護士は、ジャンバンジャルの例を引いて、弁護士論を述べ、午後十時閉廷。

来る十九日判決言渡しと決定したが、この日、服部府刑事課長、当時の梅捜査本部主任は、熱心に傍聴してゐた。

12 「大阪毎日」昭和五年六月一三日

酌量の余地なしと無期懲役を求む

被告の環境を説く弁護士

巡查殺し陪審公判

夕刊所報、十二日大阪地方裁判所で開かれた大阪中津署巡查殺し犯人兵庫県神崎郡□□村□□窃盗前科二犯SK春藏（三五）にかゝる殺人公務執行妨害事件の陪審公判は、証人調べがあつた後、午後三時、裁判長より事件の説明と説示があつて、陪審員の評議に移り、同九時、陪審員は、「被告に殺意ありや」の主問に対し「然り」と答申、裁判長はこれを採用、ついで立会石井検事は「被告の行為は寸毫も許容すべき余地がない」と峻烈な論告の後、無期懲役を求刑、

これに対し奥田（福）弁護士は、「被告は、十五歳のとき、父はトンネル工事に従事中、石が墜落して来て横死し、これが原因で母も病死した。このため、生活の苦しさに追はれ、つひに廿五歳のときに、勤めてゐた水車小屋の僅の米を盗んだため十ヶ月の刑に処せられ、

それからは彼のジャン・バルジャンに比すべき境遇におかれた。殊に被告は改悛の情切なるものがあり、無期懲役は余りに重過ぎる」と声涙ともに下るの熱弁を揮ひ、同九時三十分閉廷。判決言渡しは、来る十九日午後一時。

13 「時事新報」昭和五年六月一四日

陪審員の答申は被告に甚だ不利

殺意があつてやつたのだ——と

◇……巡査殺し判決は十九日

「夕刊続き」中津署井上巡査殺しの犯人兵庫県神崎郡□□村生れの前科二犯S K春藏(三十五)に係る殺人事件の陪審公判は、午後一時半再開。傍聴人は、午前にもまして真黒山、本部からは服部刑事課長まで乗り出しての緊張振りである。

証人として出廷した兇行当時の目撃者、附近の牛乳配達Y M小次郎は、「犯人が左手をあげた時、巡査は其の手を逆に取りつて背負ひなげをかけた瞬間、右手で突いたが、巡査は「ヤラレタ！」と叫びざま倒れた。それが瞬間の事で、犯人の脚を払へば倒れるのにと思ったが、何分アット云ふ間のことで、どうする事も出来なかつた。自分がかけ出した時に、交番の中から石井巡査が飛出して犯人をおっかけた、私は直ぐ交番に飛込んで、本署に電話した云々」とその儘の事を陳述し、隣の大工F D正一証人は、「ヤラレタ！」と云ふ声を聞いて、表へ飛出した時には、井上巡査は血に染って倒れてゐた」と、何れもどつちつかずの証言であつたが、

犯人が働いてゐたT N組の監督N U寅藏証人は、「S Kは、昨年七月まで働いてゐたが、其間は真面目に働いてゐた、辞めたのは本人からであるが、多分仕事がなかつたので、私に済まんとでも思つてやめたのであらう」とて、被告に有利な証言をなし、

当時、長柄派出所に被害者と共に勤務してゐた石井巡査証人は、「井上巡査が犯人をつれて来て、交番の中でごちゃごちゃしている間に、表に飛出て掴み合つてゐたので飛出しかけたが、スリッパをさがしてグズグズしてゐる間に、井上巡査が「ヤラレタ」と叫んだので、ハット思つて飛出し犯人を追つたが遂に見失つた」というや、弁護士奥田福敏弁護士から勤務怠慢について鋭く詰め寄られて赤面するなどの滑稽あり、

聽て、立会石井検事は、何処までも殺人として第一次論告をなし、奥田弁護士は、「殺意があつたのではない、被告が逃げたい一心から夢中になつてした事で、誤つて殺したのだから傷害致死だ」と弁護し、池内裁判長の説示がありて後、次の如き問書が出た。

主問 「被告は、井上巡査が職務の執行に当り、殺意を以つては同人を殺害したものなりや否や」、補問 「傷害致死なりや否や」に對し、十二名の陪審員は殺意を以て殺害したものと答申し、裁判長も之を採用し、

立会石井検事は簡単に、「社会の治安維持の爲めに、街頭の第一線に立ち、真面目に職務の遂行するものを殺害したと云ふ事は、憎んでも余りあるものであるが、然し他の一面から見れば、被告としても井上巡査に対して何等の恨みも憎しみもない云はゞ両者共全く偶然の出来事で、アノ際被告の取つた処置は妥当ではないが、然し何分瞬間の事であり、何等の考慮すべき余裕なく、唯逃げたい焦慮からの偶然である」と誠に同情あるやの論告をなし、無期懲役を求刑した。奥田弁護士は、ジャンバルジャンの例を引き、大熱弁を揮つ

た。判決は、来る十九日午後一時と決定して、午後九時半過ぎ閉廷した。

14 「大阪朝日」昭和五年六月二〇日

無期と懲役十年

警官殺しの判決言渡

井上巡査部長殺し犯人S K春藏(三十五)は、十九日午後一時半、大阪地方裁判所池田裁判長から、殺人公務執行妨害の点については無期懲役を、また別に強盗盗の分に対しては懲役十年を言渡された。

この結果、同一人に対し無期懲役と有期懲役を併科されることになるが、かゝる場合には、刑の重い方からさきに執行されることになってゐるから、まず無期囚として服役し、万一将来恩赦などで出所したり、仮出所の恩典を受けた際には、改めて十年の刑に服するわけである。

15 「大阪毎日」昭和五年六月二〇日

巡査殺しに無期懲役の判決

強盗盗には懲役十年言渡

昨年九月十二日、大阪東淀川区北長柄巡査派出所前で井上巡査を殺害し、その後京阪神方面で三十余回の強盗盗を働いた、兵庫県神崎郡□□村□□、前科二犯S K春藏(三十五)にか

ゝる強盗盗および殺人公務執行妨害事件は、十九日午後一時半、大阪地方裁判所池内裁判長より、酌量の余地がないとして、殺人は求刑通り無期懲役、強盗盗は二年減刑され懲役十年の判決言渡しがあつた。

16 「時事新報」昭和五年六月二〇日

巡査殺しの二重判決

無期と十年

大阪中津署の井上巡査部長殺しの犯人、兵庫県神崎郡□□村字□□生れS K春藏(三十五)に係る殺人及強盗盗事件は、大阪地方裁判所池田裁判長係りで、殺人事件は陪審裁判にかけて無期の求刑あり、京阪神間における十数回に亘る強盗盗事件は懲役十二年を求刑されてゐたが、十九日午後一時半、池田裁判長は、強盗準強盗盗事件については懲役十年、陪審裁判になつた巡査殺しの方は求刑通り無期懲役と云ふ二重の判決言渡しがあつた。

17 「大阪朝日」昭和五年六月二一日

聖書を抱いてS K服罪す

井上巡査殺し

井上巡査殺しで無期懲役、強盗盗で十年の重い刑を言渡されたS K春藏(三十五)は、「あれほど世間を騒がしたのだから、この刑は当然だ」と、潔くあきらめるとともに、弁護に当

つてくれた奥田（福）弁護士から贈られたバイブルを抱いて、上訴期間満了と同時に、高松刑務所で服役することになった。

㊦殺人未遂被告事件昭和五年七月三〇日判決

1 「大阪毎日」昭和五年七月二三日

姦夫姦婦斬に、陪審員は傷害と答申

裁判長は採用、検事は三年求刑

久しぶりの陪審公判

巻煙草の吸つけぶりが気に入らぬとて、姦夫姦婦を滅多切りにした、大阪東淀川区□□町□丁目YK鉄工所二階借UI國平（三八）にかゝる殺人未遂事件の陪審公判は、廿二日午前十時、大阪地方裁判所池内裁判長係で開廷、

事件は、去る五月四日、被告方へ友人のFM次郎が度々遊びに来るので、不審を抱き妻小梅を責めたところ、両人が昨年十二月末ごろから関係をつづけてゐることを白状したところで、一時は腹を立てたが九歳になる長男の行末を思ひ、詫状をとって罪を許してやったところ、翌五日、IY製材所湯沸場前で妻に巻煙草を与へたところ、自分に火を借らずに湯沸場内にゐたFMに借りに行ったのを見て、カツとなり手斧でFMを滅多斬りにした上、小梅にも斬りつけたもので、

被告は「あんなに詫びてゐながら、その舌の根の乾かぬうちに、私の眼の前で余りになれくしうするので、思はず知らず斬りつけたのです」と殺意を否認し、証人調べの後、

午後一時休憩、午後二時再開、陪審員は傷害罪と答申し、裁判長はこれを採用、立会の樋山検事は懲役三年を求刑、判決言渡しは来る廿四日。

2 「大阪毎日」昭和五年七月三〇日

妻斬りに二年

但し執行猶予

巻煙草の吸ひぶりが気に入らぬとて内縁の妻を手斧で斬付け、殺人未遂が陪審員の答申で傷害罪になった、大阪東淀川区□□町□丁目YK鉄工所二階借UI國平（三八）は、二十九日、大阪地方裁判所池内裁判長から懲役二年、二年間執行猶予の判決があつた。

㊧放火及詐欺被告事件昭和六年一月二八日判決

1 「大阪朝日」昭和六年一月七日

大阪の初陪審

保険金欲しさの放火

来る二十三日に開廷

大阪地方裁判所の初陪審公判は、来る二十三日池内裁判長かゝり、樋山検事立会で開廷される。家持ちの悲哀ともいふべき、西淀川区□□元町□丁目の大工で家主RD乙治（四十八）の放火詐欺事件で、

乙治は、二十三年前郷里福島県から来阪、叩き大工で小金をため、無理算段して□□北□丁目四戸建一棟、三戸建一棟の借家持ちになったが、病気で働けず、五年前から貸家の家賃一ヶ月百円で一家六人がやっと暮らしてゐたが、この貸家は二十五、六年前の建築でもう腐朽しかけた上に、店子の請求で止むなく家賃を値下げしたが、今度は不景気のため空家勝ちになって、暮しがたゞぬ結果、貸家にNH簡易火災とNH動産火災両会社に保険契約をしてゐるのを幸ひ、保険金詐取の目的から自ら放火し、両保険会社から五千二百円を詐取したのに味を占め、一部焼失に止まった三戸建一棟を改築し、NH動産と更に二千円の契約をし、昨年七月八日またも放火したが、今度はバレて目的を遂げなかった、といふ事実につき全然否認し、進んで陪審公判を求めたものである。

なほ、陪審裁判の不評に鑑み、日本陪審協会では、来る十六日午前十時、大阪市内の今年度陪審員候補者二千余名を大阪地方裁判所に招き、陪審法廷を見学させたのち、中央公会堂で陪審大講演会を開くことになつてゐる。

2 「大阪朝日」昭和六年一月二四日

初陪審でもう缶詰に

保険金詐欺の放火に

まづ有利な証言

大阪地方裁判所の本年最初の陪審公判は、二十三日午前十時、池内裁判長、樋山検事かかり、溝淵、奥谷（眞）弁護士列席のもとに開廷。事件は、大阪西淀川区□□元町□丁目

大工RD乙治（四十七）の放火詐欺にかかるもので、

乙治は、二十三年前福島県から来阪、叩き大工でためた小金で、同区□□北□□丁目四戸建一棟、三戸建一棟の借家を買ひ、家賃一ヶ月百円内外で一家六人が暮らしてゐたが、病気になる、貸家は腐朽しかけ、店子からは家賃値下げを要求され、いよく生活が苦しくなつたのでNH簡易火災、NH動産火災両会社に保険契約してゐるのを幸ひ、保険金詐取の目的で、貸家中の空家に昭和五年二月二十五日午前一時ごろ放火して、前記両保険会社から五千二百円を騙取したのに味を占め、同年七月八日再び放火しばれた事件であるが、裁判長の調べに、被告は「私は近ごろとんと記憶がないので……」などと頑強に犯行一切を否定し、列席の陪審員も興味をもつて聞き入つてゐた。

なほ、午後からは、召喚された十六名の証人について取調べに入つたが、借家人のNJさきは、二度も出火があり怪しいとは思つたが、家主さんの放火といふ噂は微塵も聞かなかつたといひ、NH動産火災の社員OY作次郎氏も、火鉢の火の不始末だといふので、そのつもりであつたし、放火らしいとの話も聞かなかつた、と被告に有利な証言をしたが、証人が十六名（うち五名不参）もあるのです、大車輪で調べて八時すぎまでかゝつた。

なほ、同夜陪審員は、陪審員宿舎に缶詰めにされ、二十四日は午前十時から引つゞき検事の論告、弁論、説示、答申と順を追うて行はれるはず。

3 「大阪朝日」昭和六年一月二五日

陪審員の答申妥当と認めらる

裁判長が直ちに採択

初陪審の放火詐欺

既報——大阪の初陪審——大阪西淀川区□□元町□丁目、大工RD乙治(四十七)の放火詐欺事件陪審公判第二日は、二十四日午前十時から池内裁判長のかゝりで開廷。前夜缶詰にされた陪審員は、元気な顔をみせ、十一人の証人調べがすむと、

樋山検事は、「被告所有の空家から二度もの出火であり、どの点から考へても被告の犯行」と有罪を説けば、溝淵、奥谷(眞)両弁護士は、罪になった伯父殺しの例をひき「人は一つの事件が起れば、往々にしてそれに縁の深い人を犯人とみる錯覚に陥り易いものだ」と応酬し、最後に陪審員は、

一、被告は昭和五年二月二十五日放火した事実ありや、

二、右の放火により保険金を騙取した事実ありや、

三、同年七月八日放火した事実ありや、

との裁判長の諮問に、一、二は然らず、三は然りと答申した。

すなはち、乙治は二月二十五日自分の貸家に放火して、五千二百円の保険金を騙取した放火詐欺の起訴事実を無罪とし、単に二度目の放火のみを有罪と認めたわけで、裁判長は直ちにこの答申を採択した。検事は、懲役八年を求め、両弁護人の酌量論で、午後八時五分前閉廷。判決は、来る二十八日午後一時言渡されるが、

この事件は、陪審事件としては稀に見る難件と目され、従って陪審員の答申如何は注目されてゐたが、答申の結果はこれらの予想を裏切つて、適切妥当と認められた。裁判所側は、「この分なれば先づ安心」といひ、弁護人も「これではじめて、わが陪審の機能を發揮

した」と、不人気の陪審裁判を讃め、独り極力犯行を否認した被告のみ不服らしい顔をしてゐた。

4 「大阪毎日」昭和六年一月二十五日

放火の点は「然り」

陪審員の答申

放火事件公判

大阪西淀川区□□元町□ノ□大工職RD乙治(四七)にかゝる放火詐欺事件の陪審続行公判は、二十四日午前十時より、大阪地方裁判所池内裁判長、樋山検事係、十二名の陪審員、溝淵、奥谷弁護士列席で開廷。

事件の昨年二月二十五日、西淀川区□□北□ノ□□TM福松らの居住する乙治所有の二階建四戸の長屋一棟に放火し、NH簡易火災より二千三十四円、NH動産火災より千百六十六円を騙取した点、同年七月八日同町二階建三戸長家に放火し全焼せしめた点につき、陪審員は、二月廿五日放火して保険金を騙取した点については「然らず」、七月八日放火した点については「然り」と答申し、

裁判長は、右答申に基づき審理を進め、立会検事は、懲役八年を求刑した。判決は、廿八日。

5 「大阪毎日」昭和六年一月二十九日

陪審裁判の

放火事件に六年

大阪西淀川区□□元町□ノ□大工家主RD乙治(四七)の放火事件は、陪審裁判によつて審理中、二十八日大阪地方裁判所池内裁判長より、懲役六年(求刑八年)の判決があつた。

6 「日本陪審新聞」五四号(昭和六年二月一日)

貸家に二回も放火して保険金詐欺を企てた男

生活の安定を得んとして心の迷ひ

一時間半に亘る検事の公訴陳述

〇〇県の陪審公判

〇〇市西川区大仁町二丁目六五被告人(大工、家主) 山田乙治(四十七歳)

右にかゝる「放火及詐欺」事件の陪審公判が、〇月二十三、四の両日に亘り〇〇地方裁判所第〇号陪審法廷に於て、第一刑事部池田裁判長、岩井、大野両陪審判事係にて、小山検事、山中書記、本会顧問弁護士横溝春雄、奥村真吉両弁護士(私選)、正陪審員十二名、補充陪審員二名立会にて開廷された。二十三日は朝来雨天にて、〇〇付近は近年珍しき濃霧の爲め、白昼の自動車、電車は点灯して徐行した程で、各所に交通事故続出する有様であつた。傍聴席は本協会(編注 大日本陪審協会のことと思はれる)会員の陪審員候補者と被告関係者とで満員であつた。斯くて午前九時四十五分開廷、かたの如く裁判長より懇切なる諭告に初

まり、次で午前十時十分立会検事から次の如き公訴事実の陳述があつた。

「被告人は二十三年前郷里福島県より〇〇県に來り大工職を営み十五六年前、〇〇市西川区浦田二丁目四七地上に在四戸建一棟、三戸建一棟の外一戸建一棟を買受け之れを他に賃貸し居たるが五年前より胃腸を病み且つ神經痛の爲め稼業意の如くならず、該家の家賃一ヶ月約百円のみにて一家六人の生活を支へ居たるが右家屋は何れも二十数年前の建築にかかり腐朽して家賃低廉たる上、昭和四年十月頃借家人等の請求に依り已むなく家賃の値下げを為したが、空家増加し益々収入減少するに至りし結果

(一) 右家屋中瓦葺二階建四戸一棟及同三戸一棟に付き日本簡易火災保険株式会社との間に合計金四千五百円、日本動産火災保険株式会社との間に合計金二千二百五十円の各火災保険契約ありしを奇貨とし該家屋二棟を焼失し保険金を詐取し、該金を以て借家を新築し収入を増加せんことを企て、昭和五年二月二十日辰岡福雄等の居住せる家屋と一体をなせる右四戸一棟の北端辰岡福雄方南隣家屋の二階に至り、東側の窓に接して襖一枚を立掛け其元に古新聞紙二十余枚を置き該新聞紙に所携の燐寸を以て点火することに依り放火し、因て右四戸一棟を全焼し三戸一棟の一部を焼失せしめたる上、同年三月五日〇〇市西区江端一丁目四四日本簡易火災保険株式会社に於て同社員橋本一に対し、自ら放火し全焼せしめたるに拘らず、前記辰岡福雄の失火に基づくものゝ如く装ひ保険金の支払を請求し、保険金二千〇三十四円を、更に同日〇〇市東区北一丁目六日本動産火災保険株式会社〇〇支店に於て同社員奥山作次郎に対し前同様の方法にて同人を欺き同会社より保険金千百六十六円を騙取し

(二) 前記の放火に於て一部焼失せる三戸建一棟の家屋を其後瓦葺二階建二戸一棟に改

築したるも家賃低廉にして収入少きより、該家屋に付日本火災保険株式会社との間に於て金二千円の火災保険契約あるを奇貨とし、前同様該家屋を焼失して保険金を詐取し該金員にて貸家を新築し以て収入を増加せんことを企て、同年七月九日午前〇時半ごろ高島昇等の居住せる家屋と一体を為せる西隣の空家二階に到り、北側の二階の障子一枚を外して腰壁に立て掛け其下に古新聞二十数枚を置き、之れに所携の燐寸を以て放火し因て該二戸一棟の二階を全焼せしめたるものなり」

以上の如く約一時間半に亙る検事の公訴事実の陳述を終る。

予審調書事実を事毎に否認

苦しい不合理な答弁の数々

十一名の証人調べ

愈々裁判長の被告訊問となる。被告は、郷里福島訛で声は低いと言語明かで答弁も到つて順序よく聞き取れた。先づ、被告は検事の公訴事実に対し、放火並に保険金詐取を否認し、裁判長は予審の取調べに基き急所を突けば、被告は不利な点は予審ではそんな事を言ふた覚へなしと悉く否認し、裁判長重ねて「予審で言ふたが其れは違ふと云ふのか、其れとも予審では全然そんな事を言はぬと云ふのか」と詰問すれば、被告は数回に亙る予審調べに答へた不利な点は、「一切言ふた覚へありません」とどこまでも否認し、裁判長「然らば調書に被告が署名捺印してあるのは何故か」と問へば、其れは私は何事も知らずにした事だと（中略）の答弁振りであつた。裁判長は如才なき訊問を続け、時には被告に対し「家

主さんに其れが判らぬか」と云ふが如き調子で訊ね（中略）ると云ふ具合であつた。（中略）被告は、七月九日の火事の際、自分の借家が焼けてると知らせられながら、風をひいて頭が重いから夜が明けてから現場（自宅から約二丁程距つた）を見に行くと云ふた点及同夜火事を知らして呉れた人に保険金を取る話をした点等に対し、苦しき不合理な答弁振りを為した。午後一時十五分、裁判長の被告訊問を終り昼食に入り、午後二時再開、午後は左記の如く証人調べに移つた。

証人（編注 住所略。氏名は、本記事の他の部に登場している者のみ残し、その余は略した。（○内の数字は年齢。）

一（三二）、二（電工）（二二）、三（扶桑教師）（五五）、四（ミシン職）（三七）、五（職工）辰岡福雄（五九）、六（ミシン職）（四五）、七（日本簡易火災保険会社社員）（四九）、八（日本動産火災保険会社社員）奥山作治郎（三八）、九（道具商）（六一）、十（千代田生命会社社員）（五八）、十一（巡查〇〇署司法係）森村一郎（四五）

以上、証人十一名に対し詳細なる訊問あり。午後八時四十分証人調終り閉廷となる。

検事の論告 峻厳緻密を極む

科学的な鋭き推理

被告をして顔色なからしむ

第二日目即ち二十四日は、午前九時三十分開廷、先づ裁判長の各証拠書類の読聞け、各証拠物の説明を為す、（焼残しの新聞紙及ツバメ印燐寸等を示し）、次で午前十時五十分愈々検事の論告に移る。

検事論告の要旨

一、被告は昨日来終始予審の陳述を否認、然かも云はぬものを予審判事が勝手に調書に書いたのだと云ふが如き、当公判廷に於ける答弁は全く出鱈目ばかりである、と先づ陪審員の注目を引く。

二、本件を説明する上に、只今より便宜上二月二十日の火事を冬の火事とし、七月九日の火事を夏の火事と仮定す、

1、被告の借家から然かも空家から短日月の間に二度も火事が起つた点、先づ不可思議な事と思はれる、然かも何れも火災保険契約が二会社にもしてある事や、古い借家の方が焼けて新築の方が焼けなかつた点等に就て、

2、証人（編注 前掲四、五、六、八、九、十の証人の名前が等がつているが省略する。）の証言と被告が予審判事に陳述した点、即ち私は空家へ放火しましたと云ふた点と合致する事を述べ、冬及夏の火事は二回共空家からの出火である事を断じ得ると述べ、

3、前記二回の火事は、失火にあらずして放火であると認むる点について、左記の通り主張す。

- (一)前記の通り、二度共空家からの出火である事は明白である
- (二)空家から出火するには、漏電か乞食等の焚火に依る失火以外には先づない事
- (三)乞食等の焚火した事実なき事と専門の電気技師の調査証言に依り漏電の事実なき事
- 4、被告が放火したと断じ得る点に付て、次の如く述べ。
- (一)被告が夏の火事直後に於て、逢ふ人毎に今度の火事は漏電だ漏電だと殊更に言ひ振らし、自分の放火を反つて裏書して歩いた様な点

(二)放火の準備行為として、古新聞を二枚棒の様に細長くして其れに先づ点火し、更に積重ねた古新聞紙から襖に焼け移る様にして逃げて帰つたと云ふ、警察以来予審の取調べ迄に悉く自白した点（中略）

(三)放火の手段として、所携のツバメ印マッチ三本で点火したと云ふ予審に於ける自白被告が放火するに至りし事情として

- (1)最近一家六人暮しで、毎月の家賃六七十円の収入が滞り勝ちで苦しかった事
- (2)借家には朝鮮人が八九名居て家賃を払はぬ為め、何んとかして追出す方法を考へた事

(3)借家が何れも二十数年前の建築で、今では腐朽して満足に家賃が取れなかつた点

(4)借家には火災保険を附してあつて、冬の火事で保険金を受取つて其れに味を占めて、再び放火して保険金を騙取せんとした事情（中略）

(5)夏の火事には古い家屋の方を焼き、冬の火事で得た保険金で改築した、新しい方の借家に焼移らぬ様、夏の火事当夜は風のなき日を選んで放火した事実等々

要するに、何人も家主が自分の所有の家屋に放火するものがないと考へるから色々尤もらしき弁解も出来るが、本件の如きは明かに被告の放火に依り保険金を騙取したものであると結び、正午検事の論告終り、昼食の為め閉廷となる。

横溝、奥村弁護士無罪を主張

舌端火を吐く両弁護士弁論

午後一時再開 弁護人の弁論に入る。

横溝弁護人は、

一、例へ被告が自白しても、之れに相応する証拠あるにあらざれば、罪とせざる事が我刑法の立前である、本件に於て記録の上に於ては、自白したが如き記載あるも、被告人は絶対に之れ否認して居る、仮りに被告が左様な自白を為したりとするも、之れに応ずる証拠無ければ有罪と断定する事は出来ない。

二、陪審員各位が検事の論告を聞かれ、又昨日来の各証人の証言を綜合して見て、第一の二月二十日の火事に付ては、絶対に被告の關係なき事を御了解になつた事と思はれる、と各証人の証言に対し検事の主張を一々反駁し、積極的証拠の何ものもなき事を高調し、結局本件は無罪なりと主張す。

三、従つて、冬の火事は被告の關係なき出火なるが故に、各保険会社より保険金を受取りたる事実も、其れは正当なる取得である。

四、夏の火事の場合、被告が現場に居たる証拠なし、又マッチ新聞紙の焼残りが証拠となつて居るが、当時被告が使用したと云ふ証拠無きが故に、犯罪の証拠とならずと主張して、其他被告に不利な辰岡福雄、森村一郎等の証言に就て一々強く反駁する。

要するに、本件は被告が放火したと云ふ確実な証拠なき限り、疑はしき位では決して人を罪する事は出来ぬと無罪論を為して、次の弁護人と代る。

奥村弁護人は、

一、先づ夏の火事直後に於て、被告は疑をかけられて警察へ引かれた事は、直ちに被告の放火ではないかと云ふ疑を一般に思はせたので、各証人の証言にも此点が被告に不利な

影響があつた。

二、本件が二度目の火事だから、放火だと思はせられた不利な点に就いて、偶然でもあり得る事を詳説し、

三、本件は冬の火事に於て保険金を受取つたから、また夏の火事も直ちに保険金騙取の目的である、放火だと疑はれたる不利な点、

四、保険金を受け取つても、焼けた家屋の価値より遙かに少ないではないか、殊に被告は大工で家の価値の点に至りては、日頃金銭上の事には極く細かい男であるから、放火して焼いたら利益か損になるか直ぐ解るでないか、故に被告は放火する理由なし、放火して損があつても何の利益もなしと主張し、

要するに、本件は直接の有力なる証拠が何一つない終始推定に依るものなり、証言の内でも有利なものとは不利なものとは二様にあつたが、各証言の量より質をよく陪審員各位が見て公正なる御評決を乞ふと、「疑はしきは罪せず」疑は如何に数多くあつても疑であるから、本件は無罪であると力説して、午後二時五十分両弁護人の弁論を終つて、小憩。

陪審員慎重評議 名答申提出

複雑な事件に公正なる答申

遂に懲役六年の判決

午後三時二十分再開、愈々裁判長の説示となる。

先づ検事の主張、被告人の弁解、弁護人の主張等に就て争点を説明し、次で本件に關す

る法律上の説明となり（刑法第一〇八条、第二四六条）、特に住宅放火の点に付き「建物は四戸一棟で三戸に人が住み残り一戸が空家であつても法律では四戸一棟を人の住む家と見る」事を解説し、午後五時二十五分説示終る。次で裁判長より、次の如き問書が發せられ、五時四十五分陪審員退廷評議室に入った。

（問書）

- 一、被告人は昭和五年二月二十日放火した事実ありや
- 二、被告人は前記の放火により保険金を騙取した事実ありや
- 三、被告人は昭和五年七月九日放火した事実ありや

斯くして、陪審員評議約二時間の後入廷、陪審長山田寅吉氏より午後七時四十分、次の如き答申を為した。

（答申）

- 一、然ラズ
- 二、然ラズ
- 三、然リ

要するに、冬の火事は被告の放火にあらず、従つて保険金騙取の事実もなしと無罪の答申を為し、夏の火事は被告人の放火と認め有罪の答申を為したのである。

裁判長暫く退廷合議の上再び着席、陪審員の答申採択を宣し、検事の第二論告に入り、被告に対し懲役八年の求刑をなし、両弁護人これに対し減刑論を述べ、裁判長判決は来る〇月二十八日午後一時と宣して、午後八時陪審公判を終る、〇月二十八日午後一時判決言渡、懲役六年。

（注）②の事件が掲載された「日本法律新聞 五四号（昭和6・2・11）」は、最高裁判所事務総局刑事局編『我が国で行われた陪審裁判』

―昭和初期における陪審法の運用について―（最高裁判所事務総局・一九九五年二月）に掲載（二五八頁）されたものを転載した。

掲載記事については、記事中「仮名」扱いにされている部分以外についても、人名、地名を仮名にするなどの修正が加えられている。

②殺人被告事件昭和六年四月二二日判決

1 「大阪朝日」昭和六年四月二三日

懲役十二年

手伝職の殺人

大阪東淀川区□□□町手伝職T I 要（三十五）が、昨年十月五日賭博上の口論から、同区□□□町のAZ勇三郎を殺害した事件は、本年度第二回目の陪審公判として、さきに大阪地方裁判所池内裁判長かゝりで審理された際、陪審員は「被告は殺意を以つてAZを突き刺したのだ」と被告に不利な答申をしてゐたが、二十二日T I に対し懲役十二年の判決が言渡された。

③殺人未遂被告事件昭和六年八月八日判決

1 「大阪朝日」昭和六年八月五日

六時間で終つたスピード陪審

冷淡な女を斬つた青年にかゝる裁判

電氣をつけて夜中までかゝったり、陪審員を缶詰にし二日ばかりで審理したり、一般に「時間のかゝる裁判」とされてゐる陪審公判が、四日、大阪地方裁判所で僅か六時間で結審といふスピードぶりをみせた。

被告は、京都市上京区□□通り□□町上る百□□町KD正市(二十五)で、夫婦約束までした馴染の奈良市KT遊廓FI楼の娼妓勝美ことSYなちよが、自分に無断で中河内郡□□村石切TU繁次に落籍され同棲してゐるので、四月二十二日女を訪れたが、余りに冷淡なのに憤慨し、刺身庖丁で二週間の傷を負はし殺人未遂罪に問はれたもので、

被告は全然殺意を否認してゐたが、陪審員も「殺意はなく、単なる傷害」と被告に有利な答申をなした。末次立会検事は懲役三年を求刑し、河本、春原両弁護士は酌量論をなし、午後四時すぎ僅か六時間の速さで審理を終った。判決言渡は来る八日。

2 「大阪朝日」昭和六年八月九日

「傾城に誠なし」と

斬りつけた二人男

各懲役三年の判決

「夫婦約束」を破ったとの理由で娼妓を斬った、二つの殺人未遂事件に対し、八日、大阪地方裁判所柴田裁判長から判決が言渡された、――

京都上京区□□通□□町上るKD正市(二十五)は、奈良市KT遊廓FI楼の勝美ことS

Yなちよが自分との先約を無視して、中河内郡□□村のTU繁次に落籍されたのを怒り、四月二十二日TU方に怒鳴りこみ、なちよに二週間の傷を負はし、陪審公判で陪審員は「殺意あり」―前回公判記に「殺意なし」とあるは誤り―と被告に不利な答申をしたが、結局検事の求刑通り殺人未遂として懲役三年を、▲(注、以下別件)また、大阪南区□□町□丁目いるは南支店雇人KM惣太郎(三十四)は飛田遊郭幸昇楼のHTふみえが夫婦約束までしながら、態度が冷淡だとて、三月二十九日に登楼して、短刀で斬りつけ三週間の傷を負はせ、公判廷では「金のあるうちはよいが、不景気になると笑顔もみせぬ」と唄の文句をそのままの珍答弁をしてゐたが、これも同じく懲役三年となった。

㊿放火被告事件昭和八年七月一七日判決

1 「大阪朝日」昭和八年七月五日

三年ぶりの陪審裁判「放火せぬ放火」

けふいよく開廷……

借金苦の前に保険金

死法化したといはれてゐる陪審裁判が、大阪では実に三年ぶりで、五日午前九時から、大阪地方裁判所刑事部一部中西裁判長かゝり、福尾検事立会、溝淵、大坪、林三弁護士列席で開廷されるが、事件は、放火か？失火か？のデリケートな事情がからみ、最初は警察でも失火で片付けてゐたという、陪審にはうつつのテーマである――

大阪北区□□町□□建具商TN惣之助(三十三)は、商売不振で千数百円の借金に苦しん

でみたが、さる三月五日午前零時ごろ、店一畳の間で、はしかで高熱の長男一夫(二年)に水をやったところ、コップをひっくり返し座布団を濡らしたので、火鉢の上において乾かしてゐるうちに、フトこのまま放置しておけば、やがて座布団に火がつき家を全焼させ、四千二百円の動産保険金がとれる……との悪魔的な考へに捉はれ、「右の状態を利用し、何ら発火防止の手段を講せず就寝したゝめ」、五時間後に果して自宅を全焼、両隣の家を半焼させたゝめ、保険金が転げ込んだとの公訴事実で、

数多い放火事件中にも、ほとんど例を見ぬ、「積極的に火を放たぬ不作為の放火」、即ち「放火せぬ放火」ともいふべき事件だけに、果して陪審員がどんな答申をするか？ 相当興味をそゝるものがある。

2 「大阪毎日」昭和八年七月五日

三年ぶりの陪審裁判

保険金詐取の放火事件

珍しい陪審裁判が、三年ぶりで五日午前九時から、大阪地方裁判所刑事第一部中西裁判長、福尾検事、溝淵、大坪、林弁護士列席で開廷される。

被告者は、大阪北区□□町□□、建具商TN惣之助(三三)で、去る三月五日午前二時ごろ、生活難からTK動産、NH動産の保険金三千二百円詐取目的で、自宅に放火、全焼せしめたといふ公訴事実によるもので、

TK動産社員SK満氏ほか八名が証人調べをうけ、陪審員の答申、検事の論告等、同日

中に結審のほずである。

3 「大阪朝日」昭和八年七月六日

陪審公判十六時間

放火被告が無罪

深夜の法廷に涙の劇的シーン

放火か？失火か？謎を包む、大阪北区□□町建具商TN惣之助(三三)の陪審公判は、五日午前九時、大阪地方裁判所中西裁判長かゝりで開廷。三年ぶりの陪審とあつて、傍聴席は超満員、谷田控訴院長、前澤所長らも傍聴してゐた。

被告に対する公訴事実は、四千二百円の保険金ほしさに、三月五日、火鉢の上で濡布団を乾したまゝ故意に放置し、自宅と両隣を焼いたといふのであるが、被告は頑強に犯意を否認し、被告の実弟ら九名の証人調べについて、福尾検事、溝淵、大坪、林三弁護士が、デリケートな内容をめぐって、鋭く対立する弁論を闘はせ、かくて六日午前零時三十分評議ををはり、

陪審長の東区南久太郎町二、山本信太郎氏から、「放火は無罪、単なる失火罪」と、果然被告の陳述通りの答申となつたので、被告は、任務を終つて退出する陪審員達を泣いて伏拝むなど、深夜の法廷に涙の劇的シーンを描き、裁判所も合議二十分の後、答申を採択し、放火の点は無罪と決定、七日、失火罪として、第二次弁論を行うことゝなり、今暁午前一時すぎ、十六時間余にわたる長審理ををへて閉廷。これで、放火の冤晴れた被告は、四千

二百円の保険金を返還しなくともいふことになった。

4 「大阪毎日」昭和八年七月六日

十七時間ぶつ通し、全国稀れな陪審裁判

大阪地方裁判所で今晩まで開廷され

放火容疑者※無罪の答申

有罪か無罪か、注目されてゐた大阪北区□□町□□、建具商T N惣之助氏(三三)の放火事件陪審裁判は、五日前九時から今晩一時すぎまで十七時間ぶつ通しで、大阪地方裁判所中西裁判長係で開かれた。

去る三月五日、T N氏方から発火、同家と隣家二戸を焼いた火事に、保険金詐取のためT N氏が放火したとの疑ひがかけられたもので、T N氏は極力失火と主張、立会福尾検事は有罪を強調、溝淵、大坪、林各弁護士は無罪論をなし、

午後十一時半陪審評議に入り、六日午前零時卅五分答申の結果、主問「放火したりや」に対し「然らず」、補問「失火なりや」に「然り」と、公訴事実は無罪に評議され、合議の結果、陪審員の答申を採用、同一時すぎ閉廷した。

次回七日、検事は失火罪で論告求刑し、結審のはずだが、十七時間ぶつだけの審理は、全国的にも稀とされてゐる。

5 「時事新報」昭和八年七月六日

失火か放火か

借金苦の保険金詐欺事件

三年振りの陪審裁判

大阪市北区□□町□□建具商T N惣之助(三三)に係る放火事件は、五日、大阪地方裁判所中西裁判長係り、福尾検事立会、溝淵、大坪、林三弁護士列席で、三年振りの陪審裁判が開かれた。

久し振りの陪審裁判だけに、午前九時、傍聴席は既に満員のすしづめ、谷田院長、前澤所長始め、神戸からわざわざ、庄司判事等がずらりと居並び、小田天満署長も傍聴席で傍聴、

本件は、失火か放火か、一時は失火とし片づけられ、四千二百円の保険金まで貰つてゐるだけに、陪審裁判にはうつつのテーマ、中西裁判長は、特に「被告の家の見取図面」を右陪審席横に貼出して、十二名の陪審員に新しき認識を与へた。

午前九時半、立会福尾検事は公訴事実を述べたに対し、被告T Nは「当時借金で苦しんでゐたことは事実ですが、大阪で何とかの目鼻がないではなかった、絶対に「放火して」などとの大それた考へは毛頭ない、全く子供に気を奪はれ看護に疲れて……」と全然事実を否認した。

正午一先づ休憩、午後は被告の妻や弟、曾根崎署の防犯部長等九人の証人調べに入った。

6 「大阪朝日」昭和八年七月七日

陪審裁判で遂に釈放

審理十六時間の後
放火は無罪に

朝刊一部所報Ⅱ大阪北区□□町建具商TN惣之助(三十三)にかゝる謎の放火被告事件陪審公判は、五日午前九時から十六時間ぶつ通しといふ、記録的長時間の審理が続けられた結果、

六日午前一時、時陪審員は、「放火に非ず失火である」と、被告の主張を認めた答申をなし、裁判所も合議の結果この答申を採用し、放火の点は無罪と決定。冤罪はれて、TNに對しては、六日午後、福尾検事から「拘束不要」として釈放の手続があり、同人は同日夕方大阪北区刑務支所から放たれ、百十余日ぶりに天日を仰ぐことゝなった。

なお、失火罪に対する第二次弁論は、七日行はれる。

7 「大阪朝日」昭和八年七月八日

放火は無罪に

なつたが……

既報—大阪北区□□町建具商TN惣之助(三十三)の放火被告事件は、陪審審理の結果、放火は無罪、單なる失火罪と認定され、七日午後、大阪地方裁判所中西裁判長かかりで続行公判を開廷。

立会福尾検事は罰金二百円を求刑、溝淵、大坪、林三弁護士の弁論で閉廷した。判決は十七日。

なお、TNに對しては、家主の北区道本町MM甚之助氏が、中村(健) 弁護士を代理人とし、焼失した借家の損害賠償千五百円請求の訴訟を起してゐる。

8 「時事新報」昭和八年七月八日

「失火」を詫びて、責任を誓ふ

長時間陪審裁判の後に

美し「火の罪」の裁き

大阪市北区□□町□□HG八重方建具商TN惣之助(三十三)の放火陪審裁判は、前後十七時間長審理の結果、「放火にあらず」との十二名の陪審員の答申が採用され、放火の点は無罪になったが、残る失火罪で七日午後二時半より、大阪地方裁判所中西裁判長(陪審裁判判事)係で公判が開廷。

裁判長「保険金を別にしてどの位の損害を蒙つてゐるか」、被告「家具、什器等一切で三千五、六百円になります」、裁「家主の損害も同額のやうにいうてゐるが、家主から損害賠償でも請求されてゐるか」、被「自分の借りてゐる家に対しては、債務不履行の形で二千二百円、隣家の類焼に對しては保証人連帯で千六百円(これは不法行為の名で)計三千八百円の請求訴訟を起されてゐます」、裁「それに就てどう考へてゐるか」、被「出来得る限りのことをせねばならぬと思つてゐます」、と失火に係る責任は受けねばならぬと、この

点を認め、

立会福尾検事は、「失火としては両三軒を焼き、相当世間を騒がした」とて、罰金二百円を求刑、溝淵、大坪、林(良)三弁護士は、「被告が不知の過失により、かく世間を騒がし、且家主及近隣の方へ多大の御迷惑をかけた事に対し、被告も非常に相済ぬと懺悔している際、検事の御諭告に対しては、一切を裁判長の御裁量に待つより他なし」とて、被告と同じ立場に立って失火の点を謝し、裁判長の懇切な説示に対して、被告は更に将来を誓ひ、満廷を美しい文字通りの「民衆裁判」を現出した。判決は、来る十七日午後一時。

9 「大阪朝日」昭和八年七月八日

とんだ失火

罰金二百円

三年ぶりの陪審公判の結果、保険金詐取放火の嫌疑晴れ、失火罪となった、大阪北区□町□□建具商TN惣之助(三十三年)は、十七日、大阪地方裁判所中西裁判長から、罰金二百円(未決五十日通算)の判決を言渡された。

10 「大阪毎日」昭和八年七月一八日

放火の陪審

罰金二百円に

去る五日、十七時間ぶつ通しといふ長い陪審裁判の結果、放火の点では無罪となり、続いて七日、失火罪として罰金二百円を求刑された、大阪北区□□町□□、建具商TN惣之助(三三)は、十七日、大阪地方裁判所中西裁判官から、求刑通り罰金二百円(ただし未決拘留五十日を日一円の割で通算)と判決言渡された。

⑩放火被告事件昭和九年七月三〇日判決

1 「大阪毎日」昭和九年七月五日

証人廿四人

陪審員を三日間詰めて

一年ぶり大阪の陪審公判

東成区東□□南□町□□□□、理髪店IH三郎(三四)にかゝる放火事件陪審公判は、四日午前九時から、大阪地方裁判所中西裁判長係り、米原検事立会のもとに開廷された。

昨年七月五日に同じく放火事件の陪審公判があつて、一年振りのこととて、中西裁判長が教鞭をとる商科大学生卅名など多数の傍聴者が押しかけ、法廷は満員蒸風呂の暑さである。

被告は、昨年六月十一日午前十時ごろ、保険金詐取の目的で自宅に放火したといふ公訴事実を徹頭徹尾否認し続け、同公判は四、五、六の三日間にわたり、被告申請の証人廿四名の取調べを行ふはずだが、陪審員は画家があり、お百姓さんあり、会社重役ありといふ多彩ぶりである。

2 「大阪朝日」昭和九年七月七日

三日がかりの陪審公判

東成区の放火事件

大阪東成区東□□南□町□丁目理髪業IH三郎(三十四年)の放火事件は、大阪地方裁判所中西裁判長係り、福尾検事立会、川崎(齊)弁護士ら列席のもとに、さる四日、一年ぶりの陪審として公判が開廷された。

IHは、店の経営難から定休日の昨年六月十一日午前十時、四千円の保険金目当に放火したといふのであるが、「警察の拷問で虚偽の自白を余儀なくされた」と強硬に否認し、三日がかりで、二十五名に上る多数証人を取調べるなど長審理の結果、七日午前零時にいたり、陪審員は「然り」即ち放火したものと答申、裁判長は右答申を採択し、次回十八日には検事の論告、弁論あることになり閉廷した。

3 「大阪毎日」昭和九年七月三十一日

放火理髪師

懲役六年の判決

保険金詐取の目的で昨年六月十一日午前十時自宅に火を放った、大阪東成区東□□南□町□ノ□□□、理髪業IH三郎(三十四)の放火事件は、卅日、大阪地方裁判所中西裁判長から、

懲役六年(未決二百日通算)を言渡された。

③放火被告事件昭和一〇年五月六日判決

1 「時事新報」昭和一〇年五月二日

久しぶりの陪審

□□町の放火事件公判開廷

飽くまで犯意否認

大阪府豊能郡□□町UH爲次郎(五三)にかゝる放火事件は、大阪としては一年ぶりの陪審公判により、一日、大阪地方裁判所中西裁判長係り、岡本検事立会、高梨、木村(順)、清水三弁護士列席で開かれた。

被告は、蒲団商を営んでゐたが、不況のため借金苦から免れようと、昨年九月廿八日午前一時ごろ、自宅南隣家屋に放火し、NH動産火災の保険金六千円を詐欺せんとして、三戸を全焼せしめたものであるが、被告はあくまで犯意を否認し続けたために、陪審裁判に移されたわけで、有罪か無罪かその成行に多大の興味が注がれてゐるが、裁判長の訊問に對しても、同様極力犯意を否認し、二十三人の証人が許可され、続行中。

2 「大阪朝日」昭和一〇年五月四日

陪審員が無罪と断定

採択されるかどうか

さる一日から、久方ぶりの陪審裁判として、審理中の大阪府豊能郡□□町布団商UH爲次郎(五十二)の放火事件の第三回公判は、大阪地方裁判所中西裁判長かゝり、岡本検事立会、木村(順)、高梨、清水(嘉)三弁護士列席で、三日午前九時半から続行開廷された。

被告UHは、多年□□町で布団商を営んでゐたが、妻子五人を抱へ、月百二十円の支出を要するのに、最近は何れも不振のため月六十円の収入しかなく、親戚、知己や取引先に負債を生じ、一家の窮乏暴露の状態に立ち至つたので、かねて大工が出入している南隣の空家に火をつけ、自宅に延焼させたら、大工の不始末による失火と認められ、NH動産の保険金六千円が転げ込み、生活苦を打開できると、昨年九月二十五日午前一時、空家に放火し自宅および隣家のND爲藏方と三戸を全焼させたといふ事件であるが、

取引先や被告に金を貸してゐる妻の姉、□□町信用組合UD常務理事、および大工、なお被告は警察の拷問を叫ぶので、古川池田署長、日野刑事、白崎HK電灯課技師など、実に二十二名の多数におよぶ証人調べが行はれたが、陪審員は評議一時間余のうちに、果然「放火に非ず」と答申したが、裁判所側はその採否を留保したまゝ、午後十時五分閉廷した。

もし採択となれば、大阪としては最初の陪審無罪となるので、裁判所の決定は注目されてゐる。次回は、六日午前九時。

3 「大阪毎日」昭和一〇年五月四日

無罪か遣直か

放火の問書に「然らず」の答申で

陪審裁判採否決せず

これは陪審法実施以来稀有の事件——大阪府下□□町大字□□町綿商UH爲次郎(五二)の放火陪審裁判は、一、二、三の三日間、大阪地方裁判所中西裁判長のかゝりで開廷。

同人の犯罪事實は、生活苦から、昨年九月廿八日保険金騙取の目的で、隣接の空屋裏へ放火し、空屋と自宅を全焼したといふもので、

検事廷、予審廷の自白は、警察の拷問によつたものを繰返したのだと犯罪事實一切を否認し、同人を検挙した池田署長古川龜雄氏ほか廿一名の証人が喚問されたが、爲次郎に有利または不利の証言続出し、最後に古川署長により法廷へ約五貫の丸石と工事用脚立、法廷用長椅子等を持出し、爲次郎に塀飛越えの実演をさせるなど、慎重審理がつけられ、終つて、岡本検事は、一時間余にわたる有罪論をなし、ついで木村(順)、清水(嘉)、高梨弁護士順で無罪論あり。

陪審員の評議一時間半におよんで評決あつたが、「爲次郎は隣接の空屋へ放火し自宅を焼燬したるものなりや」との問書に対し、「然らず」と答申、裁判所は右答申の採否を合議したが、同夜はつひに合議纏まらず、来る六日まで延期されることになり、同夜十時すぎ閉廷した。

答申を採択すれば、爲次郎は無罪、不採択の場合は、陪審やり直しとなり、成行は注目されてゐる。

4 「大阪朝日」昭和一〇年五月七日

陪審員答申通り「無罪とす」の判決

□□の放火事件に

大阪地方裁判所刑事一部中西裁判長係で、三日がかりの陪審裁判を行った、大阪府豊能郡□□町布団商U H爲次郎(五十二年)の放火事件公判は、六日午前九時五十分続行開廷された。

「放火にあらず」との陪審員の答申に対し、裁判長側は採否を保留したまゝで、その成行が注目されてゐたが、開廷劈頭、中西裁判長は果然、前記の答申を採択する旨を宣したのち、「被告人を無罪とす」と簡単ながら力強く判決を言渡すとともに、「かうした嫌疑がかゝつたのも、被告にもまた不注意があつたからだ、身分不相応の保険などをかけるのは疑ひを招くとともに、暮し向きに悪影響を及ぼすから……」と諄々と諭せば、昨年九月末から七ヶ月余の永い末決生活から解放される悦びに、呆然とした被告は、たゞ「有難う御座いました」とペコリと頭を下げたまゝ退廷した。

同人は、多年□□で布団商を営んでゐるが、最近商売不振で、妻子五人を抱へて、借金苦から通れるため、NH動産と契約の六千円の保険金詐欺を企て、昨年九月廿五日午前一時ごろ、かねて大工が出入してゐる南隣の空屋に放火し、自宅と隣家のND爲藏の三戸を全焼させたとふので、起訴公判に附せられたものであるが、借金の多くは親戚や知己で督促は急でなく、また親戚には資産家が多く、相当金の融通の利く立場にあるなど、動機の薄弱が陪審員の心証に強く響いた結果、大阪控訴院管下では最初の陪審無罪となり、保険

金も転げ込むことゝなつたもので、検事局でも上告せぬ模様である。

5 「大阪毎日」昭和一〇年五月七日

放火の嫌疑

陪審で無罪

答申採択さる

既報、無罪か陪審やり直しかと興味をあつめてゐた、大阪府下□□町大字□□町綿商U H爲次郎(五二)の放火事件は、六日朝十時、大阪地方裁判所で、中西裁判長以下、高梨、清水(嘉)、木村(順)弁護士ら列席の上再開。

結局、陪審員の答申は採択され、裁判長は爲次郎の「無罪」を宣告し、「かうした嫌疑をうけたのも結局不注意からで、今後一そう慎まねばならぬ」と注意し、一たん北区支所へ引とらせたが、検事は抗告権を放棄したので、今朝日中に半年ぶりで釈放される。

放火罪が陪審で無罪となつたのは、同法施行後全国ではじめて(注、放火罪が陪審で無罪となつた事件は、水戸・東京地裁最初の陪審公判を初め多数ある)で、法曹界の注目をひいており、この結果NH動産の保険金六千円は、同人に払戻されることになつた。

6 「大阪毎日」昭和一〇年五月七日

地獄で仏の思ひ

陪審裁判で無罪になつた

放火事件のUH語る

夕刊既報、大阪地方裁判所の陪審裁判で「然らず」の答申をうけ、六日、中西裁判長から無罪の即決（注、答申は三日、判決は六日で、即決ではない）判決を言渡された、大阪市外□□町大字□□町綿商UH爲次郎（五二）の放火事件は、検事の抗告なく無罪確定して、即日午後五時すぎ北区刑務支所を釈放されたが、綿大島の袷に霜降の合マントを纏ったUHは、昨年九月の事件発生以来剃らぬ髭がぼうくと伸びた顔を、喜びの興奮に戦かせて、「陪審員が―然らず―の答申をしたときはどんな気持だったてかいな？そりや言はずとも嬉しおますわいな……」と唇を震はせながら、ぼつくと語った。

最初、警察で無実のことを言ったのには、苦しめられたか、酷い目にあはされたかは、私の口からなにも申されまへん、あなた方の想像にまかせるだけです。なにもかもほんとのことは、有りのまゝを公判で申上げたから、お聞きくだすった通りだす。

清水弁護士が、極力追求した拷問「鉄砲攻め」の恐ろしさに、今なほ怯えるようだ。

いくら無実の罪でも、陪審員が答申をしてくれたときには、地獄で仏にあつたように嬉しおました。私は大体からだだが弱い方ですが、無実の罪を着てゐるので何とかのがれたいとの一心から、病監にも入らず最後まで頑張りつゞけました。何のことない、大きな災難でした、と大きな溜息をつく。

好きな酒も煙草も茶も断たれて……興奮するのはあたりまえだつしやないか、□□へ戻るかどうか、そんなことは皆と相談してからだす、

とそのあとは何も聞いても黙して語らず、出迎への親族四人に護られながら、床屋で散髪し、市内の親戚方へ身を寄せた。

なお、NH動産に加入した六千円の保険金は、爲次郎の無罪によって、当然払渡されるのだが、保険会社での見積もりは実際二千七百余円で、三千二百余円は超過保険だと主張してゐるから、今後両者に一紛議が持上るのではないかと見られてゐる。

7 「時事新報」昭和一〇年五月七日

一年振りの陪審裁判

答申通り □□の放火は「無罪」

保険金も転がり込む青天白日の蒲団商

全国で二度目の判決

関西において一年振りに開かれた放火事件の陪審裁判が、珍らしくも、六日、大阪地方裁判所中西裁判長から、全国において二度目の無罪の判決（注、放火罪が陪審で無罪となった事件は、水戸・東京地裁最初の陪審公判を初め多数ある）が言渡された――

大阪府豊能郡□□町大字□□町蒲団商UH爲次郎（五二）は、多年同町に居住し、蒲団商を営んでゐたが、不況のため、妻子五人暮しの支出百廿円に対し、月収僅かに六十余円で、親戚知己や取引先に負債を生じ、一家窮乏の折から、

かねて大工が出入してゐる南隣の空屋に放火し、NH動産火災の保険金六千円を詐取する目的で、昨年九月廿八日午前一時ころ、空屋に放火し、自宅と西隣ND方三戸を全焼したもので、

放火罪として公判に附されることになったが、UHは頑強に犯意を否認し、一年余振りに陪審公判となり、去る一日から三日間、大阪地方裁判所中西裁判長係り、岡本検事立会、木村（順）、高梨、清水三弁護士列席で審理がつけられ、□□町信用組合UD常務、古川池田署長ら、計六名の証人調べがあった結果、三日午後十時に至り、十二名の陪審員は「放火に非ず」と答申した。六日午前十時、再び公判が開かれ、中西裁判長も陪審員の答申を採択すると宣し、

「被告がこんな誤解をうけるは、高額の保険をかけたか、取引先やその他に余り借金をするからだ。不注意の点がこうしたのでから、将来大いに心せねばならぬ」とさとすところがあつて、無罪の判決を言渡した。

木村、高梨、清水の三弁護士は、交々語る。

放火の陪審裁判で無罪になることは稀有の事である、この際、お互に心すべきは、陪審裁判を仰げば無罪になるやうに考えることは誤りだ。事実冤罪である場合は、やるべきだが――。

なほ、UHは、午後青天白日の身となつて出所すると共に、保険金六千円も当然受取ることゝなった。

㊸放火被告事件昭和十一年九月二十八日判決

1 「大阪毎日」昭和十一年九月十八日

珍し・陪審公判

けふ、僧侶の放火

住吉区□□東□町僧侶、HN末吉(三四)の放火事件は、今十八日午前九時から、大阪地方裁判所大野裁判長、藤田検事係で、一年ぶりで陪審公判として開廷されるが、

同人は、昨年六月廿九日NH動産火災に加入した千百円の保険金欲しさに、HT英夫氏所有の自宅木造瓦葺二階建借家に放火したもので、警察、検事の取調べに一部自白したが、予審では徹頭徹尾否認し、無罪を主張してゐるものである。

2 「大阪朝日」昭和十一年九月十九日

陪審裁判ひらく

僧侶、謎の放火事件

一年に一人の利用者があるかなしかの陪審公判が、十八日久しぶりに、大阪地方裁判所大野裁判長係りで開廷された。

被告は、大阪住吉区□□東□町□丁目の自宅に放火全焼せしめたとて起訴された、一向宗の僧侶HN末吉(三十四年)で、絶対に放火したことなく、平野署で拷問にあひ自白を強ひられたと無罪を主張するもので、阪急電鉄社員望月原三氏ら十四名の正補陪審員が並び、審理は午前八時から午後十時四十分までスピーディーにつゞけられ、

結局「被告は果して放火したか」との裁判長の問に対し陪審員は「然り」と答申、検事は懲役七年を求刑、奥田(福)弁護士の減刑論あつて閉廷。判決は、二十八日。

3 「時事新報」昭和十一年九月十九日
警察の拷問を嚴重に追窮
僧侶の放火陪審裁判

大阪住吉区□□東□町□の□僧侶HN末吉(三四)にかゝる放火事件陪審裁判は、十八日朝八時、大阪地方裁判所大野裁判長係、藤田検事立会、奥田福敏弁護士並に陪審員十二名列席のもとに開廷された。四年振りに開かれた陪審裁判のことゝて、傍聴席は鮎詰の超満員だ。裁判長、審理に先立ち弁護士及列席陪審員に陪審に就いての諭告をなし、厳肅な事実審理が開始された。

被告は、既報の如く元錫器職人であったが、その後和歌山在の叔父のもとにあつて僧侶となり、大阪に來り前記に住居してゐたが、生活苦からNH動産火災保険と千五百円の保険契約を結び、昨年六月廿九日保険金詐欺の目的で放火し、同家を全焼したものである。

被告は、警察及検事局では事実を認めながら、予審において全く供述を翻したものである。証人としては、平野署土井司法主任、同道弘刑事部長等十数名が出廷したが、被告の供述の如く警察における拷問等に就いては、殊に嚴重な取調べが進められた。

4 「大阪朝日」昭和十一年九月二十九日
求刑通り七年
□□の放火僧侶

さきの大阪地方裁判所の陪審公判で有罪と認められ、立会検事から懲役七年を求刑された、大阪住吉区□□東□町□丁目僧侶HN末吉(三十四年)にかゝる放火事件は、二十九日大野裁判長から求刑通り、懲役七年の判決を言渡された。

5 「時事新報」昭和十一年九月二十九日
つひに懲役七年
放火僧侶の陪審裁判

有罪か、無罪か、陪審裁判の結果を注目されてゐた、大阪住吉区□□東□町僧侶HN末吉(三四)にかゝる保険金詐欺放火事件は、さきに藤田検事は懲役七年を求刑したが、廿八日大阪地方大野裁判長は、検事求刑通り懲役七年の判決を言渡した。

㊤ 準強盜傷人住居侵入窃盜被告事件昭和十二年四月一六日判決

1 「大阪朝日」昭和十二年四月一三日
久しぶり陪審裁判
西□□のカフエ荒し事件

大阪地方裁判所を通じて毎年一回か二回しかないといふ陪審公判が、久方振りで十二日開かれた。

本籍松山市南□□町前科一犯SE正男(三十四年)が、昨年八月四日未明、大阪港区西□□

町□丁目のカフェGOへ忍込み、サーヴィス疲れからぐっすり寝込んでゐた女給YS正子の枕元から、銘仙袷羽織ほか衣類その他十数点四十余円のを盗み出し風呂敷につゝんで階下に降りたところを、マダムYDあさ(三十八年)に発見されしがみつかれたので、同女の顔をなぐりつけ打撲傷をあたへ逃げ出したが、市岡署員に捕へられ同署に留置中、心臓脚気で入院、その病院の便所から逃げ出し、同年十月十九日までの間に住込泥棒その他でカメラ、現金など五百円ほどの竊盗を働いた事件で、中西裁判長かゝり、立会小阪検事、増田幸次郎弁護士列席、

被告が、マダムの顔を絶対に殴らなかつたと否認しつづける点が強盗になるかならぬかの分岐点である。

午前中事実調べ、午後は証人調べが行はれ、午後八時五十分には、やうやく陪審員の評議に入ったが、裁判長の「準強盗傷人なりや」「住居侵入竊盗なりや」などの主問に対してすべて「然り」と答申、小阪検事は「強盗の初犯である点、被告が青春に富む点などを考慮する」として強盗傷人の最低刑懲役七年を求刑、増田弁護士の情状論があつて、午後九時四十分閉廷した。判決言渡しは来る十六日。

2 「大阪毎日」昭和一二一年四月一三日

強盗と認む

今年最初の陪審裁判

マダムの片頬を殴つたか、殴らぬか、たゞこの一点で強盗か、単なる窃盗かの運命を決

する、本年最初の陪審裁判が、十二日、大阪地方裁判所中西裁判長係で開かれた。

被告は、松山市南□□町□生れ前科一犯SE正男(三四)で、昨年八月四日朝五時ごろ、港区西□□町□□カフェGOことYD太平方へ忍び入り、階上で寝てゐた女給YS正子(三三)の衣類を盗み階下へ下りた刹那、同カフェのマダムあささん(三八)が目覚め「その衣類を返して下さい」と迫つたのに、SEは「しまった」と近寄るマダムの左頬に握り拳で一撃を加へ、奥歯二本がたたくことになるほどの傷を負はせたほか、三件の窃盗を働きた市岡署に捕つたもので、

窃盗は全部認めたが、マダムの頬を殴つた点のみ頑強に否認、陪審を求めたものだが、陪審員協議の結果「被告人はマダムの左頬を殴打負傷せしめたりや」の諮問事項に「然り」と答申、これで陪審員からも「強盗」と認められ、立会小阪検事は峻烈な論告の後懲役七年を求刑、午後九時四十分閉廷。十六日判決ある予定。

3 「時事新報」昭和一二一年四月一三日

本年最初の陪審公判

カフェー荒しの男

カフェー専門の賊、松山市□□町生れSE正男(三五)にかゝる準強竊盗傷人事件が、本年最初の大阪地方裁判所の陪審裁判となつて、十二日午前九時から、中西裁判長係、小阪検事立会、増田弁護士列席で開廷された。

被告SEは、郷里で中学教育を受けたが、大阪へ流れ出てから病弱となつたところから

盗心を起し、昨年八月四日朝五時ごろ、港区西〇〇町の〇〇カフエーGOことYD太平方に忍び込み、二階女給部屋で就寝中の女給YSまさ子(三三)の衣類現金など四十円のもの盗み逃走せんとするを、階下に寝てゐたマダムあさ子(三四)に発見され、逃げ場を失つてマダムを殴打逃走、その後附近のカフエー数軒に忍び込んで、女給の衣類、現金など四百円のを竊取したものである。

裁判長は、事実調べのうちに、証人として被害者YSことGOのマダムほか数名について訊問を行ったのち、陪審員説示したが、陪審員評議の結果、：「然り」：と被告に不利な答申をなし、かくて立会小阪検事は痛烈な論告のち懲役七年を求刑、夜十時閉廷した。

4 「時事新報」昭和一二年四月一七日

殴つた強盗

懲役五年判決

カフエーのマダムの左頬を殴つた否かで、本年最初の陪審公判が開かれた、松山市南〇町〇前科一犯SE正男(三四)の住居侵入強盗強傷人竊盗事件は、十六日午後二時、大阪地方中西裁判長から求刑より軽く懲役五年、未決六十日通算の判決言ひ渡された。

事件は、昨年八月四日午前五時ごろ、SEが大阪港区〇〇二丁目〇〇カフエーGOことYD太平方に忍び入り、二階に寝てゐた女給YS正子(三三)の衣類を窃取逃げ出すとたんに、これを遮つた同カフエーマダムYDあさ(三四)の左頬を殴らなと主張し、陪審を請求したが、陪審の答申は「然り」となり、立会検事から懲役七年を求刑されたものである。

㊥放火未遂被告事件昭和一七年七月二二日更新決定

1 「朝日新聞大阪版」昭和一七年七月一日

陪審員初の缶詰

大阪で六年ぶりの陪審裁判が、十日、大阪地方裁判所富田裁判長かゝりて開廷されたが、証人調べが午後十一時までかゝつたため同夜は審理を打切り、十三名の陪審員は大阪ではじめての裁判所籠城(注、大阪では、すでに数回ある)となつた。

右は、三千円の保険金欲しさに、昨年四月、隣りの実兄大阪浪速区〇〇町椅子製造業YS義正氏方に放火延焼を企図した、椅子製造業YK義造(四三)にかゝる放火事件で、十一日午前九時から続行と決り、一回も使用したことがないため予審調室に当てられていた、陪審員宿舎を深夜大急ぎで元に復するといふ異変を巻き起した。

2 「大阪毎日」昭和一七年七月一日

六年振りに陪審公判

大阪の放火未遂事件

六年振りに開かれた陪審公判——大阪浪速区〇〇町一〇〇〇椅子製造業YK義造(四三)にかかる放火未遂事件の陪審公判は、十日午前十時から、大阪地裁陪審二階法廷で開廷。瀬戸検事の犯罪事実陳述につき、裁判長の事実審理に移つたが、

事件は、昨年四月廿六日午前零時四十分、動産火災保険金二千円詐取と注文をうけた学童用ベンチ二百五十四脚が同月廿九日までに間に合はないひのがれをするために、隣家の実兄YS義正方軒下の竹籠に放火、類焼を企図したが未遂に終わった容疑によるもので、被告は、法廷で放火の事実を否定、午後二時より夕刊売りの老婆SHつぎら証人十名の訊問があり、夜にかけて審理続行、同十一時閉廷。
十一日午前九時再審を続行する。

3 「大阪新聞」昭和一七年七月一日
六年振りの陪審裁判

けふ深更まで「放火事件」俎上に

大阪浪速区□□町一□□椅子製造業YK義造(四三)にかゝる放火事件、陪審裁判としては六年ぶりに、大阪地方裁判所富田裁判長係り、瀬戸検事立会、十三名の陪審員列席のもとに、十日午前十時から、事実調べが開始された。これより先、同七時、富田裁判長は約二時間にわたり準備手続きを完了、審議に移った。

この事件は、昭和十六年四月廿六日午前零時四十分、被告人が隣家の実兄YS義正方に放火し、動産保険三千円に加入する自宅に延焼せしめんとしたもので、大事に至らず消止められ、芦原署に保険詐欺放火事件として検挙されたものであるが、

当日法廷では、警察、検事局、予審での供述を翻し、警察における誘導訊問、さらに拷問を恐れて虚偽の申立を行ったものであると犯行を否認、午後零時半事実調べを終了。立

会検事の鋭い補充訊問にタジタジの態で、ひきつづき坂東弁護士に補充訊問があり、午後も続行された。当日証人として、次の人々が出廷訊問されることになっている。

NN浅吉(椅子を下請けさせた人)、OT建三郎(同業者)、HK庄吉(職人)、TD幸吉妻の叔父)、SHつぎ(境川電停夕刊売)、YS義正(隣家の実兄)、YS榮(同人妻)、YKたけ(被告の妻女)、溝側隆夫(戸川署司法主任)、津賀幹太郎(同署刑事)

なほ、この裁判は、けふ深更まで続行、結審されることになってゐる。

4 「朝日新聞大阪版」昭和一七年七月一二日

「然らず」と答申

放火未遂の陪審裁判

六年ぶりの陪審裁判、大阪浪速区□□町椅子製造業YK義造(四三)にかゝる放火未遂事件陪審続行公判は、前夜の缶詰審理につゞいて、十一日午前九時から大阪地裁富田裁判長かゝりて開廷。正午休憩、午後二時再開。裁判長の説示後、陪審員は別室で評議に入り審議の結果、犯罪を否定する、「然らず」との答申を行った。次回は、二十二日。

5 「大阪毎日」昭和一七年七月一二日

「然らず」の答申

放火未遂事件陪審公判

既報、大阪浪速区□□町椅子製造業Y K義造(四三)にかかる放火未遂事件の陪審公判は、十一日午前九時から、大阪地裁富田裁判長係、陪審二階法廷で再開。瀬戸検事の論告、坂東、安達弁護人の弁論があつて、裁判長の説示、発問に対し、泉陪審長以下十二名が午後三時から二時間にわたつて慎重に評議、同五時、評決答申は「然らず」と出た。果して無罪か、再び陪審に附するか、採択如何を決する公判は、来る廿二日午前九時から。

6 「大阪新聞」昭和一七年七月一二日

陪審は「然らず」

浪速区放火事件

どう決着する？

【既報】大阪浪速区□□町椅子製造業Y K義造(四三)にかかる放火未遂事件、陪審裁判続行審理第二日目十一日は、陪審員の「評決答申」の結果を注目され、さしもの大阪地裁陪審大法廷の傍聴席は超満員であつた。

かくて、午後五時、二時間にわたる陪審員の慎重な評議は……被告人の犯行なりや……の間に對して：「然らず」と答申された。

即ち、この朝開廷劈頭、立会瀬戸検事は、二時間にわたり第一次論告を試み、被告が事件発生の昨年四月廿六日直前、借財三千円弁済に困り抜いて、動産火災保険三千円を契約し、放火を意図した犯罪の経路、また放火に用いた新聞紙を夕刻市内境川市電交叉点の夕

刊売りから買求めた事実等多数証拠を列挙して、被告人の犯行なりと痛烈に主張し、坂東弁護士またこれに對して反駁、裁判長は陪審員に對し説示を行い評議答申されたものであるが、

裁判長は、評決「然らず」に對して、当日はこの採否を決定せず、次回は来る廿二日午前九時と期日を指定し、答申後直に閉廷を宣した。

果して「然らず」の答申が採用されるであろうか。大阪では六年振りに開かれた陪審裁判、殊に陪審員の評決は、「然り」……「然らず」の二種に限られた答申のうち、近来全国的にも稀れな「然らず」と出たので、さらにこの裁判の成行きは注目されるが、この答申が採用されるとなれば、当然次回法廷では無罪の判決となるが、我国の陪審制度は外国とは異つて、陪審員の答申がよしそれであつても、裁判長が「然り」と認める場合においては、この答申を却下し、陪審員を再選定して再審理となるわけであるが、陪審裁判は裁判における手続き上の不備等特別の場合を除いては上告審を認められないので、審理は特に慎重が期されるので、この裁判も陪審員の一夜裁判所内籠城で、第一日目の十日夜は関係職員は夜を徹して陪審裁判に協力したほどである。

7 「朝日新聞大阪版」昭和一七年七月二三日

放火事件の

陪審やり直し

大阪浪速区□□町椅子製造業Y K義造(四三)にかゝる放火事件、陪審第三回続行公判は、

廿二日午前十時、大阪地裁富田裁判長かゝりて開廷。裁判長は、前回公判で陪審員のなした答申、すなわち被告の犯罪を否定する「然らず」を不当と認める旨宣言した。よって、同事件は陪審員の顔触を変へ、やり直すことゝなった。

8 「大阪毎日」昭和一七年七月二三日

「然らず」の答申却下

放火未遂事件再び陪審に

既報、大阪浪速区□□町椅子製造業YK義造(四三)にかかる放火未遂事件の陪審公判は、さる十一日、大阪地方富田裁判長係、陪審員評決の結果「然らず」と答申、採択如何の判決を注目されてゐたが、廿二日午前十時から続行。裁判長は、然らずの答申を却下、陪審員を更新して、八月三日に準備手続を行ひ、再び陪審裁判にかける旨、被告に告げ、四十十分閉廷した。

事件は、三千円保険金詐取のため、隣家の実兄YS義正方に放火、未遂に終わったものである。

9 「大阪新聞」昭和一七年七月二三日

「然らず」を却下

放火事件陪審

【既報】陪審員評決の結果、「然らず」の答申により、被告の犯行にあらざとなつて注目されてゐた、大阪浪速区□□町椅子製造業YK義造(四三)にかかる放火未遂事件陪審裁判は、大阪地方裁判所富田裁判長かかりで、廿二日午前十時から続行。

開廷劈頭、裁判長は陪審員答申の「然らず」を却下し、八月三日この裁判を更新して、準備手続を行ふ旨を宣し、同十時四十十分閉廷した。

即ち、被告は、昨年四月廿六日深夜中、三千円の火災保険金に目がくらみ、隣家の実兄YS義正方の軒下に放火、類焼を企て未遂に終つた容疑によるものであるが、裁判長は、答申の「然らず」を認めず、被告の犯行を認めるものか、さらに証人および陪審員が選定され、改めて同様陪審裁判が行はれることになるわけである。

③⑩ 放火未遂被告事件昭和一七年二月二六日判決

1 「朝日新聞大阪版」昭和一七年八月四日

裁判長を忌避

やり直し陪審公判

裁判長が、陪審員のなした犯罪否定を意味する「然らず」の答申を不当と認めて、陪審裁判やり直しとなつた、大阪浪速区□□町椅子製造業YK義造(四三)にかかる放火未遂事件準備公判は、三日午前十一時、大阪地裁富田裁判長係りて開廷。立会の坂東弁護士は、同裁判長を忌避する旨申立て閉廷。

2 「大阪毎日」昭和一七年八月四日

弁護人が裁判長、両陪席判事を忌避

もつれる放火未遂事件

既報、大阪浪速区□□町一□□椅子製造業YK義造(四三)にかかる放火未遂事件は、さきに陪審員の「然らず」の答申を裁判長が却下、改めて陪審裁判のやり直しをすることに、その再陪審準備手続が三日午前十一時から、大阪地方陪審二階法廷で富田裁判長、芳賀検事立会、非公開で開かれた。

まづ、坂東弁護人から証拠申請を申立てたが、裁判長はこれを却下したので、さらに弁護人は「この審理の模様では、証拠不十分で事の真相把握に困難である」との理由で富田裁判長、福島、鈴木両陪席判事を忌避した。

よつて、富田裁判長は、直に同事件の訴訟手続を停止、正午閉廷したが、成行は注目される。

3 「大阪新聞」昭和一七年八月四日

もめる陪審裁判

裁判長忌避で休審

大阪浪速区□□町椅子製造業YK義造(四三)にかゝる放火未遂事件陪審裁判は、さきに陪審員の答申「しからず」の評決に対し、富田裁判長が被告YKの犯罪なりとして「無罪の

証拠も明らかならず」といふので評決を却下、注目されてゐたが、

三日午前十時から、同裁判長は、芳賀検事立会、坂東弁護士列席のもとに、この裁判更新に対する準備公判を開いたが、坂東弁護士は同裁判長を忌避したので、この事件は忌避に対する決定があるまで休審されることになった。

4 「朝日新聞大阪版」昭和一七年一二月二四日

浪速区□□町の

放火の陪審再開

大阪浪速区□□町、椅子製造業YK義造(四三)の放火事件にかゝる大阪地裁の陪審裁判は、裁判長の忌避申立も申立却下の抗告も棄却されて、富田裁判長係、小坂検事立会で、陪審員の顔触だけは一新して、二十三日朝十時開廷。食事の休憩時間のほかは、深夜までぶつ通して、最初から事実審理をやり直し、陪審員十三名は同夜陪審宿舎で缶詰となった。

5 「朝日新聞大阪版」昭和一七年一二月二七日

放火の陪審裁判に判決

再開の陪審裁判で、遂に「然り」と評決答申された、浪速区□□町YK義造にかゝる放火事件は、二十六日、大阪地裁富田裁判長から懲役三年の判決を言渡された。

6 「大阪毎日」昭和一七年二月二七日
懲役三年の判決

陪審裁判のやり直し、裁判長忌避問題まで起った、大阪浪速区□□町一□□□、椅子製造業YK義造(四三)にかかる放火未遂事件の更新陪審公判は、廿六日大阪地方裁判所富田裁判長係りで開廷、懲役三年(求刑四年)の判決があった。

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第7巻第10号、一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号(第35巻第9号、日本弁護士協会・一九三二年一〇月)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

こゝでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された大阪控訴院長谷田三郎、大阪地方裁判所検事正金山季逸、大阪地方裁判所部長判事池内善雄、大阪地方裁判所検事西堀元道、司法書記官潮道佐の感想ならびに前掲『法曹公論』に掲載された大阪弁護士会所属の弁護士達の感想を収録した。大阪弁護士会所属弁護士の大多数は、陪審法の実施には消極的である。

昭和三年一〇月から昭和四年七月までの間に行われた一二三件の大阪における陪審公判について、大阪の裁判官・検察官の感想を、一人について一点だけ紹介しておこう。谷田控訴院長は、「全然意見の混じらない説示は、殆ど聞くことが出来ないやうな有様である。」という。金山検事正は、更新された事件について、「内一件(注、①事件)は殺人を傷害致死と答申し、二件(注、⑤⑥事件)は殺人未遂を傷害と答申したのである、専門の見地からすれば、此の答申は妥当を欠ぐと思うが、法律の素養無き陪審員の常識判断としては寧ろ当然の帰結であらう。」という。池内判事は、「陪審員は、公判に頭はれたる被告人及証人の態度並に供述に重きを置き、殊に被告人と被害者の態度供述を対照して事実の認定を為すものゝ如し。公判前に於ける関係人の供述、殊に予審に於ける被告人の自白の如きは、左程之に重きを置かざるものと思はる。」という。西堀検事は、「所謂誤殺の一事例(注、⑨事件)で、…「被告人は乙を甲なりと誤審して殺意を以て乙を殺したるものなりや」との間に対して「然らず」との答申をした、之明かに故意の觀念を誤解した結果である。…不得止再陪審に附し次回の陪審(注、⑩事件)に於て是正したのであったが、どうも一般人には専門家にては何でもない法律的解釈が容易に呑み込めない様である。」という。

潮道佐司法書記官は、陪審事件の過少、放火と殺人、警察官問題、陪審更新、陪審の上告について分析している。

(注) 全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」(『法曹セミナー』第36巻第8号、一九九一年八月)があるので、参照されたい。

1 判検事の感想

①大阪控訴院長谷田三郎「陪審法施行後の所感」

陪審法が実施せられてから未だ一年に達しない。私が陪審公判を傍聴した回数も十回を出ぬ。此短い間の貧しい見聞を根拠として、制度の得失や運用の当否を論評するのは大早計であらねばならぬ。私が以下述べんとする所は、単なる感想に過ぎぬ。固より公にする程の価値はないが、強て請はるゝ儘に所感の一端をお話して責を塞ぐ次第である。

我国の陪審法は、其実質に於ても又其外形に於ても、諸各国の陪審制度と相違する点が多いのであるが、就中著しい根本的差異は、第一我国の陪審は裁判所の構成外に立つ一種の諮詢機関で、陪審員は裁判官たる資格を有たず、其答申は法律上裁判所を羈束する力を欠く事、第二法律上当然陪審に付せらるべき事件の外、被告人の請求に因りて陪審に付する場合所謂請求陪審を認むる事、第三被告人は検事の事件陳述前は何時にても陪審手続を辞退し又は請求を取下ぐることを得る事、即ち被告人の処分を許したる事、第四陪審員候補者は抽籤に依りて之を選定し、諸各国の如き詮考制を採らざる事などである。

右の諸点は、我陪審法の特徴とも称すべきもので、是に就ては実施前法曹間に色々の議論があり、之が実施の結果如何は特に一般の注意を惹いて居る所である。仍て私は先づ右の諸点に就て、実施後の所感を述べやうと思ふ。

我国の陪審は一種の諮詢機関に過ぎぬ、陪審員の答申は裁判官を羈束する力を有せぬのであるから、陪審の仕事は興味が薄い。斯る制度の下に、陪審員から十分の熱心と努力を望むのは無理な注文ではあるまいか。陪審法施行前からかやうな懸念があつたのであるが、実施後の実況を見るに、陪審員が己れの地位に不足を感じる様な形跡は少しも無く、孰れも皆な仕事の高尚な意義を十分に会得し、非常の真面目と熱心とを以て終始しつゝある有様は何人も驚嘆して措かざる所である。

次に、施行前問題となつたのは、陪審の答申と裁判所の意見が衝突して、更新の場合が度重り、終に裁判の行き詰りを見る様な事が起りはせぬか。是は我々が最も心配した点であつたが、只今までの所では、陪審の答申は常に裁判所の意見と合致し、我が管内で再陪審に付せられた事件は僅に一件である。夫れも再陪審の結果、答申は直に採択せらるゝことになつた。

次に、請求陪審に付ては、如何なる結果が現はれた乎。漏れ聞く所に依れば、我陪審法に於て請求陪審の例を開いた所以は、我国現時の刑事訴訟では動もすれば検事の無理押が通る、又裁判官の中にも随分世間見ずの没分曉漢が居て、非常識極る裁判を言渡す例があるから、此間の消息に通ずる者は甘じて官僚裁判を受けることを欲しない。現時の判事や検事を以て満足する者には、強て陪審裁判を授ける必要はないが、之に不満を感じる者には、宜しく陪審手続を請求するの途を開くが至当であると云ふに在る。是が立法の趣意であるとするれば、請求陪審の制度は司法官不信任の意味を含んで居るのであるが、実施の結果我が管内で陪審公判を請求した者は唯だの一人である。思ふに請求陪審の少ない事に付ては、色々の原因が考へられる。陪審裁判を受くれば、控訴の途を失ふ事や陪審費用を負担せねばならぬ事などは、請求を躊躇する重もな原因であらう。夫であるから、陪審の請求が少ないからとて、直に国民が現時の裁判に満腹の信頼を表して居るとは断言し難いが、トニカク請求の極めて少いことは注意すべき事実ではあるまいか。

次に、注意すべきは陪審を辞退する者の多い事である。公判前に公訴事実を自白した者は始より陪審に懸らぬのであるが、自白して居ない者でも陪審を辞する者が予想外に多いのは何故である乎。是亦、請求陪審の少ないと同様、陪審裁判に対しては控訴の途の無い

ことや、陪審法実施後無罪の先例の無いことなどが、主たる原因であらうと思はれるのであるが、斯くの如く陪審の請求は殆んど絶無で、陪審の辞退が頗る多い為、陪審事件は予定数の五分の一にも達しない。此事は、本制度実施後最も注目し得る現象と謂はねばならぬ。

陪審員候補者を選定するに、詮考に依らずして抽籤法を採用した結果如何。陪審法には陪審員候補者の資格として三十歳以上の男子たること、二年以上同一市町村内に居住すること、直接国税三円以上を納むること、読み書きを為し得ることの四者を列挙して居るのであるが、所謂読み書きを為し得るや否は、実際上何に拠て之を決すべき乎が問題となつた末、結局小学校卒業程度を標準とすることになつた。其処で小学校卒業程度で名簿を作らせ候補者を選定させたのであるが、実際本人を呼出して見ると、自己の氏名を書くことの出来ない者が続々現はれて来る。或る事件では、三十円も四十円も国税を納めて居ながら名前の書けない人が四人も出て来たのには、少なからず驚かされた。併し一方にはまた立派な教育のある先生が出頭して居る。袴羽織の行儀正しいのもあれば、着流しの無頓着も見える。耳の遠い老人、便所の近い若者、百万長者、屑屋の亭主、真に十人十色、玉石同架である。私は始めて傍聴に出て、此等の人々が陪審席にヅラリと列んだ光景に接した時には、ドウシテモ次の様な考を起さずには居られなかつた。かく迄雑駁な混成団が、果して統一ある共同の仕事を成就し得るであらうか。馴れぬ長座に堪へ兼ねて、飛んだ失態を演出し法廷の神聖を汚かすやうなことはあるまいか。夫れよりもモット心配な事は、複雑な事件の関係や六ヶ敷い法律の理屈が、果して能く此等の人々の腑に落つるであらうか。彼等の評議はドンナに進み行くであらうか。一、二の口利きが、多数の分らず屋を引き摺

つて無闇な所へ連れ込みはしないか。斯様な想像がまざくと頭に浮んで来たが、さて愈々幕が明いて場面の展開を見て居ると、思ふたよりは生むが安い。陪審員は何れも極めて真面目で、謹厳で、緊張の気分が満廷に漂ふて居る。長い公判中にも、失態と云ふ程の事は絶て起つて来ぬ。評議室の内幕は固より聞くことを得ないが、評議は正しく順当に運ばれて行くものと見へる。即ち、彼等の答申は都て適正で、我管内中一件を再陪審に付した外、他は悉く裁判所の採択する所となつた。

我陪審法が、英仏独などの先進国に行はるゝ詮考制を捨てゝ抽籤法を採用したのは理論上大なる疑義の存する所である。のみならず、実際当選して来る陪審員の顔振れは前述の如く甚だ心許ないもので、一見其能力の程を疑はしむるものがあるに拘らず、実際の成績は是亦前述の如く誠に見事であるのは如何なる訳か。夫れには必ず原因をなす所の事由がなくはならぬ。私は後に其事由に就て卑見を述ぶる機会を有つであらう。

以上は、我陪審法の特徴とも称すべき諸点に関して実施後の所感を略述した次第であるが、之より進んで、陪審舞台の立役者たる裁判長、検事及弁護士への働に就て、実地視察の際感じた所を申上げて見度い。

裁判長は訟廷の主人公で、其職司は申す迄もなく最も重大である。殊に陪審公判では、複雑な訴訟材料を巧に料理して、素人たる陪審員に其真味を味はせなくてはならぬのであるから、通常手続の場合よりは一層困難である。夫れ故に、陪審裁判長の人選には特に意を用ひ、老巧練達の判事を簡抜して之に当て、大阪神戸二個所を除く外、他の地方裁判所では悉く所長をして自ら裁判長の役を勤めさせたのであるが、実際の困難は予想以上で、其辛苦は実に名状すべからざるものがある。陪審の公判は、通常手続に比し少くも三倍以上

の時間を要する。成るべく其日の内に片付けて、陪審員を留め置かぬやうにする必要から、夜の一時過ぎまでも訟廷を続けることがある。併し、何れの裁判長も異常の熱心を以て事に当り、飽迄記録を精読し、完全に証拠物の調査を遂げ、予め訊問の順序次第を案じ置き、言語姿勢の端々迄も一々十分の注意を払ふて居るから、其審理振は如何にも立派で、訟廷の気分は終始緊張し、絶てダレ場を見せないのは何よりも有り難い感に打たれた。是は、畢竟裁判長諸氏が新法施行の深厚なる意義と自己の職責の重大なる性質に鑑み、全力を傾注し最善を盡すが為に外ならぬので、私は衷心より其労を感謝して止まぬ者であるが、欲を申せば注文し度い廉が少くない。今茲に其一、二を言へば、裁判所は余りに大事を取り過ぎて、被告人に対し必要の無い推問答を重ねたり、無くて事足る証人、鑑定人を余計に喚問する風が見える。此等は陪審を岐路に導く惧がある。夫れから、陪審員に対する諭告や説示には、苦心の跡が歴々と現はれては居るが、ドウモ未だ堅た過ぎて、重苦しい感じがする。諭告や説示は、成るべく平明でなくてはならぬ。夫れには、裁判官に於て今一段と機智を働かす工風が必要ではあるまいか。又、発問も少しく冗漫に失する。是は、モツト抽象的に作り上げて簡明にする方が宜しからうと思はれる。尚、私は此機会に説示に就て聊か申添へ度い。由来我司法部に於ける多数有力者の説く所では、裁判長は有らゆる仕事の中で説示に最も重きを措き、之に因て事件の真相を陪審員に伝へ、彼等の心証の基礎を作らねばならぬと云ふのであるが、私は予てより此説示中心説に疑を抱き、審理中心説を主張して居る。其理由は、我陪審法は英国法と異り、説示には証拠の信否に関する裁判長の意見を加へることを許さないものである。併しながら、証拠に関する意見を寸毫も混へずして事件の真相を闡明し、陪審員を指導し得るやうな説示を為すことは事実上不可能であ

ると謂はざるを得ぬ。現に、仏蘭西法に於ては、元と我法と同様、意見抜きの説示を規定して居たのであるが、数十年経験の結果、意見を混じらない説示は実際上不可能で、之を命ずるのは徒に上告の種を蒔くに過ぎないものであることを確かめ、終に説示制を全廃するに至った。蓋し、事件の真相を闡明するには、必然各個の訴訟材料に付て其価値を批判し、其何れを取り何れを捨つべきやを甄別せねばならぬ。此事なくして、漫然心証を形ち造るは証拠に依らざる判断を為すに外ならぬ。然るに、我陪審法は証拠の信否に関する意見の混入を許さないものであるから、裁判官にして真に陪審を善導せんとするならば、説示の方法に依らずして、審理の途に依らねばならぬ。即ち、被告人、証人の訊問其他の証拠調等、事件審理の上で極力事の真相を闡明するに努め、陪審をして自ら取るべきものを覺らしむる様に仕向けねばならぬ筋合である。是れ、私が説示中心主義を排して審理中心主義を採り、説示は平淡に取調の要領を摘示するに止むべしと説く所以である。而して、本法施行後の実際を見るに、事実は全く私の予想通りで、裁判長が説示に念を入れれば入れられる程度見が加はり、綿密に互れば互るほど夫れが顕著になつて、全然意見の混らない説示は殆んど聞くことが出来ないやうな有様である。私は此実況を目撃すると共に、今後益々審理中心主義を支持するの必要を感じたのである。

裁判長に次で検事に移る。陪審法実施前の予測では、陪審公判に於ける検事の弁論は従前に比し著しく綿密を加ふる上に、弁護人の弁論に対する反駁の為に、数倍の長時間を要することに成らうと思はれた。施行後の実際を見ると、検事の論告は綿密の度を加へたには相違ないが、さりとて明治二三十年代に行はれた様な、好んで弁を弄する如き風はなく、論調は概ね穩健で、内容にもさしたる無理が無い。是れ、一には老練な検事正が

自身立会検事の役を勤め、検事正の立会はぬ所では立会検事の人物を厳選する為めと、又一には弁護士論調が意外に穩当である為とであらうと思ふ。トニカク検事の態度の穩当なのは寔に結構な事と申さねばならぬ。唯だ、多少耳障りなのは、検事の論告が動もすれば陪審員を唯一の目標とし、裁判所に対する關係を全然忘却したやうな形になるのと、陪審員に対する言葉遣ひが余りに丁寧で、或は諛るが如く或は煽てるやうに聞える向きがある。誨へるのは宜しいが、諛ねるのは面白くない。尤も、中には卓を叩て励声叱咤する向きも見受けるが、是も亦た余り面白くない。其他大袈裟過ぎた形容詞や、不釣合な比喻や、難解な法律語などが飛び出して来ることもあるが、大体に於ては前に申す通り検事の態度と言論は穩当であつて、独仏などの検事に比し些の遜色ないやうに見受けらるゝのである。

終りに、弁護士の行動に付て所感を述べやうと思ふ。陪審の公判では、ドノ様に弁護人の弁舌に苦められるであらう乎、陪審法には明文を以て意見の陳述は重複して之を為すことを得ず、公判廷に現はれざる証拠は之を援用することを得ずと規定してあつても、従來の経験に依れば、此二者はトテモ実行されないであらう。西洋でも陪審公判は一種の演劇のやうに視られて居り、此処では検事も弁護士も平常の態度を一変して役者に早変りし、大向ふ相手に上調子な長講座を演ずるのが常である。まして、我国では今度始めて陪審の皮切りを行ると云ふので、世人は好奇心を以て開場を待ちつゝあるのであるから、唯さへ長広舌を以て鳴る刑事専門の弁護士諸君が、何条温順しく畏まつて居るものか、必ずや平常に幾倍して舌端火を吐き気焰屋を焦すであらうと密かに恐を為して居た。然るに、陪審の公判に臨んで見ると、案外にも弁護人の言語態度は、平靜謹嚴で芝居染みた気合などは少しもなく、其論旨は在來の弁護論に比し迥に細く行届いて居ながら、無駄がないから、其割

に時間を食わぬ。但し、弁護人の弁論にも検事の論告と同様、時々無理な形容詞や比喻が飛び出さぬことはないでもないが、概して事件の調査が行届いて居る為め議論が着実であり、言語姿勢を慎んで居る為め態度が奇麗である。私は予想の裏切られたのを見て、深く己れの不明を愧ぢずには居られなかつた。

陪審法施行の結果に関する私の所感は以上陳述の外、尚ほ数々ある。又、施行後の所感に基いて新に施設した事柄も少くない。此新施設をお話しすれば、中には実務家諸君の御参考になるやうなものがありはせぬかと思ふが、夫れは後日に譲り、今日は先づ陪審手続の主体たる裁判官、検事、被告人、辩护人、陪審員に就て、施行前と施行後の感想を対照的に申述べた。私の感想談は、ホンノ即席料理で粗笨極まるものであるけれども、我大阪控訴院管内の実況を写した拙い略図として御覽を願ひ度い。今、此略図に依れば、陪審法の施行は予想外の好結果を示すものと謂ふことが出来る。請求陪審の少ない事と陪審辞退の多い事とは、我々の大に考究しなくてはならぬ問題であるが、裁判官、検事、弁護士、陪審員の各機関が、何れも克く其職責を尽し見事な成績を挙げつゝあることは、我国司法の為め慶賀措く能はざる所である。就中、其成績に付て不安に堪へなかつた陪審が、立派に其任務を果し得るのは、最も喜ぶべき事相であらねばならぬ。抽籤の結果選ばれた鳥合の衆とも謂ふべき陪審員が、斯くも立派に其重任を果し得るのは、一に裁判官、検事、弁護士の三者が歩調を一にして訴訟手続の暢達を図り、陪審を善導して其向ふ所を誤らざらしむるが為めであると思ふ。言う迄もなく、裁判官、検事、弁護士は刑事裁判の三位一体である。三者心を一にして正義の本旨を守り、相依り相援て法の実行に努むる所がなかつたならば、裁判の仕事は到底其美を濟すに由ない。陪審法施行後今日に至る迄、陪審員の

態度判断が適正であるのは、判検事弁護士の状態行動が適正であることの結果である。判検事弁護士の状態行動が適正であるのは、此三者が、共同一致して新法擁護の為に尽さんとする誠意の反映に外ならぬ。私は新法施行後半歳有余の間に現はれた司法機関の誠意と努力が、永遠に伝はらむことを祈願し、而して此祈願は決して徒爾に非ざること、信じつゝ、此条件の下に陪審法の前途を祝福するものである。

② 大阪地方裁判所検事正 金山季逸「所感」

一、昨年十月以降本年七月迄の間に、我大阪に於て陪審に付したる事件は、合計十三件で、其の内訳は法定陪審事件十二件請求陪審事件一件である。而して、右十三件の内陪審員の答申に欠点があつて再陪審に付したる事件が一件あつたが、其の他は全部陪審員の答申を採択し有罪の判決になつてゐる。結果から見て、陪審員の評決に大なる不都合はない、只内一件は殺人を傷害致死と答申し、二件は殺人未遂を傷害と答申したのである。専門的の見地からすれば、此の答申は妥当を缺ぐと思ふが、法律の素養なき陪審員の常識判断としては、寧ろ当然の帰結であらう、失当と謂へば失当とも云へるが、専門家の裁判でさへ審級の異なる毎に右になつたり左になつたりする事は珍しくない事で、世人も亦之れを別段不思議とも思はぬ今日の実情に於て、陪審員の評決に多少非議すべき点があつたからと云つて、陪審裁判其のものを呪ふのは苛酷である。私は、寧ろ大阪丈の成績に付いて云へば、予期以上の成績を挙げて居ると云ひたい。

二、処が、之れと正反対に陪審裁判は、予期に反して極めて寥々たる有様である。我大阪に於て同期間の法定陪審事件丈でも六十五件あるに拘はらず、實際陪審に付したる事

件は十三件に過ぎぬ、何故であらうか。

私は陪審員が前段に述べた如く、至極真面目に其の職責を尽し、其の判断も概して肯綮に中つて居る事例が、却て被告人の僥倖心を満足せしむることが出来ない、加之陪審裁判は控訴が出来ない、又弁護人の側から見れば陪審裁判は公判に於て非常に骨が折れる、而も其の結果は期待した如く被告人の有利にはならない等の原因が、最近に於て殊に陪審を辞退する者が多いのではあるまいか、即ち反面に於て陪審裁判の好成绩を裏書する皮肉の現象とも見られる、果して然らば、量の少なきは別に憂ふるに足らぬ。

三、陪審公判に於て立会検事の公訴事実の陳述は、従来の型を余程改めねばならぬ事を痛感する。我大阪では、出来得る限り其の方針で遣つて居る、英国の法廷でも仏国の法廷でも、公訴事実の陳述は、我国の夫れの如く無味乾燥な形式的のものではない、此等は以て大に参考とすべきである。仏国の公訴状には、犯罪の原因、経路、情況、結果、並に被告人の心理状態等を詳述し、被告人の弁解の要旨を摘示し、有罪の証拠を列挙し適用すべき法条迄も掲ぐる例である。英国に於ても、公訴事実は略同様の程度に極めて詳細に陳述する、陪審員は之れに依りて、被告事件の輪廓要領を会得するのである。或は、之れを何て陪審員に予断を抱かしむる虞ありとして反対する論者もあるが其の反対は当らぬ、被告人は公訴事実にて一応嫌疑ありとして公判に付せられたるものである、然らば其の嫌疑の由来顛末証拠等を挙示し公正なる判断を求むる事は、寧ろ当然にして且正当なる処置であると思ふ。

③ 大阪地方裁判所部長 池内善雄「感想」

一 陪審員の公判廷に於ける態度は、概して真面目にして、特に被告人に有利なる事実証拠を看過せざることに努むるものゝ如し。但し、稀には事実を予断して審理に注意を払はざる者亦之なきにあらず。是畢竟、陪審の趣旨が国民一般に徹底せざるが為なるか又は其の陪審員が陪審員たるに適せざる性格を有するに由るべく、裁判長の諭告に依り之を矯正する能はざるが如し。

二 陪審員は、公判に顕はれたる被告人及証人の態度並に供述に重きを置き、殊に被告人と被害者の態度供述を対照して事実の認定を為すものゝ如し。公判前に於ける関係人の供述、殊に予審に於ける被告人の自白の如きは、左程之に重きを置かざるものと思はる。検事に於て是等証拠の価値を強調して、陪審員を動かす必要がある場合あるべし。

三 陪審員は、事実の認定を為すに際り、感情に動さるゝ傾向あり。殺人未遂事件等に於ては、被告人と被害者の体格態度供述等を対照し、之に犯行の動機原因を加へて、其の憐れむべきものに在りては、同情の余り故意に自己の確信せる事実の認定を左右するも厭はざるものがあるが如し。裁判長が諭告に於て其の不可なるを力説すべきは勿論なるも、到底此弊を矯むること能はざるが如し。

四 陪審員は、審理の中途休憩の時等に於て、相互に事件に付き相談するの結果、其の時既に事実を予断するに至る場合があるが如し、審理二日以上に亙るときに於て殊に然り。之を避くるには、陪審が問書の交付を受けて評議室に入る迄は、相互に事件に付き意見の交換を為さざる様諭告するを可とすべし。

五 陪審員は、当事者の弁論に眩惑せらるゝことあるが如し、適當なる説示に依り其の判断を誤らざる様善導すべきや言を俟たず。

六 陪審員は、判検事に対し大なる敬意を表すると同時に、是等の人より其の自尊心を害せらるゝことを甚だしく嫌忌するものゝ如し、故に吾人は陪審員に対し最も懇切丁寧なる言動に出づべく、裁判長の説示に際りても、事件に対する其の意見を暗示するが如きは陪審員の権限を侵すものとして、其の自尊心を害し之が為却て答申に誤を生ずる虞あるを以て、最も慎むべきことなりと思はる、陪審員の善導と意見の暗示は、厳に之を区別するの要あるべし。

④大阪地方裁判所検事 西堀元道「陪審裁判に現るゝ陪審員の感情並社会常識を考察し普通裁判との調和問題に論究す」

一 序言

予が陪審裁判に関与した事件中、従来の裁判例に依れば、当然殺人又は殺人未遂として判決せらるべきものが、傷害致死又は傷害の答申を採択して判決されたものが三件あった。之れに就て、最も痛感したのは普通裁判との調和問題である。依て、此機会に卑見を開陳して、諸彦の御高示を仰ぎ度いと思ふのである。そこで、順序として予の経験したる右三件が如斯結果となつた原因を探究して見ると、大体に於て、(一)裁判に経験無き陪審員の感情の働きの、(二)陪審員の法律智識の欠缺、(三)所謂殺意の觀念と社会常識の相違等が主なる原因の様に思はれる。以下項を分つて考察して見たい。

二 陪審員の感情の働き

凡そ犯罪には各原因があり、単に被告人の立場のみから観ると、夫々同情すべき情実のあるもので、就中殺人事件に於ては同情を惹くべきものが多い、併も殺意の認定に就ては

陪審員に対し被告人が殺人を決するに至れる余儀なき事情の存在を会得せしめねばならぬので、それが反て陪審員の同情を誘致することとなり、裁判に経験なき陪審員は感情に支配せらるゝのである。然し、之れは人情の常で、夫れを制して理性的の判断を求めんとするのは頗る難事である。陪審員は、裁判長の論告に依り感情に囚はれてならぬことは十分心得て居るのであるが、不知不識の間に感情に駆られるのは、恰度観劇者が芝居と知りつゝ悲劇に泣かされる心理と同様ではあるまいか。而して、司法官の態度は、劇通家の冷静なる芸術観に比すべきもので、所謂素人と玄人との観察上に自然相違を生ずるのは蓋し不得止ものではあるまいか。若し、夫れ然りとするならば、陪審員をして裁判に関する智識と経験を得しむべく指導と訓練の方法を講ずべきか、将又裁判を所謂民衆化すべきか、此二方面に就ては、深甚の考究を要し、更に普通裁判との調和問題を併せて一段の稽考を必要と思ふ。

三 所謂殺意の觀念と社会常識

所謂殺意の觀念に就き、認識主義を採用せることは我国学説判例上一致して居るところであるが、陪審裁判に直面して、法律智識皆無なる陪審員の評決を通して、一般世人の觀る所謂殺意の意義即ち社会常識を考察するに、法律家の見解との間に或種の相違又は扞格があるのではあるまいかと思はれる節がある。換言すれば、謀殺の如く殺意の的確なるものは、万人同視する処であるが、故殺殊に所謂未必の故意に依る殺人事件に就ては、法律の見解と社会常識との間に易く理解し難き或種の扞格があり、其の為に自然評決に影響を及ぼすのではあるまいか。

当裁判所に於て経験した実例に徴すると、其の一件は、村の模範青年が世人に蛇蝎視せられて居た無頼漢の叔父と口論の末激怒の余り、寧ろ自分が世人の犠牲になつて如斯叔父を殺して仕舞ふと決心して手元に有合せた金槌を以て突如叔父の頭部及面部を数回乱打して即死せしめたるもの、一件は、或青年が内縁の妻の変心を憤つて持合せの截物庖丁で殺害せんとし面部頸部を斬付け、被害者の倒れたのを見て死亡せるものと即断し其の場を立去りたる為目的を遂げざりしもの、一件は、性質偏狭なる洋服裁縫師が、仕事上の事から同職人の無情を憤り有合せの截物庖丁で矢庭に頭部を斬付け流血を見るに及び斯くなる上は寧ろ殺害するに如かずと做し、更に頭部を数回斬付けたが他人に阻止せられ目的を遂げなかつたものであるが、此三個の殺人事件は各被告人の弁解に多少の相違はあるが、孰れも予審に於ては殺意を自白したけれども、実は人を殺すと云ふ迄の心はなかつた唯昂奮の余り「カット」なつて前後の考もなく遣つたのであるから、人を殴り又斬付ける考はあつたが人を殺さうと迄の考は持つて居たのではないと殺意を否認したのである。

然るに、陪審員は検事及裁判長より、被告人の予審に於ける殺意の自白を証拠として説明され又尚其の犯行状態並に兇器等の点よりしても、殺意殊に未必の故意を認め得べきにも不拘、公判に於ける被告人の前置弁解を採用して傷害の評決をしたのである。惟ふに、此結果は被告人の所謂「カット」なつてと云ふ昂奮状態に於ける殺意即ち被害者の死を認識する被告人心理の觀察に於て、前叙の如く殺意の基本觀念を異にする処があるに由来するのではあるまいか、尤も陪審員が感情に支配せらるゝことも有力なる一原因であるが、此殺意の觀念上に相違ありとせば、決して忽諸に附すべからざるものと思ふ。之れは、陪審裁判の現実問題に直面して特に感じた処である。

四 純然たる法律問題としての殺意

此処に陳べんとする処は、当裁判所に於て経験したる所謂誤殺の一事例で、甲を殺さんとし、乙を甲なりと誤信して殺害したる場合に、被告人は甲に對する殺意及乙を甲と誤て殺したる事は自認して居たのに不拘、陪審員は裁判長より「被告人は乙を甲なりと誤信し殺意を以て乙を殺したるものなりや」との問に對し、「然らず」との答申をした、之れ明かに故意の觀念を誤解した結果である。本件に於ては、検事も裁判長も此法律解釈に就て特に引例迄して説明を加へて居たのに不拘、如斯間違た答申をしたので、不得止再陪審に附し、次回の陪審に於て是正したのであつたが、どうも一般人は専門家には何でもない法律的解釈が容易に呑めない様であるから、此種の場合には事に當つて十二分の注意が必要である。而して、右の如き間違を來したのは、之れも亦前叙の如く、専門家の觀念と社会常識と添はない結果ではあるまいか。

次に、聊か余論に涉るけれども、判決例と社会常識に牽連する問題として附言する訳であるが、従来放火罪の既遂未遂の限界を独立燃焼の域に達すると否とに依て區別し、裁判の統一上非常に便宜であつたが、陪審制度施行以来全国各裁判所の通報を見るに、此限界の認定を陪審に附する結果、燃焼度の輕微なるものは未遂の域に加へられ、又人の住居若くは現在せざる建造物を焼燬し之れより住宅に延焼せしめんとする場合に前段の建物のみを焼燬せるに止まる事案に於て、単に前段の建造物に對する放火罪のみの成立を認め住宅放火罪の未遂を認めざるものがある様である、此傾向は如何なるものであらうか。放火罪は殺人事件と共に法定陪審事件の主要事件であるから、若し殺意の觀念と同様に社会常識と合致せざるところありとせば、将来大に考究を要するものではあるまいか。

五 陪審裁判と普通裁判との調和

以上は法律解釈と社会常識との考察を試みたのであるが、更に結論として陪審裁判と普通裁判との調和问题に論及しやうと思ふ。当裁判所並に全国各裁判所に於ける陪審裁判の経過を観るに、従来の経験によれば当然殺人又は殺人未遂と認定せらるべき事件を、陪審に附したるが為に、傷害致死又は傷害の答申を尊重採択して判決せる事例がある様に思はれる。尚、前示の如き放火事件に就ても、右同様陪審尊重の判決がある様である。是れ、元より新制度の運用上考慮せられたることで、遽に是非を云為すべきではないが、余り陪審を偏重して普通裁判との権衡を失してはならないと思ふ、之れ予が茲に調和问题を提唱する所以である。

されば、如何にして此調和を図るべきか、最も厳正公平に裁判の統一を期せんとせば、裁判所は従来の判決例を基準として、之れに反する陪審の答申に對しては勇敢に再陪審に附し、以て裁判所の態度を世人に知らしむると共に陪審員を指導啓発して行くべきであるが、若し之れを敢行せば必ずや裁判所横暴の非難を醸すのみならず、民意を参酌せんとする陪審制度の精神に背反するの結果を招致することゝなるから、此方法のみに依て裁判の統一を計ることは不可能である。然り而して、陪審偏重の弊は既に前叙の通であるから、陪審尊重の勵行に依ては到底裁判の統一を保することは出来ない。然らば、事実の認定に就ては陪審を尊重し、科刑の量定に於て衡平を節度するの方策を採るの外なきか、乍併此調和策に依らんか、寔に政策的判決をなすの余儀なきに立到り、仮令当然殺人未遂と認定せなければならぬ事件を、陪審員が傷害と評決し其の被害僅かに治療一週間に過ぎざるが如き場合に、強て科刑上に於て調和を計らんとせば、頗る苛酷なる刑罰を科するの奇觀を呈する結果に陥り、實際に於ては調和不可能の場合を生ずることゝなるであらう。斯く

觀じ来れば、陪審裁判と普通裁判の調和問題は、実に将来の重大なる懸案で、万一裁判の統一を欠き右両者の権衡を失せんか遂には司法の威信を毀くることとなるであらう。されば、此問題は最も慎重に研究せなければならぬと思ふ。尚、本問題に就ては検事及予審判事に於ても、事件の起訴及予審終結決定に際し、将来陪審に附せらるべき事及公判に於ける如上の調和問題に就ても、予め意を用ひ以て公判の徒勞を未前に防止する心掛が肝要であると思ふ。

以上の問題は、既に各位に於てもご考慮のことと思ふが、右は陪審制度の運用と普通裁判との調和上大に考慮を要することと思ふので、特に諸彦の御賢慮を冀ふ次第である。

⑤司法書記官潮道佐「陪審所感」

陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の内二、三を拾つて簡単に記して見よう。

○陪審事件の過少

陪審事件が意外に尠ない。これは勿論、法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからの事である。尤も、辞退する者の大部分は、同時に自白もして居る様である。

此の辞退、非請求の現象は、何に原因するのであるか、人々によつて種々考へられて居る様であるが、やはり第一には、未だ陪審制度其ものが良く理解されて居ないからであらうと思ふ。陪審手続を経る事に於て何か特別の恩恵でも得られるかの如く、俗的に云へば陪審に係けたのが損であるか、得であるかと云ふ風に考へ、弁護士等とも相談の上、結局有罪になるものなら控訴の出来ない陪審は止めやうと云ふ様な打算から出る者が相当多い様

に思はれる。だから、被告人側から陪審取捨の利害関係を右の様な点に置くとすれば、法定陪審事件の中にも、特に証拠上困難な放火事件と殺意の有無に冷静な判断を要する殺人事件を除いては、事件の性質と証拠の確実性ことから、結局無罪になるものは甚だ少なくなるであらうから、勢ひ普通手続に依ることの多くなるのは当然であらうと思はれる。成程、被告人の身にとつては、有罪か無罪かは大問題であらうけれども、仮令有罪にならうとも、被告人側よりすれば陪審手続を経ること自体に何等かの意義あるものを見出して可なりであらうと思ふのであるが、此点が未だ陪審と云ふものがよく了解されて居ない点だと思ふ。一面から云へば、従来の我国の裁判制度の公平であつたことをも充分裏書して居り、且今後と雖も陪審は手続の相違のみで、裁判所の態度に差異はないのだと云ふ事の考へられて居る事をも物語つて居ると思ふ。

此の辞退、非請求の多いと云ふ現象は、今後何時迄も続くであらうか。陪審制度の眞の意義が理解されるに従つて、漸次に事件は増加されるであらうと云ふ結論になる訳だが、果たして理論通りに増加してゆくかどうか、今後の事は今迄の経験では軽々に予測し難い。

一体辞退とか非請求とか云ふ制度を廢めてしまへと云ふ議論もある様だ。被告人の意思に無関係に陪審手続を施行すると云ふ制度も、もとより一制度である。然し、陪審事件の多少に結びつけて辞退、非請求の制を論ずる事は正当でないと思ふ。辞退、非請求の制度がなければ、勿論陪審事件は増加するであらう。然し、事件の増加すること、被告人の意思に無関係には陪審手続を施行しないと云ふ制度を採ること、国家的見地からの法制上の利害問題は、俄に是非の論を為し難い。辞退、非請求制度の可否は、其自体如何なる陪審制度を採用すべきかの理論の問題として考究することとし、事件数の増減の点は、国

民の理解に俟つべきものではなからうか。

尚、陪審事件の少ない原因として考へられる点は、控訴が出来ないことや、殊に請求陪審に於ては、有罪の際に費用の負担をしなければならぬ事などもあらう。この費用負担と云ふ点は、事件の増減と関連せしめて論じ得ると思ふが、然し本来費用負担制を設けた趣旨は、何も請求事件の少きを欲したのではなく、請求、非請求制を採用する以上は気まぐれな、出来心の請求文は制限したいと云ふ点にあつたのであらう。が、被告人の内心はどうあらうと結局、請求、非請求は自由なのであるところに、この費用負担と云ふ事があるのは、中産階級以下の被告人にとっては、この尖鋭化する世相では色々問題の種となるのである。然し、請求、非請求制を採用する以上、費用負担制を設ける事には可なり相当な理由があると思ふ。

○ 放火と殺人

実施前から予想せられた通り、陪審事件の大部分を占むるものは殺人事件と放火事件である。そして、共にその故意の点が問題となり、放火事件に於ては更らに全部的否認に於て最も困難な場面を呈して居る。

殺人の故意に付ては、かの所謂未遂^{未遂}の故意と云ふ事は、なか／＼に陪審員にのみこめないらしい。然し検事も裁判所も其の信ずる所を尽くして、それで陪審はどう判断するか、それ以上致し方はない、決して無罪になる事を恐れてはなるまい。事件にもよるが、殺人未遂でなければ、せめて傷害といふ風にあせるのはどうであらう。若し、主問の殺人未遂の点を肯定したら執行猶予にでもなるであらう事件を、傷害として四月や五月の単期刑^{単期刑}の前科者とするのはどうだらう。勿論、事件にもよるが、場合によっては主問文で押し通

し、無罪か殺人未遂かをきゝたいのだと云ふ様な事もあつてよいであらう。吾々は、日をかけて未永くはぐくみ育て、ほんとの正しい陪審制度の発達を期したい。

放火の意思についても、なか／＼むつかしいものがあるのであつて、もし放火でないとするなら、脅迫ではないかと云ふ事が時々ある。しかも、その補問の脅迫さへ否定されて居る場合があるのだ。単に脅迫的な意思のもとに焼燬の考は少しも頭にうかばないで、放火的手段を弄すると云ふ事は、考へた丈でも困難な場合である。始めから用意してかゝり、大事に至らない内に自分から、こつそり消火しておいて立去つた様な場合は、脅迫とも見へるが、自然の俣にまかせた様な場合は、随分問題であらう。又、他人の目撃して居る様な際に、その人をめがけてその人の家の中に火気を抛棄する場合に、若し焼燬の事は何も考へなかつたとしたら脅迫罪だらうか。寧ろ暴行罪ではなからうか。

又、或陪審事件では、補問に器物毀棄の点が発問せられて、陪審はこれを肯定したが、已に告訴の取下があつたために、裁判所は公訴棄却の判決を為したと云ふ様なめづらしい例もあつた。事件の筋を知らないのだから、かれこれ云ふ訳には行かないが、器物毀棄の補問を出すとするとするなら、今一点公共の危険の事実の有無を判断せしめて見たかつた様にはれる。

殺人と云はず放火と云はず、陪審員は概して証拠上の判断、特に所謂総合的判断力に乏しい様である。それが放火に於ては一層甚しい。各個の証拠を個々に判断したのでは、到底意味を為さない場合がある。弁護士等に於て、斯様な方法で説明する者があれば、陪審員にはこの説明が最も耳に入り易く、遂には事件は不得要領に終り勝ちであらう。将来とも、陪審には証拠の総合的証拠力と云ふ事をよく了解せしむる必要があると思ふ。

被告人は、公判廷に運ばれる迄は自白して居り、公判廷に来てから否認し、従来の自白は虚偽だと訴へるのであつて、事件の中心はこの自白が真なりや否やを判断するの点におかれる事になつて来るのである。被告人は、自白を強ひられたと訴へ、各個の証拠に付て一々巧みな弁解を試みて来れば、陪審員は殆ど当惑するらしい。被告人が大体に於て自白しておきながら、或る一、二点に於てことさら虚偽の事実を申立て、おき、公判に来てから其の一、二点の虚偽なりしことを証して、延いて全部の自白全体を覆さんとするやうな事件になると、陪審員に到底其の事の真相はわからないだらうと思ふ。

放火事件に付ては、将来事件取扱者に於て、最も入念に証拠蒐集につとめ、必ずしも自白にのみ重きをおかず、そして説示やその他で陪審員に証拠上の判断と云ふ事をよく理解せしむるの必要がある。

○ 警察官問題

陪審法制上、直接審理原則の結果、捜査に該れる司法警察官吏が証人として陪審法廷に頭はれる事の頻繁なるより、司法警察官吏の言動は独り陪審員に衝動を与ふるばかりでなく、延て国民全般に対し印象を与へて社会的に重要な問題を惹起するに至つた。陪審事件の被告人は、警察、検事局、予審廷で為した自白を公判廷で覆し、其自白は警察官の圧迫に因つて為したものだと言張するのが常套であるかの感がある。だから、勢ひ其自白は被告人の真実に出たものか、否やを審理するの必要に迫られて来たのであつて、警察官吏は直接公判廷に立たなければならなくなる。そうして、法廷に立つた警察官の中には、明快な陳述の出来ない者もあつたり、取扱つた捜査上の処置に付ても、稍穩当を欠く様な事も現はれた。弁護人は得たりとして、こう云ふ点に事件の中心を移して、盛にまくし立て

ゝ大に陪審員を感動せしむるの实情である。この有様を見て、誰もが皆これはなんとかしなければならぬと一様に感じた処である。あれ程声を大にして叫ばなければならぬ程、警察に非があるとも思はれないが、兎に角改善しなければならぬ事は間違ひない。今迄は、検事や判事に事件の筋がわかればそれでよかつたのだが、陪審では素人の目にも、警察はどう云ふ風にして捜査したと云ふ事をわからせなければならぬ。然し、これは心掛一つで日ならず訓練せられてゆく事と思ふ。又、改善しなければ、警察の信用問題にまで及んでゆく事なのだから、真剣になつて考へるべき事だと思ふ。只、注意すべきは、決して警察官を萎縮さしてはならないと思ふ。そうなつても、由々しい大事である。警察官は、誠意を以て公平に捜査して、事件を検事に送くる丈の嫌疑があるかないかを考慮するを以て足るので、やがてそれが有罪か無罪か迄心配する必要はないのだ。警察官は、警察官丈の範囲に於て、明い平靜な気持で職務を司つて居る事が最も大切だと思ふ。

○ 陪審更新

本年七月二十日迄の調査で見ると、百十九件の内五件の更新せられたものあるを見た。五件と云ふのは水戸の殺人、大分の放火、佐賀の殺人、大阪の殺人、釧路の放火であつた。

更新の規定は、陪審法上最もデリケートな点だと思ふ。所謂、伝家の宝刀であろう。如何なる場合に抜くべきか、陪審運用上最も考慮を要する事であろう。この五件の更新事件を観るに、可否の問題は別として、裁判所は充分熟慮の上更新したのであつて、決して軽々にこれを取扱つたものでない事は確かに首肯出来る様である。

水戸の殺人は、被害者三人に対する殺意の点で、被告人の自白する分も連続犯の一部の

関係上、共に陪審の判断を求めたところ、被告人が公判廷に於て認めて居る者に対する分迄、陪審は否定してしまつたのであつた。大分の放火は、被告人は火気を弄した事は認め居たのだが、住宅焼燬の意思を否認した。陪審は、補問の畳や布団を焼いて公共の危険を生じなかつたかと云ふ点をも否定した。おそらく、裁判所は子供の寝て居る布団の中へ火気をいれて、いたずらではすまされまいと云ふ点であつたらうと推測する。大阪の殺人は、これも数名に対する殺人であつたが、その内一名に対しては人違ひで殺してしまつた。被告人は、人違ひではあつたが殺意のあつた事は認めて居たのだ。陪審員は、錯誤に関する法律上の論点に付て、誤解を持つたらしいのである。これが、殺人の点を否定してしまつた。素人には無理のない事かとも思はれる。が、そのまゝにしてもおけない様である。佐賀のは、陪審が正当防衛を認めたのであつた。これらの事件を見ると、孰れも何だか單純なる事実上の判断丈でなくて、何かそこに一つの問題が残されて居た様な事件ばかりである様な気がする。連続犯と云ひ、正当防衛と云ひ、公共の危険と云ひ、目的物の錯誤と云ひ、陪審員の法律上の誤解なくして、其素直なる事実上の判断を得ることは、如何に困難な事であろう。

○ 陪審の上告

割合から云ふなら、普通事件との比較はどうなつて居るかわからぬが、陪審事件としては、も少し上告するかと思つたが案外少ない様に思はれる。七月迄の調書で見ると、二十九件ばかりであつた。そして今日迄は、皆棄却せられて居る。陪審法に關係ない刑法の適用に關して、破毀自判せられたものが一件あつた丈だ。

上告論旨を見ると、時々事実の認定を論点として居る者があつた。被告人ならともかく、

弁護士の上告趣意書の中にもそんなのがあつた。

論旨の重なるものは、説示である。幸ひ、今日迄の説示は正當であつた。今後も、この程度の説示は、毫も違法でない事が明かになつて、陪審裁判長は大体手心がわかつた事であらう。只将来、説示の調書の記載方が問題になりはしないだらうか。延いては、速記の問題にもなるのである。だが、この点は裁判所で先手をうつて、正確に記載してさへ居れば問題を起さんとしても、起すべき余地がなからう。時々、大審院の判決中に調書を精査するにその様な記載はないからと云ふのを見受ける。然し、この際その事があつたのが事実であつたとするなら、關係人は書いてないと云はれては、よい気持はしないだらう。延いて、調書の威信問題に迄關係して来る様では大變だと思ふ。調書は勿論要旨丈でよいのだから、説示など遠慮なく大胆に記載する事にしたいと思ふ。

2 弁護士の感想

① 吉田伸治 (大阪)

一、吾が期待したる程の実蹟は、挙らないのを遺憾に思ひます。

② 阿能彌一郎 (大阪)

一、刑事事件の取扱をなさゝるが故に感想なし。

③ 岸本晋亮 (大阪)

一、陪審法は、最初我々の先輩が唱道したる当時のものと、今日行はれてあるものとは、大に相違(骨抜きのもの)してゐるやうである。従つて、現行法は悪法であるといはねばならぬ。現行法は、廢止して可なりと思ふ。

④ 松芝誠藏 (大阪)

一、殆んど実施の価値なき様に存ぜられ申候。

⑤ 小谷勝重 (大阪)

一、無用の制度なりき、殊に財政窮乏の今日より見て、一ヶ半ヶの犯罪審理の為め多数の費用と、多数の国民の犠牲は到底比較にならず、殊に我国の裁判が不信用なりと云ふならば兎も角、其理由では無かったのであります。只法案が議会に提出の当時は、大に歓呼之を迎へたるは事実なり。吾人亦其一人なりしことを告白するの悲しみを持ちます。

⑥ 田島淳太郎 (大阪)

一、陪審法は無用の長物なり。速に廃止せらるべし、此の運命をも洞察し得ず、其実施に際し御祭騒ぎをして、前途を祝し宣伝に浮身をやつしたこそ笑止なれ。

⑦ 大橋鉄吉 (大阪)

一、欧米諸国の既に持てあましものを施行し、無益のものなることを実証したるのみ。但し、司法部の予算を増加したる事は、他の司法事務運用に役立ちたるべし。

⑧ 松本万一郎 (大阪)

一、殆ど無用の長物と申す状態にて、之が為、一般の刑事裁判権が稍民衆化した点は、「卜リエ」乎と思はれます。

⑨ 一木正光 (堺)

一、改正して存置すべきものと信ず。現在のテンプラ陪審では致方なし。民刑共に官僚臭多大なる為め両訴法共に運用妙ならず。

⑩ 前田多智馬 (大阪)

一、今後尚数年間の経過を見ざるうちは、其実績に就き云々すべからざるのみならず、更に法を改めて強制陪審などの制を設くべき性質のものであって、陪審法廃止論の如きは、顧みる要のないことと存じます。

⑪ 春原源太郎 (大阪)

一、審理に長時間を要し、而も一日二日に片付けんとする為、裁判所弁護士共に陪審を好まず、被告人の利益を第二次にする傾向あり。非法律家たる陪審員を、裁判所は説示によりて、自己の所信に誘導する傾きあり。被告人の情状に関する取調不充分なり。

⑫ 西田太郎 (大阪)

一、本法は、国民の要求に因り提案せざるものと確認、大阪弁護士会は反対したことに拠つても明かであつたのです。施行後に於ける不評判と被疑者の之を好まざるは、当然過ぎる程当然のことです。

⑬ 山根瀧藏 (大阪)

一、陪審法制定前より同法絶対反対を唱へたる吾人は、実施後三星霜を経たる今日、寧ろ先見の明を誇るものにして、一日も早く廃止し、此費用を以て司法官の待遇に振向け良司法官を得度きものと存候。

⑭ 伊藤秀雄 (大阪)

一、陪審法実施後の実績徴すれば、陪審員評決の絶対ならざる事、従て国民の信望を得る能はざる事を痛感致候。

⑮ 片關誠一 (大阪)

一、事実上の門外漢、何等の感想なし。

⑩ 栗栖一 (大 阪)

一、普通選挙に依りて立法府に参与する事の出来た国民は、司法の府たる裁判に干与する様なすは、その権衡を得たるものと為す等、少数学者等の陪審法は明らかに国民一般から容れられなかつた。再陪審に附するを得る事は、此法存続上の大障害であるが、それに不拘本制度は我国民大多数の要望に置かないで敷かれたもので、その支持がないやうに思ふ。小生は廃止論者です。

⑪ 森 馥 (大 阪)

一、陪審法制定反対者ならずとも、このさびれ方には、愛憎をつかしてゐることゝ思ひます、事実は曲ぐべくもありません。是非費用を全部国家の負担とする外ありません。

⑫ K I 生 (大 阪)

一、陪審法施行後の感想としては、所謂室の持腐れの感あり。折角陪審制度により裁判の民衆化を企てゝも、肝心の刑事被告人が之れによる被審を望まぬでは、如何ともし難し。併し、此の為め裁判所の刑事法廷が殖え、陪審員室が民事準備手続室に利用する利便あるは幸なり。

⑬ 失名生 (大 阪)

一、小生等の期待に反するもの、陪審員の判断を受くるより、寧ろ裁判官の素質を向上せしむるに如かず。

⑭ 向山藤吉 (大 阪)

一、イ、陪審法が微々として振はざるは、司法部方面に於て陪審觀念の普及を忽かにして居る憾みあり。ロ、陪審制度も改正する必要あると考へられ候。

⑮ 山口吉美 (大 阪)

一、裁判の結果に対する關係に於ては、陪審が普通の手続より勝れたるものとは思ひませぬ。相当大的な費用と労力を費す点から見て、寧ろ廃止した方がよくはないかと思はれます。

⑯ 河本尚 (大 阪)

一、当局者の予期したる実効なきを憾む。

⑰ 今村富一 (大 阪)

一、法律概念無くして犯罪事実(法律的事実)を判断し得ると思つたこと及多数の表決が常に正義なりと信じた誤謬が裏書せられて、今日の不成績を招来した、立法既に誤謬なり。

⑱ 田中依男 (大 阪)

一、陪審事件は重大事犯にして、之が審判の局に当る者に円熟達見の裁判官あり、攻撃防禦に当る者に知識経験に富む検事、弁護士あり、開明国の審判制度としてくる所(注、「欠くる所」)なきに、巷旧事物の弁別なき者をして審判の局に当らしむるの愚挙にして、危険なるは敢て実施を俟たずして明白なる所とす。果せる哉、実施の結果に上下の嫌忌を受け、制度あるも運用を希むる者なし。即ち、余が此制度に反対したる所以とす、今後の立法に於て此の如き輕挙なきを切望して已まざる次第なり。

⑳ 山中治三郎 (大 阪)

(注)「一、陪審法施行後の感想」については、回答なし。「二、新民事訴訟法施行の実績」についてのみ、回答あり。

②6 菅田實三 (大阪)

一、陪審法の施行は、現在は勿論将来に於ても大いに必要なるも、今現に施行せられつゝある内容の陪審法は、此際廃止可然と存候。

②7 KKK生 (大阪)

一、陪審法廷の門前雀羅を張る、蓋し時期尚早ならん。

②8 瀧川與一郎 (大阪)

一、刑事弁護に当らず故に感想なし。

②9 石黒怡次郎 (大阪)

一、実効あるを見ない、之を廃止して、起訴不起訴事件を陪審に附することゝ為さば、検挙に関する世上の疑雲を一掃するに足らう。

③0 柿村秀作 (大阪)

一、すでに時代後れの感あり。被告人亦之を信頼せず、然れども存置するを可とす。

③1 柏井義夫 (大阪)

(注)「一、陪審法施行後の感想」については、回答なし。「二、新民事訴訟法施行の実績」についてののみ、回答あり。

③2 根矢庄次郎 (大阪)

一、陪審と云ふ民衆干与の裁判制度の存在することは、決して悪いことではないと、今日無用長物扱されて居るのは、我国司法権が民衆から絶々の信用を持つて居るからだ。丁度正宗の名刀を土蔵の中に収められて居る様に。

③3 植田完治 (大阪)

一、起訴陪審に進まざれば到底その徹底を期し難く存じ候。それには、先づ予審中に於ける弁護人の権利の実際上の伸張こそ先決の問題かと愚考。

③4 高坂安太郎 (大阪)

一、陪審員の智識程度の低さには開いた口が閉がらぬ、構成員の一、二人が評議を左右してゐるらしい。少くとも中等学校卒業以上のもので、陪審上の智識を講習会か何かで注した上で、陪審員とすることに改めたい。

③5 谷村経頼 (大阪)

一、実施後の成績を期待されて居た陪審法は、愈々実施されて既に三ヶ年になりますが、其結果は当初の予期に反した様に思ひます。法定陪審事件でも、被告人は多く陪審を辞退して居り又裁判所も進んで辞退を勧誘する様な態度を採つて居ります。請求陪審は、極めて稀にしかありません。之は何に原因するのでせうか、手続の大袈裟なのと費用の高むのと而も其結果の普通手続に於けると少しも変りないのに因るのではないでせうか。過去の実績に照し、大いに改正の必要を痛感致します。更に進んでは、私は陪審の廃止をさえ考へさせられます。

③6 村野美雄 (大阪)

一、折角の理想も理想通り成案を見るに至らず、甚だ遺憾に感じ居り候。

③7 石川一 (大阪)

一、左記改正をなすにあらずんば、無用の長物なり。

1、陪審費用は通常五十円以上被告負担とせず。但し、裕福者は此限りにあらず。
2、陪審員は裁判事務に経験あるもの及被害者加害者の近隣にして各比較的身許熟知者中

の人格者を以てする事。

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴

大阪における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「二 大阪における陪審公判一覧表」に掲載した通りである。

こゝでは、判検事の閲歴を『日本法曹界人物事典』(第1巻、第2巻)、『司法大観』(昭和32年・昭和42年)、『官報』、弁護士については『日本弁護士名簿』、『日本弁護士大観』(昭和37年)、『全国弁護士大観』(昭和52年)、『官報』などを中心に紹介した。

大阪での陪審公判を担当した判検事は、東京帝国大学・京都帝国大学を卒業して、司法官試補から判検事となり、主として大阪控訴院管内の地方裁判所・区裁判所を転々と転勤し、地方裁判所長・検事正を最後に退官して、公証人・弁護士となった者が多いが、所長・検事正に昇進しないまま退官して公証人・弁護士になった者もいる。また、台湾・満州の高官となり、中にはソ連に連行され戦犯として獄死した者もいる一方、広島高等裁判所長官、広島高等検察庁検事長に昇進した者もいる。

陪審裁判の弁護士となった者は、関西大学・東京帝国大学・京都帝国大学を卒業し、大阪弁護士会の会長・副会長・各種委員会委員などの弁護士会活動をしたものが多い。そして、ヤメ検・ヤメ判もいれば、市会議員・府会議員・衆議院議員・参議院議員となった者もいるし、判検事に任官した者が五名(内、戦前三名)いる。

著作・論文・評伝などは、「国立国会図書館サーチ」、「雑誌記事索引集成データベース」

で検索したが、「雑誌記事索引集成データベース」は、まだ「集成」にはほど遠く、その完成が待たれる。

なお、『官報』(昭和22年5月3日以降)は、検索機能付きでデジタル化されたものが、国立国会図書館内において公開されており、判検事の任官・異動・退官および弁護士の登録・登録換・登録取消は、氏名を打込めば検索できるが、出てこない履歴や人名が相当あり、精度は完璧とはいえない。また、『官報』(昭和27年3月まで)は、国立国会図書館のオンラインサービスにより、インターネットで閲覧・謄写できるが、検索機能は付いていないし、昭和一九(一九四四)年四月一日から四月六日までが欠落しているなど完全ではない。

(注) 閲歴を調査するのに用いた資料の主なもの、次の通りである。

①『帝国大学出身名鑑』(校友調査会・一九三二年二月。後に、『帝国大学出身人名辞典』第1巻、第3巻、日本図書センター・二〇〇三年三月に収録)。(以下、「帝国大学出身名鑑」と表記する)

②『大阪新人物誌』(夕刊大阪新聞社・日本工業新聞社、一九三四年六月)

③『日本紳士録』(交詢社・一九三六年四月・一九三九年四月)。(以下、「日本紳士録」昭和11年・昭和14年と表記する)

④『人事興信録』(人事興信社・一九三四年一〇月、一九四一年一〇月、一九四三年一〇月、一九四八年九月、一九五二年一月、一九五三年一月、一九五五年九月、一九五七年一月)。(以下「人事興信録」昭和9年・昭和16年・昭和18年・昭和23年・昭和26年・昭和28年、昭和30年、昭和32年と表記する)

⑤『大阪紳士録』第一版(大阪図書出版・一九五九年四月。後に、『大阪人名資料事典』第3巻・第4巻、日本図書センター・二〇〇三年五月に収録)。

⑥『関西人事録』(中央探偵社・一九五六年六月)

- ⑦『大衆人事録』第14版（東京篇、帝国秘密探偵社・一九四二年一月）。後に、『昭和人名辞典』第1巻・東京篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録。『大衆人事録』第14版（近畿中国四国九州篇、帝国秘密探偵社・一九四三年九月）。後に、『昭和人名辞典』第3巻・近畿中国四国九州篇、日本図書センター・一九八七年一〇月に収録。『大衆人事録』第19版（西日本篇、帝国秘密探偵社・一九五六年一月）。後に、『昭和人名辞典』Ⅱ第3巻・西日本編、日本図書センター・一九八九年二月に収録。『日本人事録』第6版（全国篇、中央探偵社・一九六三年九月）。後に、『昭和人名辞典』Ⅲ、日本図書センター・一九九四年九月に収録。（以下、「昭和人名辞典」第1巻、第3巻、Ⅱ第3巻、Ⅲと表記する）
- ⑧『全日本紳士録』（人事興信社、昭和25年版・一九五〇年四月、昭和28年版・一九五二年一月、昭和30年版・一九五四年一月、昭和32年版・一九五七年四月、昭和34年版・昭和一九五九年三月）。（以下、「全日本紳士録」昭和28年・昭和30年・昭和32年・昭和34年と表記する）
- ⑨『人物物故大年表』日本人編Ⅰ・Ⅱ（日外アソシエーツ、二〇〇五年一月・二〇〇六年一月）。（以下、「人物物故大年表」平成17年・平成18年と表記する）
- ⑩『日本法曹界人物事典』第1巻～第5巻（ゆまに書房・一九九五年八月）には、第1巻に『帝国法曹大観』（帝国法曹大観編纂会・一九一五年一月）、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補（帝国法曹大観編纂会・一九三二年一月）、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版（帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月）、第4巻に『大日本法曹大観』（大日本法曹大観編纂会・一九三六年一月）、第5巻に『大日本司法大観』（大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月）が、収録されている。（以下、「法曹界人物事典」Ⅰ～Ⅴと表記する）
- ⑪『司法大観』（法曹会・一九五七年七月、一九六七年七月）。（以下、「司法大観」昭和32年・昭和42年と表記する）
- ⑫『日本弁護士大観』（国際聯合通信社・一九六二年一月）。（以下、「日本弁護士大観」昭和37年と表記する）
- ⑬『全国弁護士大観』（法曹公論社・一九七七年六月）。『全国弁護士大観』別冊追録（法曹公論社・一九七八年一月）。（以下、「全国弁護士大観」昭和52年・昭和53年と表記する）
- ⑭『司法沿革誌』（法曹会・一九三九年一月）

- ⑮『続司法沿革誌』（法曹会・一九六三年三月）
- ⑯『法務沿革誌』第1巻～第8巻（法曹会、一九六七年三月・一九七四年一月・一九七九年五月、一九八五年五月・一九九三年五月・一九九六年五月・二〇〇三年五月・二〇〇八年四月）。注、第1巻・第2巻は法務大臣官房司法法制調査部（二〇〇八年三月）。注、第6巻は最高裁判所事務総局総務局
- ⑰『裁判所沿革誌』第1巻～第6巻（法曹会、一九六八年四月・一九六九年三月・一九七八年七月・一九八八年七月・一九九八年二月・二〇〇八年三月）。注、第6巻は最高裁判所事務総局総務局
- ⑱『法曹会雑誌』（法曹会・一九二七年一月～一九四四年三月）所収の「叙任辞令」欄・「公証人の異動」欄（注、脱落が多い）
- ⑲『国立公文書館所蔵 明治大正昭和 官員録・職員録集成』マイクロフィルム版（日本図書センター・一九九〇年一月）
- ⑳『官報』所収の「叙任及辞令」欄・「彙報」欄
- ㉑『自由と正義』（日本弁護士連合会発行）所収の「登録・登録換・登録取消」欄
- ㉒『日本弁護士名簿』明治32年～昭和16年「欠号、明治34年・大正11年・大正12年」『日本弁護士協会録事・法曹公論』号外・日本弁護士協会発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館、東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館所蔵）、『日本全国弁護士名簿』昭和8年～昭和12年（『正義』号外・帝国弁護士会発行。早稲田大学図書館所蔵）、『大日本弁護士名簿』昭和17年・昭和18年（大日本弁護士会聯合会発行。東京弁護士会第二東京弁護士会合同図書館、法務図書館所蔵）
- ㉓『大阪弁護士会百年史』（大阪弁護士会・一九八九年一月）

1 裁判官

① 池内善雄

●明治一六年九月一五日生、兵庫県飾磨郡安室村、明治四四年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四四年七月司法官試験補・京都地方裁判所詰、大正二年五月京都地方裁判所予備判事、大正二年一月京都地方裁判所判事、大正六年九月大阪区裁判所判事、大正八年

八月大阪地方裁判所判事、大正九年一〇月高松地方裁判所部長、大正一〇年一〇月神戸地方裁判所部長、大正一三年三月神戸高等商業学校講師、大正一五年三月欧米各国へ出張、昭和二年八月大阪控訴院判事、昭和三年七月大阪地方裁判所部長（『人物事典』Ⅰ～Ⅲ）、昭和八年一月大審院判事（『官報』8・1・10）、昭和八年一月台湾総督府法院判官（『官報』昭和8・11・18）、昭和一六年一月台湾総督府高等法院長（昭和16・11・20～昭和20・8・9）、昭和二十一年一〇月弁護士登録・神戸（『官報』昭和21・11・25）、昭和四八年五月登録取消（『官報』昭和48・7・3）

●浦辺衛「わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——」『司法研修所調査叢書第九号（司法研修所・一九六八年三月）に「陪審裁判の経験談」として、「第五話 池内善雄氏（元大審院判事）談（大阪地裁当時）」が収録されている。

②坂東米八

●明治一八年一月二日生、徳島県阿波郡久勝村、大正八年七月明治大学法科卒業、大正八年一二月判事検事登用試験及第、弁護士試験及第、大正八年一二月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正九年一〇月東京地方裁判所詰、大正一〇年七月大阪地方裁判所予備判事、大正一〇年一月大阪地方裁判所判事（『人物事典』Ⅱ・Ⅲ）、昭和四年九月大阪控訴院判事・退職（『官報』昭和4・9・14、昭和4・9・16）

●昭和四年九月弁護士登録・大阪（『官報』昭和4・10・23）、昭和二十二年三月登録換↓徳島（『官報』昭和21・5・24）、昭和二十三年三月登録換↓大阪（『官報』昭和23・4・27）、昭和二十四年六月登録取消（『官報』昭和24・11・5）、昭和二十四年六月大阪簡易裁判所判事（『官報』昭和24・6・18）、昭和二十五年四月生野簡易裁判所判事（『官報』昭和25・4・17）、昭和二十九年三月生野簡易裁判所行政事務掌理者（『官報』昭和29・4・8）、昭和三〇年一月簡裁判事定年退官、昭和三十一年三月弁護士登録・大阪（『官報』昭和31・4・10）、昭和三十三年七月登録取消（『官報』昭和33・8・16）

●坂東米八は、大阪における最初の陪審公判①事件を担当したが、弁護士に転身した後、大阪における最後の（そして我国最後の）陪審公判③④事件の弁護士となった（③ 弁護士参照）。

③吉村正道

●明治三五年五月一日生、和歌山県那賀郡上岩出村、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和二年一二月大阪地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月大阪地方裁判所判事（『人物事典』Ⅲ～Ⅴ）、昭和一六年四月大阪控訴院判事代理（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和一六年五月大阪控訴院判事（『官報』昭和16・6・2）、昭和一七年七月大阪地方裁判所部長（『官報』昭和17・7・9）、昭和一七年一二月司法省司法研究所指導官（『官報』昭和17・12・11）、昭和一八年一月大阪地方裁判所部長兼大阪区裁判所判事（『官報』昭和18・11・4）、昭和二十二年一月大阪高等裁判所判事（『官報』昭和23・1・24）、昭和二十六年一〇月大阪高等裁判所判事部事務総括（『官報』昭和26・11・8）、昭和二十二年五月大阪地方裁判所判事（『官報』昭和32・5・22）、昭和三十三年一月大阪地方裁判所判事部事務総括（『官報』昭和33・1・4）、昭和三十三年一二月大阪高等裁判所判事部事務総括（『官報』昭和33・12・23）、昭和三十六年七月大阪家庭裁判所長（『官報』昭和36・7・22）、昭和三八年七月大阪地方裁判所長（『官報』昭和38・7・18）、昭和三十九年九月交通裁判所地域会議出席のため米国へ出張（『司法大観』昭和42年）、昭和四〇年九月広島高等裁判所長官（『官報』昭和40・9・30）、昭和四二年五月定年退官（『官報』昭和42・5・12）、昭和四二年八月弁護士登録・大阪（『官報』昭和42・9・28）、昭和四六年五月登録換↓和歌山（『官報』昭和46・5・28）、平成五年三月一日登録取消・死亡（『官報』平成5・4・13）

●明治三五年五月一日生、「出身地」和歌山県、「事務所・自宅」和歌山県那賀郡岩出

町大字水栖六七〇、「電話」(2)二五七七、昭和四二年弁護士登録(一〇七一)、大正一四年高等試験司法科合格、大正一五年東京大学法学部卒業、大正一五年司法官試補、昭和二年判事(大阪地区裁、大阪控訴院、大阪地裁部長、司法省司法研究所指導官、大阪高裁、大阪地家裁所長等歴任、昭和四〇年広島高裁長官)、昭和四六・四七・四九年常議員(全国弁護士大観 昭和52年)

● 会員紹介「吉村正道」『和歌山弁護士会小史』弁護士制度発足一〇〇年を記念して、一九七六年二月・和歌山弁護士会

④ 柴田貞輝

● 明治一一年九月一二日生、香川県仲多度郡豊原村、明治三八年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四〇年六月陸軍三等主計、明治四〇年八月司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治四二年一月若松区裁判所判事、明治四四年七月姫路区裁判所判事、明治四四年一月神戸区裁判所判事、大正四年八月京都府裁判所判事、大正七年七月舞鶴区裁判所判事、大正九年五月大阪府裁判所判事、大正一〇年一月高知地方裁判所部長、大正一三年一月大阪控訴院判事、大正一四年二月大阪府裁判所部長、昭和六年二月佐賀地方裁判所長、昭和八年一〇月高知地方裁判所長、昭和一二年四月和歌山地方裁判所長(人物事典 I-V)、昭和一五年一月退職(官報 昭和15・1・20)、昭和一五年一月公証人・大阪府地方裁判所所属(官報 昭和15・1・22)、昭和一九年三月二四日死亡(官報 昭和19・4・11)

⑤ 中西保則

● 明治二二年一月三一日生、奈良県南葛城郡御所町、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年七月司法官試補・大阪府地方裁判所詰、大正五年一〇月大阪府地方裁判所予備判事、大正六年三月大阪府地方裁判所判事、大正八年四月大阪府裁判所判事、大正一一年

七月大阪控訴院判事、大正一四年四月大阪府地方裁判所部長、司法官試補指導掛、昭和一二四年四月松江府地方裁判所長、昭和一四年四月新潟府地方裁判所長(人物事典 I-V)、昭和一五年九月退職(官報 昭和15・9・17)、昭和一五年九月公証人・東京府地方裁判所所属(官報 昭和15・9・26)、昭和一六年六月一日死亡(官報 昭和16・6・7)

● 中西は、②放火事件(昭和一〇年五月六日判決・無罪)の裁判長である。この事件については、東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』(ぎょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として、当時司法官試補であつた「三井明護士に対する聴取」が収録されている。

⑥ 大野新一郎

● 明治二三年七月一八日生、愛知県西春日井郡師勝村、大正二年一月文官高等試験合格、大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正三年七月司法官試補・大阪府地方裁判所詰、大正五年一〇月大阪府地方裁判所予備判事、大正六年三月和歌山地方裁判所判事、大正八年六月和歌山区裁判所判事、大正九年一〇月大阪府地方裁判所判事、大正一二年四月大阪控訴院判事、大正一四年二月高知地方裁判所部長、大正一五年一月大阪府地方裁判所判事、昭和六年一二月大阪府地方裁判所部長、昭和一一年一二月和歌山地方裁判所判事、昭和一二一年一〇月神戸府地方裁判所判事(人物事典 I-V)、昭和一五年二月神戸府地方裁判所部長(官報 昭和15・2・16)、昭和一六年五月大阪控訴院部長(官報 昭和16・5・14)、昭和二〇年一月大阪府地方裁判所判事(官報 昭和20・1・16)、昭和二二年二月大審院部長・退職(官報 昭和21・2・22)、昭和二一年四月弁護士登録・神戸(官報 昭和21・5・25)、昭和二二年一月登録換↓大阪(官報 昭和21・12・19)、昭和四四年七月三一日登録取消・死亡(官報 昭和44・9・29)

● 昭和二一年弁護士登録(三六八一)、「事務所・自宅」大阪市阿倍野区阪南町中二ノ三

七、「電話」(661)二二二二五、明治二三年七月一八日生、「出身地」愛知県、大正三年東京帝大卒、大正三年司法官試補、大正五年判事、大正一二年大阪控訴院判事、昭和六年大阪地裁部長、昭和一六年大阪控訴院部長、昭和二二年大審院部長、昭和三〇年大阪地裁調停委員(日本弁護士大観)昭和37年)

●浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——』司法研修所調査叢書第九号(司法研修所・一九六八年三月)に「陪審裁判の経験談」として、「第六話 大野新一郎氏(元大阪高裁判事 談(大阪地裁当時)」が収録されている。

⑦ 富田仲次郎

●明治二四年五月一五日生、名古屋市東区富士塚町、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、大正八年三月名古屋地方裁判所予備検事、安濃津地方裁判所検事、大正一一年七月大阪地方裁判所判事、昭和七年四月大阪地方裁判所部長、昭和七年一二月大阪控訴院判事、昭和一〇年一〇月大阪地方裁判所部長、昭和一三年一二月大阪控訴院判事(人物事典Ⅱ)、昭和一五年二月大阪控訴院部長(官報)昭和15・2・16)、昭和一六年七月大阪地方裁判所部長(官報)昭和16・7・17)、昭和二〇年三月大審院判事(官報)昭和20・4・4)、昭和二二年五月最高裁判所判事職務代行(司法大観)昭和32)、昭和二二年一二月東京高等裁判所判事(官報)昭和22・11・21)、昭和二二年一二月大阪高等裁判所判事(官報)昭和22・1・7)、昭和二四年三月大阪高等裁判所判事事務総括(官報)昭和24・4・15)、昭和二八年七月依願免本官(官報)昭和28・8・1)、昭和二八年八月公証人・大阪法務局所属(官報)昭和28・8・7)、昭和三六年五月依願免公証人(官報)昭和36・5・18)

●浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——』司法研修所調査

叢書第九号(司法研修所・一九六八年三月)に「陪審裁判の経験談」として、「第七話 富田仲次郎氏(元大阪高裁判事 談(大阪地裁当時)」が収録されている。

⑧ 福島尚武

●明治三五年八月一六日生、石川県鹿島郡七尾町、昭和二年三月中央大学法学部英法科卒業、昭和二年一二月高等試験行政科合格、高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和四年一月大阪地方裁判所予備判事、昭和五年六月大阪地方裁判所判事、昭和二二年一二月札幌控訴院判事(人物事典Ⅲ)、昭和一五年五月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所判事(官報)昭和15・5・21)、昭和一九年三月大阪地方裁判所予審掛判事(官報)昭和19・3・16)、昭和二二年四月神戸地方裁判所部長兼神戸区裁判所判事(司法大観)昭和32年・昭和42年)、昭和二二年一月神戸地方裁判所判事(官報)昭和23・1・24)、昭和二四年三月神戸地方裁判所判事事務総括(官報)昭和24・4・15)、昭和三一年九月神戸地方裁判所姫路支部長兼姫路簡易裁判所行政事務掌理者(官報)昭和31・9・4)、昭和三五年一月釧路地方裁判所長兼釧路家庭裁判所長(官報)昭和35・2・2)、昭和三六年一〇月東京高等裁判所判事(官報)昭和36・10・27)、昭和三六年一月依願免本官、裁判官訴追委員会参事事務局長(官報)昭和36・11・2)、昭和四〇年一〇月裁判官訴追委員会参事事務局長退職(官報)昭和40・10・18)、昭和四〇年一〇月千葉地方裁判所長兼千葉家庭裁判所長(官報)昭和40・10・18)、昭和四二年八月定年退官(官報)昭和42・8・16)、昭和四二年九月弁護士登録・第一東京(官報)昭和42・11・21)、平成九年二月一日登録取消・死亡(自由と正義)平成9・4)

●明治三五年八月一六日生、「出身地」石川県、「事務所」千代田区丸の内二―四―一丸ビル五一七区、東京経済法律研究所、「電話」(201)三九〇〇、「自宅」府中市西府町一―一

七―六、「電話」(62) 八六〇五、昭和四二年弁護士登録・第一東京(一〇七二二)、昭和二年中央大学法学部卒、昭和二年高等試験司法科合格、昭和三年司法官試補、東京高裁判事、裁判官訴追委員会事務局局長、千葉地家裁所長(「全国弁護士大観」昭和52年)

●東京弁護士会編『陪審裁判——旧陪審の証言と今後の課題——』(ぎょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として、「福島尚武弁護士に対する聴取」が収録されている。

◎鈴木敏夫

●大正元年一月二〇日生、愛知県渥美郡福江町、昭和十二年一月高等試験司法科合格、昭和十三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和十三年五月司法官試補・千葉地方裁判所詰、昭和十四年九月東京民事地方裁判所詰、昭和十四年二月京都地方裁判所兼京都区裁判所予備判事(「人物事典」V、「司法大観」昭和32年)、昭和十五年六月和歌山地方裁判所兼和歌山区裁判所判事(「官報」昭和15・6・19)、昭和十六年六月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所判事(「官報」昭和16・7・3)、昭和二十二年一月大阪地方裁判所判事補(「官報」昭和22・12・22)、昭和二十三年一月大阪高等裁判所事務局長(「官報」昭和23・1・29)、昭和二十三年八月大阪地方裁判所判事補(「官報」昭和23・8・18)、昭和二十四年五月免大阪高等裁判所事務局長(「司法大観」昭和42)、昭和二十四年五月大阪簡易裁判所判事(「司法大観」昭和32)、昭和二十五年二月大阪地方裁判所判事(「司法大観」昭和32、昭和三十一年七月大阪高等裁判所判事職務代行(「司法大観」昭和32)、昭和三十一年九月大阪高等裁判所判事(「官報」昭和31・6・4)、昭和三十四年八月東京地方裁判所判事・司法研修所教官(「官報」昭和34・8・18)、昭和四十一年四月解司法研修所教官、東京高等裁判所判事(「官報」昭和41・4・12)、昭和四十五年二月福岡家庭裁判所所長(「官報」昭和45・2・25)、昭和四十六年一月大阪高等裁判所判事事務総括(「官報」昭和46・12・13)、昭和五

一年一月依願免本官(「官報」昭和51・12・3)、昭和五十二年一月公証人・東京法務局所属(「官報」昭和52・1・27)、昭和五十七年一月公証人依願免(「官報」昭和57・11・25)

2 検察官

①西堀元道

●明治二〇年九月一〇日生、滋賀県愛知郡秦川村、明治四二年七月法政大学卒業、大正五年二月判事検事登用試験及第、大正五年二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正七年七月奈良地方裁判所検事、大正十一年七月大阪区裁判所検事、大正十五年九月大阪地方裁判所検事、昭和八年六月大阪控訴院検事、昭和九年四月大阪区裁判所検事(「人物事典」II、IV)、昭和十二年六月大阪地方裁判所検事(「官報」昭和12・6・30)、昭和十三年一月水戸地方裁判所検事正(「官報」昭和13・1・11)、昭和十三年一月一日死亡(「官報」昭和13・11・25)

②末次梧郎

●明治二五年二月九日生、佐賀県佐賀郡東川副村、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正八年三月神戸地方裁判所検事、大正十三年一月大阪地方裁判所検事、昭和二年八月大阪区裁判所検事(「人物事典」II、III)、昭和七年四月大阪控訴院検事(「官報」昭和7・4・14)、昭和十〇年一月一九日死亡(「官報」昭和10・12・28)

③永田圭一

●明治三十一年一月一日生、大阪府豊能郡南豊島村、大正十一年三月京都帝国大学法学部卒業、大正十一年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正十二年一月大阪地方裁判所予備検事、大正十三年三月大阪区裁判所検事、昭和五年八月神戸区裁判所検事、昭和九年

五月京都地方裁判所検事、昭和十三年九月大津地方裁判所検事、昭和十四年四月徳島地方裁判所検事（『人物事典』Ⅱ）、昭和十六年五月京都地方裁判所兼京都府裁判所検事（『官報』昭和16・5・8）、昭和十七年一月大阪控訴院検事（『官報』昭和17・12・29）、昭和二十年八月高松控訴院検事（『官報』昭和20・8・17）、昭和二十一年一月大阪控訴院検事（『官報』昭和21・1・19）、昭和二十二年二月松江地方裁判所検事正（『官報』昭和21・2・22）、昭和二十二年八月松江地方検察庁検事正（『官報』昭和22・8・16）、昭和二十三年三月依願免本官（『官報』昭和23・3・18）、昭和二十七年三月弁護士登録・大阪（『官報』昭和27・4・16）、昭和五十六年九月三日登録取消・死亡（『官報』昭和56・10・17）

●昭和二十七年弁護士登録（五八三二）、「事務所」大阪市西区土佐堀通一ノ一（大同ビル五階五一一号室）、「電話」(44)〇二三〇・二九八三、「自宅」京都市左京区下鴨膳部町八八、「電話」(78)〇九一八、明治三十二年一月一日生、「出身地」豊中市、大正十一年京都帝大卒、大正十二年大阪地裁、大正十三年大阪区裁、昭和五年神戸区裁、昭和九年京都地裁、昭和十三年大津地裁、昭和十四年徳島地裁、昭和十六年京都地裁、昭和十七年大阪控訴院、昭和二十年高松控訴院、昭和二十一年松江地裁各検事、昭和二十三年京都市警察局長、昭和二十六年依願免官、昭和三十三年司法修習委員、昭和三十八年人権擁護委員、会館特別委員、昭和三十三年財務委員、選挙合理会員、昭和四〇年綱紀委員（『日本弁護士大観』昭和37年、「全国弁護士大観」昭和52年）

④石井謹爾

●明治二十四年一月一日生、千葉県長生郡豊田村、大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年六月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正七年九月東京地方裁判所予備検事、大正七年十月徳島地方裁判所予備検事、大正七年十一月徳島地方裁判所検事、大正

十一年四月神戸区裁判所検事、昭和三年七月神戸地方裁判所検事、昭和四年一月大阪地方裁判所検事、昭和六年三月台湾総督府法院検察官・高等法院検察官、昭和八年五月堺区裁判所検事、昭和九年八月甲府地方裁判所検事、昭和九年十二月水戸地方裁判所検事、昭和十一年一月兼保護観察所輔導官・水戸保護観察所長、昭和十二年四月東京控訴院検事、昭和十二年五月免兼官、昭和十三年三月少年審判官・東京少年審判所勤務（『人物事典』Ⅱ）、昭和十一年八月広島控訴院検事（『官報』昭和15・8・14）、昭和十六年五月松山地方裁判所検事正（『官報』昭和16・5・14）、昭和十六年一月大審院検事・退職（『官報』昭和16・11・4）、昭和十六年一月満州国最高法院検察庁次長（昭和16・11・1、昭和20・8・18）。

●石井謹爾「捜査法に付て」『台法月報』第25巻第11号・第12号、第26巻第2号・第3号、一九三二年一月・二月、一九三二年二月・三月

●昭和二十年八月敗戦後、ソ連に連行され戦犯として刑を受けて獄死した（平和祈念展示資料館のウェブサイトを「展示資料一覧」中の金耕弘「望まなかつたシベリア放浪記」参照）。

⑤樋山良廣

●明治二十二年三月二〇日生、奈良県生駒郡郡山町、大正五年五月東京帝国大学法科大学卒業、大正五年六月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正七年二月東京地方裁判所予備検事、大正七年四月前橋地方裁判所予備検事、大正七年七月前橋地方裁判所検事、大正八年六月松本区裁判所検事、大正九年一月甲府地方裁判所検事、大正十一年七月高岡区裁判所検事、大正十二年四月山田区裁判所検事、大正十三年八月横浜地方裁判所検事、大正十四年一月堺区裁判所検事、大正十五年八月大阪区裁判所検事、大正十五年一月大阪地方裁判所検事、昭和七年四月熊本地方裁判所検事、昭和十一年四月福岡地方裁判所検事、

昭和一三年四月長崎控訴院検事、昭和一四年九月樺太地方裁判所検事正（人物事典Ⅱ5）、昭和一六年四月大津地方裁判所検事正（官報）昭和16・5・3）、昭和一八年七月青森地方裁判所検事正（官報）昭和18・8・2）、昭和二〇年四月福井地方裁判所検事正（官報）昭和20・4・30）、昭和二〇年七月一九日大審院検事・死亡（官報）昭和20・7・31、「叙位裁可書」昭和二十年・叙位卷十八・臨時叙位）昭和20・8・1）

⑥ 福尾彌太郎

●明治二六年三月二日生、富山県高岡市源平町↓坂下町、大正六年七月京都帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正八年三月京都地方裁判所予備検事、京都地方裁判所検事、大正八年六月大阪地方裁判所検事、大正一二年九月岸和田区裁判所検事、大正一三年八月堺区裁判所検事、大正一四年一〇月大阪地方裁判所検事、昭和四年一月奈良地方裁判所検事、昭和七年四月大阪地方裁判所検事、昭和九年一二月大阪控訴院検事、昭和一〇年六月神戸地方裁判所検事（人物事典Ⅱ5）、（発令日不明）姫路区裁判所兼姫路支部検事、昭和一五年一二月札幌控訴院検事（官報）昭和15・12・6）、昭和一六年七月函館地方裁判所検事正（官報）昭和16・8・1）、昭和一八年三月安濃津地方裁判所検事正（官報）昭和18・3・29）、昭和二〇年一〇月静岡地方裁判所検事正（官報）昭和20・10・24）、昭和二一年七月横浜地方裁判所検事正（官報）昭和21・7・10）、昭和二二年八月最高検察庁検事（官報）昭和22・8・16）、昭和二三年一〇月依願免本官（官報）昭和23・10・18）、昭和二三年一月弁護士登録・東京（官報）昭和24・1・10）、昭和二六年一二月登録換↓横浜（官報）昭和27・1・10）、昭和四二年一〇月登録取消（官報）昭和42・11・21）

⑦ 米原容次郎

●明治三一年二月二七日生、島根県簸川郡今市町、大正一一年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年三月大阪地方裁判所予備検事、大正一四年七月広島地方裁判所予備検事、大正一五年九月大阪区裁判所検事、昭和五年四月高松地方裁判所検事、昭和六年五月大阪地方裁判所検事、昭和一三年三月大阪控訴院検事（人物事典Ⅲ5）、昭和一五年一月京都府裁判所兼京都府地方裁判所検事（官報）昭和15・1・24）、昭和一九年三月京都府地方裁判所検事（司法大観）昭和32年）、昭和二二年二月大阪地方裁判所検事（官報）昭和21・2・22）、昭和二二年八月大津地方検察庁検事正（官報）昭和22・8・16）、昭和二五年三月大阪高等検察庁次席検事（官報）昭和25・4・8、「司法大観」昭和32年）、昭和二七年一二月広島地方検察庁検事正（官報）昭和28・1・7）、昭和三〇年七月名古屋地方検察庁検事正（官報）昭和30・8・5）、昭和三二年五月京都府地方検察庁検事正（官報）昭和31・6・2）、昭和三三年三月辞職（官報）昭和33・4・2）、昭和三三年四月公証人・大阪法務局所属（官報）昭和33・4・8）、昭和三九年四月公証人依願免（官報）昭和39・4・18）

⑧ 岡本梅次郎

●明治二六年一月二五日生、岡山県赤磐郡瀬戸町、大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備検事、大正一二年五月岐阜区裁判所検事、大正一二年八月神戸地方裁判所検事、昭和五年八月大阪区裁判所検事、昭和一〇年六月大阪控訴院検事、昭和一二年三月東京控訴院検事（人物事典Ⅱ5）、昭和一五年一二月大阪地方裁判所検事（官報）昭和15・12・29）、昭和一七年一二月松江地方裁判所検事正（官報）昭和17・12・29）、昭和二一年二月長崎地方裁判所検事正（官報）昭和21・2・22）、昭和二二年五月長崎地方検察庁検事正（官

報〕昭和22・5・25)、昭和二三年五月最高検察庁検事〔官報〕昭和23・5・25)、昭和二七年一月広島高等検察庁検事長〔官報〕昭和27・12・29)、昭和三一年一月定年退官〔官報〕昭和31・1・26)、昭和三一年一月弁護士登録・第二東京〔官報〕昭和31・2・11)、昭和四七年二月一四日登録取消・死亡〔官報〕昭和47・4・25)

●昭和三一年弁護士登録(六六八六)、「事務所・自宅」東京都大田区北千束四五六、「電話」(781)三四六五、明治二六年一月二五日生、「出身地」岡山県、大正一〇年京都帝大法科卒、長崎地検検事正、最高検刑事部長、広島高検検事長等歴任〔日本弁護士大観〕昭和37年)

●岡本梅次郎「検察余談 騙すに手を以つてす」〔日本法律新聞〕創刊号、昭和9・6・1)、岡本梅次郎「検察余談 南北戦争時代のお銭」〔日本法律新聞〕第2号、昭和9・6・15)、岡本梅次郎「チャタレイ夫人の恋人」〔法律のひろば〕第4巻第7号、一九五一年八月)、岡本梅次郎「アメリカの州警察(1)・(2) テキサス州警察の紹介」〔警察時報〕第7巻第8号・第9号、一九五二年八月・九月)、岡本梅次郎「総選挙と検察」〔法律のひろば〕第5巻第10号、一九五二年一〇月)

⑨藤田三郎

●明治三一年一月三日生、香川県香川郡上笠居村↓高松市外磨屋町、大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一〇年五月司法官試補・京都地方裁判所詰、大正一一年三月東京地方裁判所詰、大正一二年三月東京地方裁判所予備検事、大正一二年五月京都府裁判所検事、昭和三年七月京都府裁判所検事、昭和四年一月宮城控訴院検事、昭和九年三月大阪地方裁判所検事、昭和一一年一月大阪控訴院検事、昭和一二年一〇月大阪地方裁判所検事〔人物事典Ⅲ〕V)、昭和一五年四月大阪区裁判所検事〔官報〕昭和15・5・2)、昭和一七年七月陸軍司政長官〔官報〕昭和17・7・15)、昭和一九年四月大阪地方裁判所検事〔官報〕昭和19・4・18)、

昭和二〇年八月高松地方裁判所検事正〔官報〕昭和20・8・17)、昭和二二年七月退職〔官報〕昭和21・7・10)、昭和二二年九月弁護士登録・大阪〔官報〕昭和21・10・30)、平成五年三月一六日登録取消・死亡〔自由と正義〕平成5・5)

●昭和二一年弁護士登録(四一六八)、「事務所」大阪市北区若松町二二、「電話」(341)〇七四四、「自宅」高槻市大字安満七四ノ九、「電話」(〇七二六)五一〇八四五、明治三一年一月三日生、「出身地」高槻市、大正一〇年京都帝大独法科卒、大正一〇年司法官試補、大正一二年東京、京都、宮城控訴院検事、大阪区・地裁・控訴院検事、昭和一七年瓜哇軍政監部最高検察局長官、昭和一九年大阪地裁検事、昭和二〇年高松地裁検事正、昭和三二年大阪弁護士会司法修習委員長、日弁連司法修習副委員長、昭和三四年常議員、懲戒委員、昭和三七年日弁連代議員、昭和三八年資格審査会委員、昭和四一年司法修習委員、昭和四二年司法修習委員長、日弁連司法修習副委員長、昭和四三年厚生委員。〔日本弁護士大観〕昭和37年、〔全国弁護士大観〕昭和52年)

⑩小坂良輔

●明治二八年九月五日生、岡山県赤磐郡鳥取村、大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一三年三月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年一月大阪地方裁判所予備検事、昭和二年四月名古屋区裁判所検事、昭和九年五月名古屋地方裁判所検事、昭和一〇年大阪地方裁判所検事〔人物事典Ⅲ〕V)、昭和一七年一二月大阪区裁判所検事〔官報〕昭和17・12・29)、昭和二〇年六月大阪控訴院検事〔官報〕昭和20・6・14)、昭和二二年二月大審院検事〔官報〕昭和21・2・22)、昭和二二年七月高松地方裁判所検事正〔官報〕昭和21・7・10)、昭和二二年八月高松地方検察庁検事正〔官報〕昭和22・8・16)、昭和二三年五月長崎地方検察庁検事正〔官報〕昭和23・

5・25)、昭和二六年一月福岡地方検察庁検事正(官報)昭和26・2・14)、昭和二七年一二月京都地方検察庁検事正(官報)昭和28・1・7)、昭和二八年一月大阪地方検察庁検事正(官報)昭和28・11・12)、昭和三〇年二月高松高等検察庁検事長(官報)昭和30・2・23)、昭和三二年三月広島高等検察庁検事長(官報)昭和32・3・26)、昭和三三年九月定年退官(官報)昭和33・9・6)、昭和三三年一月弁護士登録・岡山(官報)昭和33・11・10)、昭和四七年一〇月二二日登録取消・死亡(官報)昭和47・11・27)

●「生年月日」明治二八年九月五日、「死亡年月日」昭和四七年一〇月二二日、「出身地」赤磐郡赤坂町、「事務所開設地」岡山市、大正一〇年三月京都帝大独法科卒業、大正一三年三月司法官試補、大正一四年一月大阪地裁予備検事、昭和二年高松地裁検事正、昭和二三年長崎・昭和二六年福岡・昭和二七年京都・昭和二八年大阪各検事正、昭和三〇年二月高松高検検事長、昭和三二年三月広島高等検察庁検事長、昭和三三年九月定年退官、昭和三三年一〇月岡山弁護士会入会。(岡山の弁護士)昭和51年)

⑪瀬戸致格

●明治三一年一月六日生、熊本県球磨郡人吉町、大正一一年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・水戸地方裁判所詰、大正二二年四月東京地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備検事、大正一三年二月岡山区裁判所検事、大正一四年一二月唐津区裁判所検事、昭和二年四月佐賀区裁判所検事、昭和二年一二月天草区裁判所検事、昭和四年三月熊本地方裁判所検事、昭和七年七月長崎控訴院検事、昭和一〇年一月福岡地方裁判所検事、昭和一一年一月保護観察所輔導官・福岡保護観察所長、昭和一三年一月少年審判官兼保護観察所輔導官・福岡少年審判所勤務(人物事典)ⅡⅤⅤ)、昭和一五

年四月少年審判官・名古屋少年審判所勤務(官報)昭和15・4・9)、昭和一六年四月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所検事(官報)昭和16・4・18)、昭和一七年七月熊本区裁判所兼熊本地方裁判所検事(官報)昭和17・8・1)、昭和一九年八月長崎控訴院検事・退職(官報)昭和19・8・7、昭和19・8・9)、昭和一九年一二月公証人・鹿児島地方裁判所所属(官報)昭和20・1・6)、昭和二三年一月弁護士登録・熊本(官報)昭和23・2・25)、昭和三八年七月登録取消(官報)昭和38・8・23)

⑫芳賀貞政

●明治二八年三月一六日生、若松市愛宕町、大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一二年一二月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一四年八月大阪地方裁判所予備検事、昭和二年二月神戸区裁判所検事、昭和二年一二月横浜区裁判所検事、昭和四年八月東京区裁判所検事、昭和一〇年一二月横浜地方裁判所検事、昭和一一年一月兼保護観察所輔導官・横浜保護観察所長、昭和一二年二月福岡区裁判所検事(人物事典)ⅢⅤⅤ)、昭和一三年三月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所検事(官報)昭和13・4・1)、昭和一五年二月大阪控訴院検事(官報)昭和15・2・19)、昭和一六年二月神戸地方裁判所検事(官報)昭和16・2・12)、昭和一六年一二月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所検事(官報)昭和16・12・27)、昭和一八年六月長岡区裁判所兼新潟地方裁判所長岡支部検事(官報)昭和18・7・1)、昭和一九年九月千葉地方裁判所兼千葉区裁判所検事(官報)昭和19・9・26)、昭和二〇年一二月東京控訴院検事(官報)昭和21・1・17)、昭和二一年三月大審院検事・退職(官報)昭和21・5・1)、昭和二二年七月弁護士登録・千葉(官報)昭和21・9・26)、昭和六二年一月二六日登録取消・死亡(昭和62・2・10)

●明治二八年三月一六日生、「本籍」東京都、「事務所・自宅」千葉市新千葉三一―一四―一五、「電話」(41)一四一五、昭和二二年弁護士登録(四〇一五)、大正一〇年京都大学法

学部独法科卒、昭和一五年大阪控訴院検事、昭和二〇・二一年東京控訴院検事、昭和二一年大審院検事、東京・大阪地検、神戸、横浜、新潟、福岡各地検次席検事（昭和一九〜二一年）（『全国弁護士大観』昭和52年）

●芳賀貞政「故中村作次郎君の死を悼む」（『千葉県弁護士会史』平成7年）

3 弁護士

①白須賀芳彦

●大正一二年二月弁護士試験及第（『官報』大正12・2・27）、大正一二年五月弁護士登録・大阪（『官報』大正12・5・9）、昭和一二年大阪弁護士会副会長、昭和一八年・一九年図書委員長（『大阪弁護士会百年史』）、昭和二四年八月登録取消（『官報』昭和24・10・4）、昭和二四年八月古市簡易裁判所判事（『官報』昭和24・10・8）、昭和三〇年六月堺簡易裁判所判事（『官報』昭和30・6・24）、昭和三四年一月富田林簡易裁判所判事（『官報』昭和34・1・6）、昭和三六年四月簡易裁判所判事停年退官（『官報』昭和36・4・18）、昭和三六年七月弁護士登録・大阪（『官報』昭和36・8・16）、昭和四三年二月二〇日登録取消・死亡（『官報』昭和43・3・15）

●明治二四年四月一六日生、「職業」大阪地方裁判所裁判官・堺簡易裁判所判事、「電話」堺三一八〇、「現住所」大阪府南河内郡河南町平石四〇五ノ一、「電話」神山一六六、「出身地」大阪府、「出身校」富田林高等学校（元中学）、関西大学卒、「家族」妻静子（明治四〇年三月二五日生）樟蔭女子高等学校、四男欣也（昭和三年二月二五日生）会社員・関西学院大学、「職歴」弁護士、裁判官、「趣味」読書、「宗教」融通念仏宗、「親戚」大阪府枚方市山口輝彦（『大阪紳士録』昭和34年）

②馬場次郎

●大正一一年九月弁護士試験及第（『官報』大正11・9・30）、大正一一年一月弁護士登録・大阪（『官報』大正11・11・28）、大正一二年二月登録換↓東京（『官報』大正12・2・22）、大正一二年一月二月登録換↓大阪（『官報』大正12・12・15）、昭和六年八月登録取消（『官報』昭和6・9・1）、昭和二二年三月弁護士登録・大阪（『官報』昭和22・5・1）、昭和五一年七月二四日登録取消・死亡（『官報』昭和51・9・28）

●明治三五年四月一六日生、「出身地」大阪市、「事務所」大阪市北区若松町二二、電話（34）七四四五・（361）八一八四、「自宅」大阪市生野区新今里町六ノ一二、電話（731）一七九五、昭和二二年弁護士登録（四四二二）、大正一一年関西大学卒、大正一一年弁護士試験合格、大正八年日本銀行大阪支店勤務、昭和三三年大阪弁護士会紛議調停副委員長、昭和三四年常議員、昭和三六年近弁連司法制度調査委員（『大阪紳士録』昭和34年、「日本弁護士大観」昭和37年）

③田村堅三

●大正一〇年三月東京帝国大学法学部卒業（『官報』大正10・5・18）、大正一一年六月弁護士登録・神戸（『官報』大正11・6・10）、大正一二年一月登録換↓大阪（『官報』大正12・11・16）、昭和二四年人権擁護委員長、昭和二五年総会議長、昭和二九年法律扶助委員長、昭和三一年大阪弁護士会長、資格委員長、選挙委員長（『大阪弁護士会百年史』）、昭和四三年六月二六日登録取消・死亡（『官報』昭和43・9・30）

●明治廿七年十一月二十五日生、弁護士、「事務所」北区老松町三丁目二十番地、電話北三三一〇。刑事弁護士として、現在法曹界の寵児である。氏は、大正十年東京帝国大学独法科の出身で、大正十一年弁護士開業以来、氏の敏腕は事件ごとに認められ、昭和四年関

西地方を騒がした堺の菓屋少年殺しを死刑から無罪にさすや、一躍名声を馳するに至り、爾来あの一世を騒がしめた松島事件、女傑中村照子の詐欺事件、大阪バスの疑獄事件から最近の船場署の警官不祥事件など大事件に必ず関与している。「法廷武士の気持がとても愉快である」と氏が語る如く、弱き者を強く正しく導くことを天賦の職分と自任する氏は、一たび事件を引受けるや寢食を忘れ、裁判官を向ふに廻しての堂々法廷戦は、実に有名なものである。「我々の職務自体は、相当任侠性を帯びてゐる訳であるから、算盤によりて努力に厚薄をつける如きケチな量見では、弁護士はやれぬ。利欲に惑はず、権力に屈せず、所信に邁進するところに、無限の痛快味がある」とは、氏の常に抱懐する固き信念であるが、事実氏の人格は、大阪所属弁護士会に於ても光彩的存在である。氏をモデルにした宇野千代の小説―「罌粟はなぜ紅い」―に躍る弁護士三田村賢吉は、氏の義侠に富む性格を躍如として描いてゐる。田村氏は、一昨年事務所を現在の地に移し、新進弁護士数氏と共に、一切の法律相談に応じてゐるが、氏への信望は大阪のみに止らず、ために月四、五回は上京して、大審院の弁護に当ると云ふ、文字通りの東奔西走ぶり、なほ和歌山県出身である氏は、県人会たる紀水、木友両会の常任幹事である。登美子夫人は、兵庫県元代議士亡伊藤俊介氏の次女で、近代的明朗な令夫人である。(大阪新人物誌 昭和9年)

●「原籍」和歌山県那賀郡岩出町、「現住所」大阪市北区老松町三ノ二〇、「職業」弁護士。

(一)「母堂」尚子、明治六年生、土岐嘉平姉、「夫人」登美子、明治三十五年生、神戸女学院卒、伊藤俊介女、「長女」俊子、大正十二年生、「次女」静子、大正十五年生、「三女」和子、昭和五年生。氏は、田村堅治の長男にして、明治二十七年十一月を以て生る。大正十年東京帝国大学法学部独法科を卒業し、西宮市辰馬家の事業に携はる。後独立して神戸市に弁護士を開業し、一年にして大阪に移る。夙に刑事弁護に一家をなし、又木友会、紀水俱樂部に役員たり。

(二)一、「自分の行ひのために人を損こねないやうに、自分が通つたあとに悪い足跡を残さないやうに」といつたやうな心配です。二、平凡な行路で、これといふ難関にぶつつかつたことがあります。三、日曜はゴルフ。他に謡曲と南画を学んでゐます。職業が多少激しいため気分の転換を期したいためですが、本来最も好きなのは思想問題に関する読書です。四、まだ小さいので素直にのびたいと思つてゐる丈です。

(三)大阪法曹界に於ける彗星的存在である。若くして法曹界で最も至難とする刑事弁護を標榜して起つた。由来民商事専門は術策の人になり易く、刑事専門は客家偏狭の禍を受ける懼れがある。所謂臭みである。この人は幼少より頭も良く、信念に厚い人であつた。之れに加ふるに旺盛な自彊精神をもつてし、学を研き識を博め、拳々として脩養を怠らず、若い乍ら天晴れ俗流を超脱した人物として、世の信頼を集むるに至つた。無論これ亦大成の前途を洋々と控へ、品隲の断定を下し得る時期ではない。たゞ毅然たる信念、徹底せる勉強、周到なる用意、情理を兼ね備へた水も漏れぬやうな生活態度は、確かに稀らしき人であり、期待して翹望すべ可き人物である。(山崎中外編『先輩言行録』紀州公論社・一九三五年八月)

●弁護士・法学士、「出身地」那賀郡岩出町清水、「出生」明治二十七年十一月、「現住所」大阪市北区老松町三丁目二〇番地、電話北三三三〇番、「略歴」生後二十日にして父堅治氏に死別す、母尚子さんは土岐嘉平氏の令姉にして当時二十一歳、氏を慈育薫陶す、三高を経て大正十年東大法学部独法科を卒業、辰馬家に入り頗る信任を受けしが、独立して神戸に

弁護士を開業し、後大阪に移り、民事より刑事に転じて屢々大事件に関与し名声を挙げ、大阪在住紀州人の団体中最も有力なる木友会、紀水俱樂部両会の常任幹事として熱心郷党の為に尽しつゝあり。「現職」弁護士、関西石材株式会社監査役、木友会幹事、紀水俱樂部常任幹事、「趣味」ゴルフ、謡曲、「家族」登美子夫人（元代議士伊藤俊介長女、神戸女学院出身、ピアノ、日本画を嗜む）、母堂尚子刀自（昭和十年六十三歳）、伊藤俊子嬢（田村氏長女、夫人の姓を襲ぐ、幼にしてピアノに堪能、大正十二年生）、二女静子嬢（昭和元年生）（阪本恭雄編『紀州人大観』第一輯、紀州人社、一九三五年一〇月）

●日本容器(株)社長、大同産業(株)取締役、関西石材(株)監査役、松下電器産業(株)顧問、弁護士、北区老松町三ノ二〇、電話北三三三〇、「閲歴」和歌山県堅治の長男にして、明治二十七年一月二五日同県那賀郡岩出町に生る、大正一〇年東大法学部卒業、弁護士開業す、昭和一五年海軍大将野村吉三郎随員として蘭印比島各地へ出張す、「宗教」真言宗、「趣味」打球(ゴルフ)、謡曲、「家庭」母尚子(明治六年生)、妻登美子(明治三五年生)兵庫県伊藤俊介二女、神戸女学院卒、二女静子(大正一五年生)、三女和子(昭和五年生)、長女俊子(大正一二年生)大手前高女卒は妻の実家伊藤家を継ぐ。(大衆人事録 昭和18年)

●弁護士、法制審議会・国有財産地方審議会各委員、日本弁護士連合会常務理事、関西石材(株)監査役、和歌山県那賀郡岩出町在籍、母尚子(明治六年一月生)元北海道長官土岐嘉平姉、妻登美(明治三五年一月生)兵庫県伊藤俊介二女、神戸女学院卒、三女和子(昭和五年九月生)京大工学部大学院在学。

君は、明治二十七年一月二五日堅治の長男に生る、大正一〇年東大法学部卒業、翌年弁護士を開業、昭和三二年大阪弁護士会長、日本弁護士連合会副会長、近畿弁護士連合会会長に選ばれる、先に大阪市立医大理事、日本容器社長、大同工機取締役、松下電器産業監査役等を歴任す、「趣味」考古学研究、「宗教」真言宗、「家族」長女俊子(大正一二年八月生、神戸女学院卒)は其母方実家伊藤克三(大阪市立大助教授)に、二女静子(大正一五年八月生、大阪商大卒、弁護士)は西風順一(栗本鉄工所技術課長)に嫁す、「住所」大阪府高槻市桜ヶ丘八五、電話富田一八、「事務所」大阪市老松町三ノ二〇、電話三四局五三二〇。(人事興信録 昭和32年、「大阪紳士録」昭和34年)

●明治二十七年一月二五日生、「出身地」和歌山県、「事務所」大阪市北区源藏町五新老松ビル三階二六号室、電話(34)五三二〇、「自宅」高槻市桜ヶ丘八五、電話〇七二六(6)〇〇一八、大正一一年弁護士登録(八〇八)、大正一〇年東京帝大卒、昭和二四年大阪弁護士会人権擁護委員長、昭和二五年総会議長、大阪市立医大理事、昭和二八年日弁連理事、昭和二九年大阪弁護士会法律扶助委員長、昭和三一年大阪弁護士会長、近弁連理事長、日弁連副会長、近畿地方国有財産審議会委員、昭和三二年法務省法制審議会委員、日弁連常務理事(日本弁護士大観 昭和37年)

●「大阪弁護士会長に田村堅三氏当選」大阪弁護士会三十一年度役員選挙は、さる一九日大阪弁護士会館で行われ、会長に田村堅三氏が当選した。今年の会長選挙は、堀川嘉夫氏がその所属会派の法友クラブから推されて、早くも活動に入っているのに、田村氏はその所属会派の法曹公正会から推されたが一身の都合で辞退し、再度の推挙でいよいよ出馬を決したという事情もあって、堀川氏より立遅れの不利があるうえに、今度は稀らしく前例を破って会員多数を擁する一水会、友新会、法曹同志会の有力な三会派が会員の自由意思、すなわち、自由投票としたので俄然両派の選挙戦は激甚となり、特殊の選挙ではあ

るが同会役員選挙では、これまでにない選挙異風景を見せ、結局、田村氏が当選したのであった。なお副会長選挙は無競争で多屋弘一水会、塩見利夫二友新会、鮫島武次二法曹同志会の三氏が当選した。これらの新役員は来る四月一日就任する。田村新会長は明治二十七年十一月和歌山市の名門に生れ、東大独法科に学び大正十年卒業、翌十一年大阪で弁護士を開業、民事刑事事件を取扱い、いくばくもなくしてその手腕は人の認むるところとなり、当時世間を騒がせたいわゆる松島事件をはじめ大小幾多の事件を手にかけたが、中にも特に努力したのは元九州電気軌道株式会社社長松本泰藏氏の社名手形乱発事件であった。この間、氏は旧和歌山藩主徳川家の法律顧問として同家の整理に尽瘁し、また一時弁護士をやめて松下電器の常任監査役に就任し、さらに別に事業経営の第一線に立ったこともあり、戦前海軍大将野村吉三郎氏とともに東南アジア、中国を五ヶ月にわたって視察するなど、法曹としては珍しい経歴を持っている一面豊かな人情味の持主であることは、氏の門下から十数名の有力な弁護士が巣立していることが、これを雄弁に物語っている。人格、識見ともに申分なく、関西初の婦人弁護士西風静子さんは氏の愛嬢で、平素事務所で父娘机を並べて法律事務を執り人を羨ましている（注、後略）。『日本経済新報』第6巻第8号、一九五六年三月中旬号

④伊藤秀雄

●明治二四年一二月代言人試験及第（『官報』明治24・12・12）、明治二五年一月神戸代言免許（『日本弁護士史』一四二一頁）、明治二六年五月弁護士登録・大阪（『官報』明治26・6・2）、明治四二年・四三年大阪弁護士会副会長、昭和一〇年風紀調査委員長（『大阪弁護士会百年史』）、昭和一二年八月登録取消（『官報』昭和12・9・15）

●弁護士、「本籍」大阪（注、代言人試験及第・弁護士登録時は、北海道）、大阪織物（株）監査役、「事務所」北区若松町二三ノ五、「電話」北（36）一五六。（『日本弁護士名簿』昭和4年、「日本紳士録」昭和11年）

●伊藤秀雄「司法の危機 附バイカイ問題」（『法律新聞』大正5・9・5）、伊藤秀雄「争は人生の不幸也」（『民衆の法律』第4巻第2号、一九二六年二月）、本社記者「名士訪問 伊藤秀雄氏」（『民衆の法律』第4巻第2号、一九二六年二月）

⑤田崎昌位

●昭和三年一〇月高等試験司法科合格（『官報』昭和3・10・30）、昭和三年一月弁護士登録・東京（『官報』昭和3・12・8）、昭和一一年六月三〇日登録失効・弁護士法附則第五項（『官報』昭和11・8・31）。注、「日本弁護士名簿」昭和7年に「昭和7年11月東京弁護士会除名」の記入あり。

●「事務所」市外国分寺村三五、「電話」国分寺六七、「本籍」東京。（『日本弁護士名簿』昭和4年）

⑥道工隆三

大正一五年一二月高等試験司法科合格（『官報』大正15・12・21）、昭和二年六月弁護士登録・大阪（『官報』昭和2・7・4）、昭和二三年大阪弁護士会副会長、昭和二九年司法委員長、（『大阪弁護士会百年史』）、昭和六三年五月二七日登録取消・死亡（『自由と正義』昭和63・8）

●明治三四年一月生、日弁連代議員、大阪地労委会長、大阪自由人権協会常任理事、プール学院理事、弁護士、京都市左京区下鴨上川原町七四、「事務所」大阪市北区永楽町六、「電話」福島一九一五。（『全日本紳士録』昭和25年、「大阪紳士録」昭和34年）

●明治三四年一月一日生、「出身地」広島県竹原市、「事務所」北区絹笠町一六大江ビル一階二号室、電話（363）二九二四〇五、「自宅」向日市上植野町浄徳二一四、電話（921）〇

九三八、大正九年広島県立志海中学校卒、大正一五年高等試験司法科合格、昭和二年弁護士登録（一七八二）、昭和二年関西大学法学科卒、昭和三年大阪弁護士会副会長、昭和二十四年大阪府地労委会長、昭和二五年司法修習副委員長、昭和二六年日弁連司法修習委員、昭和二九年司法委員長、日弁連司法制度調査会副委員長、昭和一八年〽昭和三四年大阪地裁調停委員、昭和二六年〽昭和三四年プール学院監事、ILO近畿支部理事、昭和三五年日弁連判例調査委員。（「民事法特殊問題の研究」所収「略歴」、「日本弁護士大観」昭和37年、「全国弁護士大観」昭和52年）

●米田実編『民事法特殊問題の研究』道工隆三先生還暦記念論集（酒井書店・一九六二年二月）、木村保男編『現代実務法の課題』道工隆三先生古希記念論集（有信堂・一九七四年二月）

⑦入江義之助

●大正八年一二月弁護士試験及第（官報）大正8・12・12）、大正八年一二月弁護士登録・東京（官報）大正9・1・12）、大正一四年一二月登録換↓大阪（官報）大正15・1・8）、昭和二〇年五月一日登録取消・死亡（官報）昭和20・6・13）

●「事務所」北区真砂町一〇、「電話」北三六五二、「本籍」東京。（「日本弁護士名簿」昭和4年）

⑧石川小市

●大正八年一二月弁護士試験及第（官報）大正8・12・12）、大正九年四月弁護士登録・大阪（官報）大正9・4・14）、昭和八年大阪弁護士会副会長、昭和一八年・一九年共済部委員長（大阪弁護士会百年史）、昭和三一年四月一三日登録取消・死亡（官報）昭和31・5・14）

●石川小市法律事務所長、弁護士、石川県出身、大阪市阿倍野区昭和町二ノ八、電話（66）四一九五、「経歴」明治三三年五月七日生、大正三年立命館大卒、京都市乾小学校奉職、大正九年四月弁護士登録開業現在に至る、尚大阪地裁調停委員兼務、「宗教」真宗、「趣味」

短歌、「家族」妻さだ（明治二四年生）金沢師範卒、二女文江（大正一一年生）名古屋大卒、大阪府立女子大教授。（「関西人事録」昭和13年）

●石川小市編『大阪控訴院管内弁護士大会報告』（大阪控訴院管内弁護士大会・一九三四年五月）

⑨飯島善之助

●大正一一年九月弁護士試験及第（官報）大正11・9・30）、大正一一年一〇月弁護士登録・大阪（官報）大正11・11・1）、昭和八年四月一九日登録取消・死亡（官報）昭和8・5・5）

●「事務所」東区島町一ノ一三、「電話」東四二〇、「本籍」滋賀。（「日本弁護士名簿」昭和4年）

⑩梨岡時之助

●大正一二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正一二年三月弁護士登録・東京（官報）大正12・4・6）、大正一三年三月登録換↓大阪（官報）大正13・3・19）、昭和一五年一〇月登録取消（官報）昭和15・11・15）、昭和一五年一〇月青森地方裁判所八戸支部兼八戸区裁判所判事（官報）昭和15・10・7）、昭和一七年二月五所川原区裁判所判事（官報）昭和17・2・18）、昭和一七年一〇月弘前区裁判所判事（官報）昭和17・10・5）、昭和一八年三月盛岡地方裁判所判事（官報）昭和18・3・31）、昭和一九年七月宮古区裁判所判事（官報）昭和19・7・17）、昭和二一年四月山形地裁予審判事（司法大観）昭和32年）、昭和二二年九月福島区裁判所兼福島地方裁判所判事（官報）昭和21・9・20）、昭和二二年一〇月神戸地方裁判所若松支部兼若松簡易裁判所判事（官報）昭和23・1・24）、昭和二三年一〇月神戸地方裁判所豊岡支部判事（官報）昭和23・11・6）、昭和二三年一〇月兼豊岡家事審判所判事（官報）昭和23・12・4）、昭和二三年一二月神戸地方裁判所豊岡支部長（官報）昭和24・1・6）、昭和二四年一月兼神戸家庭裁判所豊岡支部判事（官報）昭和24・2・3）、昭和三一年七月奈良地方裁判所兼家庭裁判所葛城支部判事、葛城簡易裁判所判事（官報）昭和31・7・12）、昭和三二年

一月奈良地方裁判所葛城支部判事（官報）昭和32・11・16）、昭和三十五年六月定年退官（官報）昭和35・6・3）、昭和三十五年六月大阪簡易裁判所判事（官報）昭和35・6・6）、昭和四〇年六月簡易裁判所判事（官報）昭和40・6・2）、昭和四〇年六月弁護士登録・大阪（官報）昭和40・7・13）、昭和五六年三月登録取消（官報）昭和56・4・22）

●奈良地方裁判所葛城支部長、大阪市港区在籍（高知県安芸郡羽根村出身）、妻ミサオ（明治二八年二月三日生）後藤宇妓遠二女、神戸市立高女卒、長男輝彦（大正一四年一〇月一日生）東大法科卒、長崎地裁判事補。

君は、明治二八年六月二日芳藏の長男に生る、大正一〇年関西大法科卒、大正一二年弁護士試験合格、大正一二年弁護士を開業、昭和一五年一〇月判事に任官、青森地裁八戸支部、五所川原区裁、青森地裁弘前支部、盛岡地裁、宮古区裁、山形地裁、福島地裁、福島地裁若松支部、神戸地裁豊岡支部各判事を歴任現職に就任す、「趣味」碁、釣、「宗教」真宗、「住所」奈良県大和高田市相生町裁判所官舎、電話大和高田二二〇五。（人事興信録）昭和30年・昭和32年）

⑪ 本田武藏

●大正一〇年九月弁護士試験及第（官報）大正10・9・30）、大正一一年一二月弁護士登録・大阪（官報）大正10・11・18）、昭和九年常議員会副議長（大阪弁護士会百年史）、昭和一四年一二月登録取消（官報）昭和14・12・13）、昭和一四年一二月松江地方裁判所兼松江區裁判所判事（官報）昭和14・11・8）、昭和一八年一二月今市区裁判所判事（官報）昭和18・12・29）、昭和二二年五月松江地方裁判所今市支部判事（司法大観）昭和32年）、昭和二二年一二月浜田簡易裁判所判事兼松江地方裁判所浜田支部・同大森支部判事（官報）昭和23・1・24）、昭和二四年一月兼松江家庭裁判所浜田支

部判事（官報）昭和24・2・3）、昭和三〇年五月浜田簡易裁判所司法行政事務掌理者（官報）昭和30・6・17）、昭和三二年一二月松江地方裁判所浜田支部判事（官報）昭和32・11・16）、昭和三三年三月定年退官（官報）昭和33・4・3）、昭和三三年四月大阪簡易裁判所判事（官報）昭和33・4・3）、昭和三八年三月簡易裁判所定年退官（官報）昭和38・4・2）、昭和三八年五月弁護士登録・大阪（官報）昭和38・6・14）、昭和五二年三月九日登録取消・死亡（官報）昭和52・4・22）

●島根県安濃郡太田町出身、妻伊希子（明治二八年一〇月生）。明治二六年四月一日長太郎（明治三年一月生、元百三十銀行舞鶴支店長）の二男に生る、大正六年関西大法科卒業、大正一〇年一〇月弁護士を開業、昭和一四年一二月判事に任ぜられ松江地裁判事を経て、現職（松江地裁家裁各浜田支部長）に就く、「趣味」園芸、「宗教」浄土宗、「同胞」兄本田善之助（書籍商）、妹の夫阿部常一（明治三五年一〇月五日生）長崎高商卒、大和銀行取締役東京審査部長。（人事興信録）昭和28年・昭和32年）

●明治二六年四月一日生、「職業」大阪簡易裁判所判事、「住所」豊中市春日通一ノ三、「電話」豊中三一七、「出身地」島根県、「出身校」関西大卒、「職歴」大正一〇年弁護士登録（大阪弁護士会）、昭和一四年任判事、「趣味」花作り、「宗教」生長の家。（大阪紳士録）昭和34年）

●明治二六年四月一日生、「本籍」大阪市、「事務所・自宅」豊中市玉井町二一九―三〇、「電話」⁽⁸⁵²⁾四三二七、昭和三八年弁護士登録（八八五四）、大正六年関西大学法科卒、大正一〇年弁護士試験合格、昭和一四年松江地裁判事、昭和二一年浜田支部長、昭和三三年判事停年、昭和三三年〜昭和三八年簡易裁判事、昭和五二年三月九日死亡。（全国弁護士大観）昭和52年）

⑫ 川崎齋一郎

●明治三六年七月東京帝国大学法科大学卒業（「官報」明治36・7・14）、明治三六年七月司法官試補・横浜地方裁判所詰（「官報」明治36・7・28）、明治三八年四月長崎地方裁判所判事（「官報」明治38・5・1）、明治三九年九月大阪区裁判所判事（「官報」明治39・9・11）、明治三九年九月兼大阪地方裁判所判事（「官報」明治39・9・21）、明治四三年四月大阪地方裁判所部長（「官報」明治43・4・11）、大正二年五月神戸地方裁判所部長（「官報」大正2・5・30）、大正三年二月依願免本官（「官報」大正3・2・13）、大正三年二月弁護士登録・大阪（「官報」大正3・2・28）、大正一四年大阪弁護士会長、会則改正委員長、昭和一五年〽昭和一七年弁護士試補教導委員長（「大阪弁護士会百年史」）

●弁護士、母松（安政六年九月生）高知県土族岡内拓長女、妻喜代（明治一六年九月生）高知県植田精作妹、養子策實（明治四五年四月生）北海道川崎重實二男。

君は高知県土族川崎策馬の長男にして、明治一〇年二月を以て生れ、明治一五年先代祖父源四郎の後を承け家督を相続す、明治三六年東京帝国大学法科大学独法科を卒業し、直に司法官試補となり、横浜裁判所にて修習し、爾来長崎地方裁判所判事、大阪神戸各地方裁判所部長に歴任、大正三年官を辞し、現住所に弁護士を開業、今日に至る。弟繁明（明治一一年二月生）は其妻子を伴ひ分家せり（大阪市東区高麗橋二ノ三二、電話本局三七二）。（「帝国大学出身名鑑」昭和7年）

●弁護士、氏は高知県土族の産で、明治一〇年に生れ、明治三六年東京帝大を卒業、司法官試補を経て、長崎、大阪、神戸各地方裁判所の判事或は部長判事を勤めたが、大正一三年官職を辞し、現職を開業したものである。司法官から弁護士に転業した人達の中でも、尤たるもので、民刑共に第一流の評は動かない所であらう。雄弁を以て聞え、不断の勉強に依る宏博な知識と、親しみ易くして、狎れ難いと言はれる性と共に、大阪弁護士界の

一権威者たるを失はない。趣味は読書を主とし、古今の史的文献にはなか〽造詣が深いと言はれてゐる。（事務所・東区高麗橋二丁目三二）。（「大阪新人物誌」昭和9年）

●弁護士、東区高麗橋二ノ三二、電話北浜三七二、「閲歴」高知県策馬長男、明治一〇年二月生る、明治三六年東大独法科卒業、司法官試補拜命、任判事、長崎地方判事、大阪神戸各地方部長に歴補、大正三年開業す、「宗教」真宗、「趣味」武道、碁、「家庭」妻喜代（明治一六年生）高知県植田精作妹、養子策實（明治四五年生）北海道川崎繁實二男。（「大衆人事録」昭和18年）

●川崎齋一郎「随想二題」『民衆の法律』第3巻第2号、一九二五年八月

⑬小西喜雄

●大正六年七月京都帝国大学法科大学卒業（「官報」大正6・7・19）、大正一〇年五月弁護士登録・大阪（「官報」大正10・6・3）、昭和二二年大阪弁護士会長（「大阪弁護士会百年史」）、昭和三三年四月二七日登録取消・死亡（「官報」昭和33・5・8）

●大阪評論新聞社長、弁護士、妻静江（明治二八年生）井下米太郎女、男武雄（大正一四年生）、女美代子（大正一一年生）。

君は福岡県の人、明治二三年一月一日同県企救郡松ヶ江村に生る、大正六年京都帝大法科英法科を卒業、大正八年大阪毎日新聞社に入り、大正一〇年退社、同年弁護士を開業、傍ら大阪評論新聞社長に就任、一立商店、黒龍会関西支部の各顧問となり、今日に至る、更新倶楽部会員たり、「宗教」真宗、「趣味」俳句、尺八（大阪市北区老松町二ノ一〇、電話北二三六一）。（「帝国大学出身名鑑」昭和7年）

●明治二三年一月一日生、弁護士、「事務所」北区老松町二ノ一〇（電話北二三六一）、

福岡県企救郡松ヶ江村出身。氏は、福岡県立豊津中学校、第三高等学校を経て、大正六年京都帝大英法科を卒業するや、直に露国に渡り日露貿易に従事したが、大正八年大阪毎日新聞社に招聘されて入社、社会部の敏腕記者として縦横の活躍ぶりを發揮したが、青雲勃々たる氏はこれにあきたらず、大正一〇年同社を退き弁護士となりて、爾来操觚界の貴き体験を有つて事件の捜査解剖に当り、刑事民事を問はず幾多の難事件を明快忠実に処理し、現在関西法曹界に独自の地位を築き、一方の大家として氏の存在は有名である。且つ、緻密な頭脳と生来の任侠と相俟ち、氏の有利に解決した大事件として、島徳明政会事件、酒梅事件、船場署警察官流職事件などがあり、就中、流職事件の弁護は、断然他の追隨を許さぬとまでの定評がある。氏はまた、稀に見る篤学の士として聞え高く、法理に精しく、弁論の雄にして、且つ着実真摯な性格は信望篤く、事件をあらゆる角度から見ると見る氏の鋭き観察眼は、大阪所属弁護士会にも氏に比を見るものなく、事件の鑑定を請ひ訴訟を依頼し来る者相踵ぎ、大家にして大家ぶらず、夜中でも気軽に飛出すと云ふところに、一層の人氣を博してゐる。現に氏は、弁護士のほかに大阪評論新聞社長、大阪経済新聞顧問、呉日日新聞社監査役の要職にあり、なほ鹿島組、藤田組工業部、黒龍会関西支部、一立商店などの顧問で、公私とも多忙な氏である。趣味として俳句、尺八のほか、周防灘の一漁村で育つた氏は、土曜から日曜にかけての魚釣を何よりの楽しみとしてゐる。宗教は不動尊を特に信仰す、静枝夫人（三九歳）との間に、長男武雄君（九歳）、長女美代子嬢（一二歳）の一男一女がある。（大阪新人物誌 昭和9年）

●（大阪）宮崎武吉「あゝ小西喜雄君」

小西君（元大阪弁護士会長）！！！！僕が君の住居のある千里山に疎開して間もなくのことである、ひよっこり僕の陋屋に巨軀を現はし、その頃よく飛んで来たB二十九の銀翼におびえながら縁側で二人が話し込んだことが妙に印象に残っている、何を話したかはすっかり忘れてしまったが。戦争が済んで二、三年した頃、大造事件なるものが起つて、君は鮫島武次、広瀬長喜の両君と一緒にその弁護を引受け、僕の天王寺の家の隣に住む広瀬君の家で打合会を開いた帰りに僕の家の塀外から大声で、「おい宮崎!!広瀬君のところへやつて来たが遅いから失敬するよ。」僕が急いで門から石段を駆け下り道路に出たときは、君の黒い姿は闇の向うに動いているのみであった。「一寸上つて話して行かぬか。君、」と僕が追いかけるように呼びかけた。「素通りは出来ぬが、……失敬するよ今晚は、遅いから……。」其の翌年だったか、君が大阪弁護士会長に立候補したとき、宮崎の処へも挨拶に行かねばと言つたことを、後に岡碩平から伝え聞いて一寸ほろつとさせよつた。君がなにもわざわざ僕を訪ねて立候補の挨拶をせんならん筋合も義理もないのは判り切つているが、僕をして同僚の間に少しでも重からしめんとする君の配慮と、おのづからなる友情の発露がそう言はしめたのであろう。事実君が会長となつてからも、僕に対する一層くだけた、ざつくばらんな態度は、一水会に於ける僕の株価を少々高めて呉れたことに間違いない。たゞ後年三木通三君を僕が会長候補者に推して一水会総会で戦つた時、君と対立の立場に立たされことは淋しかった。又こんなこともあつた、僕をして浮草稼業から発心して現在の仕事に転進せしめた僕の兄事尊敬する先輩弁護士古老の弘中武一君と君が曾て山口で会はれたとき、僕を組上に乗せ存分に料理したらしく帰来、弘中からお前の山口時代の前科をすっかり調べ上げて来たよ、と呵々大笑したことなども、君の磊落な性格の片鱗をあらわして、僕にとっては懐しき想出の一となつたのである。その内に全快して、又例の巨

軀をゆさぶつて談笑する君の姿をそこへに見出すことであろうことを期待していたのに、ああ……。一水会出身の元会長中坂田、太田已に亡く、小野村また重病の床に呻吟しつゝあり、身世無情の感深切なるものあるとき、また君を失うに至っては、人誰か滂沱として涙頬を湿すを知らんやである。「おーい君と親しく呼びて手をとりし、君をまざまざ今も我が目に、千里山にB二十九の飛ぶを見つ、心ふれける日もありき君と、刑事法廷に君見ぬ久しきびしくも、思いぬる人被告のみかは、悲しきは胸にこみ上げ湧き来なり、寂しき国に君送る夕、あゝ遂に漉てなき旅の旅をゆく、君を送らんいとしめやかに」（昭和三十三年五月七日記）。（自由と正義）昭和33・7

⑭奥田福敏

●大正一〇年三月京都帝国大学法学部卒業（官報）大正10・4・27、大正一一年一月弁護士登録・大阪（官報）大正11・1・30

●「奥田弁護士、谷口女史と結婚 けふ博愛社で挙式」 宮津の女囚監で寂しく苦役してゐる恋の放火尼僧舜海尼へ求婚して世間の噂を高めた、大阪の弁護士奥田福敏氏（三九）と大阪婦人ホームの谷口益枝女史（三四）の結婚式が、今九日大阪東淀川区今里の博愛社で小橋同社社長夫妻媒酌の下に挙げられる。奥田氏は、かねて社会事業に興味を持ち、婦人ホームの仕事にも関係してをつたし、信仰（注、基督教）も同じで十数年来ホームにあって、職業婦人救済に尽してゐる女史と、互ひの理解がやがて相愛の芽を生んだものである。（大阪朝日）昭和4・12・9

●明治二四年二月五日生、「出身」和歌山県（注、大学卒業・弁護士登録時は本籍福岡県）、「事務所・自宅」北区梅ヶ枝町一九四裁判所北門北入角、「電話」（363）二二〇一、大正一一年弁護士登録

（六九一）、大正一〇年京都大学法科卒、昭和二〇年司法委員、昭和二四年常議員、綱紀委員、昭和二五年図書委員、昭和二七年厚生委員、昭和二八年資格審査予備委員、昭和三二年司法修習委員、昭和三四年人権擁護委員、昭和三六年選挙管理委員、昭和三七年常議員、昭和三八年人権擁護委員、昭和三九年法律扶助委員、昭和四二年綱紀委員。（大阪紳士録）昭和34年、「日本弁護士大観」昭和37年、「全国弁護士大観」昭和52年

●奥田福敏『舜海尼の告白』（奥田法律事務所・一九二八年一〇月）

⑮小川良之輔

●大正八年七月京都帝国大学法学部学士試験合格（官報）大正8・7・12、大正一二年一月弁護士登録・京都（官報）大正12・1・23、昭和四年二月登録換↓大阪（官報）昭和4・3・9、昭和四年一〇月登録取消（官報）昭和4・11・15、昭和六年七月弁護士登録・大阪（官報）昭和6・7・23、昭和一四年三月三〇日登録取消・死亡（官報）昭和14・4・14

●弁護士、妻喜久子（明治三〇年生）大阪府吉田榮吉長女、相愛高女卒、男光（大正一〇年生）、男亘（大正一二年生）、女公子（昭和二年生）。

君は大阪府小川光齋の五男、同嗟五郎の弟、明治二二年一二月七日同府に生れ、大正一三年分家す、大正八年京都帝大法理科を卒業、直に通信省に入り、大正一〇年文官高等試験に合格、大正一一年官を退き、青島にて弁護士を開業、督弁公署法律顧問となり、台湾総督府交通局参事に任じ、通信部庶務課長となり、後之を辞し、現時弁護士を開業す。「宗教」日蓮宗（大阪市西区江戸堀下通二ノ四六、電話土佐堀一七一七）。（帝国大学出身名鑑）昭和7年

●三宅橙邨「小川良之輔の死」（通信協会雑誌）第370号・昭和14・6

⑯足立進三郎

●明治三五年七月東京帝国大学法科大学卒業（官報）明治35・7・14）、明治三五年七月司法官試補・千葉地方裁判所詰（官報）明治35・7・29）、明治三六年四月司法官試補依願免（官報）明治36・4・7）、明治三六年五月弁護士登録・大阪（官報）明治36・5・23）、大正一五年大阪弁護士会長（大阪弁護士会百年史）、昭和二二年四月登録換↓京都（官報）昭和22・5・30）、昭和二三年一月二八日登録取消・死亡（官報）昭和24・1・20）

●弁理士・弁護士、妻春野（明治一八年生）岡山県人徳田喜久太郎長女、山陽高女卒、嗣子二郎（明治三一年生）会社員、養女節子（明治四三年生）高女在。

君は、岡山県人足立克讓の三男にして、明治七年二月二五日を以て生る、夙に開城中学校、第一高等学校を経て、明治三五年東京帝国大学法学部独法科を卒業し、直に司法官試補に任じ、明治三六年九月現地に弁護士の登録を了し開業して、一般法律事務に従事し、今日に至る（大阪市北区真砂町二九ノ一、電話北一二七〇）。（帝国大学出身名鑑）昭和7年

●大江ビルディング（株）取締役、弁護士、東京府土族、母繁（嘉永〇年六月生）岡山県土族加藤親長女、妻春野（明治一七年七月生）岡山県徳田秋生養母、養子二郎（明治二九年二月生）、岡山県堀慥爾弟、養子節子（明治四二年二月生）神奈川県萩原盛一妹。

君は、岡山県土族足立克讓の三男にして、明治七年二月を以て生る、明治三五年東京帝国大学法科大学独法科を卒業し、現時弁護士にして、大江ビルディング会社取締役たり、家族は尚庶子弘（昭和五年三月生、生母京都荒木きぬ）、兄銈二郎（明治三年一月生、現戸主）、同妻スエジ（明治三三年一月生）宮城県田村只七妹、及三男三女あり、（大阪市北区真砂町二九ノ一、電話北一二七〇）。（人事興信録）昭和9年

●大江ビルディング（株）取締役、弁護士、大阪府在籍、妻きぬ（明治三〇年九月生）京

都府荒木文助五女、男弘（昭和五年三月生）、養子二郎（明治二九年二月生）岡山県堀慥爾弟。

君は、大阪府足立克讓の三男にして、明治七年二月出生、昭和一四年兄銈二郎方より分家す、弁護士にして、現時大江ビルディング取締役たり、「趣味」読書、（大阪市北区真砂町二九、電話北一二七〇）。（人事興信録）昭和16年

●平田政之助編・足立進三郎校閲『書式便覧上編』（大阪聚文舎・一九〇五年一月）、本社記者「名士訪問記 足立進三郎氏」（『民衆の法律』第3巻5号、一九二六年一月）、阿部甚吉「足立進三郎」（『法曹百年史』、法曹公論社・一九六九年一月）、山中永之佑「足立進三郎」（潮見俊隆編著『日本の弁護士』法学セミナー増刊、日本評論社・一九七二年一月）

（注1）『日本法律新聞』は、昭和九年六月一日、日本法律新聞社同人（足立進三郎、川崎齋一郎、高山義三ら二名）によって発刊（月二回）され、昭和一〇年六月一五日第二四号まで現存している。昭和一〇年一月第一四号からは、足立進三郎が主幹となり、顧問に川崎齋一郎・吉田乙松ら七名、同人に奥谷真吉・高梨乙松・溝淵春次ら九名の体制で発刊した。（『日本法律新聞』第14号・昭和10・1・1、第18号・昭和10・3・1）

（注2）「お口で儲ける弁護士の稼ぎ高」（大阪朝日）昭和4・1・26）によると、先年故人となった菅沼豊次郎（約四万円）、最近二年の所得決定額は、毛戸勝元（三万三千元）、平田讓衛（約三万円）、黒田莊次郎（約三万円）、市村富久（約三万円）、市村定吉（二万円乃至二万五千元）、勝田永吉外三名（二万円乃至二万五千元）、清瀬一郎（二万五千元）、四方田保（二万円遙超）、足立進三郎（二万円遙超）、石黒行平大阪市議会議長（二万円近）、白川朋吉（二万円近）、柚木周平松島事件弁護士（七、八千元）、竹内作平（五千元乃至六千元）、山本芳治（五千元乃至六千元）、板野友造（五千元乃至六千元）とある。

なお、足立は、刑事専門弁護士の中で、一番収入が多いといわれていた（大阪朝日）昭和5・4・20）。

⑰明石九一

●大正三年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』大正3・7・13）、大正三年八月司法官試補
・大阪地方裁判所詰（『官報』大正3・8・14）、大正五年三月高知地方裁判所兼高知区裁判所予備
検事（『官報』大正5・3・15）、大正五年七月高知地方裁判所兼高知区裁判所検事（『官報』大正5・7・15）、
大正六年三月兼安芸区裁判所検事（『官報』大正6・3・14）、大正六年一月大阪区裁判所兼大阪
地方裁判所検事（『官報』大正6・11・24）、大正九年九月退職（『官報』大正9・9・11）、大正九年九月弁
護士登録・大阪（『官報』大正9・10・1）、昭和六年九月二八日登録取消・死亡（『官報』昭和6・10・19）
●明治二一年五月一五日生、広島県佐伯郡平良村、大正三年七月東京帝国大学法科大学
卒業、大正三年七月司法官試補・大阪地方裁判所詰。（『法曹界人物事典』1）

●「事務所」北区絹笠町五、「電話」北六五〇二、「本籍」広島。（『日本弁護士名簿』昭和4年）

●本社記者「名士訪問記 明石九一氏」（『民衆の法律』第3巻第5号、一九二五年一月）

⑱緒方弘

●大正六年七月京都市帝国大学法科大学卒業（『官報』昭和6・7・19）、大正六年十一月弁護士登
録・大阪（『官報』大正6・11・17）、昭和一二年四月一日登録取消・死亡（『官報』昭和12・5・12）

●明治二〇年一月二九日生、弁護士、「事務所」北区絹笠町六、「電話」北二六八〇番。
刑事弁護士として斯界の権威者である緒方弘氏は、大正六年京都市大の出身にして、翌七
年大阪に於て弁護士開業、翌年阪急沿線石橋の女学生「みつぎ殺し」事件に関与し、駆け
出しの氏が早くも先輩大家と肩を並べて敏腕を振り一躍名声を馳せたのが、氏の今日を築
き上げた因で、爾来大和川疑獄事件、玉出の魔の家事件、木津の本夫殺し事件、十三の釣

堀事件、近くは桃色事件としてセンセーションを巻き起した心斎橋カクマツ屋事件等々、
凡そ難事件の弁護には必ず氏の出馬を見てをり、現在同業者まで大事件には氏に采配を仰
ぐと云ふ状態である。氏の学究的態度は、一度事件に際会するや、被告の権利擁護の為に
は寢食を忘れ黙々として事件の学理的、科学的探究に没頭し、法廷に於ける血と熱の真摯
な弁護戦は、裁判官をいたく感動するところがある。人間「緒方」としての氏は、大学時
代苦学生としての貴い体験を持つてゐる関係、稀に見る人情の士でもあり、氏に大恩を受
けた者多く、学費の滞納から大学退学の窮地にあった時助けを受けた京都山科の一樵夫に、
今なほ月々の仕送りをなし、一切の面倒を見てゐると云ふ、氏に隠れた美談もある。氏は
九州熊本の子で、熱血兒として多くの武勇逸話を残し、氏が一生一大の結婚式に際し花
嫁（現夫人）を式場に待たして悠然として某所で杯を傾け、心配して迎へに越した夫人の
敵父が、氏の剛腹にゾッコン惚れ込んだと云ふ挿話もある。趣味詩吟は、専門の域に達し、
暇を見つけての愛吟を唯一の楽しみにしてゐる。そのほか俳句、追分の達人でもある。二
和子夫人との間に三男一女があり、書記と合して十数名の大家族である。（『大阪新人物誌』昭和9年）

●「事務所」北区絹笠町六、「電話」北二六八〇、「本籍」熊本。（『日本弁護士名簿』昭和4年）

●緒方弘「回想録」（『創立四十周年記念 多士』金津正夫・一九二三年五月）、緒方弘「拷問の文明化？」（『民
衆の法律』第2巻第5号、一九二五年六月）、緒方弘「拷問の文明化？（続き）」（『民衆の法律』第3巻第1号、一九二五年
七月）、緒方弘・吉長正好「谷田院長の『人権蹂躪問題』に就て」（『民衆の法律』第3巻第3号、一九二五
年一〇月）、緒方弘「罵倒されて」（『民衆の法律』第4巻第1号、一九二六年一月）、本紙記者「名士訪問 緒
方弘氏」（『民衆の法律』第4巻第1号、一九二六年一月）、緒方参牛「山科小景（俳句）」（『日本法律新聞』第3号、昭和
9・7・1）、緒方弘「池田君の弁論要旨書面」（『故池田重太郎君追慕録』、故池田重太郎君追悼会・一九三六年一〇月）、

阿部甚吉（大阪弁護士会）「緒方弘先生」『自由と正義』第16巻第7号、一九六五年七月

⑱ 毛利與一

● 大正一四年三月京都帝国大学法学部学士試験合格（『官報』大正14・5・13）、大正一五年一二月高等試験司法科合格（『官報』大正15・12・21）、昭和三年三月弁護士登録・大阪（『官報』昭和3・4・12）、昭和二五年司法修習委員長、昭和二六年司法委員長、昭和三四年大阪弁護士会長、資格委員長、推薦委員長、選挙委員長（『大阪弁護士会百年史』）、昭和五七年一月三十一日登録取消・死亡（『官報』昭和57・3・11）

● 弁護士、妻久子（明治四一年生）広島県長亨姉、広島県立高女出身、男宏太郎（昭和四年生）。君は、山口県毛利與吉の長男、明治三四年四月一五日門司市に生れ、同四三年家督を嗣ぐ、大正一四年京都帝大法科を卒業、更に同大学院に研鑽、次で欧米を巡遊後、現地に弁護士を開業す、「宗教」浄土宗、「趣味」読書、旅行、（京都市左京区太秦安井、電話西陣一五三一）、「事務所」大阪市北区絹笠町大江ビル内、電話北一一二五。（『帝国大学出身名鑑』昭和7年）

● 「職業」弁護士、大阪弁護士会員、「事務所」大阪市東区備後町二ノ五六第二野村ビル二階四号室、電話（23）二二二二、「自宅」高槻市大字服部一八三三、電話高槻〇九四八、「出身地」京都。松川事件、砂川事件などで弁護士、代理人として活躍。（『大阪紳士録』昭和34年、「人物物故大年表」平成18年）

● 明治三四年四月一五日生、「出身地」京都市、「事務所」北区梅ヶ枝町一二三瑞穂ビル三階、電話（361）三三三八・三六九三、「自宅」高槻市浦堂本町一八三三、電話（85）〇九四八、昭和三年弁護士登録（一八七三）、大正一四年京都帝大法科卒、大正一五年高文試験大観（昭和37年、「全国弁護士大観」昭和52年）

● 毛利與一『刑事証拠法』（三和書房・一九五六年一〇月）、毛利與一『自由心証論…有罪心証としての』（有信堂・一九五六年一〇月）、毛利與一「**囹捜査**」『自由と正義』第8巻第7号、一九五七年七月）、毛利與一「**実体的真実主義**」『綜合法学』第1巻第4号、一九五八年九月）、毛利與一「**検察官の被告人に有利な証拠の隠滅の問題及び右証拠の提出義務について**」『法律時報』第31巻第1号、一九五九年一月）、毛利與一「**誤判を誘うもの**—松川事件を契機として」『権利の濫用』上、末川先生古希記念、有斐閣・一九六二年一月）、毛利與一「**私の学んだ法律学学者に触れ得た喜び**」『綜合法学』第7巻第4号、一九六四年四月）、毛利與一「**司法試験法改正について**」『自由と正義』第16巻第4号、一九六五年四月）、毛利與一「**秘密交通権**」『自由と正義』第17巻第1号、一九六六年一月）、毛利與一「**良心論雑考**」『犯罪と刑罰』上、佐伯千代博士還暦祝賀、有斐閣・一九六八年五月）、毛利與一「**訴訟の実態**」〔憲法研究所編『最高裁判所にかんする研究』、法律文化社・一九六八年一〇月）、毛利與一「**最高裁判所はどうあるべきか**」『自由と正義』第22巻第6号、一九七一年六月）、毛利與一『**裁判における根拠と理由**』（日本評論社・一九七三年一月）

⑳ 渡部一

● 明治一八年七月二一日生、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業（『官報』明治45・7・12）、大正二年一二月弁護士登録・大阪（『官報』大正2・12・13）、昭和三五年一〇月二五日登録取消・死亡（『自由と正義』昭和35・12）

● 弁護士、妻レア（明治二〇年九月生）奈良県益海正風四女、男學（大正二年四月生）、

女幸子（大正四年八月生）。君は、秋田県人渡部儀助の長男にして、明治一八年八月を以て生れ、大正七年家督を相続す、先是明治四五年東京帝国大学法科大学英法科を卒業し、弁護士を開業す、家族は尚四女恵子（昭和四年二月生）あり、長女百合（明治三十九年六月生）は大阪府荒川重太郎に、二女清子（明治四一年四月生）は高知県人北川格太郎長男格彌太に嫁せり（大阪市天王寺区上本町七ノ二一、電話五〇二一九）。（帝国大学出身名鑑）昭和七年

● 弁護士、渡部精工所（合名会社）代表、秋田県士族、妻レア（明治二〇年九月生、奈良県益海正風四女）大阪プール女学校出身、男學（大正二年四月生）明治大学卒業。

君は、秋田県人渡部儀助の長男にして、明治一八年八月を以て生れ、大正七年家督を相続す、先是明治四五年東京帝国大学法科大学英法科を卒業し、直ちに三井鉱山株式会社本社に入り秘書課に勤務し、大正三年退社の上、弁護士を開業す、尚曩に兼ねて防長炭鉱株式会社、南海鉱業会社の各監査役及亀の海炭磁株式会社取締役たりし事あり、「趣味」音楽、乗馬、「宗教」基督教、「家族」尚ほ四女恵子（昭和四年二月生、夕陽丘高女在）あり、長女百合（明治三十九年六月生）は大阪府人荒川重太郎に、二女清子（明治四一年四月生）は高知県人北川格太郎長男格彌太に、三女幸子（大正四年八月生、大阪府夕陽丘高女出身）は北出平太郎に嫁す（大阪市天王寺区上本町七ノ二一、電話天王寺五〇二一九）。（人事興信録）昭和九年・昭和十八年

● 原登久雄「人物紹介渡部一」『桃山学院年史紀要』第28号、二〇〇九年三月

②別城遺一

● 大正一一年三月弁護士試験及第（官報）大正11・3・27、大正一一年五月弁護士登録・大阪（官報）大正11・5・26、昭和五四年一月二八日登録取消・死亡（自由と正義）昭和54・3

● 「職業」弁護士、大阪市北酒類協組顧問、大阪弁護士会員、「事務所」大阪市福島区海老江中三ノ六一、電話（44）九八四六、「住所」西宮市奥畑町五、電話（2）四八五六、「出身地」熊本県。（全日本紳士録）昭和28年、「大阪紳士録」昭和34年

● 明治二七年六月一五日生、「出身地」熊本県、「事務所」北区堂島北町六番一号大西ビル三階、電話（344）〇三四〇、「自宅」西宮市中屋町六番一号、電話（22）四八五六、大正一一年弁護士登録（七八九）、大正一〇年弁護士試験合格、大正七年法政大学法科卒、常議員、「宗教」禅宗、古典研究者、「雅号」天洋（和歌、俳句）、憲法改正、選挙公営制度促進運動者。（日本弁護士大観）昭和37年、「全国弁護士大観」昭和52年

②瀧淵春次

● 大正一三年一二月弁護士試験（大正12年法律第52号）合格（官報）大正13・12・11、大正一三年一二月弁護士登録・大阪（官報）大正14・2・3、昭和六年九月大阪府議当選、昭和二六年五月参議院議員補欠選挙当選、昭和五三年一月七日登録取消・死亡（官報）昭和54・2・17

● 明治三六年六月一六日生、弁護士、大阪府会議員、「住所」西区江戸堀下通一丁目一三番地。氏は、香川県香川郡仏生山町の出身にして、立命館大学法科卒業の秀才、また若くして弁護士試験に登第し、関西法曹界に於て少壮弁護士として、その名錚々たるものがある。また、全日本商工党顧問、大阪軍法会議弁護士会常任理事、大阪学用品組合組合長、関西鍼灸革新同盟会々長、株式会社大洋軒監査役等の公私の要職にある傍ら、昭和六年九月大阪府会議員に当選し、つねに中小商工業者の擁護を標榜して立ち、又昭和八年度の大阪府会には、氏の所属会派府政倶楽部を代表して進止事件、都市商工問題を提げて、論鋒鋭く理事者に肉薄したのは、今尚世人の記憶の新たなところである。又昭和七年度通常

大阪府会には、特別予算委員となり名声を博した。氏は、本門仏立講の熱心なる信者で、日蓮主義を奉じ「人事を尽くして天命を待つ」を身上として、日夜その業に努力している。

趣味としては、演劇、映画、角力、浪花節、撞球、将棋、読書のほか、書画の鑑賞等なか／＼多趣味である。又、照枝夫人は、株式会社大洋軒社長川村吉藏氏の令嬢で、市立実科高女の出身、家族は夫人のほかに長女静（六歳）、長男健一（三歳）さんがある。（大阪新人物誌）昭和9年

●大阪府会議員、政友会大阪支部幹事長、弁護士。政治家に欠く可からざるものは雄弁である。恰も戦場に於いて武器は兵士の生命なるが如く、雄弁は政治家にとつて唯一の武器である。縦へ識見が高く抱負があり、主義主張ありとするも、此の武器を有せずんば到底政治家として成功する訳には行かぬ。況んや主義もなく主張もなきものに於いてをや。……我が溝淵春次氏は、関大（注、正しくは立命館大学）を優秀なる成績を以て出たり、学生時代より万人敬慕して止まざる、天下の雄弁家にして府議会員中の花形である。氏は府政上に遠大なる抱負、高遠なる理想を有し、大大阪府下に於ける若手政治家として、全く府民より絶大なる信頼を受けつゝあり。氏は純真なる青年政治家だけあつて、常に純真なる主張、堂々たる言論は実に府会の権威となり、大政友会大阪支部党員中氏の右に出づる者果して幾人あるか。宜なる哉、多士濟々たる政友会に在つて、支部幹事長の氏は居然としてその大をなしてゐる。近き将来には、日比谷原頭に於いて国民の福祉増進を絶叫する人である。而して、弁護士としては、法則に精通し実地に造詣殊に深し。氏は大阪の紳士の花形株にして、弁護士として既に斯界の英物たり。然して、氏は性温和にして且恬憺寡慾、人に接して苟しくも城府を築かず、洒落水の清きが如し、依つて亦訴訟依頼者は其の門に市をな

せり。而も、氏の至誠は識別誠に速かにして、其任託を果すに於いても至らざるところなし。氏が法律上の智識は、飽迄に新派に囑し、性の磊落にして、胆の宕徹たる且つ朝発暮改の法律細条に向つても瞥見黙読亦能く胸臆に蔵めずと言ふことなし、また一度法廷に立ちて弁護抗論を逞しうするや、恰も論戦堂々として風発雨声の感あり。是れに於いて乎、衆望を一身に錘めて明らかに諸弁護士を圧するなり。溝淵氏は誠に刑事被告の弁護の技量に於いても堪能なり、而かも殊更に堪能とするところは民事訴訟に有るが如し。蓋し氏の論理明晰、証拠の嶄新なる、而して恬淡なるその性が奇智頓才に富める、正しく民事に於いて適當なる学理的進展を見せる者乎。氏の風韻は、即ち以て歓迎するに堪えたる所なり。尚、氏の趣味は読書にして品行方正当世紳士中稀に見るの好紳士である。（原静村『非常時

日本と人物』南海新聞社・一九三五年八月）

●自由民主党大阪府連最高幹事、弁護士、香川県在籍、妻昭枝（明治四二年八月生）大阪府川村吉藏二女、男健一（昭和七年二月生）。君は、香川県岩吉の五男にして、明治三六年六月一六日生る、大正八年立命館大学法科を卒業、大正一三年弁護士試験に合格し弁護士を開業す、昭和一三年四月資本金三百万円の日本文安チモノー会社を設立し副社長に就任し、その社長となり、一ヶ月約五百万円の採鉱を見る、曩に軍法会議弁護士会常任理事、本門仏立講聯合青年団長に挙げられ、昭和五年大阪府会議員に当選す、政友会大阪支部幹事長、同支部長、自由党大阪府連幹事長、同選挙対策委員長を経て、昭和二六年五月参議院議員に当選す、「趣味」将棋（二段）、読書、角力、浪花節、「宗教」日蓮宗↓本門仏立宗、「家族」尚ほ二女静（昭和四年一二月生）、三女瑠子（昭和九年五月生）、二男二郎（昭和一一年七月生）、三男武志（昭和一五年一月生）の外、兄菊次（明治二三年九月生）日本

アンチモニー(株)取締役、同妻コノブ(明治二六年二月)、兄信次(明治二五年七月生)日本アンチモニー(株)監査役、同妻キヌ(明治二九年六月生)、兄徳次(明治二八年六月生)あり(大阪市西区江戸堀通一ノ一三、電話土佐堀七一二六)。(「人事興信録」昭和16年・昭和18年・昭和32年)

●加賀共同自家発電(株)代表取締役、弁護士「住所」大阪市阿倍野区阿倍野筋三ノ一三、電話(77)二〇三二、「閲歴」明治三六年六月一六日生、香川県出身、大正八年立命館大学法科卒、日本大研究室に研究、大正一三年弁護士試験合格開業、昭和五年大阪府議政友会大阪支部幹事長となり、同支部長、次いで自由党府連支部長、同選挙対策委員長を経て、昭和二六年参議院補欠選挙に当選し、自由党府連支部長、参院電通委員長を経て、昭和三年同党を脱退し、民主党に入る、「宗教」日蓮宗、本門仏立宗、「趣味」相撲、浪曲、「家族」妻照枝(明治四二年生)、長男健一(昭和七年生)、二女静(昭和四年生)、三女瑠子(昭和九年生)、二男二郎(昭和一一年生)、三男武志(昭和一五年生) 追手門高校、四男盾雄(昭和一八年生) 東中学、義母川村とし(明治一六年生)、「住所」大阪府東区大手通二ノ三、電話東(94)二二三三。(「大衆人事録」昭和18年・昭和31年・昭和32年、「大阪紳士録」昭和34年)

●大阪府選出参議院議員、自由党、明治三六年六月生、本籍香川県、立命館大学法科修、大正一三年弁護士となり、その後大阪府議会議員、自由党大阪府連幹事長、同選挙対策委員長等歴任、昭和二六年参議院議員当選、参議院電気通信委員長となる、当選一回(一補選)、昭和五三年一月七日死去。(「議会制度七十年史」昭和36年、「議会制度百年史」平成2年)

●明治二六年六月一六日生、「出身地」香川県、「事務所」大阪市北区絹笠町一八聚噺ビル三階、電話(312)三八四一、「自宅」大阪市西淀川区竹島町三ノ八九、大正一三年弁護士

登録(一四六八)、大正八年立命館大学法科卒、昭和六年大阪府会議員、昭和一〇年立憲政友会大阪支部幹事長。(「日本弁護士大観」昭和37年)

●溝淵春次「司法官の品位保持運動と弁護士の品位保持について」(「法律新聞」昭和4・11・8)

②3 奥谷眞吉

●大正一〇年九月弁護士試験及第(「官報」大正10・9・30)、大正一〇年一月二日弁護士登録・大阪(「官報」大正10・12・8)、昭和一〇年大阪弁護士会副会長(「大阪弁護士会百年史」)、昭和一八年九月一三日登録取消・死亡(「官報」昭和18・10・9)

●「事務所」西区江戸堀南通二ノ四一、「電話」土三九九五、「本籍」大阪。(「日本弁護士名簿」昭和6年)

②4 河本尚

●昭和五年一月高等試験司法科合格(「官報」昭和5・11・12)、昭和六年五月弁護士登録・大阪(「官報」昭和6・5・29)、昭和四三年五月一八日登録取消・死亡(「官報」昭和43・7・4)

●明治三六年三月一三日生、「出身地」箕面市(元岡山県)、「事務所」大阪市東区今橋二ノ一〇加賀美証券二階、電話(231)五三〇一、「自宅」箕面市桜井六番通六丁目、電話(〇七二八七)二三六九、昭和六年弁護士登録(二三〇四)、昭和四年関西大学卒、昭和五年司法試験合格、昭和九年大阪弁護士会常議員、昭和一三年法律扶助委員、昭和一五年事務員資格審査委員。(「大阪紳士録」昭和34年、「日本弁護士大観」昭和37年)

②5 春原源太郎

●昭和五年一月高等試験司法科合格(「官報」昭和5・11・12)、昭和五年一月二日弁護士登録・大阪(「官報」昭和5・12・29)、昭和四四年五月二四日登録取消・死亡(「官報」昭和44・7・1)

● 弁護士、関西大学理事、長野県埴科郡五加村出身、明治三十九年一月二日傳右衛門の三男に生まる、昭和七年関西大学法学部卒業、弁護士を開業、昭和二二年関西大講師となり、同大学理事に選ばれる、「著書」川柳と法律、弁護士の古靴、「研究」古川柳、「住所」大阪府枚方市中振二七四七。（『人事興信録』昭和28年・30年）

● 明治三十九年一月二日生、「出身地」長野県、「事務所」大阪北区樋上町三一武田方、電話⁽³⁶¹⁾六五〇五、「自宅」宝塚市小浜黒銚一六、昭和五年弁護士登録（二二二二）、昭和七年関西大学文学部卒、昭和五年司法科試験合格、昭和二二年関西大学理事及専務理事、昭和二三年同大学講師。（『日本弁護士大観』昭和37年）

● 校友 専務理事、……母校に関係するようになったのは、昭和一九年関西工業専門学校開校時に始まる。以来、昭和二一年から二五年まで講師として教壇に立ち、昭和二二年に宮島綱男と共に理事となり、同年一〇月専務理事に就き、大学の経営に専念した。昭和二四年専務理事を辞任した後も、引き続き昭和三一年まで評議員として本学の経営に尽力した。……後年、京都学園大学教授として学究の道を歩む。昭和四四年五月渡米準備中に病に倒れ、同月二四日没した。六二歳。（『関西大学 ホームページ中「関西大学を築いた人々」』）

● 春原源太郎『川柳と法律』（非売品・一九四〇年一〇月）、春原源太郎『弁護士』の古靴 随想』（進歩書院・一九五〇年三月）、春原源太郎「江戸時代の離婚法に関する疑義」（『自由と正義』第3巻第4号、一九五二年四月）、春原源太郎「近世大阪の訴訟代理」（『自由と正義』第5巻第3号、一九五四年三月）、春原源太郎「大阪町奉行裁判の訴訟当事者」（『自由と正義』第6巻第11号、一九五五年一月）、春原源太郎「出入暖日記」（『法制史研究』12、創文社・一九六二年三月）、春原源太郎「明治初期法回願選挙と投票の歴史」（『自由と正義』第13巻第3号、一九六二年三月）春原源太郎『大阪の町奉行と裁判』（富山房・一九六二年一〇月）、春原源太

郎編『近世庶民法資料』第1輯・第2輯（法学博士春原先生還暦記念出版会、一九六七年一月・九月）、春原源太郎「法制史のたのしみ（3）明治初期の裁判——法曹百年史のはじまり大審院設置まで——」（『自由と正義』第19巻第8号、一九六八年八月）、石尾芳久「春原源太郎博士旧蔵古文書について」（『関西大学図書館報』第20号、一九八五年四月）

26 大坪貞五郎

● 昭和五年一月高等試験司法科合格（『官報』昭和5・11・12）、昭和六年五月弁護士登録・大阪（『官報』昭和6・5・29）、昭和二二年三月登録取消（『官報』昭和22・7・22）、昭和二二年三月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所検事（『官報』昭和22・3・12）、昭和二六年三月大阪地方検察庁岸和田支部長（『官報』昭和26・3・28）、昭和二八年二月京都地方検察庁福知山支部長（『官報』昭和29・1・6）、昭和三一年三月富山地方検察庁次席検事公安部長（『官報』昭和31・4・3、「司法大観」昭和42年）、昭和三三年三月大阪高等検察庁検事（『官報』昭和33・3・26）、昭和三七年五月広島高等検察庁岡山支部長（『官報』昭和37・5・17）、昭和四〇年三月山口地方検察庁下関支部長（『官報』昭和40・3・27）、昭和四一年二月退職（『官報』昭和41・3・2）、昭和四一年三月公証人・神戸地方法務局所属（『官報』昭和41・3・4）、昭和四三年一月二日死亡（『官報』昭和43・1・12）

● 「事務所」西区江戸堀下通一ノ二三溝淵春次方、「電話」土七二二六、「本籍」高知。（『日本弁護士名簿』昭和8年）

● 明治四〇年一月三十一日生、「職業」大阪高等検察庁検事、「電話」（36）代表〇三五一一、「住所」大阪府泉北郡高石町南一一一五、「出身」高知県安芸市土居、「職歴」弁護士、大阪地検岸和田支部長、京都地検福知山支部長、富山地検次席検事を経て昭和三三年現職に就任。（『大阪紳士録』昭和34年、「司法大観」昭和42年）

②⑦ 林良明

●昭和七年一月高等試験司法科合格〔官報〕昭和7・11・10)、昭和八年四月弁護士登録・大阪〔官報〕昭和8・4・24)、昭和十一年一月登録取消〔官報〕昭和12・1・16)

●事務所「西区江戸堀下通一ノ二三溝淵春次方、「電話」土七一二六、「本籍」奈良。(日本

弁護士名簿) 昭和8年)

②⑧ 木村順一

●大正一三年一月二月弁護士試験(大正12年法律第52号)合格〔官報〕大正13・12・11)、大正一四年四月弁護士登録・大阪〔官報〕大正14・5・20)、昭和五〇年二月一日登録取消・死亡〔官報〕昭和50・3・26)

●明治二〇年八月一五日生、「出身地」和歌山、「事務所・自宅」大阪市浪速区恵美須町三ノ一〇一、電話(641)〇六五一、大正一四年弁護士登録(二五〇八)、大正一〇年関西大学商科卒、大正一三年弁護士試験合格、昭和一八年調停制度革新実行委員、昭和三三年法律扶助委員。(大阪紳士録) 昭和34年、「日本弁護士大観」昭和37年)

②⑨ 高梨乙松

●大正一一年三月弁護士試験及第〔官報〕大正11・3・27)、大正一一年四月弁護士登録・大阪〔官報〕大正11・5・12)、昭和一七年四月衆議院議員当選、昭和一八年七月一〇日登録取消・死亡〔官報〕昭和18・8・26)。

●高梨乙松「司法界に改めたき事」

其の一 時の内務大臣、議員買収の張本人たり、罪状洵に明白、而も検事十手を懐にして泣かざるを得ず、政府党議員某、院内に同僚を殴打し流血の惨を見る、某は加ふるに司

法次官の義弟也、告訴状空しく暗に葬らる。之れをか称して司法権の厳正とや云ふ。上に司法大臣あり、司法大臣は時の政府の閣員也、其の指揮下に検事職を執る、真に検事司法権の厳正を欲するも大臣の一喝に会はず、即ち当路の要官縁者に一指も染むるを得ず。噫如何に久しきかよ検事独立の声。須らく検事総長をして天皇に直隸せしむべし。司法大臣の指揮監督下を脱せしむべし。国家司法権の威信を疑はる、蓋し人の罪に非ずして制度の罪也。

その二 警察署の司法係「我等は検事の指揮は受くれ共監督は受けじ」と放言するを聞く。制度上に於てこそ検事は彼等の上官なれ、其の進退任免補職は素より賞罰の権に至る迄、知事警察部長の握るところなり。故に彼等の検事の命を奉ぜざるも処するに途なし。即ち検事局と警察部と相反目せる場合の如き検事は全く手足を奪はれたる形となる。時に検事局の地方庁高官を検挙せんとする、彼等は反つて検事尾行の任に就くの珍現象を見る事ありとかや、如何にも不合理なる制度なりと検事直属の司法警察官設置の議司法部内に起るや遠けれ共常に内務省側の反対により成らず。先きに清浦内閣に於て鈴木法相、水野内務を説服して、遂ひに之れが設置費を予算に計上したれ共其の俛にして、内閣は倒れた。現内閣に至り司法省は来年度の予算に金五十万円を計上せんとし、若槻内相の「ソゲ―ナ事ハエケマセン」で、オジャンとなる。財政緊縮も事にこそよれ、吾人は一日も早く之れが実現を希望してやまず。

其三 通行人有り。警察署に連行さる。訊問五分間。言渡拘留十日。曰く、一定の住居なくして徘徊する者也、被拘留人「正式裁判を仰ぎます」。「申立書を書け」。「紙と筆を借して下さい」。「そんなものはない」。家族を伴ひ弁護士来る。「被拘留人に面会させて

下さい。「面会は許しませぬ」。「警察署に拘留中の者でも監獄法は準用される。面会は許さるべきものである」。「本官は準用されないものと解釈する。勝手になさい」。警部補殿の虎髭天公を睥睨す。斯くして三日の申立期間は徒過し言渡は確定す。之れ明治十八年九月二十四日布告違警罪即決例と云ふ法律の有様也。今春議會、議員横山勝太郎君提出の違警罪即決例改正法律案、衆議院に現はる。案の大体は、拘留を言渡したる時は家族亦是親族に通知すべし、之等の者亦是委任を受けたる者来らば面会を許すべしと云ふにあり。本党の検事上り原夫次郎とやらが茶々を入れたるのみにて衆議院は通過したれ共貴族院に至りて、握りつぶさる。何時も乍ら気楽院の度し難き困つたもの也。実に困つたもの也。

その四 法廷に於ける検事の席を、俗に二百三高地と云ふ。蓋し被告席を斜めに見下ろし砲撃に便なればなりと。二百三高地から鶏冠山か我れ之れを知らず。只検事も弁護人と同席に下りて貰ひたし、否下ろして貰ひたきもの也。検事と被告及び弁護人が、共に裁判官の前には対等の地位に在りて、攻撃防禦を為すを弾劾式訴訟の長所とす。然るに法廷に於いて特に検事を裁判官と等しく一段上に座せしむる、何の意たるを知らず。況や裁判官に対して為す検事の求刑を、被告席睨んで為さざるを得ざるの奇観を呈するをや。若し夫れお役人は人民共と同席ならぬと仰しやれば、我れ亦何おか云はんや也。

その五 官報を見よ。「何々区裁判所判事判事誰某。」「何々地方裁判所検事検事誰某。」「判事判事、検事検事。前のは職名にして後のは官名也、判りますか。然れ共我々判事検事のお陰にて飯を食ひ居る者より見ても実に奇異の感なき能はず。何々判事検事某。そは官名の判事なりや亦検事なりや。職名の判事を意味するや亦検事を意味するや、語る者知らず、聞く者解せず。而も立派に適用するところ、人の言語の有難きかな。職名官名の統一

改正は現内閣の企図したるところなれ共、僅かに内務省関係の地方官に止まり遂ひに之れに及ばず。台湾にては判事と云へば丁稚を意味するとかや。故に台湾総督府判官と称す。判官必らずしも源九郎の独占すべきものに非ず。判官可也。法務官亦可也。職名と異なる官名はあらざるか。博学多才の司法省参事官連考へて呉れ。現在にては余りにやゝこしき也。否語義を明確にする必要有る也。

其の六 冤罪者国家賠償法案提出されさうで提出されず。お陰で憲法発布三十有七年の今日でも人を縛るはお役徳様也。人民共は諦めよ。無罪放免予審免訴亦赤いべべ着ぬ丈はお上の慈悲。留守で妻子が餓死してもお手数かけたバチと思へ。(大正十四・八・一〇)。(日本及日本人)第80号、一九二五年九月)

●大阪府第三区選出、大阪北区中野町三ノ一三、電話堀川七二二〇、麴町区紀尾井町三清瀬一郎方、電話九段五五〇、「略歴」明治三二年九月大阪府に生る、弁護士を開業す、司法省委員被仰付、翼賛会政調司法内閣兼務委員に指名さる、当選一回(第21回総選挙)。

「政見」今日は我国三千年の光輝ある歴史の中でも、未だ嘗て例のない特超非常時であります、今や大東亜戦争は正に酣にして、御稜威の下忠誠武勇の陸海将兵は前線に、一億国民は銃後に、各自職域奉公を致し、東亜新秩序、これを大にしては世界新秩序のために、全力を挙げて活動して居ります、苟も愛国の精神ある者は、寸時と雖も晏如としてゐる時ではありません。況んや私は過去二十年の永きに亘り、諸先輩と共に既成政党打破、政界革新を叫び、微力乍ら戦ひ抜いて参りました、今や時勢の急速なる転換と共に私共の主張も漸く達せられ、既成政党は解消しましたが、一面に於て国内新体制は整はず、旧政党の地盤は依然として残存し、そこに個人主義、自由主義の残滓を留めて居ります、此時に際

し、戦時国民の活発なる政治力を結集し、これに新組織と新生命とを与へ、時局担当の一大推進力とすることは、多年新政策を唱道し来つた我々に課せられた義務であり、責任であります。(「翼賛議員名鑑」昭和18年)

●衆議院議員(大阪)、榎本鑄造鉄工所、油谷機械工作所各監査役、弁護士、大阪在籍、妻ツヤコ(明治三八年一月生) 広島県中川寛男妹、男浩一(昭和三年一月生) 浪速商業在、女年(大正一四年九月生) 大手前高女卒。

君は、大阪府萬太郎の三男にして、明治三二年九月出生、昭和六年分家す、関大法科を卒業し、弁護士を開業す、「趣味」文芸、歴史、「宗教」禅宗、「家族」尚ほ二男貫次(昭和六年七月生)、二女アイ(昭和一二年二月生)、三女(昭和一六年四月生)あり(大阪市区中野町三の一三、電話堀川七二二〇)。(「人事興信録」昭和18年)

●大阪府第三区選出、翼賛政治会、明治三二年九月生、大阪府出身、大正九年関西大学卒、弁護士の業務に従事す、司法委員となる、「著書」「法窓五月雨雑記」、当選一回(21回総選挙)、昭和一八年七月六日死去。(「議会制度百年史」平成2年)

●高梨乙松「江藤新平の処刑に就て」(『民衆の法律』第3巻第5号、一九二六年二月)、高梨乙松「発売禁止のもと風俗壊乱とは何か」(『民衆の法律』第4巻第2号、一九二六年二月)、高梨乙松「戯曲に見えたる徳川時代の刑罰」(『民衆の法律』第4巻第3号、一九二六年三月)、高梨乙松「戯曲に見えたる徳川時代の刑罰」(『民衆の法律』第4巻第4号、一九二六年四月)、高梨乙松「姦通に対する慰謝料の相場」(『民衆の法律』第4巻第5号、一九二六年五月)、高梨乙松「司法権の独立に就て」(一)(二)湖南事件の顛末」(『民衆の法律』第4巻第5号、一九二六年五月、第5巻第1号、一九二六年八月)、高梨乙松「既成政党打破同盟会の成立より其経過」(『新使命』第3輯第7号、一九二六年七月)、高梨乙松「枯穂を焼く」(『日本法律新聞』第13号、昭和9・12・1)、高梨乙松

「法語籠」(『日本法律新聞』第15号、昭和10・1・15)、高梨乙松『法窓五月雨雑記』(大同書院・一九三五年七月)、高梨光司『噫高梨乙松』(高梨治一・一九四三年八月)

(注1)『民衆の法律』は、吉長正好弁護士(大阪弁護士会)によって、大正一三年一〇月一日創刊され、大正一五年八月号まで現存している。

(注2)『法窓五月雨雑記』は、『日本法律新聞』に連載した随筆「法窓五月雨雑記」と『民衆の法律』に投稿した論文などを一書にまとめたものである。

③〇清水嘉市

●大正一二年二月弁護士試験及第(官報)大正12・2・27)、大正一二年三月弁護士登録・大阪(官報)大正12・3・29)、昭和一〇年一二月登録取消(官報)昭和11・1・11)、昭和一一年三月弁護士登録・大阪(官報)昭和11・4・2)、昭和四一年九月登録取消(官報)昭和42・11・21)

●明治二八年九月五日生、「出身地」徳島県、「事務所・自宅」大阪市天王寺区清水谷東之町四二四、電話(761)五三〇七、昭和一一年弁護士登録(二八三〇)、大正一二年弁護士試験合格、昭和二年大阪府会議員、昭和一二年大阪府会議員、昭和二五年人権擁護委員(三回)。(大阪紳士録)昭和34年、「日本弁護士大観」昭和37年)

●市会議員、弁護士、「住所」天王寺区勝山通二ノ一三、電話天王寺三〇九七、「経歴」徳島県今藏長男、明治二八年九月五日生る、大正一二年開業、昭和一〇年現地に転ず、昭和一七年五月市議当選、曩に府議たり、「宗教」真言宗、「趣味」碁、読書、「家庭」妻キミ(明治三〇年生) 廣岡菊藏長女、長男幸雄(大正一二年生) 生野中卒、長女愛子(大正五

年生) 大谷女高卒、二女喜代子(昭和三年)。(人事興信録) 昭和18年

● 大阪市会議員、大阪市教育委員、弁護士、大阪府出身、明治二八年九月五日出生、弁護士を開業し、大阪府議に選ばれ、昭和二六年四月以来二回大阪市議に当選、昭和三〇年教育委員に任ぜらる。「住所」大阪市天王寺区勝山通三ノ一、電話天王寺五〇九八。(人事興信録) 昭和26年

● 清水嘉市「友人を代表して高梨君を悼む」(高梨光司『噫高梨乙松』高梨治一、一九四三年八月)

③ 増田幸次郎

● 昭和九年一月高等試験司法科合格(官報) 昭和9・11・6)、昭和一〇年五月弁護士登録・大阪(官報) 昭和10・5・16)、昭和一五年四月登録取消(官報) 昭和15・5・10)、昭和一五年四月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所予備判事(官報) 昭和15・4・10)、昭和一五年一月京都地方裁判所兼京都区裁判所判事(官報) 昭和16・1・7)、昭和二二年一二月京都地方裁判所判事補(官報) 昭和22・12・22)、昭和二三年一月京都簡易裁判所判事(官報) 昭和23・1・30)、昭和二三年五月京都地方裁判所判事(官報) 昭和23・5・21)、昭和二八年九月大阪地方裁判所判事(官報) 昭和28・10・7)、昭和三四年二月京都地方裁判所判事(官報) 昭和34・2・4)、昭和三五年一月京都地方裁判所判事部事務総括(官報) 昭和35・1・7)、昭和三八年四月大阪高等裁判所判事(官報) 昭和38・4・4)、昭和四二年四月大阪地方裁判所判事部事務総括(官報) 昭和42・4・17)、昭和四六年五月大阪高等裁判所判事部事務総括(官報) 昭和46・5・11)、昭和五〇年一二月停年退官(官報) 昭和50・12・8)、昭和五一年四月京都簡易裁判所判事(官報) 昭和51・4・2)、昭和五五年一二月簡裁判事停年退官(官報) 昭和55・12・9)、昭和五六年三月弁護士登録・京都(官報) 昭和56・4・22)、平成二年一月九日登録取消・死亡(官報) 平成3・3・12)

● 「事務所」西區鞆南通一ノ一〇日清ビル田島淳太郎(注、大阪弁護士会員) 方、「電話」土五一九八、「本籍」奈良。(日本弁護士名簿) 昭和12年

● 大阪地方裁判所判事、奈良県生駒郡郡山町(大和郡山市) 出身、明治四三年一月二月六日安次郎の二男に生る、昭和九年京都大学法学部を卒業し、昭和一〇年四月弁護士となり、昭和一五年四月大阪地裁判事に任ぜられ、昭和一二年一二月京都地裁判事を経て、昭和二八年一〇月再び大阪地裁判事に補され、今日に至った、先に司法研究員を命ぜられた、「研究」民事訴訟、仮処分、「趣味」油絵、写真、読書、随筆、「宗教」真言宗、「家庭」母音枝(明治一九年五月生) 奈良県吉田八重藏三女、妻藤枝(大正二年一〇月二六日生) 兵庫県三輪谷藤平長女、伊丹高女卒、長男榮久(昭和一一年一月二一日生) 下鴨中学・洛北高校、京大法在学、長女香代(昭和一四年二月三日生) 下鴨中学・洛北高校・立命館大学在学、二女幸子(昭和一六年八月二三日生) 洛北高校在学、三女陽子(昭和二三年八月三〇日生) 生葵小学校在学、「住所」京都市左京区下鴨西本町五五、電話(78) 一五〇三「留守宅」奈良県郡山町新紺屋、電話郡山七五(人事興信録) 昭和26年・28年・30年、「大阪紳士録」昭和34年

● 明治四三年一月二六日生、奈良県大和郡山市、昭和九年一月司法試験合格、昭和一〇年五月弁護士登録・大阪、昭和一五年四月登録取消、昭和一五年四月大阪地裁兼大阪区裁予備判事、昭和一五年一二月京都地裁兼京都区裁判事、昭和二二年一二月京都地裁判事補、昭和二三年一月兼京都区裁判事、昭和二三年五月京都地裁判事、昭和二六年一月神戸地裁判事職務代行、昭和二六年四月解神戸地裁判事職務代行、昭和二八年九月大阪地裁判事、昭和二八年九月京都地裁判事職務代行、昭和二八年一〇月解京都地裁職務代行、昭和三四年二月京都地裁判事、昭和三八年四月大阪高裁判事。(司法大観) 昭和32年・42年

●増田幸次郎「判例批評―控訴審における訴の変更と審級制度」『民商法雑誌』第31巻第1号、一九五五年五月）、増田幸次郎「いかなる場合に疎明がなくても保証を立てさせないで保全処分申請を容認しうるか」『判例タイムズ』第197号、一九六六年二月）、増田幸次郎「判例批評―地方裁判所がした判決に対する再審事件の終局判決について高等裁判所に対する上訴の種類」『民商法雑誌』第56巻第2号、一九六八年五月）、増田幸次郎「判例批評―二月三十一日は民事訴訟法第一五六条第二項にいう一般の休日にあたるか」『民商法雑誌』第60巻第1号、一九六九年四月）

●東京弁護士会編『陪審裁判―旧陪審の証言と今後の課題―』(ぎょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として「増田幸次郎弁護士に対する聴取」が収録されている。

(注) 増田幸次郎は、東京弁護士会編『陪審裁判―旧陪審の証言と今後の課題―』(ぎょうせい・一九九二年四月)において、弁護を担当した陪審公判は、昭和十一年頃大阪地裁の放火事件で有罪となったという。しかし、新聞報道では、増田は、㉔事件(昭和十一年四月一六日判決・準強盗住居侵入窃盗事件)の弁護士である。さらに、増田は、弁護士法第三六条第一項により、弁護士となったというが、陪審法第三六条第一項による官選弁護人の誤りであろう。また、㉔事件については、東京弁護士会編『陪審裁判―旧陪審の証言と今後の課題―』(ぎょうせい・一九九二年四月)に「旧陪審裁判の証言」として、当時司法官試補であった「丹生義隆弁護士に対する聴取」が収録されている。

なお、昭和十一年頃の放火事件に該当するのは、㉔事件(昭和十一年九月二八日判決・懲役七年)であるが、この事件の弁護士は奥田福敏弁護士である。

㉔ 坂東米八

●大正八年一二月判事検事登用試験及第・弁護士試験及第(官報)大正8・12・12)、大正八年

一二月司法官試補・大阪地方裁判所詰(官報)大正8・12・29)、大正一〇年七月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所予備判事(官報)大正10・8・3)、大正一〇年一月大阪地方裁判所兼大阪区裁判所判事(官報)大正10・11・15)、昭和四年九月大阪控訴院判事・退職(官報)昭和4・9・14、昭和4・9・16)、昭和四年九月弁護士登録・大阪(官報)昭和4・10・23)、昭和一五年常議員会議長、(大阪弁護士会百年史)、昭和二十二年三月登録換↓徳島(官報)昭和21・5・24)、昭和二十三年三月登録換↓大阪(官報)昭和23・4・27)、昭和二十四年六月登録取消(官報)昭和24・11・5)、昭和二十四年六月大阪簡易裁判所判事(官報)昭和24・7・14)、昭和二十五年四月生野簡易裁判所判事(官報)昭和25・4・17)、昭和二十九年三月生野簡易裁判所判事司法行政事務掌理者(官報)昭和29・4・8)、昭和三十一年一月簡易裁判事定年退官、昭和三十一年三月弁護士登録・大阪(官報)昭和31・4・10)、昭和三十三年七月登録取消(官報)昭和33・8・16)

●明治一八年一月二日生、徳島県阿波郡久勝村、大正八年明治大学法科卒(『人物事典』Ⅱ・Ⅲ。弁護士、「事務所」大阪市北区樋ノ上町三八藤ビル二一号室、電話(34)八四五一〜九、「住所」吹田市大字片山出口町七四一、電話(38)九九一。(『大阪紳士録』昭和34年)

●坂東米八『刑法・陪審法読本』(宝文館・一九二八年五月)、坂東米八「偶感(上)・(下)」(『法律新聞』昭和13・9・5・昭和13・9・8。注(上)・(三)において「陪審裁判について」論じている)

(注) 坂東米八は、大阪における最初の陪審公判①事件を陪席判事として担当した。また、坂東米八は、故坂東宏弁護士(大阪弁護士会員、平成二十二年二月二十四日死亡)の父である。

㉕ 安達武雄

● 昭和十一年一月高等試験司法科合格（官報 昭和11・11・6）、その後一年六月間の弁護士試補修習を修了して、昭和十四年八月弁護士登録・大阪（官報 昭和14・9・14）、昭和二十二年一月六日登録取消・死亡（官報 昭和23・1・20）

● 「事務所」西區土佐堀三ノ一九、「電話」土一一三〇、「住所」池田市菅原六一、「本籍」島根。（「日本弁護士名簿」昭和17年）

③④ 鍛冶利一

● 大正一四年一二月弁護士試験（大正12年法律第52号）合格（官報 大正14・12・17）、大正一五年一月弁護士登録・東京（官報 大正15・2・15）、昭和三四年二月二三日登録取消・死亡（「自由と正義」昭和34・4）

● 「事務所」麴町区麴町一ノ四ノ七半蔵門前、「電話」九段四三四四、「本籍」兵庫。（「日本弁護士名簿」昭和17年）

● 弁護士、弁理士「事務所」麴町区麴町一ノ四、電話九段四三四四、「閲歴」兵庫県榮次郎二男、明治三四年一二月二〇日明石市に生る、大正一四年中央大学卒業後現地に開業す、「宗教」真宗、「趣味」読書、写真、「家庭」妻喜美子（明治四五年生）山田辰之進女、日本女子大卒、長男壯一（昭和五年生）、二男利秀（昭和七年）、長女逸子（昭和六年生）、二女由喜子（昭和一一年生）、三女美和子（昭和一四年生）。（「大衆人事録」昭和17年）

● 鍛冶利一「破産の申立と時效の中断」（法律新聞 昭和3・3・15）、鍛冶利一「保証債務附従性の適用なき場合について」（法律新聞 昭和5・12・15）、鍛冶利一「独逸商法に於ける合名会社」（法曹公論 第35巻第6号 8号、一九三二年六月・七月・九月）、鍛冶利一編『民事破毀判決集』昭和14年度（鍛冶利一・一九四〇年四月）、鍛冶利一「講和論と日本の立場」（法曹公論 第51巻第5号、一九五〇年一〇月）、鍛冶利一

「刑法改正に希望する」（法律時報 第29巻第2号・特集 刑法の改正、一九五七年一月）、鍛冶利一「鬼つ子」憲法』（「時の法令」No.280、一九五八年五月）、鍛冶利一「最高裁判所と事実審理」（「自由と正義」第10巻第4号、一九五九年四月）

九 おわりに

本資料集は、増田が企画・編集・校正をした。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、また、文責はすべて増田が負うものである。

資料の調査収集、電磁ファイルの作成は、次の通り、加藤、紺谷、矢野、居石、三阪の協力によるものである。

「一 はじめに」、「二 大阪における陪審公判一覧表」、「三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閲歴」、「九 おわりに」は、増田が執筆した。「八」の調査収集に当たっては、横山妙子に依頼して、「官報」による判検事・弁護士の閲歴、「雑誌記事集成データベース」による著作・論文・評伝の調査収集に協力してもらった。なお、「四〇七」の資料紹介の前書きも、増田が執筆した。

「二 大阪における陪審公判一覧表」、および「六 新聞報道に見る陪審公判」に用いた資料は、主として新聞報道であるが、増田・加藤・紺谷・三阪が大阪府立中之島図書館を中心に調査収集した。その予備調査では、横山に依頼して、国会図書館において、かなりの新聞報道を調査収集した。そして、「1 陪審法の実施に関する報道」中、⑤⑩⑬⑱⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の電磁ファイルの作成は紺谷が担当し、その外は矢野のゼミ生が担当した。

また、居石のゼミ生らは、「六」の新聞記事全部を電磁ファイル化した。なお、法律新聞・日本陪審新聞に掲載された陪審公判記事は、増田が調査収集した。

「三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判」の作成に用いた資料の陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿は、増田が閲覧謄写申請をし、増田・加藤・紺谷・三阪が、大阪地方裁判所において、デジタルカメラで撮影した。なお、刑事統計年報は、横山の協力により複写を収集した。

「四 陪審説示集・問書集に見る陪審公判」に用いた資料は、増田が調査収集し、「1 問書・答申」は増田が電磁ファイルを作成し、「2 説示・問書」は三阪が電磁ファイルを作成した。

「五 刑事判決書」は、増田が閲覧謄写申請をし、増田・加藤・紺谷・三阪が、大阪地方検察庁においてデジタルカメラで撮影した。そして、紺谷が電磁ファイルを作成した。

「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士感想」の資料は、増田が調査収集し、「1 判検事」の感想は、紺谷が電磁ファイルを作成し、「2 弁護士の感想」は、増田が電磁ファイルを作成した。

(注1) 新聞報道の電磁ファイル化を担当した広島修道大学法学部矢野ゼミ生は、有森創史、原田彩姫、金子美月、村上孝志、村田道宣、萬谷奈都美、山根良平、西庄大樹、澤恵美、浜田亜由美、友澤悠美、相田浩秋、木下沙絢、新田大樹である。また、島根大学法文学部居石ゼミ生の油谷佳那子は、同大学学生今田真樹、同水富志織の協力を得て、全新聞記事をパソコンに打ち込んだ。提出された電子ファイルを見ると、学生達は、旧漢字・旧仮名遣いに戸惑いながらも、パソコンに向かって打ち込みを続けたいと思われ、その努力に感謝するものである。

(注2) 横山妙子(千葉市在住)には、国会図書館において新聞記事などの収集を担当してもらった。横山は、会報『古代の風』(月刊、市民の古代研究会・関東発行)の編集者であり、増田修・横山妙子共編『常陸風土記』研究・参考文献目録(『常陸の歴史』特別号、宍書房茨城営業所・二〇〇一年七月)『常陸の歴史』は常陸・房総の歴史に関する郷土雑誌であるが、この特別号は実質単行本である。がある。また、増田修著『古代東国への仏法伝来——古墳の中の仏教文物を中心として——』(ふるさと文庫174、宍書房茨城営業所・二〇〇〇年八月)中の『古代東国への仏法伝来』研究・参考文献目録、および増田修著『研究史・『琴歌譜』に記された楽譜の解説と和琴の祖型——附・『琴歌譜』研究・参考文献目録——』(『芸能史研究』第14号、芸能史研究会・一九九九年一月)中の『琴歌譜』研究・参考文献目録』は、いづれも増田・横山の共編である。

(注3) 陪審公判始末簿などの謄写では、大阪地方裁判所総務課および記録管理担当官には、業務多忙のなか速やかに対応してもらい、また刑事判決書の謄写では、大阪地方検察庁記録担当官には、半年以上にわたり判決書を探索してもらった。感謝する次第である。

(注4) 本稿中の人名については、収録した文中に用いられている場合を除き、すべて敬称を省略させていただいた。